

全国厚生労働関係部局長会議資料  
(令和 7 年度 詳細版資料)

令和 8 年 1 月  
社会・援護局（社会）

目 次

貳

第1 地域共生等の施策に関する議論の状況について（総務課）	1
第2 生活保護制度について（保護課、自立推進・指導監査室）	
1 生活保護を取り巻く現状について	2
2 令和8年度の生活保護基準について	3
3 自立支援の充実について	4
4 保護施設・日常生活支援住居施設等について	6
5 医療扶助について	8
6 生活保護業務のデジタル化等について（システム標準化等）	11
7 その他制度の適正な運用について	12
8 生活保護法行事務監査等について	30
第3 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について （地域共生社会推進室）	
1 地域共生社会の実現に向けた議論の状況	40
2 包括的な支援体制整備の推進について	42
3 重層的支援体制整備事業交付金の取扱いについて	43
第4 生活困窮者自立支援制度について（生活困窮者自立支援室）	
1 居住支援について	46
2 就職氷河期世代に対する支援について	48
3 自立相談支援機関の支援員等の処遇改善について	50
4 関係機関との連携について	51
5 自立相談支援事業について	52
6 任意事業の全国的な実施の推進について	53
7 自治体職員や支援員向けの支援について	55

8 生活困窮者の状況に応じた多様な働き方の確保について	57
9 子どもの学習・生活支援事業について	58
10 広報について	60
11 生活困窮者自立支援統計システムについて	60
12 事業評価について	61
13 緊急小口資金等の特例貸付等について	63
14 その他	63

## 第5 成年後見制度の利用促進等について（成年後見制度利用促進室）

1 成年後見制度利用促進等の現状及び課題について	66
2 令和8年度予算案及び令和7年度補正予算について	67
3 令和8年度の都道府県及び市町村における取組について	71

## 第6 自殺対策の推進について（自殺対策推進室）

1 自殺対策の状況等について	77
2 自殺対策について	79

## 第7 困難な問題を抱える女性への支援の推進について（女性支援室）

1 困難な問題を抱える女性への支援について	102
2 令和8年度当初予算案等について	105
3 その他	113

## 第8 矯正施設退所者等の地域生活定着支援について（総務課）

1 地域生活定着支援の現状及び課題について	115
2 令和8年度の取組について	115
3 その他	116

## 第9 ひきこもり支援について（地域福祉課）

1 ひきこもり支援の現状と課題について	117
2 令和8年度の取組について	118
3 就職氷河期世代等支援について	123

4 ひきこもり支援における共同生活型支援について	124
第 10 福祉・介護人材確保対策について（福祉人材確保対策室）	
1 福祉・介護人材確保対策について	126
2 外国人介護人材の受入れについて	190
第 11 社会福祉法人制度等について（福祉基盤課）	
1 社会福祉連携推進法人制度について	225
2 社会福祉法人関連予算について	227
3 社会福祉法人制度の運営について	228
第 12 災害に備えた福祉支援体制等について（福祉基盤課）	
1 災害に備えた福祉支援体制等について	244
2 独立行政法人福祉医療機構について	262
第 13 地域福祉の推進等について（地域福祉課）	
1 民生委員・児童委員について	272
2 社会福祉協議会について	279
3 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る平時からの取組について	281
4 被災者に対する見守り等の支援の推進について	283
5 寄り添い型相談支援事業について	284
6 地域づくりの推進について	285
第 14 地方改善事業等について（地域福祉課）	
1 地方改善事業の実施について	286
第 15 消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）	
1 生協行政の基本的考え方について	293
2 適正な運営管理及び事業の健全な運営について	294
3 地域共生社会の実現に向けた生協の取組について	297
4 災害時の取扱いについて	298

【参考】令和8年度予算案の概要（令和7年度補正予算を含む）

304

# 第1 地域共生等の施策に関する議論の状況について（総務課）

## （議論の背景）

人口減少・単身世帯の増加などの社会情勢の変化や、人口構造や世帯構成の地域差、多様化・複雑化する福祉ニーズへ対応していくためには、引き続き、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す地域共生社会の理念を中心に据え、2040年に向けて、全ての市町村で、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会のさらなる実現・深化を行うことが重要である。

## （議論の経過）

こうした中で、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）附則第2条における施行後5年の検討規定等を踏まえ、令和6年6月から地域共生社会の在り方検討会議において議論が行われ、令和7年5月に中間とりまとめが公表された。また、2040年に向けたサービス提供体制等のあり方について、高齢者等に係る施策や、他の福祉サービスも含めた共通の課題等の検討を行うため、令和7年1月から「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会において議論が行われ、令和7年7月にとりまとめが公表された。

これらを踏まえ、福祉部会において令和7年4月以降議論を行い、また、福祉部会の下に設置した福祉人材確保専門委員会において令和7年11月にとりまとめられた「福祉人材確保専門委員会における議論の整理」についても報告を受け、令和7年12月に報告書がとりまとめられた。

報告書においては、2040年に向けて、人口減少・単身世帯の増加や福祉ニーズの多様化・複雑化が進む中で、地域の実情に応じた包括的な支援体制を整備するまでの具体的な方向性が示された。

## （令和8年の取組）

報告書（※）の内容を踏まえ、必要な法的措置も含めた関係法令等の改正等について検討を進め、制度や運用の見直しのために必要な対応を速やかに講ずる予定であるので、御了知願いたい。



※ [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_67483.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67483.html)

## 第2 生活保護制度について（保護課、自立推進・指導監査室）

### 1 生活保護を取り巻く現状について（資料第2－1～7参照）

（受給者数について）

令和7年10月時点の生活保護受給者数は約199万人（保護率：1.61%）であり、対前年同月伸び率は平成27年9月以降、約10年2ヶ月連続でマイナスとなっており、減少傾向にある。

近年の受給者数の動向を年代別の構成割合でみると、高齢者の占める割合が大きくなっている、生活保護受給者の半数（令和6年7月末時点で約52%）は65歳以上の者となっている。

（世帯数について）

令和7年10月時点の生活保護受給世帯数は約165万世帯であり、対前年同月比は1年連続でマイナスとなっている。

近年の世帯数の動向を世帯類型別にみると、

- ・「高齢者世帯」は、令和6年3月以降は対前年同月比がマイナスで推移
- ・「母子世帯」は、対前年同月比が約13年間連続でマイナスとなっており、減少傾向
- ・「その他の世帯」は、コロナ禍となった令和2年6月以降、対前年同月比がプラスに転化したが、直近ではほぼ横ばいの状況となっている。

（申請件数について）

生活保護の申請件数の動向について、各月単位で見ると増減を繰り返しているところであるが、年度単位でみると世界金融危機以降、約10年連続で減少が続いていたところ、コロナ禍を境として増加傾向に転じている。

## 2 令和8年度の生活保護基準について

### (1) 生活扶助基準について

生活扶助基準については、令和7年度予算編成において、社会経済情勢等を総合的に勘案し、当面2年間（令和7～8年度）の臨時的・特例的な措置として以下の対応を決定した。

① 令和4年の生活保護基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に一人当たり月額1,500円を特例的に加算（特例加算）

※ 特例加算は、令和5～6年度に一人当たり月額1,000円として措置したものを見直して500円引上げ。

② ①の措置をしても従前の基準額から減額となる世帯については従前の基準額を保障

令和8年度においては、社会経済情勢等を総合的に勘案し、令和8年10月から1年間、①の特例加算の額を1,000円引き上げ、一人当たり月額2,500円とするとともに、②の従前額保障は継続する。

ただし、入院患者・介護施設入所者については、食費・光熱費等が現物給付されている状況等を踏まえ、現行の一人当たり月額1,000円の加算額を維持する。

なお、この特例加算の引上げは、令和8年10月施行となるため、生活保護事務処理システムへの反映について、準備を進めていただきたい。

令和9年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めつつ、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る観点から必要な対応を行うため、令和9年度予算の編成過程において、改めて検討を行うこととしている。その際、年齢階級・世帯人員・級地別の分析が可能な5年に一度の生活保護基準部会での定期検証について、1年前倒しでの実施を図り、その検証結果を適切に反映することとする。

### (2) 生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響

上記のとおり、令和8年度までは基準額が引上げか据置きとなるため、生活扶助基準の引下げに伴う他制度への影響は生じない。

### (3) その他の扶助・加算について

その他の扶助・加算のうち、住宅扶助（住宅維持費）、出産扶助、生業扶助（技能修得費）等については、扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

## 3 自立支援の充実について

### (1) 被保護者就労支援事業等の充実・強化

#### ① 調整会議の組織・運営

今年度、就労支援に係る運用・事業等の見直しについて、平成30年度の「生活保護受給者に対する就労支援のあり方に関する研究会報告書」で示された「見直しの方向性」を踏まえつつ、社会福祉推進事業「被保護者の実態を踏まえた就労支援事業等の推進に関する調査研究事業」を活用して検討を進めている。

今後、この調査研究事業の検討結果等を踏まえ、就労支援事業・就労準備支援事業等の充実・強化に向け、今年度中に関係通知を発出するとともに、令和7年度補正予算に計上した「生活保護受給者の多様な働き方推進モデル事業」の執行を進めていく。各自治体においては、令和8年度以降、地域の実情・課題を踏まえつつ取組を検討・実施するようお願いしたい。

＜充実・強化の主な方向性＞

- 早期の一般就労が困難な者（ひきこもり、精神面の不調など特に配慮が必要なケース等）に対するきめ細かな支援（他施策との連携も含めた多様な求人の確保、求人条件の調整や仕事の切り出し、就労継続に向けたフォローアップ等）
- 高齢者に対する就労機会の積極的な案内・勧奨等 など

※ 上記の取組と併せて、就労支援事業等に関する重要評価指標（KPI）についても、特に就労に向けて課題がある者に対する支援の実施状況・効果を評価する観点から見直しを検討中。

※ いずれの取組も、保護の受給要件である「稼働能力の活用」を求める範囲を拡大するものではない。

## (2) 被保護者地域居住支援事業の拡充

被保護者地域居住支援事業（令和7年度施行）については、居宅への定期的な訪問等による見守りや日常生活の状況確認等を通じて、必要な相談・助言を行うなど、被保護者が現在の居住生活を安定して継続するための支援を実施することとしている。令和8年度予算案においては、以下のとおり事業拡充を盛り込んでいるので、各自治体においては、地域の実情・課題を踏まえ積極的な活用をお願いしたい。

＜事業拡充の内容＞

●専門的支援体制に係る加算の創設

多機関連携を通じた居住支援等の強化に向け、調整会議（令和7年度施行）の取組に必要な経費を支援するための加算を創設。

●金銭管理支援に係るメニューの追加

金銭管理支援モデル事業（令和5～6年度実施）を踏まえ、日常生活費の管理等に関する支援をメニューとして追加。

## (3) 被保護世帯の子どもに対する支援

被保護世帯の子どもに対するきめ細かな支援について、今年度、以下の3点をお願いしてきたところであり、各自治体においては、適切な対応をお願いしたい。

●令和6年度「子どもの進路選択支援事業」取組事例集について（令和7年6月25日付社会・援護局保護課保護事業室事務連絡）

令和6年度の取組事例集を共有したところであり、特に未実施自治体においては、当該事例集を参考に、事業実施について積極的な検討をお願いしたい。

●「生活保護法による進学・就職準備給付金の取扱いについて」の一部改正について（令和7年7月3日付社援保発0703 第1号社会・援護局保護課長通知）

進学準備給付金について、併願校への入学金納付期限を考慮した申請・支給手続が可能である旨を明確化しており、今年度末の卒業生を含め、適切な対応をお願いしたい。

●大学等への進学に必要な費用に関する支援制度等について（令和7年7月3日付社会・援護局保護課事務連絡）

大学等の入学金について、高等教育の修学支援新制度のほか、生活福祉資金貸付制度（教育支援資金（就学支度費））や労働金庫の入学時必要資金融資等の貸付制度など、活用可能な施策を整理しており、被保護世帯の子どもへの情報提供等をお願いしたい。

#### (4) 貧困ビジネス対策について

いわゆる貧困ビジネス対策については、令和6年度（令和6年4月25日付社会・援護局保護課事務連絡）、令和7年度（令和7年7月24日付社会・援護局保護課事務連絡）と継続して、これまでの留意事項を整理して周知するとともに、自立を阻害する状況にある物件や施設に該当する事例を把握した場合には、当該事例を共有・報告するよう依頼しているところであり、引き続き、必要な対応をお願いする。

自治体からの報告等も踏まえれば、被保護者が生活支援サービスを利用している場合、自立を阻害する内容となっていないか確認することが重要と考えており、こうした確認に資するチェックリストを今年度中にお示しする予定としている。

また、貧困ビジネス対策の強化に取り組む自治体を支援するため、令和8年度予算案に「貧困ビジネス対策事業」を盛り込んでいるので、各自治体においては、当該事業の積極的な活用をお願いしたい。

### 4 保護施設・日常生活支援住居施設等について

#### (1) 物価高騰への対応（重点支援地方交付金の活用）

現下の物価高騰により厳しい状況にある保護施設や日常生活支援住居施設等に対する物価高騰対策支援事業については、令和7年11月21日付事務連絡により、令和7年度補正予算に計上された「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を積極的に活用し、可能な限り早期の予算化に向けた検討を速やかに進めるよう依頼しているところである。

各自治体においては、これまで物価高騰対策支援事業を実施していない自治体も含め、管内の施設に対するヒアリング等を通じて支援ニーズを把握しつつ対応いただきようお願いしたい。

## (2) 災害時情報共有システムの対象拡大

災害発生時における社会福祉施設等の被害状況などを国・自治体がリアルタイムに把握・共有し、被災施設への迅速・適切な支援（停電施設への電源車の手配等）を行うことを可能とするため、（独）福祉医療機構において「災害時情報共有システム」を構築・運用している。

現在、対象施設に、救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供的施設、日常生活支援住居施設、無料低額宿泊所、社会事業授産施設を追加するためのシステム改修を進めしており、令和8年4月の運用開始を予定している。

各自治体においては、システムの運用・活用に関する府内の体制・役割分担等について確認の上、必要な対応をお願いしたい。また、府内においてシステムを活用した訓練等が行われる際には、積極的な参加をお願いしたい。

## (3) 保護施設等における施設機能強化加算（ＩＣＴ活用推進等）の創設

保護施設・日常生活支援住居施設について支援の質向上や働きやすい職場環境の整備を推進するため、令和8年度予算案において、ＩＣＴ活用を通じた業務効率化の取組や福祉サービス第三者評価受審等の取組を行う施設に対する加算制度を盛り込んでいる。具体的な要件・加算額など詳細については追ってお示しする。

## (4) 日常生活支援住居施設の委託事務費について

日常生活支援住居施設について、昨今の人件費高騰や物価高の状況を踏まえ、令和8年度予算案において、委託事務費の引上げを盛り込んでいる。具体的な金額や地域区分など詳細については追ってお示しする。

## (5) 無料低額宿泊所等の運営状況等調査について

無料低額宿泊所・日常生活支援住居施設の運営状況や改正社会福祉法の施行状況等を把握する観点から、無料低額宿泊所等及び無料低額宿泊所所管課を対象とした調査を実施することとしている。今年度中に各自治体に依頼する予定としており、調査票の配布及び取りまとめ等についてご協力ををお願いしたい。

## 5 医療扶助について

### (1) 医療扶助・健康管理支援等に関する検討会「中間的な整理」を踏まえた対応について

(資料第2-8~11参照)

- 医療扶助や健康管理支援等に関する諸課題について検討するため、昨年10月から「医療扶助・健康管理支援等に関する検討会」を開催し、12月に「中間的な整理」が取りまとめられた。これを踏まえ、各種法令・通知の改正等や、さらなる実態把握・検討等を進めていくこととしているのでご了知願いたい。
- 自治体の実情に応じた取組の重点化など柔軟な事業実施を可能とする観点から、令和8年度予算案に「医療扶助等適正実施総合事業（医療扶助適正化等事業の再編）」を計上。また、医療扶助・健康管理支援に関する新たな取組の実施を積極的に支援する観点から、令和7年度補正予算に「頻回受診等の未改善者等に対する健康管理支援モデル事業」を計上。両事業の積極的な活用をお願いしたい。
- 今年度中に「医療扶助・健康管理支援 担当者会議」を開催し、各種法令・通知の改正等に関する考え方を説明するほか、具体的な取組事例の共有等を予定している。積極的な参加をお願いしたい。

### <今年度中に実施予定の各種法令・通知の改正等>

#### ①被保護者健康管理支援事業の見直し

「被保護者健康管理支援事業の手引き」を改正し、中長期的な視点に立った計画的な実施（原則1期6年）や評価指標の標準化等を進める。【R12年度～本格実施】

#### ②医薬品の適正使用に関する取組の見直し

- 被保護者について、医療機関の受診時及び薬局利用時に、お薬手帳（一冊限定）の持参を原則とする。【R8年度～実施】
- 医療機関・薬局について、現状、医療保険・医療扶助を問わず、診察時・調剤時に患者の服薬状況等を確認しなければならないこととされているところ、医療扶助の給付に当たっては、お薬手帳の確認や電子処方箋等による薬剤情報の閲覧を通じて、服薬状況等の確認を行うこととする。【R8年度～実施】

●福祉事務所における重複多剤投与対策について、以下のとおり見直しを行う。

なお、いずれの対象者も、福祉事務所の体制等を踏まえた優先順位付けを可能とする方向で検討。

- ・重点的な対応 ※対象者は従来よりも絞り込み／対面等による対応を実施

重複投薬・多剤投与（同一月内に 15 種類以上かつ複数医療機関受診）の者を対象に、薬局への相談勧奨や同行支援等を実施【R 8 年度～実施】

- ・文書を活用した対応 ※対象者は従来よりも拡大／効率的な手法による対応を実施

重複投薬・多剤投与（同一月内に 6 種類以上かつ複数医療機関受診）の者を対象に、文書通知等による薬局への相談勧奨を実施【R 8 年度～順次実施】

③適正受診等に関する取組の見直し

●オンライン資格確認システムの実績ログ機能を活用した適正受診の取組（頻回受診傾向等の早期把握）を実施する。【R 8 年度～実施】

●頻回受診対策、長期入院対策、頻回転院対策について、地域の状況（指導対象者の減少等）に応じた取組の重点化を可能とする。【R 8 年度～実施】

●指定医療機関（訪問看護）に対する個別指導を進めるため、対象医療機関を選定する際の参考資料として提供しているレセプトの分析結果について、訪問看護（レセプト 1 件当たり請求額等）を追加する。【R 8 年度～実施】

<引き続き検討を進める主な内容>

①医療扶助等の業務効率化・オンライン化に向けた検討

医療扶助・介護扶助の各種手続の業務効率化や要否意見書のオンライン化に向けて詳細に検討。福祉事務所の運用実態に係るアンケートを実施予定。

②投薬・診療等に係るガイドラインや基準・ルールの設定に関する検討

診療報酬や医療費適正化計画の動向等も踏まえつつ、例えば、多剤投与の実態、外来受診の頻度・間隔の実態等について分析を進め、投薬・診療等に係るガイドラインや基準・ルールの設定について検討。

## (2) 医療扶助のオンライン資格確認に係る適切な運用の徹底について

被保護者の利便性に加え、福祉事務所や医療機関等における事務負担等の効率化の観点から、医療扶助においても、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認が促進されるよう、一層の環境整備を推進していく必要がある。

厚生労働省では、医療機関におけるオンライン資格確認への対応推進に向け、医療機関のシステム改修補助金（令和6年度補正：約75億円 令和7年度補正：約22億円）を確保し、関係団体の協力を得ながら活用促進を図っているところである。

こうした中、福祉事務所において資格情報や医療券・調剤券情報が適切に登録されていない場合、受診時に円滑な資格確認が困難となるほか、診療情報・薬剤情報の閲覧や電子処方箋の活用等が不可能となり、医療の質確保に支障が生じるおそれがある。「医療扶助のオンライン資格確認に係る運用上の留意点」（令和7年6月12日付社会・援護局保護課事務連絡）、「医療扶助のオンライン資格確認における医療券・調剤券情報の登録に係る運用上の留意点」（令和7年8月27日付社会・援護局保護課事務連絡）に基づき、資格情報の誤入力の早期是正・解消や医療券・調剤券情報の速やかな登録など、適切な対応を強くお願ひする。

## (3) 指定介護機関にかかる事務の簡素化について

地方からの提案を踏まえ、令和7年地方分権一括法（令和7年5月16日公布）において、介護事業者と行政の負担を軽減するため、介護保険法による手続（名称変更等の届出、指定取消し等）と、生活保護法による同種の手続について、連動させる範囲を拡大する制度改正を行ったところ。（令和8年4月1日施行）。

制度改革に係る具体的な留意事項等については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う留意事項について（情報提供）」（令和7年7月7日付社会・援護局保護課事務連絡）にてお示ししているため、内容についてご了知いただき、円滑な施行に向け、介護部局と連携してご対応いただきたい。

## 6 生活保護業務のデジタル化等について（システム標準化等）

### (1) システム標準化について

現在、政府として、デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）に基づき、地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化を推進しているところであり、生活保護制度においては、昨年8月末に生活保護システムの標準仕様書2.2版を公表したところ。現在、2.3版の作成に向け、令和7年11月に全国の自治体に対して意見照会を行ったところであり、照会結果を踏まえ、対応方針の整理を行う予定であるのでご了知願いたい。

また、標準準拠システムへの移行については令和7年度中を目指すとされていることから移行に向けた作業が必要となるので、引き続き対応をお願いする。令和8年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化した特定移行支援システムも今後移行に向けた準備作業が必要になるので、移行に向けた各プロセスへの取組を引き続きお願いする。移行に向けての問題点等については、総務省の標準化PMOツールを活用し解消していただくことで、適切な支援を行っていきたい。なお、標準仕様書2.3版策定以後も対応すべき課題等を検討し、必要に応じて引き続き調査研究を進めて行く予定である。

### (2) デジタル化を通じた業務負担軽減について

被保護世帯の自立を支援するため、ケースワーカーが居宅訪問等による被保護世帯の状況把握を行うとともに、被保護世帯に対するきめ細かな相談や支援が必要であるが、各種調査や各種申告に係る処理、ケース記録の記載などの事務処理のため、被保護世帯に対して十分な支援を行うことが難しい状況がある。

こうした状況を踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、デジタル化を通じた現場の業務負担軽減等の必要な施策を推進することとしており、具体的には、今年度中に、自治体の生活保護業務におけるデジタル技術活用の実態や好事例を把握して各自治体に対して情報提供するなど、必要な対応を図っていくこととしている。

「生活保護業務デジタル化推進事業」（令和7年度補正予算）において、デジタル技術活用に要する初度経費の補助（国庫補助率3/4）を行うため、各自治体におかれでは、ケースワーカーの業務負担軽減や支援の質の向上のためのデジタル技術の活用について積極的にご検討いただきたい。

#### ※ デジタル技術活用の例

預貯金調査のオンライン化、AIを活用した法令等検索、RPAを活用した届出処理、決裁の電子化など

## 7 その他制度の適正な運用について

### (1) 面接時の適切な対応等について

福祉事務所に生活の相談で来所した方への対応については、これまで周知してきており、保護の申請時において必ずしも申請書の記載事項のすべてが記入されている必要はなく、添付書類の提出を含めて、保護決定前に記入・提出がなされることで差し支えないこと、事情がある方には口頭申請が認められている。

面接時の適切な対応としては、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての適切な助言とともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思の確認をお願いしたい。また、申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続の助言を行う必要があることから、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることに留意願いたい。

また、相談段階において、例えば、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行うといったこと、現に住居のない生活困窮者が来所した際に、例えば、単独で居宅生活が可能であるかの判断を行わずに、無料低額宿泊所への入所に同意しなければ保護を申請することができない旨の説明をするといったことがないよう徹底をお願いしたい。この点、生活保護法第30条第2項「被保護者の意に反して、入所又は養護を強制することができるものと解釈してはならない」との規定についてもご配意願いたい。

さらに、就労準備支援事業や家計改善支援事業などの各種事業については、本人の希望を踏まえて利用すべきものであり、事業の利用を保護の要件とするといったことはあってはならないことにご留意願いたい。

指導監査については、従前から「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成 12 年 10 月 25 日付社援第 2393 号社会・援護局長通知）において、生活保護法第 23 条第 1 項に基づく生活保護法施行事務監査の実施要綱を定め、都道府県及び指定都市が監査を実施する際には、福祉事務所が要保護者に対して①保護申請の意思を確認しているか、②申請の意思が表明された者に対しては、事前に関係書類の提出を求めるうことなく、申請書を交付しているか等を確認し、不適切な事例があった場合には是正改善指導を行うこととしている。

これらの趣旨を踏まえ、面接相談時に適切な窓口対応が行われるよう、引き続き福祉事務所に対し必要な指導を行っていただきたい。

さらに、生活保護制度を案内する各地方自治体のホームページやしおりについても、内容に不適切な表現がないかなどを点検いただくよう引き続きご対応をお願いする。

その上で、「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」（平成 27 年 3 月 27 日付社援保発 0327 第 1 号・社援地発 0327 第 1 号社会・援護局保護課長・地域福祉課長連名通知）において、福祉事務所も含む、福祉、就労、教育、税務、住宅その他関係部局において、生活困窮者を把握したときに、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨を行うこと等が明記されていることも踏まえ、生活保護を必要とする方に確実かつ速やかに保護を実施することができるよう、これらの関係機関との更なる連携の推進に努めるとともに、引き続き、地域の実情も踏まえて、生活に困窮した際の各自治体における相談窓口の周知を含めた生活保護制度等の広報の実施に努められたい。

加えて、一部の実施機関における保護費の支給に関する不適切な取扱いが報道された事案があるが、言うまでもなく、1 月分として決定された保護費については、当月中に前渡しとして遅滞なく確実に支給する必要がある。あわせて、扶養義務者本人ではない第三者が記載した扶養届に基づき収入認定を行っていた事例や、実際に仕送り可能な金額を確認しないまま不足額と記入された扶養届により保護の申請を却下した事例、引き取りの実現可能性を検討せずに引き取り廃止を行った事例などの不適切な取扱いが確認された。

こうした取扱いはあってはならないものであり、同様の対応が行われることがないよう管内の実施機関に対して周知徹底をお願いする。

改めて、生活保護行政の運営においては、相談の段階、申請手続の段階、保護受給中の段階のいずれの場面においても、個人情報に立ち入ったことを聴取する必要があることから、対象者のプライバシーに配慮した上で対応することが必要であり、管内の実施機関に対して、相談者が申請をためらうことのないよう、適切な対応について引き続き周知徹底願いたい。

## (2) 扶養照会に係る留意事項について

生活保護法第4条第2項において、扶養義務者の扶養は「保護に優先して行われるもの」と定められており、「保護の要件」とは異なる位置づけのものとして規定されている。

この意味するところは、例えば、実際に扶養義務者からの金銭的扶養が行われたときに、これを被保護者の収入として取り扱うこと等を意味するものであり、扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではない。「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、基本的には扶養義務者への直接の照会（以下「扶養照会」という。）を行わない取扱いをしている。

その具体的な内容については以下のとおりであるが、こうした点も含めた扶養照会に対する考え方について、面接相談において相談者に誤認が生じないように努められたい。なお、このためには、扶養義務の履行が期待できない扶養義務者がいる場合には、面接相談員にその事情を相談することを保護のしおりに記載することや、面接相談員や地区担当員から扶養照会に対する考え方の説明を行った上で、相談者からの聞き取りを開始する等の対応が考えられるが、いずれにせよ、各実施機関において丁寧な相談支援に努められたい。

### 【扶養義務履行が期待できない者の判断基準】

保護の実施機関が行う扶養に関する調査の過程で存在が確認された扶養義務者については、要保護者等からの聞き取り等により、扶養の可能性の調査（以下「可能性調査」という。）を行うが、可能性調査の結果、「扶養義務履行が期待できない者」と判断する際の判断基準について明確化を図っており、判断基準は下記のとおり。

- ① 当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者（いわゆる専業主婦・主夫等）、未成年者、概ね70歳以上の高齢者など
- ② 要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない（例えば、当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立している等の事情がある、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等が想定される。なお、当該扶養義務者と一定期間（例えば10年程度）音信不通であるなど交流が断絶していると判断される場合は、著しい関係不良とみなしてよい。）
- ③ 当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者（夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者等）

上記のうち、②及び③の運用に当たっては、下記の留意点を踏まえて適切な運用に努められたい。

#### (②の運用上の留意点)

- 例示については、音信不通により交流が断絶しているかどうかだけではなく、当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立している、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等に該当するかどうかについて個別の事情を検討の上、扶養義務履行が期待できない者に該当するものと判断してよいという趣旨であること。
- この検討に当たって、一定期間（例えば10年程度）音信不通であるなど交流が断絶している場合には、これをもって、「著しい関係不良等」と判断してよいこと。なお、10年程度音信不通である場合は、その他の個別事情の有無を問わず、交流断絶と判断してよいこと。また、音信不通となっている正確な期間が判明しない場合であっても、これに相当する期間音信不通であるとの申出があり、その申出の内容が否定される明確な根拠がないことをもって、該当するものと判断して差し支えないとの趣旨で、「程度」としていること。

### (③)の運用上の留意点)

- 扶養照会により要保護者の自立を阻害することになると認められる場合は、改正後の課長通知の第5の問2のとおり、扶養照会を控えることとしており、関係先調査を行うに当たっても、当該扶養義務者本人に、関係先調査を行っている事実や当該要保護者の居住地はもとより、その手がかりとなる情報（例えば、福祉事務所名等）も知られることのないよう、特に慎重に調査を行うこと。

### (3) 住宅扶助の代理納付の活用について

住宅扶助の代理納付については、「生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について」（平成18年3月31日付社援保発第0331006号社会・援護局保護課長通知）において、①家賃等を滞納している場合、②公営住宅の場合、③改正住宅セーフティネット法の登録住宅の場合には、原則として代理納付を適用することとしていたところであるが、令和6年7月5日付けで同通知を改正し、上記以外の場合も、原則として代理納付を適用することとした。

住宅扶助費等（住宅扶助費及び生活扶助費（共益費））の代理納付は、被保護者、家主ともに事務負担の軽減につながるとともに、家賃等の支払いへの家主の不安を軽減し住宅提供を促進することや、家賃等の支払いが確実に履行されることによって、被保護者の居住の安定や居住先確保が図られるものである。

代理納付の実施に当たっては、被保護者の同意及び委任状等は要しないものであるが、被保護者に代理納付の実施やその趣旨について説明し理解を得ることに努めるよう、ご留意願いたい。

また、昨年10月から、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号）により、居住支援法人等が見守りなどのサポートを行う「居住サポート住宅」が創設されたが、当該法改正により新設される住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第53条に基づき、被保護者が居住サポート住宅に入居する場合に、当該事業者が住宅扶助費等の代理納付を希望する旨を保護の実施機関に通知したときには、以下の例外となる場合（※）を除き、代理納付とする旨の規定が設けられたところである。保護の実施機関におかれでは、昨年10月施行の当該法改正について了知いただくとともに、事務の実施に遺漏のないようお願ひする。

#### ※例外となる場合

- ・家賃等の口座振替納付が行われている場合
- ・住宅扶助の額が家賃の額に相当する額に満たない場合
- ・生活扶助の額が共益費の額に相当する額に満たない場合
- ・居住を継続することが自立した生活の妨げになる等、家賃等に相当する額を家主等に支払うことが適切でないと保護の実施機関が判断した場合

#### (4) 生活保護世帯におけるエアコンの購入等について

生活保護制度では、日常生活に必要な生活用品については、保護費のやり繰りによって計画的に購入していただくこととしているが、①保護開始時に持ち合わせがない場合、②災害により喪失し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）等他制度からの措置がない場合、③犯罪等により被害を受け、生命身体の安全確保のために新たに転居する場合で持ち合わせがない場合などの特別な事情がある場合に限り、一時扶助として家具什器費の支給を認めているところであるが、熱中症における健康被害があることを踏まえ、平成 30 年 7 月 1 日からこの家具什器費に冷房器具（エアコン）を加えたところである。

なお、特別な事情がない生活保護世帯においては、従来どおり毎月の保護費のやり繰りの中で冷房器具等の購入費用を賄うこととなるが、日頃のケースワークにおいて、冷房器具や暖房器具等の購入の意向を確認し、必要に応じて、購入に向けた家計管理の助言指導を行うとともに、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の利用を紹介し、貸付により購入できるようにするなど、真に必要な者が冷房器具等を購入できるよう配慮されたい。

あわせて、社会福祉協議会への貸付資金の償還については、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 37 条の 2 及び生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号）第 3 条の規定により、生活扶助費の一部として福祉事務所が直接社会福祉協議会へ交付する代理納付の取扱いが可能であることから、活用について検討されたい。

また、電気料金等の滞納やそのおそれがある者に対しても、日頃のケースワークにおいて家計支援に係る必要な助言指導を行うなどにより、必要な家電製品等が使用できなくなることがないよう配慮されたい。

こうした考え方や対応について、「生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱い等について」（令和7年5月30日付社会・援護局保護課事務連絡）においても周知しているところであり、改めてご了知いただきたい。

このほか、「重点支援地方交付金を活用した生活困窮者等への支援について」（令和7年12月25日付社会・援護局保護課・地域福祉課生活困窮者自立支援室連名事務連絡）において、重点支援地方交付金の推奨事業メニューとして挙げられている、物価高騰に伴う低所得世帯支援について、エアコンの購入等を含め、想定される支援内容等を周知しているため、その支援の積極的な活用をご検討いただきたい。

#### (5) ケースワーカーの業務負担軽減の推進について

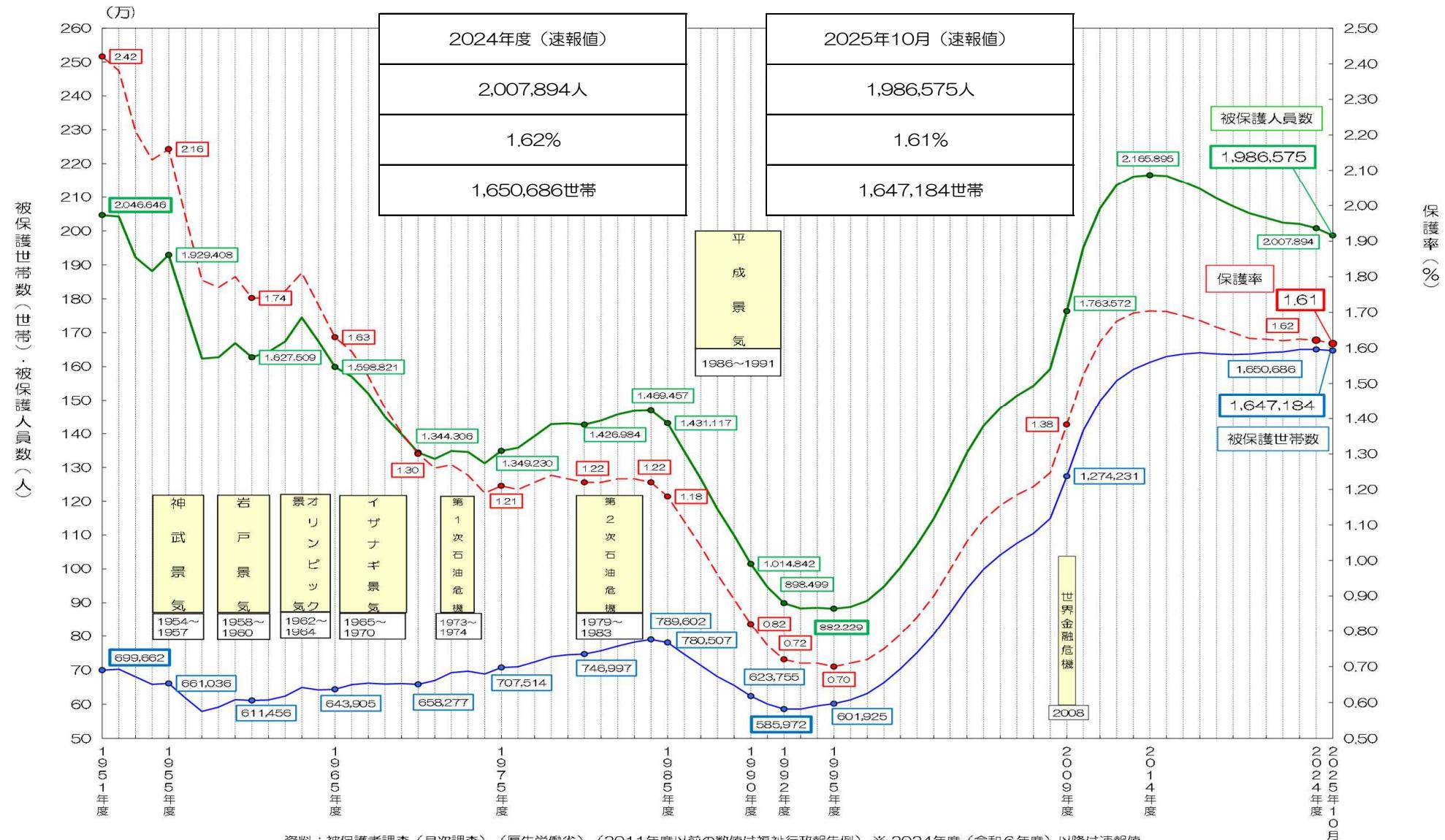
生活保護のケースワーカーの業務は、保護の事前相談（生活保護制度の説明）、保護の申請・決定（保護要否の審査・保護費の支給）、保護開始後の援助方針策定等多岐にわたる事務負担がある一方で、要支援者が抱える課題等の複雑化によりケースワーカーが対応に苦慮することも多く、業務負担の増加が課題となっている。

そのため、6（2）に記載されているデジタル化を通じた業務負担軽減に関する取組に加え、令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算案には、ケースワーカーの業務負担軽減の推進（面接相談業務の一部、要保護者の収入や資産報告書徴収及び関係先調査等を実施する人員の確保等）に要する費用を計上していることから、これらの事業を積極的に活用することで、ケースワーカーが個々の被保護者の状況に合った自立に向けたきめ細かな支援を可能にする環境・体制の整備をお願いする。

資料第2-1

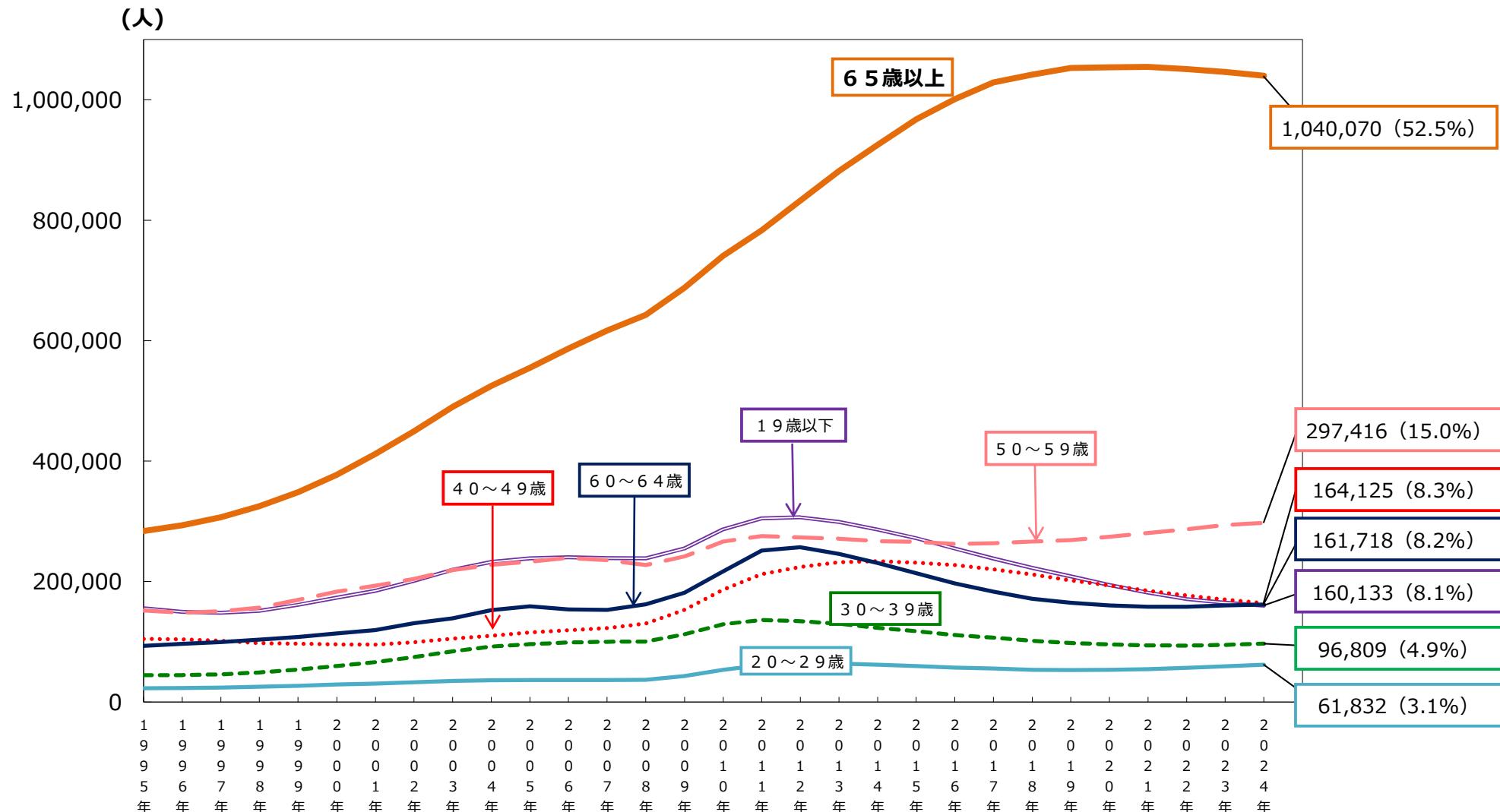
## 被保護人員数、保護率、被保護世帯数の年次推移

- 直近の生活保護受給者数は約199万人。2015(平成27)年3月をピークに減少に転じ、以降減少が続いている。
- 直近の生活保護受給世帯数は約165万世帯。



## 年齢階級別被保護人員の年次推移

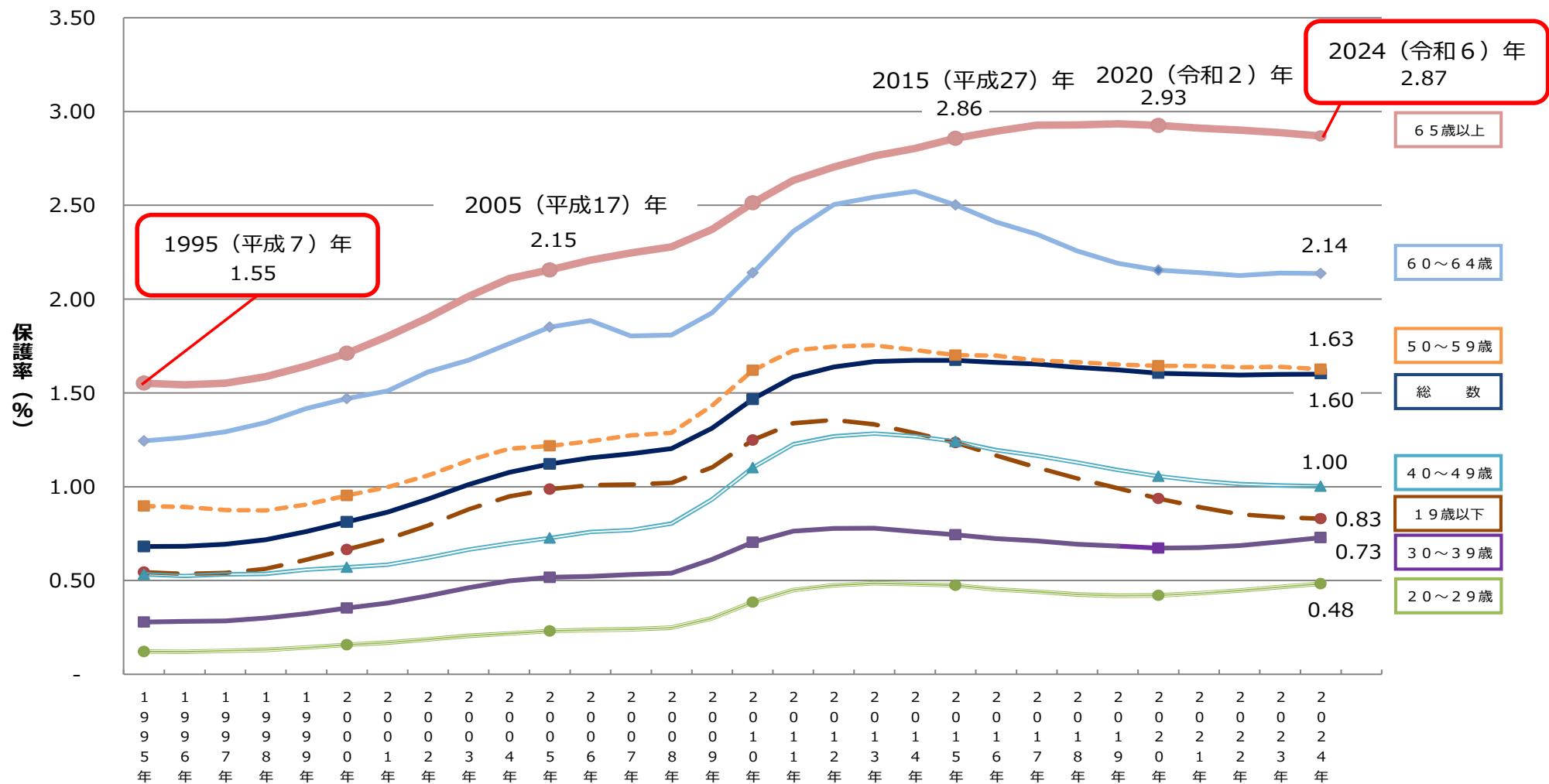
- 年齢階級別の被保護人員の推移をみると、65歳以上の者の増加が顕著であったが、近年は横ばい傾向となっている。
- 被保護人員のうち、半数は65歳以上の者となっている。



資料：被保護者調査 年次調査（厚生労働省）（2011（平成23）年以前は被保護者全国一斉調査）※各年7月調査日時点。2024（令和6）年は速報値。

## 年齢階級別 保護率の年次推移

- 年齢階級別の保護率の推移をみると、65歳以上の保護率が一番高く、上昇傾向が続いているが、近年は横ばい又は低下傾向となっている。



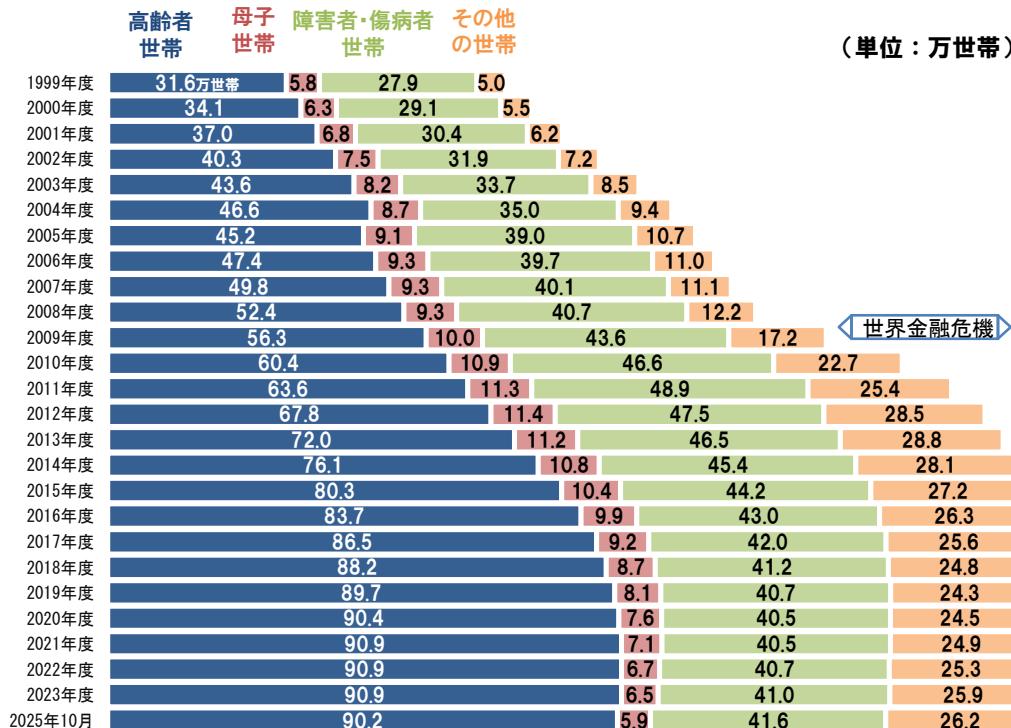
資料：被保護者調査 年次調査（厚生労働省）（2011（平成23）年以前は被保護者全国一斉調査）※各年7月調査日時点。2024（令和6）年は速報値。

## 資料第2-4

# 世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

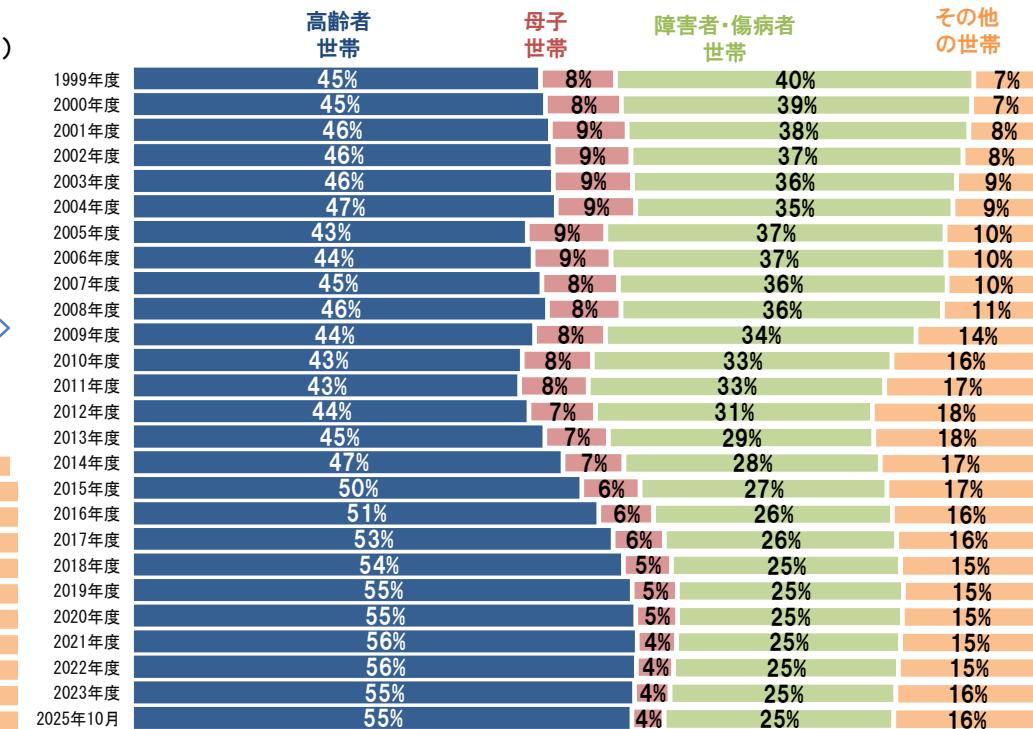
- 「高齢者世帯」の世帯数は、社会全体の高齢化に伴い増加傾向にあるが、近年は、増加幅が縮小し、やや減少傾向となっている。
- 「母子世帯」の世帯数は、近年、減少傾向にある。
- 「その他の世帯」は、世界金融危機後、世帯数・全世帯数に占める割合が大きく増加した。コロナ禍以降、微増傾向にあったが、その後、横ばいとなっている。

### ■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



(単位：万世帯)

### ■ 世帯類型別の構成割合の推移



※ 高齢者世帯の93.3%が単身世帯（2025年10月）。

注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

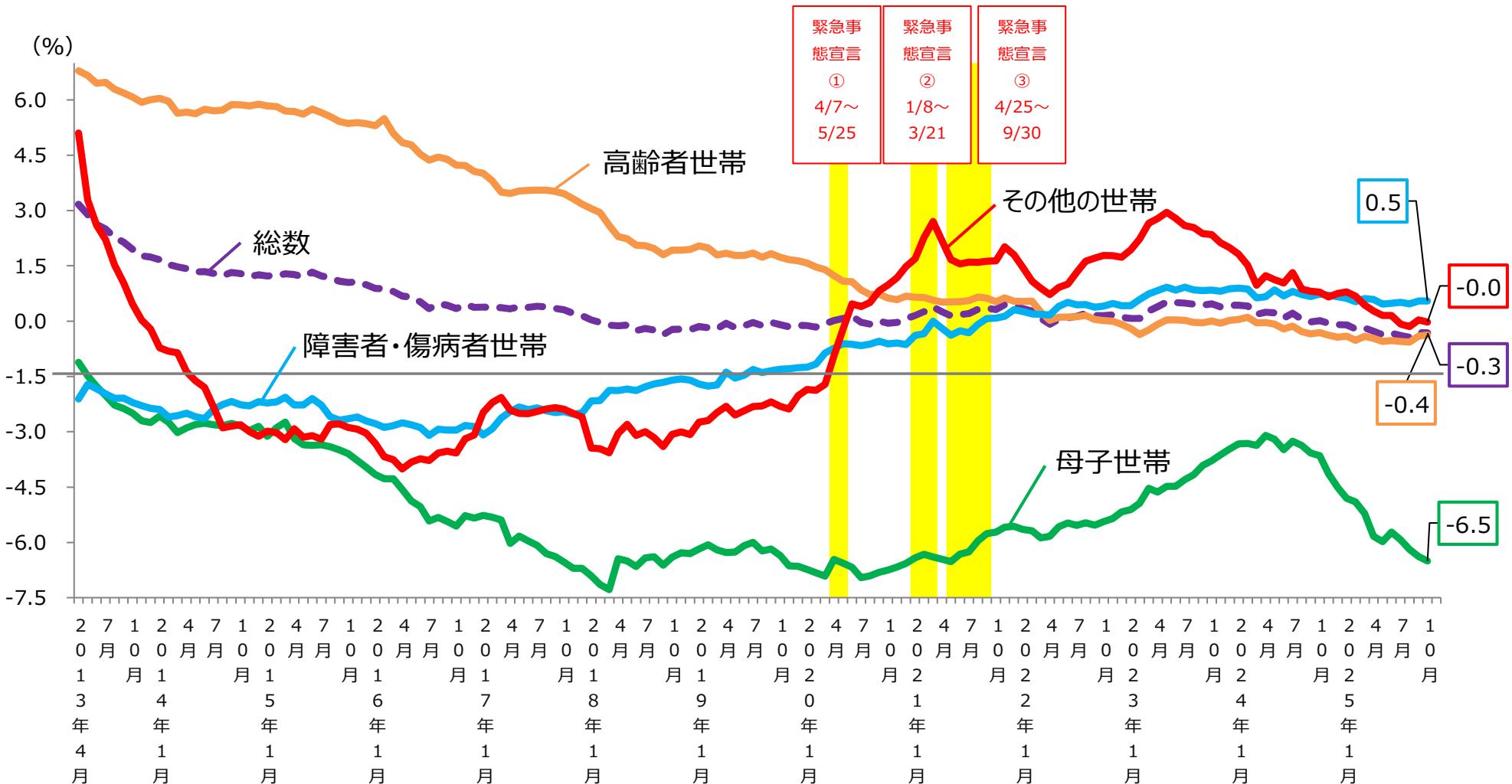
資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（2011年度以前は福祉行政報告例）（2025年10月分は速報値）

#### 世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

## 世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移

- 生活保護受給世帯数を世帯類型別にみると、「高齢者世帯」の対前年同月伸び率は、低下傾向が続いている。
- 一方で、「その他の世帯」の対前年同月伸び率は、コロナ禍を境としてプラスに転じていたが、横ばい傾向になっている。



資料：被保護者調査月次調査（厚生労働省）（2012年3月以前は福祉行政報告例）（2024年4月以降は速報値）

※総数には保護停止中を含む。

# 生活保護の最近の状況

## ■ 生活保護受給者数

	令和6年（2024年）			令和7年（2025年）									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
生活保護受給者数（万人）	200.9	200.8	200.7	200.5	199.9	200.0	199.0	199.1	198.8	199.0	198.6	198.5	198.7
対前年同月比（%）	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 0.8	▲ 0.8	▲ 0.9	▲ 0.9	▲ 1.0	▲ 1.1	▲ 1.1	▲ 1.2	▲ 1.2	▲ 1.1	▲ 1.1
対前月比（%）	0.1	▲ 0.1	▲ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.3	0.1	▲ 0.5	0.0	▲ 0.1	0.1	▲ 0.2	▲ 0.0	0.1

## ■ 生活保護受給世帯数

	令和6年（2024年）			令和7年（2025年）									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
生活保護受給世帯数（万世帯）	165.2	165.2	165.2	165.1	164.6	164.7	164.3	164.6	164.5	164.8	164.5	164.6	164.7
対前年同月比（%）	0.0	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.3
対前月比（%）	0.1	▲ 0.0	0.0	▲ 0.1	▲ 0.3	0.1	▲ 0.2	0.1	▲ 0.0	0.1	▲ 0.2	0.0	0.1

## ■ 保護の申請件数

	令和6年（2024年）			令和7年（2025年）									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
保護の申請件数	21,561	22,320	18,551	22,085	19,078	22,484	20,601	23,028	20,897	25,085	20,703	22,488	21,241
対前年同月比（%）	3.2	1.6	▲ 0.8	9.6	3.6	4.0	▲ 0.9	▲ 3.9	4.0	▲ 0.6	▲ 3.1	3.0	▲ 1.5
対前月比（%）	▲ 1.2	3.5	▲ 16.9	19.1	▲ 13.6	17.9	▲ 8.4	11.8	▲ 9.3	20.0	▲ 17.5	8.6	▲ 5.5

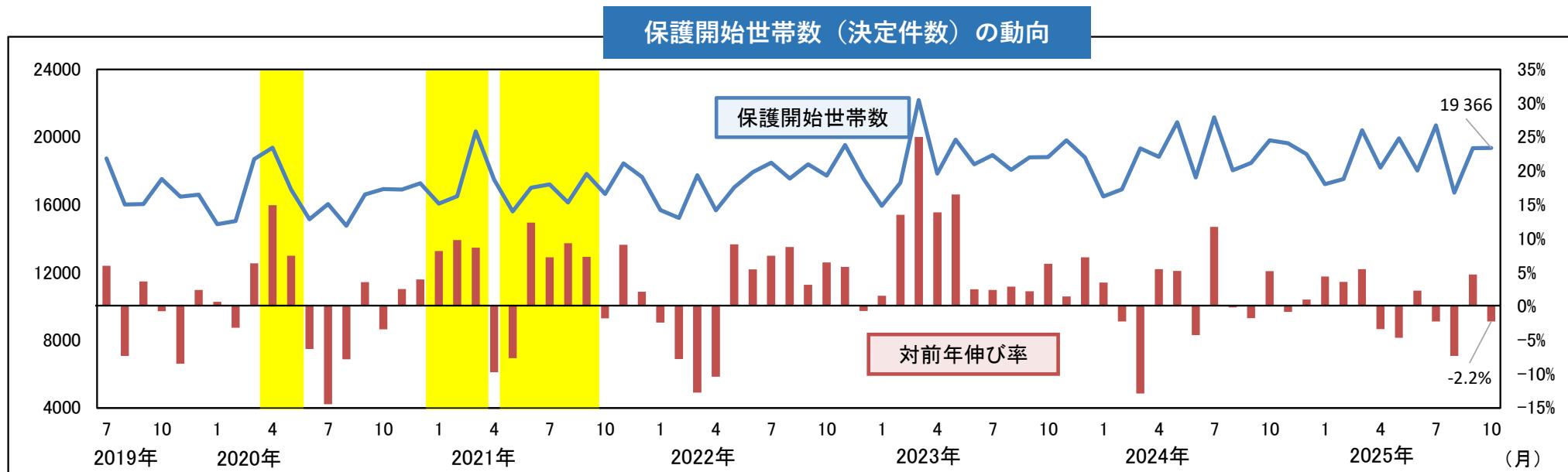
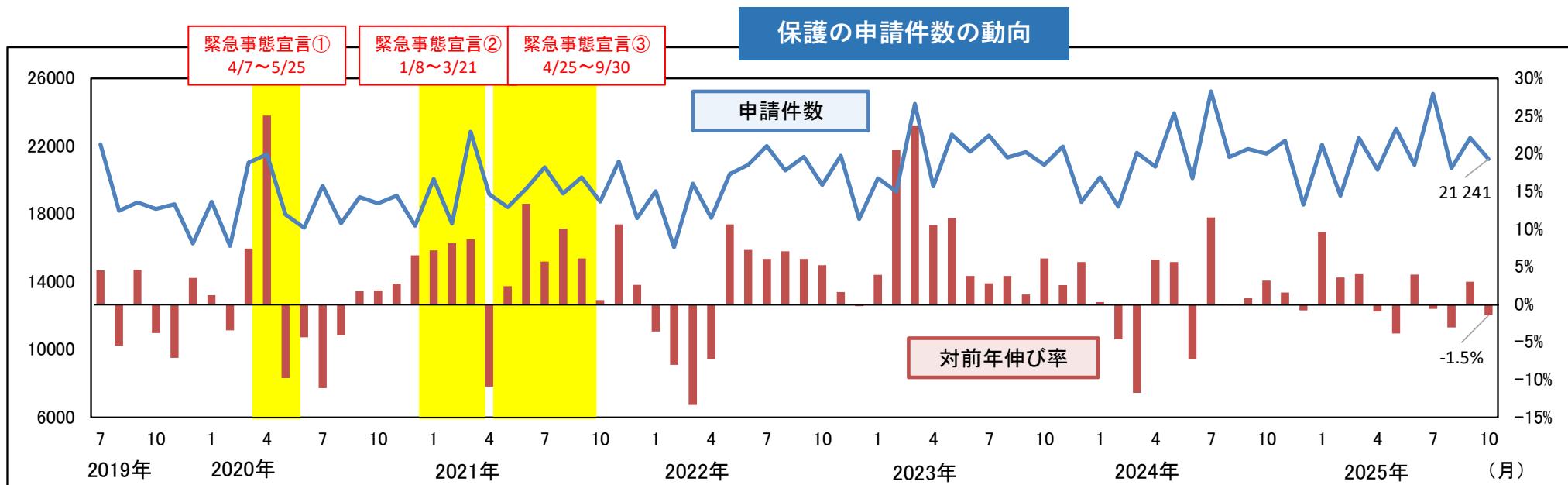
## ■ 保護開始世帯数（決定件数）

	令和6年（2024年）			令和7年（2025年）									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
保護開始世帯数	19,807	19,650	18,989	17,224	17,527	20,395	18,199	19,922	18,022	20,692	16,723	19,352	19,366
対前年同月比（%）	5.2	▲ 0.8	1.0	4.4	3.6	5.5	▲ 3.4	▲ 4.7	2.3	▲ 2.2	▲ 7.3	4.7	▲ 2.2
対前月比（%）	7.2	▲ 0.8	▲ 3.4	▲ 9.3	1.8	16.4	▲ 10.8	9.5	▲ 9.5	14.8	▲ 19.2	15.7	0.1

※資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）※令和6年4月以降は速報値

資料第2-7

## 新型コロナ感染拡大の前後における保護の申請・決定の動向



## 「中間的な整理」（令和7年12月17日）を踏まえた今後の対応

赤：国の取組  
青：自治体の取組

	令和7年度 (R8.1~3)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度～
効果的な健康管理支援	<p>「被保護者健康管理支援事業の手引き」の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の枠組みの標準化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な実施（1期6年）</li> <li>・評価指標の標準化</li> <li>・事業内容の整理・標準化               <ul style="list-style-type: none"> <li>「取組例」を踏まえて3本柱で取組を設定                   <ul style="list-style-type: none"> <li>①健康状態の把握</li> <li>②状態に応じた個別的支援</li> <li>③健康教育や普及啓発等</li> </ul> </li> <li>・関係部門との連携強化</li> </ul> </li> <li>●「取組例」の拡充・多様化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣の把握</li> <li>・地域の関係機関と連携した取組</li> <li>・他部門の取組の活用</li> </ul> </li> <li>●事業報告の簡素化</li> </ul> </li> </ul> <p>関係部門との連携強化に向けた各種整理・周知</p>	<p>健康管理支援事業ガイドブック（仮称）の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業全体の準備・検討・調整・実施の手順</li> <li>●各取組例に係るプログラム例（準備・検討・調整・実施の手順）など</li> </ul> <p>第1版作成</p>	<p>自治体の取組状況を把握しつつ 継続的にブラッシュアップ</p>	<p>健康状態の把握に係る実効的な対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●健診受診等に係る実態把握（未受診の理由等の課題、受診勧奨の好事例等）</li> <li>●課題に応じた実効的な対策の検討</li> </ul> <p>実態把握</p>	<p>把握された情報等を踏まえつつ 検討会において議論</p>	<p>連携状況のフォローアップと課題に応じた対応</p>
	<p>効果的な取組事例の収集・共有、医療扶助・健康管理支援担当者会議の開催</p>					
	<p>「現行の手引き」に基づく取組の実施</p> <p>※事業報告に関しては、令和7年度事業の報告以降、簡素化した「新様式」を使用</p>					<p>「改正版手引き」に基づく取組の「本格実施」</p>
					<p>「改正版手引き」に基づく取組に順次移行 &lt;経過措置期間&gt;</p>	

## 資料第2-9

## 「中間的な整理」（令和7年12月17日）を踏まえた今後の対応

赤：国の取組

青：自治体の取組

緑：医療現場の取組

	令和7年度 (R8.1~3)	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
医薬品の適正使用	<p><b>お薬手帳の持参原則化</b> (通知改正)</p> <p><b>医療現場の対応</b> (告示改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●医療機関・薬局におけるお薬手帳や電子処方箋による服薬状況等の確認</li> </ul> <p><b>福祉事務所の対応</b> (通知改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●お薬手帳持参の周知・指導等</li> <li>●重複・多剤投与対策の見直し(向精神薬を含む)</li> <li>●年次報告の簡素化</li> </ul> <p><b>現行の通知に基づく重複・多剤投与対策</b></p>	<p><b>医療機関の受診時・薬局利用時にお薬手帳を持参</b></p> <p>医療機関・薬局において、お薬手帳や電子処方箋を活用して服薬状況等を確認</p> <p><b>お薬手帳持参の周知・指導等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和7年度末以降、各種タイミングでの周知(郵送物同封、訪問調査時など)、医療機関等からの情報提供に基づく指導等を実施</li> </ul> <p><b>改正通知に基づく重複・多剤投与対策に移行</b> ~薬学的リスクに応じてメリハリを付けつつ、薬局等への相談勧奨を実施~</p> <p>①重点的な対応(対面指導・同行支援等)…令和8年度以降、従来対象者(15剤以上)を「複数医療機関受診・お薬手帳不持参」等の条件で絞り込み対応</p> <p>②文書通知等を活用した効率的な対応…令和8年度以降、順次、「6剤以上かつ複数医療機関受診」を基本に、優先順位も付けつつ対応</p> <p>* 福祉事務所の対応について、いずれも、令和7年度補正(モデル事業)、令和8年度予算案(適正実施総合事業)を活用可能</p> <p>* 国においても、対象者抽出を始めとする各種業務を効率的・効果的に実施可能とする方策を検討(次頁参照)</p>		
適正受診等	<p><b>現行の通知に基づく各種対策</b></p> <p><b>頻回受診対策等の見直し</b> (通知改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●オン資実績ログ活用(頻回受診傾向等)</li> <li>●地域の状況に応じた取組の重点化(頻回受診、長期入院、頻回転院)</li> <li>●年次報告等の簡素化</li> </ul> <p><b>医療扶助の訪問看護への個別指導に係る対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●個別指導の対象選定の参考資料(レセプト分析)に訪問看護ステーションを追加</li> </ul>	<p><b>改正通知に基づく各種対策に移行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●オン資実績ログ活用 : 簡易活用ツールの普及等を通じて、順次、取組を推進</li> <li>●地域の状況に応じた取組の重点化 : 令和8年度以降、指導対象者が減少している自治体等において業務を簡素化</li> </ul> <p><b>指導権限を有する都道府県等による個別指導</b></p> <p>※個別指導を通じて把握された実態・課題については、下段の「新たな取組の検討」の中で活用</p>		
今後の検討	<p><b>新たな取組の検討</b> (かかりつけ医等の普及・推進、訪問看護の適切な実施、投薬・診療等に係るガイドラインや基準・ルール)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●厚生労働科学研究等において、順次、NDBデータを用いた分析を実施。把握された実態・課題等を踏まえつつ、順次、検討会において議論。</li> </ul>			

## 「中間的な整理」（令和7年12月17日）を踏まえた今後の対応

赤：国の取組  
青：自治体の取組

	令和7年度 (R8.1~3)	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
デジタル化・データ活用	医療扶助等の業務効率化・オンライン化に向けた検討  ●要否意見書、医療券・調剤券、介護券に係る運用見直し    ●オンライン資格確認の普及・活用促進    ●要否意見書のオンライン化    など  ※令和7年1月以降、実務的な内容を含めて詳細な検討を行うワーキンググループを開催	検討状況を踏まえて順次対応		
	NDB等を活用したデータ分析 支援ツールの機能強化 (新たなツールの開発)	都道府県による市町村支援や福祉事務所による取組の中で 実態把握・課題分析等に新ツールを活用(自治体間の比較など)		
	レセプト・健診情報等の効率的・効果的な 活用方策について検討	検討状況を踏まえて順次対応 (レセプト管理システムの標準仕様書の見直しなど)		
	統括保健師や保健師等の専門職に対する普及啓発(生活保護分野の課題・取組等)、保健師等の配置に資する取組の検討			
実施体制の構築・強化	医療扶助・健康管理支援担当者会議の開催 (保健医療専門職と事務職員・ケースワーカーの双方を対象／意見交換の場を設定)			
	様々な連携に係る効果的な取組事例の収集・共有、各自治体で活用可能な標準的な資材の検討 (保健師等の専門職との協働、ケースワーカー等への知識・理解の普及、地域の医療機関・医療関係者との関係構築 など)			
	「都道府県による市町村支援」に係る都道府県向け研修の開催、市町村支援ガイドラインの充実	全都道府県における 市町村支援の実施を目指す		

## ① 施策の目的

- ・令和7年4月から施行された都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援の枠組みも踏まえ、被保護者のうち、頻回受診や重複・多剤投与等の課題を抱え、福祉事務所において指導を行ってもなお改善が困難な者等に対する健康管理等に係る支援を強化することを目的とする。

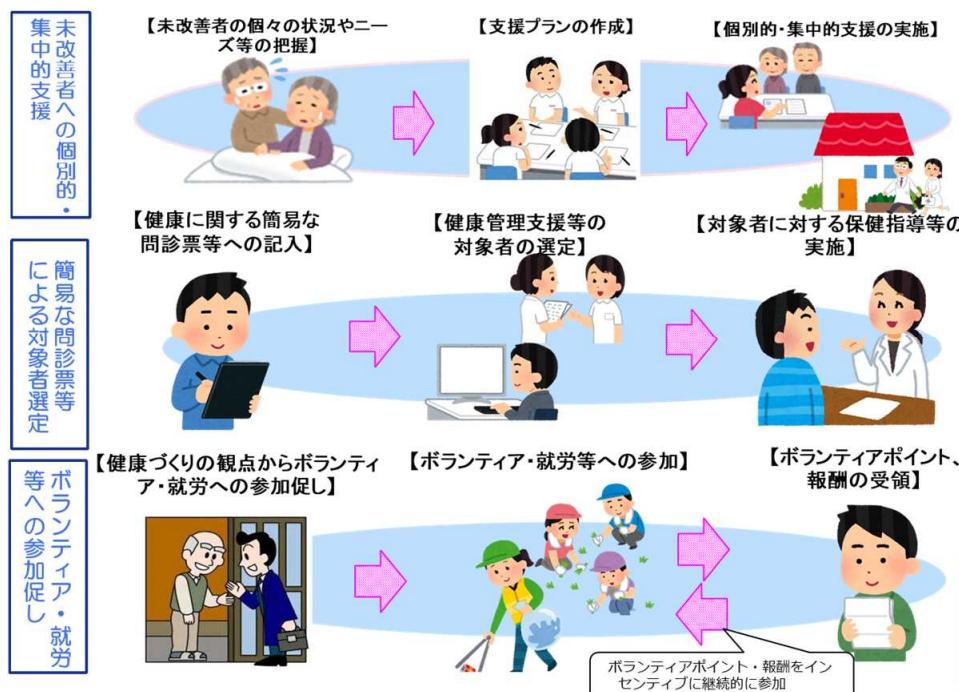
## ② 対策の柱との関係

I			II					III		
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2	
								<input type="radio"/>		

### ③ 施策の概要

- ・被保護者のうち、頻回受診や重複・多剤投与等の課題を抱え、福祉事務所において指導を行ってもなお改善が困難な者等に対する、個々のニーズに応じた個別的・集中的支援を実施する取組に加え、健診より簡易な問診票等を活用して健康管理支援の対象者のスクリーニングを行う取組や、健康づくりの観点から社会参加や就労・ボランティアへの参加を促す取組を支援する。

#### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【実施主体】都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助率】 3 / 4

**【事業内容】** 福祉事務所が行う以下の例のような健康管理支援に関する新たな事業の取組について補助

- ※ 都道府県が郡部福祉事務所と管内市町村福祉事務所で一体的に実施することも可能

〈事業実施例〉

  - 現状の頻回受診の指導においても未改善の者に対し、多職種連携や支援プランの作成等による個別的・集中的な支援の実施
  - 健診よりも簡易な問診票等により保健指導等の健康管理支援の対象者のスクリーニングを行う事業の実施
  - 健康づくりの観点から社会参加や就学・ボランティアへの参加を促す事業の実施

## ⑤ 施策の対象・成果イメージ

(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・被保護者のうち、頻回受診や重複・多剤投与等の課題を抱える者の状態像の改善 等

## 8 生活保護法実行事務監査等について

### (1) 都道府県・指定都市が実施する生活保護法実行事務監査について

生活保護法実行事務監査（以下「監査」という。）の実施に当たっては、管内実施機関の事務の執行又は会計処理の状況の適否のみを監査するのではなく、生活保護法実行事務がより適正かつ効率的に運営されるよう援助・指導をする建設的な監査を行うことが必要である。

本年度についても、都道府県・指定都市本庁（以下「本庁」という。）において、それぞれ工夫し、効果的な監査の実施に取り組み頂いているところであるが、一部の本庁においては、個別ケースの取扱いの適否を課題として指摘する監査に止まり、実施機関における組織的運営管理の状況や査察指導の状況等、その課題や問題点が生じている要因にかかる検証が十分に行われておらず、具体的な改善方策を示すといった実効性ある指導が不十分な状況も認められている。

については、管内実施機関において生活保護業務が適正に運営されるよう、各実施機関の過去の監査結果、最近の保護動向等を勘案して監査の重点事項を定めた実施計画を策定し、本庁職員が監査の意義を十分に認識した上で、実施機関の課題の根本的な解消に向けた効果的な指導を継続して行うようお願いする。また、監査において明らかになった課題や問題点などを的確に改善していくために、各実施機関において実効性のある実施方針及び事業計画が策定されるよう、指導をお願いする。

重ねて、各実施機関において、より適切な対応が行われるよう、引き続き、適切な指導を実施するために必要な監査体制の維持・充実強化について特段の配意をお願いする。

また、最高裁判決への対応を踏まえた保護費等の追加給付に係る支給事務発生について、その影響を踏まえた、令和8年度の生活保護法実行事務監査の方向性については、以下のとおりである。

生活保護実行事務に係る指導監査は、生活保護実行事務をより適正かつ効率的に運用するために実施するものであり、実施自体は必要と考えるところである。

その一方で、支給事務発生による通常業務への影響等を勘案し、来年度の指導監査実施にあたっては、一定の配慮が必要であると考えている。

まず、厚生労働省が実施する指導監査については、今年度監査の指摘状況等を踏まえ、監査担当者から各都道府県・指定都市本庁への連絡の際、監査の実施方法等を個別に調整等させていただきたい。

次に、都道府県・指定都市本庁が実施する指導監査については、実施に当たり、「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日社援第2394号厚生労働省社会・援護局長通知）の要綱における規定（同通知別添「生活保護法施行事務監査実施要綱」3の（1）アにおいて「一般監査は年間の計画に基づき、原則として全ての福祉事務所に対し、年1回実地に行うこと」、また同要綱4の（1）において「都道府県及び指定都市は、毎年度当初にその年度の監査の実施計画を樹立する等、計画的に監査を実施すること」と規定）を基本としつつも、支給事務に係る影響等を総合的に勘案し、監査の実施時期等について調整いただくよう、お願ひしたい。

## （2）令和8年度における国が実施する監査について

### ア 監査方針等について

本年度の国の監査については、一部の実施機関における保護費の支給に関する不適切な取り扱い、保護の相談・申請時及び廃止時の不適切な取扱いが発生したこと等を踏まえ、要保護者に対する権利侵害の防止等を盛り込んだ下記重点事項を中心に対応してきたところであるが、面接相談時等における不適切な対応など生活保護制度を適正に運営するための基本的事項に多くの課題が認められている。

また、一部の実施機関においては、組織的な事務処理等の手順や仕組み、職階毎の役割等が明確でないことから担当者任せになっており、組織としてのチェック機能や牽制機能が働いていないなど、事務処理に課題がある実施機関が認められているところである。

さらに、査察指導機能について、査察指導員による現業業務の進行管理及びケース審査、適切な指導援助が不十分な実施機関もあり、こうした機関では、結果として多くの課題が認められている。

令和8年度の国の監査における重点事項等については、これら監査結果の評価・集計分析等を踏まえ、策定することとしているので、了知願いたい。

(参考) 令和7年度重点事項

- ・要保護者に対する権利侵害の防止について
- ・組織的運営管理の徹底による適正な保護の決定実施について
- ・効果的な指導監査の実施について
- ・適切な援助方針の策定及び的確な訪問調査活動の実施について
- ・適切な収入の把握等について

イ 監査の実施方法について

令和8年度においても、都道府県、指定都市に対して監査を実施することとしているが、監査の対象とする実施機関の選定に当たっては、課題の多い実施機関や大規模な実施機関等を勘案して、本庁と調整の上決定することとしているので、了知願いたい。

なお、上記（1）で記載した通り、最高裁判決への対応を踏まえた保護費等の追加給付に係る支給事務発生の影響を踏まえて、監査の実施方法等については、個別に調整等させていただきたい。

ウ 生活保護指導職員会議の開催について

令和8年度における監査方針、過去の監査における課題や問題点及び改善方策等について、認識を一にする目的として、下記により会議を開催する予定であるので、監査担当職員等の派遣について格段の配慮をお願いする。

なお、最高裁判決への対応を踏まえた保護費等の追加給付に係る支給事務発生による影響等を勘案し、会議実施形態等に変更がある場合は、その旨お知らせする。

○ 生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議

開催時期：令和8年4月下旬 場所：東京都内

(3) 査察指導機能の充実強化を目的とした研修会等の開催について

監査の結果、査察指導機能の充実強化について課題のある実施機関が多く認められており、また、実施機関において査察指導を担う職員の中には生活保護業務の経験がない職員もいることから、研修等の充実に努めることが必要である。

令和7年度においても、査察指導機能の充実強化に資することを目的として、各実施機関の査察指導員等を対象として、研修会等の開催を予定しているので、関係職員の派遣について格段の配慮をお願いする。

なお、本庁においても、国の実施する研修資料等を活用するなど、研修等の充実に努められたい。

ア 新任査察指導員研修会

対象者：現業事務経験のない査察指導員等

開催時期：令和8年5月下旬

場所：東京都内

イ 全国生活保護査察指導に関する研究協議会

対象者：一定の経験を有する査察指導員等

開催時期：令和8年8月下旬

場所：東京都内

#### (4) 不正等事案及び不正受給の未然防止等の取組について

今年度においても現業員等による不適切な經理事務、事務誤り、事務懈怠事案、申請権の侵害が疑われる事案など不正等事案や、不正受給が見受けられたところである。（別紙1及び別紙2参照）

引き続き、不正事案及び不正受給の未然防止並びに適切な返還金及び徴収金の取扱いについて、指導をお願いする。

#### (5) 生活保護指導職員の定員について

生活保護指導監査委託費の補助対象となる生活保護指導職員の定員については、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定、令和6年6月28日一部変更）に準じ、計画的な見直し（令和7年度～11年度／13人の削減）を行う予定である。

については、令和8年度には3人の削減を予定しているので、格段のご理解とご協力ををお願いする。

## (6) 令和8年度当初予算案等について

### ① ケースワーカーの業務負担軽減の推進について（資料第2－12参照）

ケースワーカーの業務は、生活保護の事前相談・申請・決定、生活保護開始後の援助方針の策定等多岐にわたるほか、これ以外の業務も多く、業務負担の増加が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、ケースワーカーの業務負担軽減を図り、ケースワーカーが個々の被保護者の状況に合った「自立」に向けたきめ細かな支援を可能とする体制を整備するため、令和7年度補正予算及び令和8年度予算案において、面接相談業務、要保護者の収入や資産報告書徴収及び関係先（金融機関等）調査等を実施する人員の確保等に必要な経費を計上しているところであり、積極的な活用を検討いただきたい。

### ② 都道府県等による生活保護業務支援について（資料第2－13参照）

都道府県等が管内福祉事務所に対して、広域的な立場から、生活保護関係職員に対する巡回指導や、人材育成等の取り組みを実施することに加え、査察指導員等の資質向上に係る研修を実施することで、全国的な査察指導員等のレベルアップを図ることが、福祉事務所の実施水準及び質の向上を図るために必要であり、これらに必要な経費を令和7年度補正予算や令和8年度予算案にて計上しているところであり、積極的な活用を検討いただきたい。

## (7) 生活保護の査察指導員等の研修等のあり方に関する調査研究事業について

各種福祉制度や職場をめぐる様々な変化（支援する世帯の多様化、制度の複雑化、職員の価値観の多様化、経験豊富な職員の減少等）が進む中で、生活保護事務を円滑に、効果的に進めていく上で、査察指導員や福祉事務所長等管理職（以下「査察指導員等」という。）は重要な役割を担っている。

また、令和5年12月に公表された社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」において、査察指導員等を含め、生活保護制度が現場で有効に機能していくためには、「国は、引き続き、必要な人員体制、待遇等の確保が可能となる仕組みの構築や、国研修の実施及び自治体が研修を実施するための支援等を通じた人材育成等に積極的に取り組んでいくべきである。」との指摘がなされており、

令和4年12月に公表された「中間まとめ」においても、「ケースワーカーや査察指導員のレベルアップを通じて業務の質と効率を高めるためには、国が研修モデルを提示したり研修素材を継続的に提供したりするなど、研修等の効果的・効率的な実施を図る必要がある」とされている。

これらの状況を踏まえ、今年度の社会福祉推進事業「生活保護の査察指導員等の研修等のあり方に関する調査研究事業」（一般財団法人日本総合研究所）において、都道府県・指定都市本庁で実施されている査察指導員等を対象とした研修等の現状と今後の方向性を調査・分析し、必要とされる研修体系や標準的なカリキュラム案（骨子）等を策定する予定である。

このカリキュラム案（骨子）については、上記の社会福祉推進事業報告書にて取りまとめるほか、令和8年4月に開催予定の生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議にて周知を行う予定としている。

## 生活保護法第63条(返還金)の適用状況

## 1. 適用件数等の推移

年 度	適 用 件 (総 数 数)	全額返還		一部返還		返還不要※	
		適用件数	返還対象額 (返還決定額)	適用件数	返還決定額	適用件数	免除額
令和2年	件 164,930	件 150,238	千円 35,089,070	件 12,881	千円 5,023,021	件 1,811	千円 388,049
令和3年	154,157	139,467	34,521,550	12,708	5,061,455	1,982	309,370
令和4年	154,358	142,028	36,462,882	10,417	4,251,949	1,913	262,362
令和5年	150,681	138,493	34,709,804	10,571	4,242,226	1,617	237,399
令和6年	154,761	143,482	34,642,483	9,506	4,159,664	1,773	285,322

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

※自立更生費等を勘案した結果、返還が不要であると決定したもの

## 2. 適用内容の年度別推移

内 訳	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
各種年金の遡及受給	件 38,495	% 24.9%	件 33,810	% 22.4%	件 32,318	% 20.9%
保険の解約返戻金	7,084	4.6%	7,037	4.7%	7,121	4.6%
資産売却	3,727	2.4%	3,809	2.5%	4,106	2.7%
交通事故等の補償金	3,577	2.3%	3,501	2.3%	3,441	2.2%
扶助費算定誤り	10,763	7.0%	10,469	6.9%	11,676	7.5%
介護保険償還金	6,726	4.4%	6,096	4.0%	6,217	4.0%
雇用保険給付金	1,288	0.8%	1,251	0.8%	1,346	0.9%
入院給付金	2,931	1.9%	3,002	2.0%	3,010	1.9%
高額療養費償還金	4,023	2.6%	4,308	2.9%	4,373	2.8%
その他	75,744	49.1%	77,398	51.4%	81,153	52.4%
計	154,358	100.0%	150,681	100.0%	154,761	100.0%

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

## 生活保護法第78条(徴収金(不正受給))の適用状況

## 1. 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件 数	金 額	1件当たり の 金 額	告 発 等	保 護 の 停 廃 止 等
令和2年	32,090	12,646,593	394	144	7,685
令和3年	27,891	11,045,045	396	125	6,896
令和4年	24,683	10,573,687	428	136	6,896
令和5年	23,786	9,735,638	409	132	5,485
令和6年	25,907	11,400,337	440	162	5,448

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

## 2. 不正内容の年度別推移

内 訳	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
稼働収入の無申告	12,212	49.5%	12,306	51.7%	13,357	51.6%
稼働収入の過小申告	2,787	11.3%	2,409	10.1%	2,559	9.9%
各種年金等の無申告	3,544	14.4%	3,079	12.9%	3,199	12.3%
保険金等の無申告	583	2.4%	607	2.6%	540	2.1%
預貯金等の無申告	309	1.3%	349	1.5%	292	1.1%
交通事故に係る収入の無申告	233	0.9%	220	0.9%	236	0.9%
その他	5,015	20.3%	4,816	20.2%	5,724	22.1%
計	24,683	100.0%	23,786	100.0%	25,907	100.0%

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

## 3. 不正受給発見の契機の状況(令和6年度)

発 見 の 契 機			
照会・調査	通報・投書	その他の	計
(88.6%)	(6.2%)	(5.2%)	(100.0%)
22,962	1,599	1,346	25,907

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

令和8年度当初予算案

36億円（37億円）※（ ）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 24億円

**1 事業の目的**

- 生活保護現業員（ケースワーカー）の業務は、保護の事前相談（生活保護制度の説明）、保護の申請・決定（保護要否の審査・保護費の支給）、保護開始後の援助方針策定等多岐にわたる事務負担がある一方で、要支援者が抱える課題等の複雑化によりケースワーカーが対応に苦慮することも多く、業務負担の増加が課題となっている。
- 面接相談業務の一部、要保護者の収入や資産報告書徴収及び関係先調査等を実施する人員を確保することでケースワーカーの業務負担軽減を図り、ケースワーカーが個々の被保護者の状況に合った「自立」に向けたきめ細かな支援を可能にする体制を整備する。

**2 事業の概要・スキーム****現状****【ケースワーカーの業務】**

保護の事前相談、保護の申請・決定、  
保護開始後の援助方針策定等

**ケースワーカーの状況**

- ・事務処理等に忙殺される
- ・被保護者へのきめ細かな支援のための時間を確保することが困難

**事業の概要****○業務の内容に応じて非常勤職員を確保し、****ケースワーカーの負担軽減を図る。****【業務内容】**

**(1)保護の事前相談に来られた方へ生活保護制度の仕組みの説明や他法他施策の活用への助言等を行う。**

**(2)年金調査、収入資産申告書徴収、関係先調査の実施、63条返還金及び78条徴収金の債権管理。**

**(3)扶養義務者に対し扶養能力調査を定期又は随時に実施。**

**期待される効果**

- ・要保護者に対する迅速かつ適正な保護決定

- ・ケースワーカーが被保護者への居宅訪問等に時間を確保することが可能になり、ケースワーカーが個々の被保護者の状況に合った「自立」に向けたきめ細かな支援が可能になる。

→ **ケースワーカーの業務負担の軽減**

→ **福祉事務所の体制確保**

**3 実施主体等**

実施主体：福祉事務所設置自治体

補助率：3／4

令和8年度当初予算案

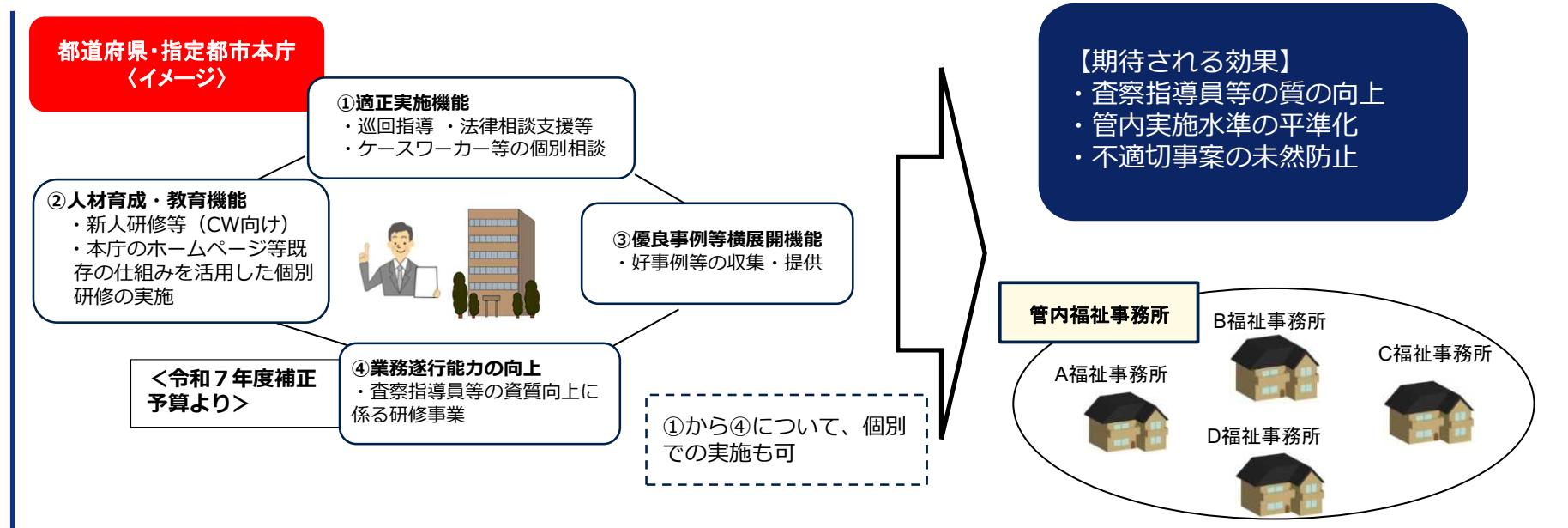
1.1億円（1.1億円）※（ ）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 42百万円

### 1 事業の目的

- 都道府県等が管内福祉事務所に対して、広域的な立場から、生活保護関係職員に対する巡回指導や、人材育成等の取り組みを実施することにより、福祉事務所の実施水準及び質の向上を図る。
- 都道府県等が管内福祉事務所に対して、査察指導員等の資質向上に係る研修を実施し、福祉事務所の実施水準及び質の向上を図る。

### 2 事業の概要・スキーム



### 3 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市

【補助率】 3 / 4

# 第3 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について

(地域共生社会推進室)

## 1 地域共生社会の実現に向けた議論の状況

地域共生社会の実現に向けた取組については、令和6年6月から「地域共生社会の在り方検討会議」において議論が進められ、令和7年5月に「地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ」が公表された。この中間とりまとめを踏まえ、社会保障審議会福祉部会等において、更に議論が行われ、令和7年12月に社会保障審議会福祉部会報告書がとりまとめられている。社会保障審議会福祉部会報告書の中では、全ての市町村において、包括的な支援体制の整備を推進していくという大きな方向性が示され、このための具体的な方策として、以下の事項が盛り込まれているため、ご参照いただきたい。

### (1) 包括的な支援体制整備に向けた対応

#### 【市町村における包括的な支援体制の整備の推進】

- 包括的な支援体制整備のために市町村が実施すべき施策の明確化
  - ①地域住民同士の支え合い推進のための環境整備
  - ②支援関係機関同士の連携体制整備
  - ③地域住民と支援関係機関の協働体制整備
- 支援会議を活用可能な市町村の拡大（※）  
※ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村にも拡大
- 市町村が地域の見守り等に協力する団体を委嘱できる仕組みの創設

#### 【都道府県における包括的な支援体制の整備の推進】

- 都道府県による市町村への伴走支援の強化
- 広域対応が必要な支援実施主体としての都道府県の役割の明確化

### 【重層的支援体制整備事業の質の向上】

- 事業実施にあたっての検討プロセスの要件化
- 重層的支援体制整備事業実施計画の必須記載事項として目標・評価等に関する事項の追加、計画の定期的な見直し
- 重層的支援体制整備事業の事業評価方法の検討・導入
- 機能面・取組面を踏まえた財政支援の仕組みの導入

### (2) 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

#### 【事業内容】

- ①分野横断的な相談支援事業      ②分野横断的な地域づくり事業
  - ・ 介護、障害、こども、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業等について、機能別に構造化し、分野横断的に実施。
  - ・ 配置基準も分野横断的な一つの基準を定める。
- ③ 地域と福祉支援体制の協働を推進する事業
  - ・ ①②にあわせて、地域と福祉支援体制の協働を推進する取組の支援を行う事業を実施（具体的な内容は今後モデル事業において検証）

#### 【対象地域・実施要件】

- 以下の地域や実施要件を満たしていることを、都道府県を通じて国が確認。
  - ・ 対象地域：人口規模が小さい／人口減少の進行等の指標のほか、人口密度や交通の不便さなど総合的に勘案
  - ・ 実施要件：地域住民の意見聴取の実施、実施内容の都道府県等との協議

#### 【市町村への補助の在り方】

- 重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考に、各制度の関係補助金について一体的執行を行う仕組みとする。

### (3) 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

- 地域共生社会の実現に向けた行政責務・役割を明確化
- 福祉以外分野との連携・協働の強化（地域福祉計画の記載事項として福祉分野以外の関連施策との連携・協働に関する事項の明確化等）

この他、福祉部会の議論では、頼れる身寄りがない高齢者等への支援体制づくりや、災害時を見据えた平時からの支援体制づくりについても、地域福祉計画への記載などを通じて、市町村における地域福祉の推進や包括的な支援体制の整備の一環として取り組む方向性が示されており、今後、地域福祉計画への記載等に当たり参考となる指針やガイドラインなどをお示しする予定。

## 2 包括的な支援体制整備の推進について

上記の議論を踏まえ、全ての市町村において地域の実情を踏まえた方策を選択して包括的な支援体制整備に取り組めるよう、令和8年度予算案及び令和7年度補正予算においては、以下の取組に関する費用を計上している。これらの事業の活用も検討いただきつつ、地域の実情に応じた包括的な支援体制整備を進めていただくようお願いする。

- 機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業

小規模市町村等における新たな包括的な支援体制の整備に係る仕組みを創設するにあたり、機能集約型の相談支援・地域づくりの具体的な方法を検証するため、市町村が都道府県等と連携し、実証を行う。

- 地域における互助機能強化のための地域住民等との連携・協働モデル事業

地域住民による地域活動の中で福祉領域の生活課題への対応が図られている事例や、地域住民主体の組織等との連携体制が構築されている事例、住民の生活に身近な環境で相談等を行うことができるような体制が整備されている事例における取組や、調査研究の結果などを参考にしつつ、地域と連携・協働した包括的な支援体制の整備について、市町村が実証を行う。

○ 上記2事業によるモデル構築支援事業

上記2事業を実施する市町村に対して伴走的支援等を行い、モデル構築を支援するとともに、小規模市町村等における新たな仕組みの制度化に向けた検証や、地域と連携・協働した包括的な支援体制の整備の手法に係る検証等を行う。

○ 包括的な支援体制整備に向けた都道府県後方支援事業

社会福祉法第6条第2項等に基づき、包括的な支援体制の整備に関連する施策に係る府内・府外連携を行うとともに、管内市町村の包括的な支援体制の整備にあたっての課題等に応じた支援を行う。

⇒管内市町村に伴走的支援を行う等の場合、補助基準額を引き上げる。

○ 都道府県・市町村に対する包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修・研究事業

包括的な支援体制の整備を促進するため、市町村全域に目を向け、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備方針等を検討した上で、これに向けて、関係者がそれぞれの業務や活動を行いやすくするための支援や組織変革を行うことができる人材等の育成を目指し、国において、市町村の管理職向け研修及び都道府県向け研修を実施する。

また、都道府県には、管内市町村の住民性や体制整備にあたっての課題をした上で、包括的な支援体制の整備に係る支援を行うことが期待されるところ、将来的に都道府県が主体となって支援を実施できることを目指し、まずは国と都道府県が共同で市町村への伴走的支援を行い、必要な方策を整理し、支援にあたってのノウハウを得ることとしている。

### 3 重層的支援体制整備事業交付金の取扱いについて

これまでの議論で示された方針や重層的支援体制整備事業実施市町村が増加している状況も踏まえ、事業の質を向上しつつ財政的な安定性と事業の持続可能性を確保する観点から、令和7年11月に、「令和8年度以降の重層的支援体制整備事業交付金の取扱いについて（令和8年度予算概算要求の考え方）」（事務連絡）を発出し、重層的支援体制整備事業交付金の取扱いについてお示しした。

具体的には、

① 交付割合の見直し

- ・ 同事業の開始から 5 年経過した市町村や、事業開始前年度の財政力指数が 1 を超える市町村（事業開始年 1 月 1 日時点の人口が 10 万人未満の市町村を除く。）及び特別区について、多機関協働事業等に要する費用への交付割合は、国 1 / 3 、都道府県 1 / 3 、市町村 1 / 3 とする

(※) 財政力指数が 1 を超える市町村（同事業開始年 1 月 1 日時点の人口が 10 万人未満の市町村を除く。）及び特別区が、同事業の開始から 5 年が経過した際の交付割合は、国 4 分の 1 、都道府県 3 分の 1 とする。

② 交付基準額の見直し

- ・ 多機関協働事業等に要する費用について、市町村の取組を評価する観点から、交付基準額を、本体額と加算額の合計額に見直し等をお示ししている。

また、同事務連絡においては、

- ・ 重層的支援体制整備事業の評価・検証の実施状況等を踏まえつつ、各分野の支援関係機関等や支援者等の対応力の強化の状況、連携体制の構築状況、多機関協働事業等における対応状況に係る実態把握を行った上で、必要な交付水準等を検討し、必要に応じて交付金の取扱いの見直しを行う予定であること
- ・ 2040 年に向けて、すべての市町村での包括的な支援体制の整備を目指し、取組を進めていくため、包括的な支援体制の整備のための手段として重層的支援体制整備事業を実施する市町村にあっては、地域福祉計画の 2 期間（概ね 10 年程度）を目途に、各分野の支援関係機関等や支援者等の強化や連携体制の構築を目指し、事業の評価や検証を進めていただくようお願いすること

など、中長期的検討として今後の取扱いについてもお示ししたため、御確認いただくとともに、詳細の説明を希望する場合は、地域共生社会推進室までご連絡いただくようお願いする。

同事業に関する必要な検討プロセス・事業の評価方法等について調査研究を実施しており、この成果等については追ってお示しする。

なお、1月26日に、重層的支援体制整備事業の見直しと今後の見通しについて、改めて下記を内容とする事務連絡を発出したので、ご確認をお願いしたい。

### <1月26日付 事務連絡より抜粋>

- 重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」）は、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために創設した事業です。厚生労働省としては、今後とも、市町村にこの事業を活用していただくことで、支援関係機関の連携を強化する中でそれぞれの対応力が強化され、地域の実情に応じた多様な実践が生まれていくことを期待しています。
- 令和2年度の制度創設（施行は令和3年度）以降、地域において創意工夫ある取組が生まれてきましたが、各自治体における事業内容にもばらつきが見られました。また、想定を上回るペースで、実施自治体数が大幅に増加してきました。これに対応して、毎年度予算の増額も行ってきています。
  - (注1) 重層事業実施自治体数  
43（令和3年度）⇒471（令和7年度）⇒585（令和8年度見込み）
  - (注2) 重層事業（多機関協働事業等）の予算額  
10億円（令和3年度）⇒56億円（令和7年度）⇒56億円（令和8年度当初予算案）
- しかしながら、財政的な安定性を確保するための見直しが必要となり、令和7年度に、自治体における平均的な人員配置の実態を考慮しつつ、1自治体あたりの交付基準額（申請上限額）の引き下げを実施しました。  
さらに、令和8年度も100以上の市町村が新たに事業を開始する見込みです。これらの自治体の多くは、これまで移行準備事業を活用して数年にわたり準備を進めており、重層事業への移行を確実にすることが不可欠です。同時に、国の財政制約の下で、将来に向けて重層事業の持続可能性を向上することも必要であるため、令和8年度も、多機関協働事業等に要する費用に係る見直しを実施することとしたものです。
  - (注3) 令和8年度の見直しの内容
    - (1) 事業開始から5年を経過した市町村等への交付割合の見直し
    - (2) 市町村における取組内容に応じた交付基準額の設定
- 2カ年続けての見直しにより、各自治体における業務計画や執行に大きな影響を与えてしまっていることは承知しております。厚生労働省としては、今回の見直しにより、実施自治体が増加する中でも、交付金の持続可能性を確保することができたと考えておりますので、引き続き、各自治体のご理解とご協力をいただきますよう、何卒よろしくお願ひいたします。
- 厚生労働省としては、各自治体において、地域の実情に応じて包括的支援体制が構築され、その基盤の上に創意工夫の豊かな実践が展開されていくよう、引き続き、重層事業をはじめ、地方自治体への支援を継続してまいります。

## 第4 生活困窮者自立支援制度について（生活困窮者自立支援室）

### 1 居住支援について

居住支援の強化は、生活困窮者支援における最重要課題のひとつであり、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号。以下「困窮法等改正法」という。）の重要な柱である。地域における包括的な住まい支援体制の構築に向けて、各自治体におかれましては特段のご協力をお願いする。

#### 【住まい相談支援員の配置について】

- 困窮法等改正法では、自立相談支援事業の機能として「居住の支援」を法律上明確化した。これを受け、住まいに関する相談体制の強化のため、引き続き、自立相談支援機関に住まい相談支援員を配置した場合の加算を令和8年度予算案に盛り込んでいる。各自治体においては、住まい相談支援員の配置を積極的に検討いただきたい。
- 住まい相談支援員の主な役割は以下を想定している。
  - ・ 住まいの課題を中心とした相談支援
  - ・ 住宅関係機関（大家、不動産事業者、居住支援法人、居住支援協議会事務局等）や福祉関係機関（福祉事務所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等）からの相談対応
  - ・ 物件や支援等の情報収集、地域の支援ニーズの把握 等
- 地域の実情に応じて、住まい相談支援員を自立相談支援機関の他の支援員と兼務させたり、自立相談支援事業を委託により行う場合、住まい相談支援員を別の事業者（居住支援法人等）に再委託することも可能。

#### 【居住支援事業の実施の推進について】

- 困窮法等改正法では、地域居住支援事業の重要性が増していることも踏まえ、令和7年度から「居住支援事業」のうち、地域の実情に応じて必要な事業を実施することを努力義務化した。各自治体においては、引き続き、地域の実情を把握した上で、居住支援事業の積極的な実施をお願いしたい。

- 特に、自立相談支援機関等で受け止めた住まいに関する相談に対応していく中で、入居のための支援や入居後の見守り・生活支援等を行う体制を整備することが重要なことから、地域居住支援事業を活用して、これらの支援を必要とする者に確実に支援を提供いただきたい。
- 地域居住支援事業に関しては、シェルター退所者以外にも、持ち家がある者を含めて、居住に困難を抱える、地域社会から孤立した状態の者についても事業の対象となることや、原則1年を超えない範囲としている支援期間について、対象者の状態に応じて柔軟に延長できることに留意いただきたい。

#### 【居住支援法人との連携について】

- 居住支援法人とは、住宅確保要配慮者に対して、
  - ・登録住宅の入居者への家賃債務保証
  - ・賃貸住宅への円滑な入居に係る住宅情報の提供・相談
  - ・見守りなどの生活支援等を行う法人として都道府県が指定する法人である。  
(全国の居住支援法人の一覧の掲載先)  
[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_fr7\\_000026.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000026.html)
- 困窮法等改正法では、生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）に基づく各事業等の実施に当たって、居住支援法人との連携を努力義務としているため、各自治体においては、支援会議や支援調整会議に居住支援法人の参画を依頼するほか、住まい相談支援員や地域居住支援事業を居住支援法人に委託する等の方法により、連携を強化いただきたい。

#### 【居住支援協議会への参画について】

- 居住支援協議会とは、自治体や不動産関係団体、居住支援関係者、福祉関係者等が連携して、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅情報の提供等の支援を行うものである。  
(全国の居住支援協議会の一覧の掲載先)  
[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_fr3\\_000019.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html)

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号。以下「住宅セーフティネット法等改正法」という。）において、各自治体における居住支援協議会の設置が努力義務化されたとともに、住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行うものを構成員とすることが法律上明確化された。
- 居住支援協議会が設置されていない自治体においては、住宅部局や地域の関係者と連携し、居住支援協議会の設置を進めていただくようお願いする。居住支援協議会が既に設置されている自治体においては、生活困窮者自立支援制度担当部局や自立相談支援機関等が居住支援協議会に積極的に参画いただきたい。

#### 【居住サポート住宅の認定手続の推進について】

- 住宅セーフティネット法等改正法において、今後、高齢者などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅への居住ニーズが更に高まることが見込まれることや、賃貸人の中には住宅確保要配慮者の入居後の課題に対して不安を持っている方がいること等を背景として、居住支援法人等が、住宅確保要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う「居住サポート住宅」の認定制度が創設された。
- 認定主体である福祉事務所設置自治体においては、住宅部局と福祉部局が適切に役割分担を行い、連携して認定審査等を行うことが重要であるため、「居住サポート住宅認定制度 認定審査マニュアル」を踏まえ、認定事務の実施を進められたい。

## 2 就職氷河期世代に対する支援について

就職氷河期世代に対する支援については、令和7年6月に、関係閣僚会議において「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」が決定され、認定就労訓練事業や家計改善支援事業の活用が挙げられている。就職氷河期世代に対する支援について、各自治体におかれても特段のご協力をお願いする。

### 【認定就労訓練事業の積極活用について】

- 管内の認定就労訓練事業所の情報を把握しておらず、認定就労訓練事業の活用ができないといった状況も見受けられるため、都道府県・指定都市・中核市においては、管内の市区町村や自立相談支援機関に対して、認定就労訓練事業所の情報共有をお願いしたい。
- 自治体の自立相談支援機関の支援員等による「認定就労訓練事業」の活用勧奨を促進するため、認定就労訓練事業の活用方法や利用者とのマッチング推進に関する研修等の実施を予定している。
- 認定就労訓練事業の利用促進を図るため、認定就労訓練事業の利用にかかる交通費の負担軽減に資する支援を令和7年度補正予算に計上している「就職氷河期世代等に向けた認定就労訓練事業の普及促進事業」で実施している。詳細は実施要綱を参照されたい。
- 生活困窮者の状況に応じた柔軟な働き方の場を提供できるよう、各自治体においては、自立相談支援機関等と協力し、認定就労訓練事業者の確保に取り組んでいただくとともに、就職氷河期世代等の支援としても積極的に認定就労訓練事業を活用していただきたい。

### 【家計改善支援事業の活用について】

- 家計改善支援事業の全国実施に向け、自治体コンサルティング事業により、未実施自治体がある都道府県に国からの専門スタッフの派遣を通じた自治体へのノウハウの提供を行うこととしている。また、「就労準備支援事業等の未実施自治体への導入促進事業」により、家計改善支援事業を未実施の自治体において、都道府県が主体となって時限的に事業を実施し、事業の空白区をなくす支援メニューを令和7年度補正予算に計上している。  
更に、「生活困窮者自立支援の機能強化事業」（令和7年度補正予算）において、家計改善支援の質の向上に関する取組に対する支援メニューについても盛り込んでいることから、これらの支援メニューを積極的に活用されたい。

### 3 自立相談支援機関の支援員等の処遇改善について

- 生活困窮者自立支援制度の各事業に携わる支援員等の処遇については、事業の実施主体である自治体において、事業委託の契約内容等の中で適切に勘案いただきたいものと承知しているが、引き続き、物価上昇等を踏まえ、支援員等の適正な処遇を確保した事業委託契約の締結や会計年度任用職員の給与設定等を行っていただきたい。
- 特に、令和8年度の事業実施に当たって、物価上昇等を考慮した上で支援員の処遇改善等を実施することに伴い、事業の所要額が増加し、国庫負担（補助）基準額を超過することも想定される。このような場合には、委託先の賃金体系、 処遇改善の状況等が分かる資料等を添付の上で個別に協議をいただき、その必要性が確認できれば、予算の範囲内で所要の財政措置を行うこととしている。このため、各自治体におかれでは、物価上昇等を踏まえた支援員の処遇改善の対応を積極的に実施いただくようお願いしたい。
- また、委託先選定時の具体的な留意事項等については、「自立相談支援事業の委託先選定ガイドラインについて」（令和6年6月24日付け社援地発0624第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）においてお示ししていることから、自立相談支援事業の委託先の選定等に当たって、参考にしていただきたい。
- 本ガイドラインで記載されている内容のうち、特に以下の点については特段の留意をお願いする。
  - ・ 委託先の選定は、価格だけではなく事業内容や支援実績等を踏まえた企画提案等による評価プロセスを経て選定することが望ましいこと
  - ・ 契約期間については、事業の継続性を確保する観点から複数年度契約を行うことも考えられること
  - ・ 支援の質の向上の観点から、支援員の処遇改善の仕組みを設けていることを評価することも考えられることなお、法に基づく他の事業を委託する場合にも、当該事業の性格を踏まえつつ本ガイドラインを参考とされたい。

## 4 関係機関との連携について

生活困窮者が抱える課題は複合的であることから、支援会議等の会議体も活用し、福祉分野に止まらず、幅広い関係機関との連携に取り組んでいただきたい。

### 【支援会議の設置の推進について】

- 困窮法等改正法では、支援会議の設置を自治体の努力義務としたため、未設置自治体においては、支援会議の趣旨目的についてご理解の上、早期の設置をご検討いただきたい。設置に当たっては、厚生労働省ホームページに掲載している支援会議の立ち上げ事例を参考にされたい。

(支援会議の立ち上げ事例の掲載先) ※ページ下部に掲載

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>

- また、困窮法等改正法では、法に基づく支援会議、社会福祉法に基づく支援会議、生活保護法において新設された調整会議について、構成員や議論する地域課題が共通する場合も多いことから、相互連携を図ることが努力義務とされていることについても留意いただきたい。

### 【生活困窮者へのアウトリーチの実施について】

- 生活困窮者の中には、様々な事情により相談窓口に来訪することが困難な者や、相談窓口の存在を知らない者がいることが考えられる。そのため、自立相談支援機関等で相談を待つだけでなく、関係機関とも連携し、地域に出て、積極的に生活困窮者の把握を行い、早期かつ確実に支援につなげることが重要である。
- 困窮法等改正法においては、関係機関や民間団体との緊密な連携を図りつつ、支援会議の開催や、地域住民の交流拠点（いわゆる地域の「居場所」等）との連携や家庭等への訪問等により、生活困窮者の状況を把握すること（アウトリーチ）を自治体の努力義務とした。
- 各自治体においては、地域の実情に応じた創意工夫により、生活困窮者へのアウトリーチに取り組んでいただきたい。

#### 【関係機関との連携に関する通知について】

- 生活困窮者を確実に相談窓口につなげるため、自立相談支援機関等と関係機関との具体的な連携方法について、これまで連携先ごと（※）に通知等によりお示してきた。各自治体においては、これまでの関係通知等をご確認の上、必要な連携体制の見直しや対応強化を進めていただきたい。
- ※ 生活保護制度、居住支援協議会、公共職業安定所、教育施策、障害保健福祉施策、介護保険制度、年金、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ひきこもり地域支援センター、更生保護制度、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、自殺対策、税務部局、公営住宅、水道事業、重層的支援体制整備事業、こども施策、困難な課題を抱える女性への支援施策、孤独・孤立対策など

### 5 自立相談支援事業について

生活困窮者自立支援制度の中核となる自立相談支援事業については、予算事業や国からの情報提供等も活用し、引き続き効果的かつ効率的な実施を進めていただきたい。

#### 【就労準備支援事業、家計改善支援事業との一体的な実施について】

- 効果的・効率的な支援のため、困窮法等改正法において、令和7年度から、自立相談支援事業と就労準備支援事業・家計改善支援事業を一体的に実施することが原則化されている。各自治体においては、地域の実情に応じた一体的な事業の実施を進めていただきたい。
- 具体的な一体的実施の方法については、例えば以下の方法が考えられる。

##### ① 相談時の連携

自立相談支援機関による相談時に、就労準備支援事業・家計改善支援事業の支援員も同席し、それぞれの専門知識を活かしたアセスメントを実施。

##### ② 自立支援計画の策定時における連携

自立相談支援機関による自立支援計画の策定時において、支援調整会議に、就労準備支援事業・家計改善支援事業の支援員も参画し、多角的に支援方針を検討。

### 【生活困窮者自立支援の機能強化事業の活用について】

- 生活困窮者の増加に伴う対応や、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化のため、自治体と民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図るための予算を令和7年度補正予算で計上していることから、各自治体においては積極的な活用を検討されたい。

### 【ＩＣＴ活用の推進について】

- 新型コロナウイルス感染症拡大期には、関係者間での対面での協議や打合せが難しかったことから、オンラインを活用した非対面での情報共有の仕組み等が模索された。これに加え、若年層や外国籍の相談者、相談窓口に来訪することが困難な者等が相談しやすい環境整備のため、ＩＣＴの活用の重要性が高まっている。
- 「自立相談支援機関におけるＩＣＴを活用した効果的な取組例について（情報提供）」（令和6年6月24日付け当室事務連絡）において、ＩＣＴを活用した相談支援（メールやＬＩＮＥによる相談対応、オンライン会議システムの活用、オンラインの居場所づくり、多言語対応等）や関係機関との情報連携の事例を紹介しているので、参考としていただきたい。

## 6 任意事業の全国的な実施の推進について

法においては、就労準備支援事業と家計改善支援事業の実施が努力義務とされ、また、困窮法等改正法では、居住支援事業のうち地域の実情に応じて必要な事業の実施が努力義務化された。子どもの学習・生活支援事業も含め、未実施の任意事業がある自治体においては、令和7年度補正予算に計上している「就労準備支援事業等の未実施自治体への導入促進事業」も活用し、早期の事業実施をご検討いただきたい。

### 【就労準備支援事業、家計改善支援事業及び居住支援事業の全国実施のための指針の策定について】

- 困窮法等改正法の施行に伴い、国として、就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業の全国的な実施や支援の質の向上を図るための体制整備に関する指針（告示）策定し、これら3事業の立ち上げや事業実施のために都道府県が管内自

治体に対して行うことが考えられる支援、関係機関等との連携や地域づくり等に当たっての考え方などを示している。

- ③事業を未実施の自治体はもちろん、実施済みの自治体におかれても、本指針を参考としていただき、効果的な事業の実施に取り組んでいただきたい。

#### 【就労準備支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業の未実施自治体への導入支援事業の活用について】

- 就労準備支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業を実施していない自治体の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって、各事業を時限的に実施することで、事業の空白区をなくし、全国的な事業実施を目指すための予算を令和7年度補正予算に計上している。本事業は国庫補助率10/10であることから、管内に各事業を実施していない自治体がある都道府県においては、本事業の実施を積極的に検討されたい。また、本事業の実施に当たっては、都道府県向けのコンサルティング事業を合わせて活用することとしており、これまでに導入支援を実施した都道府県の職員や、各事業の立ち上げを行った自治体職員、各事業の実践者等を定期的に派遣し、助言等を行う。

#### 【共同実施・広域実施の推進について】

- 生活困窮者の自立の支援に当たっては、任意事業の実施により支援メニューを増やすことが重要である一方で、任意事業については、地域に十分な支援ニーズがないことや、活用可能な社会資源がない等の理由により、事業の実施が困難な自治体が見受けられる。そのような自治体においては、複数の自治体による共同実施や都道府県を中心とした広域実施により事業を実施することが考えられる。
- 厚生労働省ホームページに掲載している各任意事業の立ち上げ事例の中にも、共同実施・広域実施の事例があるので、特に都道府県においては、これらの事例も参考に、管内の未実施自治体における共同実施・広域実施を推進いただきたい。

(各任意事業の立ち上げ事例の掲載先) ※ページ下部に掲載

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>

## 7 自治体職員や支援員向けの支援について

生活困窮者自立支援制度は人が人を支える制度であり、制度に関わる自治体職員や支援員のバーンアウト防止、支援の質向上の観点から、人材育成は必要不可欠である。

### 【自治体コンサルティング事業の実施について】

- 令和元年度から、国の事業として、事業の立ち上げや実施に際して専門的助言等を必要とする自治体に対して、知見を有する専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウの伝達・助言等を行うコンサルティング事業を実施している。
- 令和8年度は、①「就労準備支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業の未実施自治体への導入支援事業」を実施する都道府県及びその都道府県が「就労準備支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業の未実施自治体への導入支援事業」の対象とした自治体、②都道府県研修の質の向上について検討している都道府県に対して講師を派遣し、コンサルティングを実施する予定としている。

### 【人材養成研修の実施について】

- 令和7年度から全ての都道府県において都道府県研修を実施していただくこととしたところ、各都道府県におかれでは、引き続き、令和8年度の研修実施に向けて準備を始めていただくようお願いする。
- 令和8年度の国研修においては、引き続き、自立相談支援事業、就労準備支援事業（被保護者就労支援員研修と合同開催）、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業、居住支援事業、生活困窮者自立支援制度の理念の醸成や人材育成における都道府県等の担当者の役割や自治体の体制整備のあり方について学ぶ研修の実施を予定している。
- 生活困窮者自立支援制度における基本理念を具現化できる高度な専門人材を養成することを目的として、令和7年度から、現任者向けの人材養成研修（ステップアップ研修）を全国6ブロック（①北海道・東北、②関東、③東海・北陸、④近畿、⑤中国・四国、⑥九州・沖縄）で実施しており、令和8年度においても同様に実施することを予定している。

- 各自治体におかれでは、各研修の対象となる支援員や職員が研修に参加できるよう、特段のご配慮をお願いする。

#### 【都道府県による市町村支援について】

- 都道府県の責務として、管内自治体に対して、法に基づく事業を実施するために必要な助言や情報提供を行うことが法で規定されている。都道府県から市町村への具体的な支援内容としては、例えば、管内自治体からの相談の受付や課題の聞き取り、管内自治体向けの独自の研修や情報交換の場の企画、管内自治体の課題把握の支援、他県や他自治体における事業の実施体制等についての情報提供、事業の広域実施に向けた調整などが考えられる。
- 厚生労働省ホームページに市町村支援の事例を掲載しているので、参考としていただき、各都道府県で管内自治体の支援に取り組んでいただきたい。  
(市町村支援の事例の掲載先) ※ページ下部に掲載

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>

#### 【みんなつながるネットワークについて】

- 全国の支援員や行政職員が互いに支援に必要な情報を共有できるよう、「困窮者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）」を委託により開設し、生活困窮者支援に関するイベントの情報や研修教材、厚生労働省からの通知や事務連絡など、支援に関する情報を、見やすく、分かりやすく、整理して掲載している。
- 本サイトは、一般の方にも広く関心を持っていただけるよう大部分を公開しているが、一部については、支援員及び行政職員向けの限定公開としている。限定公開部分では支援に役立つ情報が共有されているほか、情報共有のための掲示板もあるので、支援員等への周知をお願いする。
- また、各地で開催されるイベント情報など、掲載依頼を隨時受けることが可能であるため、本サイトを積極的に活用いただき、支援に役立つ情報の共有を図っていただきたい。

(困窮者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）)

<https://minna-tunagaru.jp/>

### 【全国研究交流大会について】

- 例年、生活困窮者自立支援制度に携わる支援員の支援スキル向上を図るとともに、自治体の枠を超えた交流の場を設けることを目的として、生活困窮者自立支援全国研究交流大会を実施しており、令和8年度も実施を予定している。自立相談支援機関等の支援員だけではなく、生活困窮者自立支援制度を担当する行政職員の積極的な参加をお願いする。日時・場所等は、決まり次第お知らせする。

## 8 生活困窮者の状況に応じた多様な働き方の確保について

生活困窮者の自立のためには、多様な就労や社会参加の機会を確保することが必要であるため、日頃から地域の企業・事業所や労働部局、地域の関係団体との連携を深めていただきたい。

### 【就労準備支援事業の就労体験先への交通費について】

- 就労準備支援事業（就労準備支援プログラム）における就労体験の利用促進を図るため、就労体験の際の交通費の負担軽減に資する支援を令和6年度から生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の対象としている。詳細は実施要綱を参照されたい。

### 【認定就労訓練事業（中間的就労）の推進について】

- 生活困窮者の状況に応じた柔軟な働き方の場を提供できるよう、各自治体においては、自立相談支援機関等と協力し、認定就労訓練事業者の確保に取り組んでいただくとともに、就職氷河期世代等の支援としても積極的に活用していただきたい。
- また、法により、自治体は、認定就労訓練事業者の受注機会の増大を図ることが努力義務とされているため、「認定就労訓練事業の活用促進について」（令和5年4月17日付け当室事務連絡）に記載されている取組事例や、令和8年1月中に発出予定の「認定就労訓練事業の実態調査の集計結果（御報告）及び更なる認定就労訓練事業の推進について（協力依頼）」に記載している認定就労訓練事業所の概要（平成30年度～令和6年度において生活困窮者の受入実績があり、かつ、今後販売・受注可能な製品・サービスの内容に記載があったもの）も参考に、優先発注の増大に努めていただきたい。

- 令和7年度補正予算に認定就労訓練事業の利用促進を図ることを目的として、「就職氷河期世代等に向けた認定就労訓練事業の普及促進事業」の中で、認定就労訓練事業の利用にかかる交通費の負担軽減に資する支援を計上している。詳細は実施要綱を参照されたい。

#### 【地域職業能力開発促進協議会について】

- 地域職業能力開発促進協議会とは、地域における効果的な人材育成を行うため、地域の人材ニーズの把握、関係者間での訓練コースの設定の協議や職業能力の開発に関する取組共有、訓練の効果検証、それらを踏まえた「地域職業訓練実施計画」の策定などを行う協議会である。
- 職業能力開発促進法に基づき、各都道府県単位で「地域職業能力開発促進協議会」を開催することとされており、生活困窮者自立支援制度担当部局等の参加も求められている。日頃から、都道府県の職業訓練担当部局等と連携を推進するとともに、協議会への参加依頼があった場合には、参加について積極的に検討いただきたい。

## 9 子どもの学習・生活支援事業について

各自治体においては、生活困窮者世帯等の子どもに対する、学習面及び生活面の両面からの保護者も含めた世帯全体への包括的な支援に引き続き取り組んでいただくとともに、事業を未実施の自治体におかれでは事業実施を積極的に検討いただきたい。

#### 【子どもの学習・生活支援事業に関するガイドラインについて】

- 本事業の立ち上げ及び支援の質の更なる向上や学習支援と生活支援の一体的実施を促進するため、令和6年度社会福祉推進事業において、「子どもの学習・生活支援事業に関するガイドライン」を取りまとめ、令和7年6月9日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「子どもの学習・生活支援事業に関するガイドラインについて」で周知した。
- 子どもの貧困連鎖の防止や世帯が抱える複合的な課題の改善のためには、学習支援を行うだけではなく、居場所づくりや生活習慣の形成・改善支援、親への養育支援といった生活支援も行うことが効果的である。

- そのため、令和7年度から、子どもや保護者に対する相談支援や自立相談支援事業の利用勧奨といった生活支援についても、学習支援と一体的に行うよう求めてい る。
- 各自治体におかれでは、本ガイドラインも参考に、引き続き、地域の実情に応じた、創意工夫のある事業の推進に努めていただきたい。

#### 【子どもの学習支援等強化事業の活用について】

- 物価高騰等の影響が依然として続き、生活困窮世帯の子どもの体験格差や進学格 差の問題がより深刻化する中で、子どもの学習・生活支援事業について、モデル的 に、体験格差の解消等に取り組むとともに、全国的な事業の実施に向けた環境整備 として、事業を実施していない自治体の立ち上げ支援や、都道府県を主体とした高 校生世代への学習支援を実施し、子どもの体験格差の解消等を図るための予算を令 和7年度補正予算に計上している。各自治体においては、本事業の活用を積極的に 検討されたい。

#### 【基本基準額の見直しについて】

- 子どもの学習・生活支援事業の国庫補助の基本基準額については、平成27年度の 事業創設時から据え置かれていたところ、「経済財政運営と改革の基本方針2025 について」（令和7年6月13日閣議決定）の「第3章 中長期的に持続可能な経済社会 の実現」の「4. 物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し」において、長年 据え置かれてきた公的制度の基準額や閾値の例として挙げられたことを踏まえ、令 和8年度予算案においては、昨今の賃金上昇等を踏まえ、基本基準額の引上げを行 うこととした。各自治体においては、これを念頭に、支援員等の適正な処遇を確保 した事業委託契約の締結等を行っていただき、必要な予算の確保をお願いする。

## 10 広報について

法では、国及び自治体に対し、制度の周知に関する努力義務が規定されており、生活困窮者が早期に必要な支援を受けられるよう、広報に努めていただきたい。

### 【国によるリーフレットについて】

○ 困窮法等改正法の施行に伴い、国において、改正内容を反映した生活困窮者自立支援制度を紹介する一般向けのリーフレットを作成し、自治体に共有しているので、各相談窓口に配架いただく等によりご活用いただきたい。あわせて、転居費用の補助も含めた住居確保給付金に関するリーフレットも別途作成して共有しているので、こちらもご活用いただきたい。

### 【生活困窮者自立支援室ニュースレターについて】

○ 厚生労働省生活困窮者自立支援室では、自治体担当者や支援者の方向けに、支援のヒントになるような情報を提供するニュースレターを年4回程度発行している。厚生労働省ホームページに掲載しているので、ぜひご覧いただくとともに、支援関係者にも本ニュースレターを紹介いただきたい。

(これまで発行したニュースレターの掲載先)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>

## 11 生活困窮者自立支援統計システムについて

国においては、生活困窮者自立支援統計システムに入力されたデータを元に、各自治体における補助金（負担金）の所要額を算定するとともに、政策立案や次年度以降の予算要求を検討しているため、各自立相談支援機関において支援に係る情報を確実に入力いただくよう、各自治体からも働きかけをお願いする。

### 【住まい相談支援の帳票搭載・データ共有機能の追加搭載について】

- 現在、自立相談支援事業において導入している生活困窮者自立支援統計システムにおいて、住まいに関する相談への効果的かつ円滑な支援の実施及び支援状況の迅速な把握を可能とするため、令和8年度から、自立相談支援事業帳票へ住まいに関する項目を新たに追加するとともに、それに伴う統計機能等を追加搭載することとしている。
- また、これまで支援ツールの入力は自立相談支援機関のみで可能となっていたところ、就労準備支援事業と家計改善支援事業の実施機関においても、自立相談支援機関から該当者のデータを共有した上で、支援ツールへの入力が可能となるよう、データ共有機能を追加搭載することとしている。
- スケジュールや導入方法等の詳細については別途お知らせする。

## 12 事業評価について

法に基づく各事業については、その手引きにおいて、年度ごとに事業の実施状況や目標の達成状況を評価し、次年度以降の運営の改善に生かすこととしているため、各自治体においてはしっかりと事業評価を実施いただきたい。

### 【改革工程表に基づく目安値について】

- 「新経済・財政再生計画改革工程表 2022」（令和4年12月22日経済財政諮問会議決定）に基づき、令和5年度以降の3年間の国のKPIについて、制度開始以降の支援実績や特例貸付の償還開始による相談対応等を踏まえ、以下のとおり目安値を設定している。引き続き、国の予算事業等も活用して支援体制の強化を図りつつ、必要な支援を行っていただくようお願いする。
- なお、令和8年度以降の目安値については別途お知らせする。

(令和5年度から令和7年度までの目安値)

K P I	目安値※	参考（実績）		
		(R3)	(R4)	(R5)
新規相談受付件数	年間 40 万件	27 件	36. 6 件	23. 4 件
新規相談受付件数の 50%	14 件	9. 7 件	6. 6 件	6. 2 件
就労支援対象者数	プラン作成件数の 60%	8 件	5. 2 件	3. 8 件
就労・増収率	75%	75%	35%	43%
自立に向けての改善が見られた者の割合	90%	90%	79%	81%
				80%

※ 人口 10 万人・1 か月当たりの目安値を設定。人口 10 万人未満の自治体については、人口規模別に設定。

#### 【「振り返りガイド（案）」の活用について】

- 令和3年度に総務省行政評価局が福祉事務所設置自治体に対して実施した調査において、生活困窮者自立支援制度における事業評価の実施率は約4割、さらに評価結果を事業の改善につなげている自治体は少数であり、事業評価の方法や制度の効果の把握に苦労しているなどといった実態が見られた。
- こうした調査結果も踏まえ、令和5年度社会福祉推進事業において、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業における「振り返り」を行う際のヒントをまとめた「振り返りガイド（案）」を作成し、「生活困窮者自立支援制度の事業の評価の実施における「振り返りガイド（案）」の活用について」（令和6年4月25日付け当室事務連絡）により周知した。
- 各自治体におかれでは、この「振り返りガイド（案）」も活用しながら、事業評価を実施し、各事業の質の向上に努めていただくようお願いする。

## 13 緊急小口資金等の特例貸付等について

### 【特例貸付の償還金の取扱いについて】

- 「緊急小口資金等の特例貸付における償還金収入の国庫返還について」（令和7年10月20日付け当室事務連絡）においてお知らせしたとおり、令和6年度末までの緊急小口資金等の特例貸付における償還金収入については、原則として令和7年度中に国庫に返還していただくこととしている。追って、関係書類等を送付するので、各都道府県においては、遅滞のないようご対応をお願いする。  
なお、返還金の納入期限について、都道府県によっては、令和7年度出納整理期間中の令和8年4月のいずれかの日を予定しているが、令和6年度末に対応いただいた令和5年度末までの償還額の国庫への返還手続きに当たり、出納整理期間中に対応したことで、国庫への歳入年度を本来令和6年度とすべきところ、誤って令和7年度とした都道府県が一部あったことから、今般の返還に当たっては特にご留意いただきたい。
- 緊急小口資金等の特例貸付における償還金収入については、引き続き令和8年度以降も、前年度分を毎年度返還いただく予定であるため、ご承知おき願う。

## 14 その他

### 【いわゆる「闇バイト」問題への対応について】

- 昨今、社会的な問題となっているいわゆる「闇バイト問題」に関して、闇バイトに応募する背景の1つに生活困窮があることが指摘されている。
- こういった状況を踏まえ、令和6年11月には、厚生労働省のX、LINE、Facebookで、全国の自立相談支援機関の一覧について周知を行ったところである。
- 経済的困窮を背景に犯罪に加担してしまうことがないよう、各自治体におかれでは、自立相談支援機関等の相談窓口の周知について一層の取組をお願いするとともに、各相談窓口においては、生活困窮者からの相談に適切にご対応いただくよう重ねてお願いする。

### 【孤独・孤立対策について】

- 孤独・孤立対策の推進は、生活困窮者を早期に発見し、その者の抱える課題の深刻化を予防する観点からも重要である。
- 孤独・孤立対策の推進のためには民間団体の活動も重要であり、N P O等の活動を支援する施策として、（独）福祉医療機構において令和7年度補正予を活用した生活困窮者等支援民間団体活動助成事業が実施されているところ。
- 自立相談支援機関における支援の強化については、令和7年度補正予算に計上した生活困窮者自立支援の機能強化事業等を活用し、各自治体において支援体制の強化をお願いする。

### 【いわゆる「旧統一教会」問題・被害者への対応について】

- いわゆる「旧統一教会」問題に関しては、令和6年1月19日に、「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議において、「「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策」が決定され、元信者や宗教2世の方等への相談体制の強化や、一時生活支援事業による住まいの確保等の支援の実施などが盛り込まれた。
- 「旧統一教会」の問題に係る相談への対応については、「「旧統一教会」問題に係る相談対応マニュアル等について（情報提供）」（令和6年7月22日付け当室事務連絡）により相談対応マニュアル等を周知した。各自立相談支援機関におかれでは、「旧統一教会」を背景とした生活困窮に関する相談があった際には、相談対応マニュアル等も踏まえながら適切に対応いただきたい。
- 特に、相談内容が宗教に関わることのみを理由として消極的な対応をしないよう引き続きご留意いただくとともに、必要に応じて法テラス、警察、消費生活センター等の関係機関とも連携した対応をお願いする。なお、これらの機関からの紹介等を受けて対応いただいたもののうち、留意すべき事例等については厚生労働省（生活困窮者自立支援室）に適宜情報提供いただくようお願いする。

【過去の携帯電話料金の滞納等により携帯電話契約にお困りの方への支援について】

- 生活困窮者の自立支援においては、過去の料金滞納等により携帯電話を保有できないことで、就職活動や住宅の賃貸借契約などの場面でハードルが生じていることが指摘されている。
- これを受け、令和2年度から、過去の携帯電話滞納状況等により携帯電話契約にお困りの方に対して携帯電話等サービスを提供している事業者についての情報を自治体等に周知してきた。
- 令和7年10月には、「過去の携帯電話滞納状況等により携帯電話契約にお困りの方へ 携帯電話等サービスを提供している事業者について（情報提供）」により、自治体等に事業者についての情報提供を行ったところ、令和8年4月の改正携帯電話不正利用防止法施行規則の施行により、携帯電話の非対面契約に当たっては、本人確認が厳格化される予定であるため、今後、事業者情報について改正事項を反映し、改めて最新の情報を提供する予定としている。各自治体におかれでは、自立相談支援機関等の相談窓口で本情報提供を活用いただきたい。

## 第5 成年後見制度の利用促進等について（成年後見制度利用促進室）

### 1 成年後見制度利用促進等の現状及び課題について

#### 【第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について】

令和8年度は「成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)」に基づき、令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(計画期間は令和4～8年度の5年間。以下、「第二期計画」という。)の最終年度である。

第二期計画の中間年度である令和6年度に取りまとめられた「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」では、中核機関の整備状況（令和6年4月1日時点で1,187市町村、68.2%）や中核機関を整備済みの市町村であっても地域連携ネットワークの機能が相談支援機能を有するにとどまっていること等を踏まえ、市町村において、引き続き中核機関の整備等の地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組むこと等が求められている。また、都道府県に対しても、単独で地域連携ネットワークづくりに取り組むことが難しい市町村に対する体制整備支援の機能を強化し、地域連携ネットワークづくりの促進に取り組むことが求められている。

第二期計画においては、成年後見制度が本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき等の指摘がなされている。これを踏まえ、現在、法務省に設置されている法制審議会において、法定後見制度について必要性を開始の要件とし、開始の際の必要性がなくなれば終了することができる制度へ見直すこと等について検討が進められている。こうした成年後見制度の見直しを見据え、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。

#### 【社会保障審議会福祉部会における議論について】

単身世帯の増加や家族の在り方の変化等により、頼れる身寄りがいない高齢者等が増加する傾向が見込まれる中で、地域における総合的な権利擁護支援策の充実や、頼れる身寄りがいない高齢者等が抱える課題等への対応等について、社会保障審議会福祉部会において議論が進められ、令和7年12月に報告書がとりまとめられた。

この報告書では、①頼れる身寄りがない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付けることや、②権利擁護支援のコーディネートや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の努力義務化し、その事務を担う中核機関を法定化することが示されている。

## 2 令和8年度予算案及び令和7年度補正予算について

厚生労働省では、第二期計画のKPIの達成に向けた取組として、中核機関の整備、都道府県による協議会設置、意思決定支援研修の実施等、市町村・都道府県による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）や、その機能強化（互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業）のための取組のほか、地域における判断能力が不十分な方の権利擁護支援として「日常生活自立支援事業」の実施のために必要な予算を、令和8年度予算案において計上している（以下参照）。

また、頼れる身寄りがない高齢者等が抱える課題等への対応や、意思決定支援を必要とする者が適切に支援を受けられるよう中核機関において意思決定サポート一（※）とその利用を希望する者をマッチングし、利用中のフォローまでを行う取組等の実施に必要となる予算を令和7年度補正予算において計上している（以下参照）。

各都道府県及び市町村におかれては、これらの予算事業を積極的に活用していただき、成年後見制度等を適切に利用できる体制づくりの推進や、判断能力が不十分な方の権利擁護支援に係る取組の推進をお願いする。

（※）本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための支援を行う、本人の同じ生活者の視線をもつ地域住民や当事者等

〈令和8年度予算案の概要〉

(1) 成年後見制度利用促進体制整備推進事業

(都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化)

① 都道府県による市町村支援機能強化事業（実施主体：都道府県）

- 以下の市町村支援に関する取組（以下「必須取組」）に対する補助を行う。

ア：法律専門職や家庭裁判所等との定例的な協議

イ：市町村職員等向けの研修（市町村長申立の実務研修など）

- 上記2つの必須取組を行った上で、市町村支援の更なる強化を行う場合は、以下の取組ごとに国庫補助基準額を加算し、補助を行う。

ウ：中核機関の立ち上げなど、市町村の体制整備に関する助言等を行う

アドバイザーの配置や派遣

エ：市町村からの支援困難事案等の相談を受ける窓口の設置及び権利擁護支援に関する総合的な助言を行うアドバイザーの配置や派遣

- 法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組に対して補助を行う。

② 中核機関立ち上げ支援事業（実施主体：市町村）

- 中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施などの取組に対して補助を行う。

③ 中核機関コーディネート機能強化事業（実施主体：市町村）

- 中核機関のコーディネート機能の強化を行う場合、以下の取組ごとに国庫補助基準額を加算し、補助を行う。

ア：情報収集や相談対応に関する調整機能の強化に向けた、アウトリーチの実施や有資格者の配置等の取組

イ：法的課題解決後に専門職後見人から市民後見人への交代等を想定するなどの支援方針の検討を行う受任者調整の仕組みの導入及び後見人の苦情対応等に係る関係機関間の連携の構築を行う取組

ウ：広域連携における中心自治体としての役割機能の明確化や、近隣の中核機関の連携を強化する取組

**(2) 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業**

**(地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化)**

**① 都道府県による意思決定支援研修等推進事業**

**(実施主体：都道府県、市町村)**

- ・ 都道府県等において、国作成の「意思決定支援研修」のカリキュラムや教材、国が養成した講師等を活用し、親族後見人・市民後見人等や市町村・中核機関の職員等を対象にした研修を実施する取組などに対して補助を行う。

**② 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業**

**(実施主体：都道府県、市町村)**

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、法律専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、オンラインの活用を図る取組に対して補助を行う。

**③ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業**

**(実施主体：都道府県、指定都市)**

- ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度等との適切な連携を進める取組など、成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携を強化して、本人の状況に応じた効果的な支援を進める取組に対して補助を行う。

**(取組の例)**

生活保護など関連諸制度との連携や成年後見制度等への適切な移行支援を行う連携コーディネーターの配置、市町村長申立ての所管部署や生活保護・生活困窮の所管部署等との事例検討、弁護士や司法書士等の専門職団体や医療機関の関与による外部点検など

### (3) 日常生活自立支援事業の実施

(実施主体：都道府県社会福祉協議会、指定都市社会福祉協議会)

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、利用者本人との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活を送ることができるようになるとともに、従事者の資質向上のための取組及び福祉サービス利用援助事業の普及・啓発も併せて行う取組に対して補助を行う。

#### 〈令和7年度補正予算の概要〉

##### (1) 成年後見制度利用促進体制整備推進事業

(都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化)

###### ① 中核機関立ち上げ支援事業（実施主体：市町村）

- ・ 中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施などの取組に対して補助を行う。

###### ② 中核機関コーディネート機能強化事業（実施主体：市町村）

- ・ 中核機関のコーディネート機能の強化を行う場合、以下の取組ごとに国庫補助基準額を加算し、補助を行う。

ア：情報収集や相談対応に関する調整機能の強化に向けた、アウトリーチの実施や有資格者の配置等の取組

イ：法的課題解決後に専門職後見人から市民後見人への交代等を想定するなどの支援方針の検討を行う受任者調整の仕組みの導入及び後見人の苦情対応等に係る関係機関間の連携の構築を行う取組

ウ：意思決定サポーターと利用者本人のマッチングや、その支援活動をフォローする等の意思決定支援を確保する取組 **【新規】**

###### ③ 都道府県による市町村支援機能強化事業（実施主体：都道府県）

- ・ 虐待等の支援困難な事案について公的な関与により法人後見実施を実施するための連携体制を強化する取組に対して補助を行う。 **【新規】**

## (2) 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

(実施主体：都道府県又は指定都市)

- ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度等との適切な連携を進める取組など、成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携を強化して、本人の状況に応じた効果的な支援を進める取組に対して補助を行う。

## (3) 身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業【新規】

(実施主体：都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会)

- ・ 頼れる身寄りがない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、入院・入所等の手続支援や死後事務の支援を行う試行的な取組に対して補助を行う。

## 3 令和8年度の都道府県及び市町村における取組について

### 【第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る取組について】

第二期計画のKPI（以下参照）や、中間検証報告書において指摘されている事項について、残りの計画期間における達成に向け、積極的に取組を進めていただこうお願いする。

都道府県においては、第二期計画に掲げられている都道府県の役割（以下参照）を踏まえ、市町村による支援体制では対応が困難な事案等に対して助言等の支援を行うことができる、多層的な権利擁護支援の仕組みとして、以下のようない取組をお願いする。

- ・ 都道府県単位等での協議会を設置すること。
- ・ 担い手の育成方針の策定や養成研修を実施すること。
- ・ 市町村長申立てに関する研修を実施すること。
- ・ 意思決定支援研修を実施すること。

市町村においては、第二期計画に掲げられている市町村の役割（以下参照）を踏まえ、地域連携ネットワークを包括的なものとしていくため、以下のような取組をお願いする。

- ・ 中核機関を整備すること。
- ・ 市町村計画を策定し、中核機関及び協議会の整備・運営の方針、地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針、市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針について示すこと。
- ・ 成年後見制度を含む権利擁護支援策やその窓口を周知すること。

〈第二期計画においてＫＰＩが示されたもの及び数値目標〉

※（ ）内は、令和6年4月時点の実績値

- ・市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる任意後見制度の周知 全 1741 市町村（1188 市町村）
- ・都道府県による担い手の育成の方針の策定 全 47 都道府県（18 都道府県）
- ・都道府県における担い手の養成研修の実施 全 47 都道府県（市民後見人養成研修の実施：16 都道府県、法人後見実施のための研修の実施：22 都道府県）
- ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 全 47 都道府県（43 都道府県）
- ・市町村による成年後見制度利用支援事業の推進 全 1741 市町村（高齢者関係：申立費用 1012、報酬 1048、障害者関係：申立費用 1021、報酬 1045）
- ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し 全 1741 市町村（1358 市町村）
- ・都道府県による協議会設置 全 47 都道府県（37 都道府県）
- ・都道府県による意思決定支援研修の実施 全 47 都道府県（34 都道府県）
- ・市町村による成年後見制度や相談窓口の周知 全 1741 市町村（1658 市町村）
- ・市町村による中核機関の整備 全 1741 市町村（1187 市町村）

〈都道府県の役割〉（中間検証報告書 p43）

- 都道府県においては、引き続き、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たし、小規模市町村を始めとする市町村に対する体制整備支援の機能を強化し、地域連携ネットワークづくりの促進に取り組む必要がある。その際、市町村による「包括的」な支援体制では対応が困難な事案等に対して、助言等の支援を行うことができる「多層的」な権利擁護支援のしくみとなるよう留意する必要がある。

具体的には、圏域ごと、ブロックごとの協議会の整備、専門アドバイザーの派遣といった取組を通じて、中核機関の整備をはじめ管内市町村の体制整備を支援するとともに、都道府県における効果的な支援体制を早期に整備することが期待される。

〈市町村の役割〉（中間検証報告書 p42～43）

- 市町村においては、引き続き、協議会及び中核機関の整備等の地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。その際、地域連携ネットワークを包括的なものとするため、介護・障害・生活困窮・子育て等の各分野と有機的に連携できる体制づくりとなるよう留意する必要がある。

地域連携ネットワークにおける権利擁護の相談支援機能については、相談を受け止め、権利擁護支援のニーズの精査と必要な支援につなぐために、必要に応じて専門職等も含めて検討できる体制や専門職による相談機会の確保が求められる。また、権利擁護支援チームの形成支援機能についても、権利擁護支援の方針、適切な申立ての在り方を検討するとともに、権利擁護支援を行うことのできる体制を作るための支援に向けて、関係機関や専門職と連携した受任者調整を含む体制を整備することが求められる。さらに、権利擁護支援チームの自立支援機能については、必要に応じて、後見人等や関係者等からの相談やバックアップ、支援方針の再調整や後見人等の交代、類型・権限変更の調整を行うことのできる体制の整備が求められることから、市町村においては中核機関の運営状況を踏まえつつ、それぞれの機能の確保、拡充を図る必要がある。

なお、地域連携ネットワークづくりを進めるに当たり、市町村単独では取り組むことが難しい場合には、都道府県自らの取組や都道府県による支援を活用

しながら、地域の実情に応じ、近隣市町村との連携や都道府県が設置した協議会等を活用する等して、必要な体制を早期に整備することが期待される。

### 【日常生活自立支援事業について】

日常生活自立支援事業については、申し込みから実際の利用までの待機者が生じていることや、地域による利用者数のばらつきがあること等が中間検証報告書でも指摘されており、実施主体である社協への財政支援について、引き続き特段の配慮をお願いする。

また、中間検証報告書では、同事業からの成年後見制度への移行に課題があることや、生活保護制度との役割分担についても一部不適切な運用がされているとの指摘もあることから、とりわけ、日常生活自立支援事業の利用者のうち生活保護受給者の占める割合が5割を超える都道府県及び指定都市においては、令和8年度予算案及び令和7年度補正予算に計上した「成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業」を積極的に活用し、生活保護担当部局とも緊密に連携した上で、生活保護受給者の置かれた状況やその有する能力に応じた適切な支援への移行を図っていただくことをお願いする。

#### 〈日常生活自立支援事業の現状と課題〉（中間検証報告書 p5～7）

- 日常生活自立支援事業は、専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている。一方、地域によって同事業の待機者が生じていること、利用者数にばらつきがあることや同事業からの成年後見制度への移行に課題があることも指摘されている。
- 生活保護制度との役割分担については、令和5年度の社会福祉推進事業の報告書において、一部の地域では、生活費の使い過ぎを防ぐ目的で、日常生活自立支援事業の利用が生活保護の受給要件であるかのような不適切な運用等がされているとの指摘がある。

○ 地域を問わず、一定の水準で日常生活自立支援事業が実施されるよう、厚生労働省においては、これまでの調査研究事業等で指摘されている課題（利用対象者の偏り（他の福祉施策との役割分担を含む）、利用手続に時間がかかること、サービス内容・利用手続に関する都道府県ごとの運用の違い、専門員や生活支援員の人材不足、都道府県社会福祉協議会が契約締結審査会を担う負担、実施主体が市町村でないことにより成年後見制度との連携に支障があること、都道府県の財政支援が十分でないこと等）に対応していくため、日常生活自立支援事業の利用状況等を適切に把握・分析しつつ、意思決定支援が適切に確保される仕組み、実施主体の在り方や財源確保のための検討とともに、日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る必要がある。

#### 【頼れる身寄りがない高齢者等への支援について】

社会保障審議会福祉部会報告書において、頼れる身寄りがない高齢者等を対象とした事業を第二種社会福祉事業（1を参照）に位置付けることが示されたことを踏まえ、必要な法的措置を含め必要な検討を進めている。特に、現在、日常生活自立支援事業を実施している都道府県社会福祉協議会における体制整備に係る課題を早急に整理する必要がある。

令和7年度補正予算で計上した「身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業」は、上記の課題整理を目的とし、意欲ある社会福祉協議会における試行的な取組に必要な費用に対して補助するものである。このため、都道府県・指定都市におかれては、実施主体となる都道府県社協・指定都市社協と協議の上で、各圏域内における市町村及び市町村社協において支援のノウハウが蓄積されるよう、積極的な事業の活用を検討いただくとともに、実施社協への財政支援への特段の配慮をお願いする。

#### 〈身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業〉

日常生活自立支援事業の枠組みの中で、身寄りがないなど、頼れる家族がない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、以下の①②のいずれか又は両方の支援を行う。

①入院・入所等の円滑な手続等支援

…円滑に入退院・入退所をするために必要と考えられる支援

②死後事務の支援

…死亡した後に必要と考えられる、葬儀・火葬の手続等の事務支援

<実施主体>

都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会（事業の一部を委託可）

<基準額>

①・②のいずれか実施：3,000 千円(※)、①・②両方実施：6,000 千円(※)

(※) 委託先の取組に応じ加算

<補助率> 1/2

<負担割合> 国 1/2、都道府県・指定都市 1/2

## 第6 自殺対策の推進について（自殺対策推進室）

### 1 自殺対策の状況等について

#### (1) 自殺の概況（資料第6-1，2参照）

自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組に一定の効果があったと考えられる。（平成18年：32,155人→令和元年：20,169人）

一方で、令和6年には、自殺者総数が20,320人と統計開始以降2番目に少ない結果となったものの、依然として毎年2万人を超える水準で推移している。また、男性の自殺者数（13,801人）が3年ぶりに減少し、女性の自殺者数（6,519人）は2年連続で減少した。小中高生の自殺者数は、過去最多の529人となった。

#### (2) 自殺対策の状況

厚生労働省では、

- ・ 自殺を考えている方に対する相談体制の拡充、
- ・ やむを得ず職を失った方へのきめ細かな就労支援、生活資金でお悩みの方への支援

などを行うとともに、

- ・ 地域の保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係機関のネットワークの構築等をはじめ、地域における自殺対策の取組

を推進している。引き続き、各都道府県におかれては、自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策への更なる取組をお願いしたい。

また、自殺対策基本法において、都道府県や市町村が自殺対策計画を定め（第13条）、本計画に基づく地域の状況に応じた自殺対策に要する経費に充てるため交付金を交付する（第14条）とされており、地域自殺対策強化交付金の交付に当たり自殺総合対策大綱に基づく自殺対策計画の策定が要件となるので留意願いたい。

地方公共団体は、後述する第4次自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）や地域の実情等を踏まえ、既存の計画の見直しを行っていただきたい。

なお、予算の適正執行等の観点から、交付金の交付の趣旨に則った事業内容の精査に遺漏のないようお願いしたい。

### (3) 改正自殺対策基本法の施行（資料第6-3，4参照）

子どもの自殺者数の増加傾向が続くという極めて深刻な状況等に対処するため、令和7年6月に自殺対策基本法が改正され、この改正法に基づき、関係省庁・自治体・民間団体等が一丸となって、子どもを含む自殺対策を更に推進していく必要がある。

改正自殺対策基本法は、一部の規定を除き、令和7年12月1日に施行されたところ。また、令和8年4月1日施行に向け、主な改正事項である子どもの自殺対策に関する協議会（法第23条）について、昨年12月に「改正自殺対策基本法に基づく協議会設置に向けた自治体担当者会議」を開催したところ。本担当者会議での説明や資料を参考に、協議会設置に向けた検討を進めていただくようお願いする。現在、子ども家庭庁を中心に、協議会に関するガイドラインを作成しているため、準備ができ次第情報提供する。

また、子どもの自殺対策の実施にあたっては、様々な機関や団体が関わる中で、関係機関や団体の連携・協働により連動性を持って取り組む必要があるところ、各種施策を取りまとめた「子どもの自殺対策推進パッケージ」も参考にしながら、各種取組の推進をお願いする。

## 2 自殺対策について

### (1) 第4次自殺総合対策大綱（資料第6－5参照）

本大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組の充実に加えて、子ども・若者、女性の自殺対策の強化など以下の4つの柱について重点的に取り組むこととされている。

1. 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
2. 女性に対する支援の強化
3. 地域自殺対策の取組強化
4. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など、総合的な自殺対策の更なる推進・強化

なお、本大綱では、これまでの大綱に位置づけられていた施策についても継続して位置づけられていることから、総合的な対策を行うことにより自殺者数の約7割を占めている男性の自殺防止に向けても、引き続き対策を推進していくことが重要である。

また、本大綱のポイントは、以下のとおりである。

#### (子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化)

子どもの自殺等の事案について詳細な調査や分析を進めることや、子どもの自殺危機に対応していくチームとして関係者（学校、教育委員会、地方公共団体の自殺対策担当者、児童相談所、福祉施設、医療機関、警察等の関係機関や地域の支援者等）が連携する仕組み等の構築、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進、長期休業明け前後に子どもの自殺が多い傾向にあることから学校の長期休業時の自殺予防強化、GIGAスクール構想で配布されているPCやタブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を進めるほか、こども家庭庁と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制の整備をすることとしている。

#### (女性に対する支援の強化)

コロナ禍における女性の自殺者数の増加を踏まえ、妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策及び困難な問題を抱える女性への支援について「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化することとしている。

#### (地域自殺対策の取組強化)

地方自治体は国民一人ひとりの身近な行政主体として、各地域における各主体の緊密な連携により自殺対策を推進していく必要があることから、地方自治体は地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援や、自殺対策の中核機関となる地域自殺対策推進センターの機能強化を行うこととしている。

#### (総合的な自殺対策の更なる推進・強化)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策を推進するほか、国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって、これまで取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化を行うこととしている。

具体的には、「孤独・孤立対策等との連携」、「自殺者や親族等の名誉等」、「ゲートキーパー普及」、「SNS相談体制充実」、「精神科医療との連携」、「自殺未遂者支援」、「勤務問題」、「遺族支援」、「性的マイノリティ支援」、「誹謗中傷対策」、「自殺報道対策」、「調査研究」、「国際的情報発信」などの取組を更に推進していく。

#### (自殺対策の数値目標)

第3次及び第4次大綱では、当面の目標としてG7の現在の自殺死亡率の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率を平成27年（18.5）と比べて30%以上減少（13.0以下）させることとしている。なお、令和6年の自殺死亡率は16.3となっている。

このように、本大綱は、これまでの取組の充実に加え、新たな課題への対応を盛り込んだものとなっている。本大綱を踏まえて、各都道府県、市町村の地域自殺対策計画にも反映し、関係機関、関係団体との連携を更に深めながら、地域の実情に応じた効果的な取組を実施していくことが重要となる。

※自殺総合対策大綱について（厚生労働省HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/taikou\\_r041014.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/taikou_r041014.html)

(自殺総合対策大綱の見直し)

現在の第4次自殺総合対策大綱（令和4年10月閣議決定）については、政府が推進すべき自殺対策の指針としての性格に鑑み、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね5年を目処に見直しを行うこととされており、令和9年度の見直しに向けて、令和8年度より検討を開始する予定である。

## (2) 子どもの自殺対策緊急強化プラン（資料第6－6参照）

令和4年的小中高生の自殺者数が過去最多となったことなどを踏まえて、令和5年6月2日には、子ども政策担当大臣を議長とする「子どもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、「子どもの自殺対策緊急強化プラン」がとりまとめられた。

本プランにおいては、「子ども・若者の自殺危機対応チーム」を全ての都道府県・指定都市で設置すること等が盛り込まれている。

## (3) ゲートキーパーの普及に向けた取組の推進（資料第6－7，8）

第4次自殺総合対策大綱においては、ゲートキーパーの取組の更なる普及促進に向けて以下の内容等が盛り込まれている。（主な内容の抜粋。下線は拡充部分）

- ・ ゲートキーパーの養成を通じて、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進の取組を推進する。

- ・ 自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的な広報を含め、年間を通じて広く周知を進めることにより、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。
- ・ 若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。そのため、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進すべく、行政機関や各地域におけるゲートキーパー研修の受講の取組を進める。
- ・ 悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者が孤立せずに済むよう、支援する団体とも連携しながら、これらの家族等に対する支援を推進する。

このため、令和5年度以降、厚生労働省において全国的にゲートキーパー養成の取組を促進していくための研修基盤を整備していくとともに、全国の自治体におけるゲートキーパー養成研修の促進、更にゲートキーパーになつた後も安心して活動が継続できるよう必要な支援を拡充していくこととしている。

特に、令和5年度からは、地方自治体によるゲートキーパー養成のより一層の推進を図るために、地域自殺対策強化交付金の交付率を1／2から2／3に引き上げたことから、これまで養成を実施していない自治体についても、交付金を活用した研修の開催について検討をお願いする。

また、いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）が作成した「自治体職員向けゲートキーパー研修 e ラーニング」の受講勧奨について、引き続き、ご配意お願いする。

なお、令和5年度及び令和6年度ゲートキーパー基盤整備事業において、様々な分野で活用できるゲートキーパー養成研修用テキスト及びゲートキーパー養成研修用動画を厚生労働省ホームページ（まもうよ こころ）にて公開しているので、活用をお願いする。また、令和7年度においても、同事業を実施しており、追って掲載予定となっている。

#### (参考) 令和8年度ゲートキーパー関係予算（案）

##### (1) ゲートキーパー調査研究事業（実施主体：国（委託事業））

- ・ 様々な分野におけるゲートキーパーに関する調査研究や、ゲートキーパーの研修テキスト等の作成等を実施予定。

##### (2) ゲートキーパー養成事業

- ・ 同世代・同性のゲートキーパーの養成を推進することを含め、ゲートキーパーの養成について集中的な取組を実施（地方自治体向け、交付率2／3）。

#### (4) 自殺対策に関する指定調査研究等法人の自治体支援

令和2年2月に一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）を厚生労働大臣の指定調査研究等法人として指定し、同年4月から業務を開始しているところである。指定法人は、我が国の自殺対策の中核機関として機能するとともに、地域の状況に応じた自殺対策に助言をする役割を担っており、JSCPにおいて各地域を担当する「自治体コンシェルジュ」を配置しているので引き続き活用をお願いしたい。

#### (5) 地域レベルでの自殺対策の取組

自殺対策への取組は、地域自殺対策計画に基づき、その実効性の向上のため、PDCAサイクルを徹底し事業を展開していくことが重要であることから、地域自殺対策計画の確認シートを積極的に活用いただきたい。また、都道府県等に設置されている地域自殺対策推進センターにおいては、管内市区町村の自殺対策推進に関するエリアマネージャーとして、管内市区町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証などの支援等、積極的な取組をお願いしたい。

また、大綱に基づき、地域づくりとして自殺対策を総合的に推進するため、都道府県におかれでは市町村に対し、専任職員の配置や専任部署の設置がされるよう働きかけをお願いする。

<参考>自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）抜粋

### 第3 自殺総合対策の基本方針

5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

#### <地方公共団体>

地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方公共団体は、大綱、地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。

（中略）

また、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置するなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することが期待される。

## （6）SNS地域連携包括支援事業の活用

令和3年度より、厚生労働省において、全国規模でSNS相談を実施する「基幹SNS相談事業者」を選定し（特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク）、事業者と自治体や支援団体が連携し、入口から出口まで一貫した包括的支援体制を構築しているところである。

また、地方自治体が、SNS地域連携包括支援事業として、「基幹SNS相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施するために必要な経費を計上している。

SNS相談内容に応じた地域における包括的支援体制を構築し、強化するためには、より多くの地方自治体及び地域のネットワークが連携した対応が不可欠であるため、SNS地域連携包括支援事業の積極的な活用をお願いしたい。

## (7) 各種予算事業の実施（資料第6－9～15参照）

令和7年度補正予算では、現状、自殺者数の総数が依然として高い水準で推移していることや、小中高生の自殺者数が過去最多となっている深刻な状況を踏まえ、「地域における電話やSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援」に係る経費を計上しているので、本事業に積極的に取り組むことをお願いする。

また、令和8年度予算案では、悩みや不安を抱えている人が少しでも相談しやすくなるよう、こころの健康相談統一ダイヤルにおいてフリーダイヤルの利用も可能（※通年ではなく、期間を限定した実施を予定）とともに、自治体における相談体制等の強化を行う「こころの健康相談統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの導入及び相談体制等の強化」に係る経費を計上している。詳細については別途連絡する。

このほか、令和8年度予算案では、「こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進」に係る経費を計上している。

「こども・若者の自殺危機対応チーム」については、全ての都道府県・指定都市での設置を目指しており、令和7年度時点では24自治体において実施予定となっている。未設置の都道府県・指定都市においては、積極的に設置をお願いする。

### 【令和5年度】令和5年度当初予算

支援自治体数：4自治体（令和5年度交付決定ベース）

⇒ 長野県、福井県、大阪府、静岡市

### 【令和6年度】令和6年度当初予算、令和5年度補正予算（繰越分）

支援自治体数：16自治体（令和6年度交付決定ベース）

⇒ （上記4自治体に加え）

青森県、宮城県、埼玉県、滋賀県、鳥取県、岡山県、徳島県、高知県、  
大分県、札幌市、名古屋市、北九州市

### 【令和7年度】令和7年度当初予算、令和6年度補正予算（繰越分）

支援自治体数：24自治体（予定）

また、自殺者の中には自殺未遂歴がある者が一定割合いることから、未遂者支援を通じて自殺の再企図を防ぐことは自殺防止に有用であるため、地域自殺対策強化交付金を活用した「自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業」等、地域における自殺未遂者に対する支援についても、積極的に実施をお願いする。

## 自殺者数の推移【令和6年（確定値）】

令和7年3月28日現在

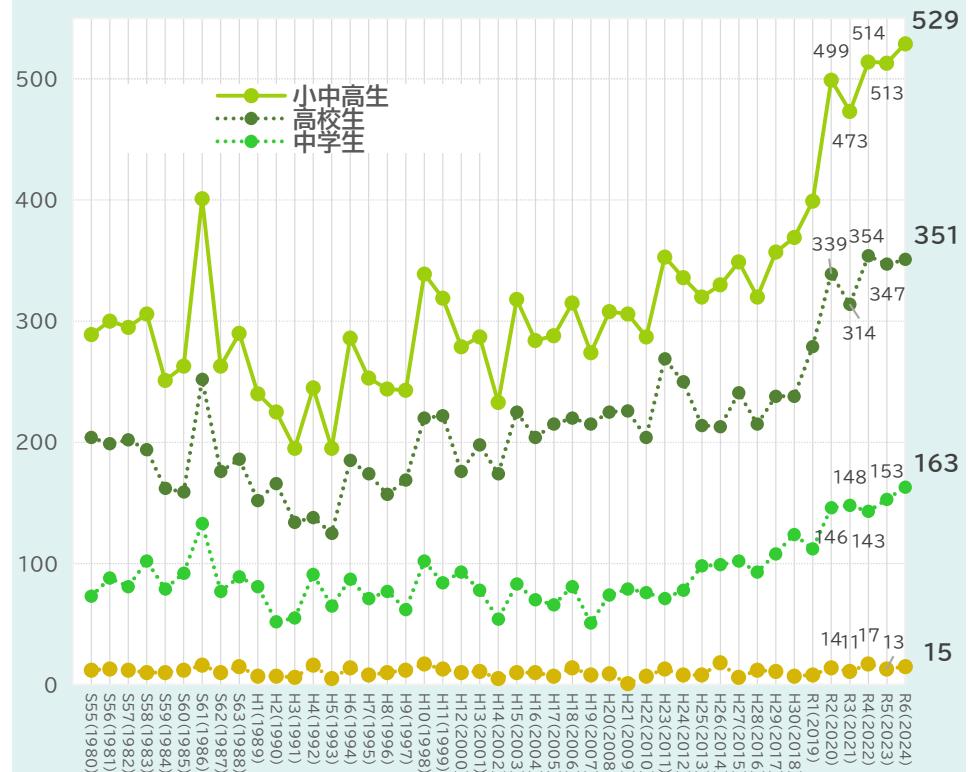
## 自殺者総数・男女別の推移

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると、自殺者総数は37%減、男性は38%減、女性は35%減となった。  
(H18 32,155人 → R1 20,169人)
- 令和6年（確定値）は、自殺者総数が前年を下回り、20,320人となっている。また、男性の自殺者数が3年ぶりに減少し、女性の自殺者数が2年連続で減少している。



## 小・中・高生の自殺者数の推移

- 小中高生の自殺者数は、増加傾向となっている。
- 令和6年（確定値）は、529人であり、過去最多となっている。



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

## 都道府県別、小中高生別、性別の自殺者数（令和4年～令和6年の累計）

令和7年3月28日現在

都道府県 (住居地)	合計	小学生		中学生		高校生	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性
北海道	67	*	*	4	23	17	21
青森県	11	*	*	*	*	5	4
岩手県	8	*	*	*	*	*	5
宮城県	32	*	*	6	*	13	11
秋田県	10	*	*	*	*	5	*
山形県	9	*	*	*	*	3	5
福島県	20	*	*	*	6	8	5
茨城県	34	*	*	4	8	5	15
栃木県	30	*	*	*	5	14	9
群馬県	23	*	*	6	*	7	8
埼玉県	107	*	*	*	18	39	32
千葉県	89	*	*	10	13	28	35
東京都	200	3	3	25	37	67	65
神奈川県	96	*	*	10	14	40	30
新潟県	22	*	*	*	*	14	5
富山県	10	*	*	*	3	5	*
石川県	13	*	*	*	3	*	7
福井県	8	*	*	*	*	5	*
山梨県	11	*	*	*	*	3	5
長野県	26	*	*	4	*	12	10
岐阜県	23	*	*	*	4	11	6
静岡県	45	*	*	5	8	12	18
愛知県	105	*	*	18	13	37	34
三重県	23	*	*	3	*	12	5

※ 自殺者数は生前の住居地に基づいて集計している。

※ 各欄の数値が2人以下の場合、該当部分の数値を非公表としている。なお、3人以上の欄であっても、数値を表示することで他の非公表の数値が明らかになる場合、非公表とすることがある。

都道府県 (住居地)	合計	小学生		中学生		高校生	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性
滋賀県	21	*	*	6	5	4	6
京都府	25	*	*	5	7	4	9
大阪府	92	*	*	16	12	34	29
兵庫県	81	*	*	14	15	28	22
奈良県	25	*	*	*	3	12	8
和歌山県	7	*	*	*	*	4	*
鳥取県	*	*	*	*	*	*	*
島根県	11	*	*	*	3	4	4
岡山県	20	*	*	*	5	9	4
広島県	36	*	*	6	6	10	13
山口県	10	*	*	*	*	4	4
徳島県	*	*	*	3	*	*	*
香川県	9	*	*	*	*	6	3
愛媛県	12	*	*	*	*	5	4
高知県	8	*	*	*	*	3	3
福岡県	79	*	*	18	12	21	24
佐賀県	7	*	*	*	*	*	*
長崎県	9	*	*	*	3	4	*
熊本県	17	*	*	3	3	7	4
大分県	9	*	*	*	*	6	*
宮崎県	16	*	*	3	*	8	*
鹿児島県	17	*	*	3	*	7	5
沖縄県	17	*	*	*	*	7	6

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

## 自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要（令和7年6月11日公布）

### 改正の趣旨

○自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、子どもの自殺者数は増加傾向が続いている。  
 令和6年の児童生徒の自殺者数は、529人で過去最多となった(平成30年以降、約43%増・最も数が少なかった平成5年と比べ約2.7倍)。  
10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。

○こうした極めて深刻な状況に対処するため、子どもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

### 改正の概要

#### 1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)

○自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記  
 ○子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、子どもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

#### 2. 子どもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

○子どもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記(第3条第2項)  
 ○学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、子どもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記(第5条)

#### 3. 基本的施策の拡充

○自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定(第17条第3項)  
 ○精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定(第18条)  
 ○自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)  
 ○自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定(第19条第3項)  
 ○自殺未遂者等への継続的な支援を明記(第20条)、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定(第21条)

#### 4. 協議会(第4章)

○地方公共団体は、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策で子どもに係るものを作成するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができることとし、協議会は子どもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

#### 5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)

○自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

#### 6. こども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)

○こども家庭庁の所掌事務として、子どもに係る自殺対策を規定

施行日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3(第17条第3項部分)、4、6は、令和8年4月1日)

# 子どもの自殺対策推進パッケージ

令和7年9月11日  
令和8年1月更新  
子どもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議

- ✓ 子どもの自殺をめぐる深刻な状況に対処するため、子どもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月）や改正自殺対策基本法（令和7年6月公布）を踏まえ、関係省庁一丸となり、**関連事業・支援策を総合的に推進していく必要**
  - ✓ 子どもの自殺対策の実施に様々な機関や団体が関わる中で、関係機関や団体の連携・協働により**連動性を持って取り組まれるべき施策を「子どもの自殺対策推進パッケージ」としてとりまとめ**
- ➡ 地方自治体においては、特に下線部の施策を中心に取り組むことにより、**自殺対策が地域を問わず着実に行われるよう底上げ**を図る

## ① 教育や普及啓発等

- SOSの出し方に関する教育・自殺予防教育の促進【文部科学省】
- 地方自治体によるゲートキーパー養成研修の実施支援【33億円の内数】【厚生労働省】
- 「心の健康」に関する指導の着実な実施、啓発資料の周知【文部科学省】
- 改** 学校における精神保健に関する知識の向上【文部科学省】
- 中高生を対象とした自殺対策に関する広報啓発【0.4億円】【子ども家庭庁】

## ② リスクの早期発見・対応

- 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の推進【文部科学省】
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実【88億円】【文部科学省】
- 改** 学校における心の健康保持のための健康診断等の措置【文部科学省】
- 改** 医療及び学校現場と連携した教職員向けガイドラインの作成及び広報等【0.1億円】【文部科学省】
- 子どもの成長を見守るためのデータ連携基盤構築に向けた調査研究【0.8億円】【R7補正】【子ども家庭庁】

## ③ 危機介入

- 子ども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援の推進【39億円の内数】【厚生労働省】
- 地域ネットワーク構築による子ども支援【7.7億円】【R7補正】【子ども家庭庁】
- 改** 法定協議会（※）の運営に係るガイドラインの作成【子ども家庭庁】
- (※) 令和8年度から地方公共団体は協議会の設置が可能

## ④ 見守り・支援

- 地域ネットワーク構築による子ども支援【7.7億円】【R7補正】【子ども家庭庁】
- 地方自治体及び民間団体によるSNS相談体制の強化、こころの健康相談統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの導入等【33億円の内数】【21億円の内数】【R7補正】【厚生労働省】
- 年末年始等における孤独・孤立相談事業【3.9億円の内数】【R7補正】【内閣府】
- 教育委員会による24時間子供SOSダイヤル、SNS等を活用した相談体制の整備【88億円の内数】【文部科学省】

## ⑤ 要因分析・関係省庁の連携等

- 子どもの自殺の実態解明及び分析に当たっての課題把握【0.2億円】【子ども家庭庁】
- 自殺未遂者支援を含む自殺対策に関する調査研究等の体制強化【6.0億円】【厚生労働省】

※ **改** は改正自殺対策基本法を受けて今後実施・検討する事項  
※ 【】は令和8年度予算額及び令和7年度補正予算額

- 「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（令和7年12月改訂）の周知【文部科学省】
- 自死遺児・遺族支援団体に対する活動支援【33億円の内数】【厚生労働省】

## 第4次「自殺総合対策大綱」 (令和4年10月14日閣議決定) のポイント

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。（平成18年:32,155人→令和元年:20,169人）
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。

### 1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ **自殺等の事案について詳細な調査や分析**をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ **子どもの自殺危機に対応していくチーム**として学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握や PUSH型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「こども家庭庁」と連携し、**子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。**

### 2 女性に対する支援の強化

- ▶ **妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策**を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

### 3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ **地域の関係者のネットワーク構築**や支援に必要な情報共有のための**プラットフォームづくり**の支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

### 4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。**
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた**総合的な施策の更なる推進・強化。**

- 孤独・孤立対策等との連携 ■自殺者や親族等の名譽等 ■ゲートキーパー普及※ ■SNS相談体制充実 ■精神科医療との連携
- 自殺未遂者支援 ■勤務問題 ■遺族支援 ■性的マイノリティ支援 ■誹謗中傷対策 ■自殺報道対策 ■調査研究 ■国際的情報発信など

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

## 子どもの自殺対策緊急強化プラン（概要）

令和5年6月2日

子どもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議

- 近年、小中高生の自殺者数は増加しており、令和4年の小中高生の自殺者数は514人と過去最多となった。
- 関係省庁連絡会議を開催。有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、子どもの自殺対策の強化に関する施策をとりまとめた。
- このとりまとめに基づき、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進めていく。
- 今後、さらにそれぞれの事項についてより具体化を図った上で、子ども大綱に盛り込めるよう検討を進める。

### 子どもの自殺の要因分析

- ・ 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用）
- ・ 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表等

### 自殺予防に資する教育や普及啓発等

- ・ すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、子どものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定
- ・ 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知等

### 自殺リスクの早期発見

- ・ 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のため、システムの活用方法等を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究
- ・ 自殺リスク含む支援が必要な子どもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む
- ・ 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進等

### 電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ・ 「孤独ダイヤル」(#9999)の試行事業の実施
- ・ LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化等

### 自殺予防のための対応

- ・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す
- ・ 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実等

### 遺された子どもへの支援

- ・ 地域における遺児等の支援活動の運営の支援等

### 子どもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

- ・ こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- ・ 「こども若者★いけんぷらす」による子どもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- ・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成等

# ゲートキーパーの推進について

「ゲートキーパー」とは…

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

## 気づき・声かけ

家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

## 傾聴

本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

## つなぎ

早めに専門家に相談するように促す

## 見守り

温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

※上記のうちどれか1つができるだけでも、悩んでいる方にとっては大きな支えになります。

## <普及促進に向けた主な取組>

- 厚生労働省ホームページ「ゲートキーパーになろう！」の設置
  - ※ 「青年期向け」、「大人向け」と、年代に応じてわかりやすく説明。
  - ※ ゲートキーパーを支援するためのページも新設。
- 各自治体でのゲートキーパー養成研修
- 厚生労働省X（旧Twitter）での呼びかけ
- 自殺予防週間等における、全国での広報ポスター掲示、動画広告の配信
- 政府広報との連携による周知
  - ※ インターネットバナー広告、ラジオ番組、BS番組



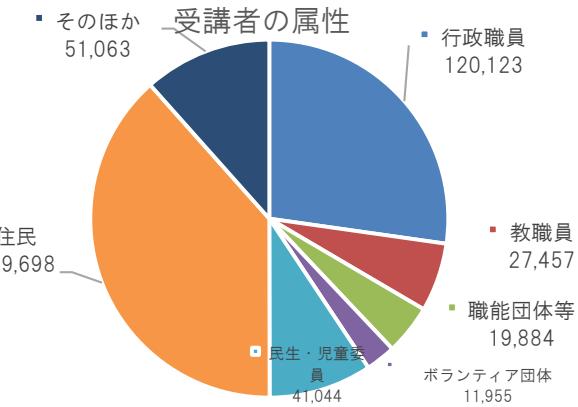
自殺総合対策大綱において、**国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすること**を目指している。

▶令和3年度自殺対策に関する意識調査（厚生労働省自殺対策推進室）における認知度は12.3%

## <各自治体における研修の実施状況>

### ● 令和5年度 約34.9万人

※各自治体からの報告を集計。  
※オンラインによる研修受講や研修動画の視聴を含む。



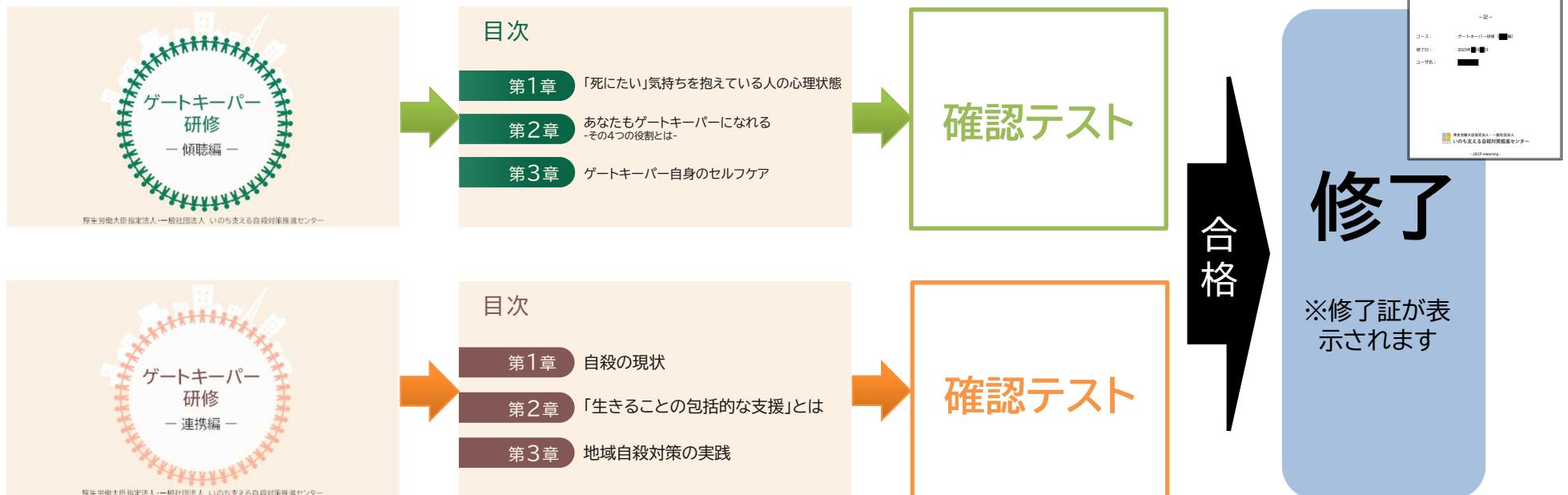
※数値は対象にしている都道府県と市町村の合計  
※自治体として把握している受講者数と、行政職員等、受講者数の総計は、自治体により把握状況が異なるため、一致しない。

【出典】いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）  
令和6年度（令和5年度事業実施分）自殺対策推進状況調査

## JSCP ゲートキーパー研修について

- いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)において、「ゲートキーパー」に関するe-ラーニング教材を作成しました。
- 自治体職員向けに作成しており、①傾聴編(約15分)、②連携編(約35分)で構成されており、動画を視聴後、確認テストを受け合格することで、研修修了となります(全体で約1時間)。
- 自治体職員以外の方も、①傾聴編を受講することにより、ゲートキーパーに必要な知識を得ることができます。

### 【受講の流れ】



# 自殺総合対策の推進

＜自殺総合対策大綱に掲げた数値目標＞

自殺死亡率を令和8年までに  
平成27年比で30%以上減少

【参考】 平成27年：18.5 ⇒ 令和6年：16.3  
(目標)令和8年：13.0以下

※自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺による死亡率をいうもの。平成27年の自殺死亡率は18.5であり、それを30%以上減少させると13.0以下となる。

## 1. 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進 (令和8年度当初予算案：32.8億円)

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)に基づき、地域の実情に応じた相談対応、普及啓発、自殺未遂者や自死遺族への支援等の実践的な自殺対策の取組を支援
- 「子どもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日とりまとめ)を踏まえ、都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成される「子ども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある子ども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援

### 地域における自殺対策の強化 (令和7年度補正予算：21.0億円)

- 地域における電話やSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援
- 社会的に孤立したり、孤独を抱えたりしている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援

## 2. 地域自殺対策推進センターの運営の支援 (令和8年度当初予算案：1.0億円)

- 市町村等において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう、地域自殺対策推進センターがその支援に必要な体制を整備し、市町村等に対する適切な助言や情報提供等を行うことを支援

## 令和8年度当初予算案41.3億円(令和7年度当初予算40.3億円)

### 【内訳】

1. 地域自殺対策強化交付金	32.8億円	(32.1億円)
2. 地域自殺対策推進センター運営事業費	1.0億円	(1.1億円)
3-1. 調査研究等業務交付金	6.0億円	(6.0億円)
3-2. 自殺対策事業委託費	0.6億円	(0.2億円)
3-3. その他(本省費)	0.8億円	(0.9億円)

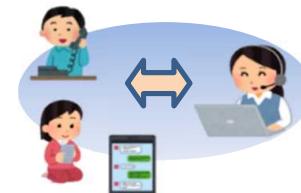
### ※令和7年度補正予算

地域自殺対策強化交付金 21.0億円

## 3. 自殺対策に関する調査研究等の推進 (令和8年度当初予算案：7.5億円)

- 我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人において、多様なデータ等を活用した自殺対策の推進等を含めた調査研究の充実を図るとともに、地域の自殺対策への取組支援等を実施
- ゲートキーパー普及に向けた基盤の構築(研修教材作成、講師養成等)
- 自殺予防週間及び自殺対策強化月間等において、全国的な普及啓発活動を実施
- 悩みや不安を抱えている人が相談しやすくなるよう、こころの健康相談統一ダイヤルにおいて、ナビダイヤルに加えてフリーダイヤルの利用も可能とする仕組みを追加
- 次期自殺対策大綱見直しのための意識調査を実施

### 対面・電話・SNS 相談等の実施



### 子ども・若者の 自殺危機対応チーム 事業の更なる推進



### ゲートキーパーの 養成・支援



令和8年度当初予算案 33億円（32億円）※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 21億円

## 1 事業の目的

- 自殺者総数については、令和6年は過去2番目に少ない20,320人となったが、依然として高い水準で推移している深刻な状況であり、自殺総合対策大綱に定める数値目標（自殺者総数を令和8年に約16,000人以下とする）を達成するためには、引き続き相談体制の更なる拡充等の取組の強化が必要である。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の実情に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

## 2 事業の概要・スキーム

交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

### 【事業内容】

<①地域自殺対策強化事業（地方自治体向け）交付率：1/2,2/3,10/10>

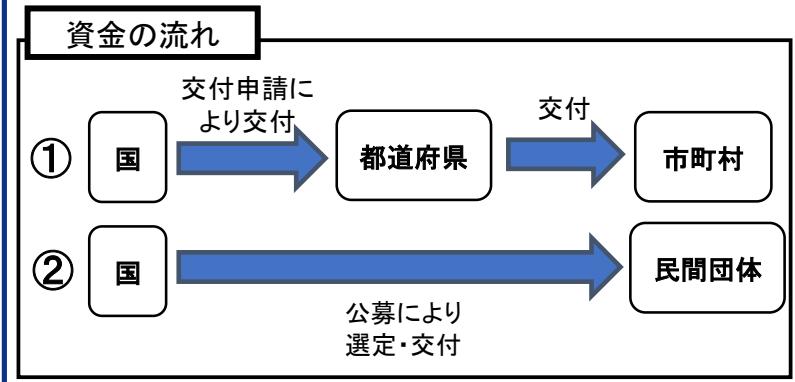
- 対面・電話・SNS相談等の実施
  - ・自殺予防関連の相談会の開催
  - ・電話やSNS等を活用した相談窓口の設置
- 人材養成の支援
  - ・各種相談員の養成
  - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
  - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
  - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進（拡充）

<②自殺防止対策事業（民間団体向け）交付率：10/10>

- 電話・SNS等による相談活動
- 自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
- ゲートキーパーになった者に対する支援

## 3 実施主体等

- 実施主体：①都道府県・市町村  
(交付率：1/2,2/3,10/10)
- ②民間団体  
(交付率：10/10)



等

等



# こころの健康相談統一ダイヤルにおける フリーダイヤルの導入及び相談体制等の強化

社会・援護局総務課  
自殺対策推進室（内線2279）

令和8年度当初予算案 33億円の内数（32億円の内数）※（）内は前年度当初予算額  
※令和7年度補正予算額 21億円の内数

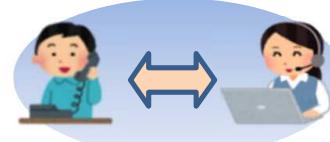
(33億円の内訳)	
自殺対策事業委託費	27百万円
地域自殺対策強化交付金	33億円

## 1 事業の目的

- 都道府県等が実施しているこころの健康電話相談等の公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定する「こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556 おこなおう まもうよ こころ（ナビダイヤル）」は、平成20年9月10日から運用を行っている。
- 年間82万件（1日平均2千件）以上の総呼数（かかってきたコール数）があるが、自治体や一般の方からは通話料を無料とすることが要望されるとともに、接続完了率（つながったコール数の比率）の低さが課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、悩みや不安を抱えている人が少しでも相談しやすくなるよう、こころの健康相談統一ダイヤルにおいてフリーダイヤルの利用も可能とするとともに、自治体における相談体制等の強化を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

- <①こころの健康相談統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの導入>
- 都道府県等が行う電話相談事業において、ナビダイヤルに加えてフリーダイヤルの利用も可能とする仕組みを追加する。  
※通年ではなく、期間を限定した実施を予定。



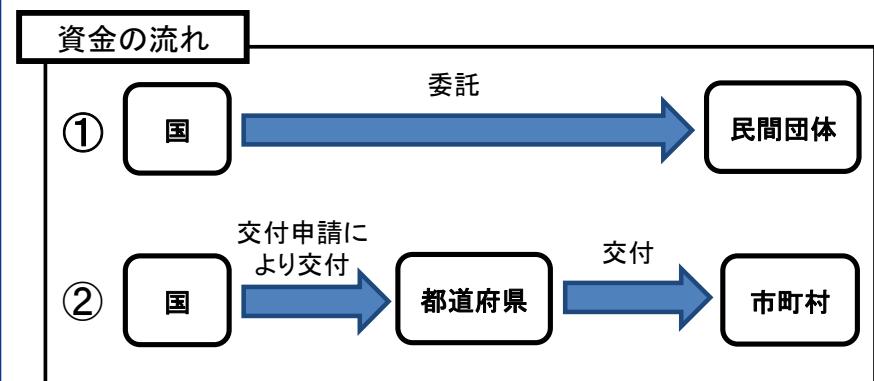
- <②自治体における相談体制等の強化>
- 総呼数の増加も想定した各自治体の相談窓口における相談体制等の強化を行う。

**【参考】地域における自殺対策の強化（令和7年度補正予算額：21億円）**

- 地域における電話やSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援 等

## 3 実施主体等

- 実施主体: ①国からの委託  
②都道府県・市町村（交付率:1/2）



令和8年度当初予算案 39億円の内数 (38億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

(39億円の内訳)	
地域自殺対策強化交付金	33億円
調査研究等業務交付金	6.0億円

## 1 事業の目的

- 令和6年(2024年)の小中高生の自殺者数は過去最多の529人となっており、コロナ禍で上昇した20歳代の自殺死亡率は横ばいとなっている。
- このため、こども・若者の自殺予防等への取組を強化する必要があり、特に自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。
- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日とりまとめ)や「自殺総合対策大綱」(令和4年10月14日閣議決定)においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組みの構築について盛り込まれている。また、本プランにおいては、チームの全国への設置を目指すことになっている。
- こうした状況を踏まえ、こども・若者の自殺対策の強化の観点から、「こども・若者の自殺危機対応チーム」の設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応を行うために、令和5年度から開始した本事業の支援自治体数を拡充し、より一層取組を推進する必要がある。

## 2 事業の概要・スキーム

都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援する(支援自治体数を拡充)。

【こども・若者の自殺危機対応チーム】(事務局:地域自殺対策推進センター等)

- 支援対象者:以下のこども・若者への対応が困難な学校、市町村等の地域の関係機関
  - ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等
- 構成:精神科医、心理師、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題に応じて、必要となるメンバーで構成する
- 内容:地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下のような取組を実施。
  - ①チーム会議の開催:支援方針・助言等の検討
  - ②支援の実施:支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
  - ③支援の終了:地域の関係機関への引継
- 都道府県・指定都市への取組支援:  
厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、当該事業を実施する都道府県・指定都市に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



## 3 実施主体等

- 実施主体:都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率:10/10

令和8年度当初予算案 6.0億円 (6.0億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づき、「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）」が厚生労働大臣指定調査研究等法人として指定されている。
- 自殺対策基本法（議法）の改正施行（施行は令和7年12月又は令和8年4月）に伴い、指定法人の取組内容の拡充等を図る。
- また、指定法人における、自殺総合対策の効果的な実施に資する調査研究等の推進を目的として、引き続き、多様なデータ等を活用した自殺対策の推進を図るため、調査研究や試行的な実施等を行った上で、仕組みの実装を進めていく。

## 2 事業の概要・スキーム

### 【自殺対策基本法の改正施行に伴う普及啓発等】

- 以下のような自殺対策基本法の改正事項等に係る、指定調査研究等法人の取組内容の拡充等を図る。
  - ・ 自殺対策における情報通信技術、人工知能等関連技術等の適切な活用（第2条第6項関係）
  - ・ 精神科医その他の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保（第18条関係）
  - ・ 自殺未遂者等への継続的な支援（第20条関係）
  - ・ 自殺者の親族等への生活上の不安等の緩和も含めた総合的な支援（第21条関係）
  - ・ その他、自殺対策の推進に向けた自治体への普及啓発等の実施

### 【多様なデータ等を活用した自殺対策の推進】

- 各種情報を活用した予測モデルを検討するための調査研究、それらを踏まえた自治体における自殺対策の取組の試行、その後の仕組みの実装・改良といったプロセスを踏む必要があることから、令和6年度から3年程度の期間を見据えた取組が必要である。
- これまでの事業成果（各種情報を活用した地域における自殺の特徴の分析、分析結果を踏まえた自殺リスクの予測の実施等）を踏まえ、令和8年度当初予算案においては、引き続き、各種情報を活用した地域における自殺対策の取組の提案の試行的な実施、自殺リスクの予測の実装に向けた検討を進める。

## 3 実施主体等

- 実施主体：厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率：10/10

**① 施策の目的**

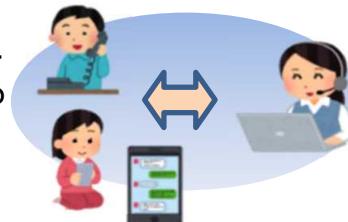
- 令和6年の自殺者総数は過去2番目に少ない20,320人となったが、自殺者総数は依然として高い水準で推移している。また、令和6年の小中高生の自殺者数は過去最多の529人となっており、コロナ禍で上昇した20歳代の自殺死亡率は横ばいとなっている。
- このような深刻な状況の中で、孤独・孤立等の影響による自殺リスクの高まりが懸念されており、電話やSNS等を活用した相談事業における総呼数(かかってきたコール数)の高止まりや接続完了率(つながったコール数の比率)の低さが課題となっている。
- 自殺総合対策大綱に定める数値目標(自殺者総数を令和8年に約16,000人以下とする)を達成するためにも、相談体制の更なる強化等が必要である。

**② 対策の柱との関係**

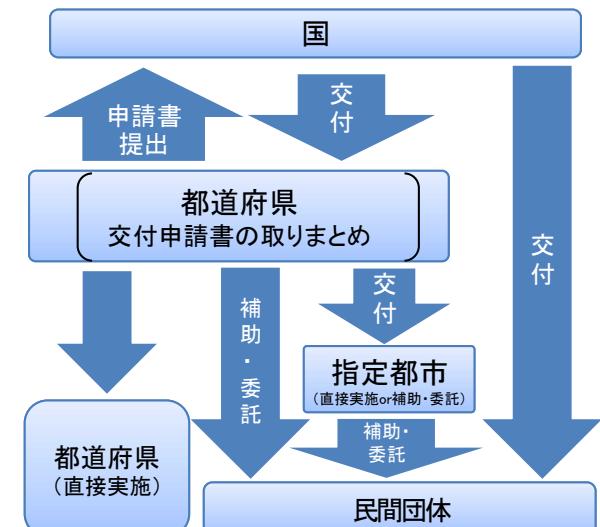
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
<input type="radio"/>									

**③ 施策の概要****I 地域における電話やSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援**

- 都道府県・指定都市が行う電話・SNS等を活用した相談体制の強化
- 地域の支援機関へのつなぎ支援の実施
- 自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチや一次保護の実施、居場所の提供
- 相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、相談支援の環境整備等への支援

**II 社会的に孤立したり、孤独を抱えたりしている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援****④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等**

- 実施主体:都道府県・指定都市、民間団体
- 交付率:1/2(都道府県・指定都市)、10/10(民間団体)

**⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)**

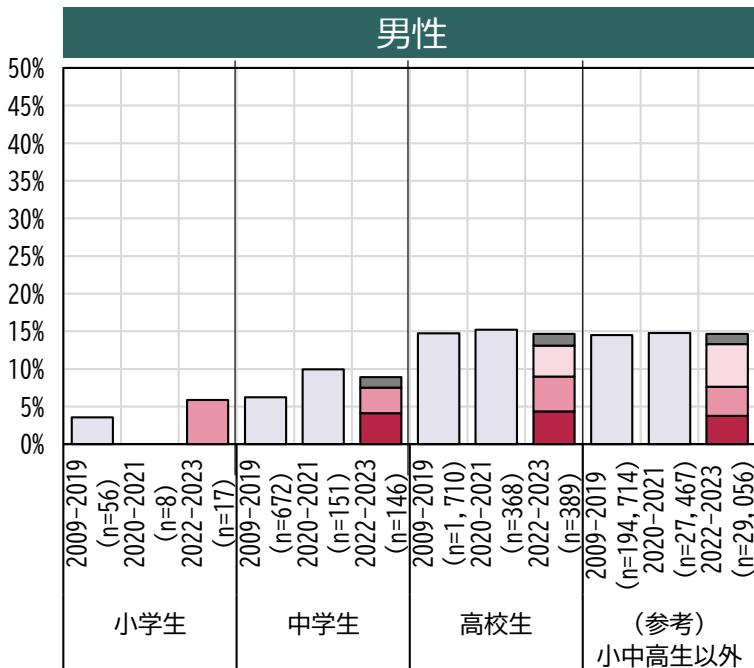
- 電話やSNS等を活用した相談体制の更なる強化等を図り、地域における具体的な支援につなげることで、自殺者数の減少に資する。

## 第2章 子どもの自殺の状況と対策⑤ 小中高生の自殺者における自殺未遂歴

令和6年版自殺対策白書

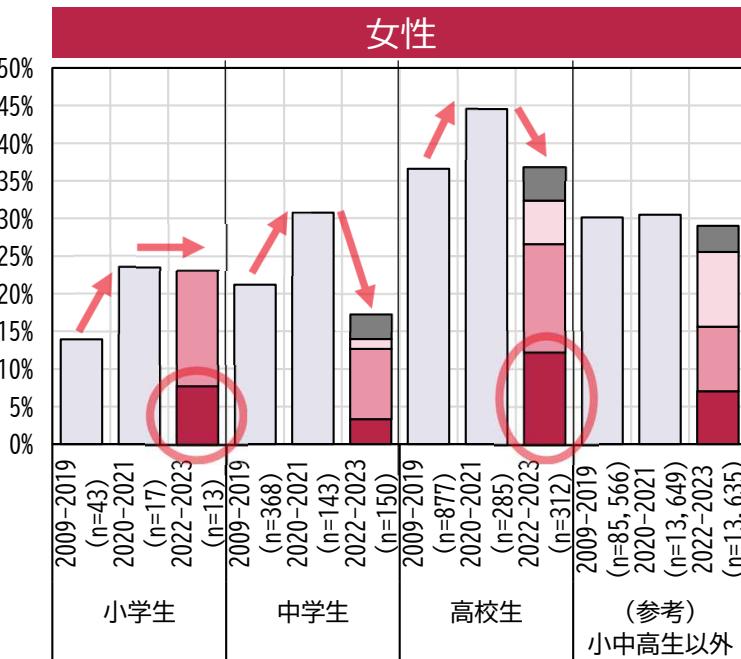
- 小中高生の自殺者急増前（2009～2019年）、自殺者急増期（2020～2021年）、自殺者急増後（2022～2023年）の各期間について、小中高生の自殺者に占める自殺未遂歴ありの割合の推移をみると、
  - 女性は、自殺者急増期に自殺未遂歴ありの割合が上昇している。
  - 女子小学生は、自殺者急増後も自殺未遂歴ありの割合が横ばいで推移している。
- 2022年以降では、小中高生は男女ともに自殺未遂があった時期が自殺の1年以内である場合が過半数を占め、特に女子小学生や女子高校生では、自殺から1か月以内に自殺未遂歴があった自殺者の割合が高い。

### 性別、期間別にみた小中高生の自殺者に占める自殺未遂歴ありの割合



自殺統計原票が改正された2022年以降、自殺未遂の時期について把握可能となつた。

- 時期不詳
- 1年より前
- 1年以内
- 1か月以内



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

## 第7 困難な問題を抱える女性への支援の推進について（女性支援室）

### 1 困難な問題を抱える女性への支援について

困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、相談から保護、自立・定着など入口から出口まで切れ目のない支援を推進するためには、女性支援部門だけではなく、福祉部門や民間支援団体等の様々な関係者との連携を通じて、支援対象者の早期把握と問題解決に向けての支援に取り組む必要がある。さらに、支援対象者が支援につながった後も、心身の健康を回復し安定的な生活を送るには、継続的な支援が欠かせないため、地域における女性支援への理解を促進し、関係者と日常的に連携できる環境を整備する必要がある。また、これらの実施に当たっては、女性支援を担う人材の育成、支援機関における支援の質の向上等が不可欠である。このため、令和8年度における女性支援事業は、下記について重点的に取り組むこととしているので、各自治体においてはご了知のうえ、積極的に事業の実施や取組の推進に努めていただくようお願いする。

#### (1) 関係支援機関や他の支援制度との連携・協働

ア 困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制を構築するためには、限られた資源を有効活用する観点から、正確な現状認識に基づいた計画的な施策の実施と、自治体の各レベルにおける他機関連携体制の構築が必要である。このため、都道府県においては、管内の女性支援の実施状況や実施体制等を把握し、基本計画に基づく施策について、その効果や影響を十分確認しつつ実施するとともに、支援調整会議や予算事業等も活用して、都道府県レベルにおいても庁内の関係部署、他の福祉分野等の関係機関や民間団体等との連携関係の構築をお願いしたい。併せて、市町村における支援が円滑に進むよう、基本計画の策定や支援調整会議の設置を含め、市町村における連携体制構築の支援を行っていただくようお願いする。

イ 女性が抱える複合化・複雑化した困難な問題への支援に当たっては、こども施策や、生活困窮者自立支援制度、精神保健医療福祉施策の関係機関、医療機関等との連携が重要である。このため、関連通知（※）において、具体的な連携方法と

して、担当部局間や支援機関間の日常的な情報共有や、連絡調整担当の設定、双方の制度の理解のための合同研修の実施、各制度の関係機関と女性支援機関との連絡先の共有、支援調整会議等を通じた連携等をお示ししているので、これらの内容についてご了知いただくとともに、積極的な連携に向けた取組を行っていただくようお願いする。

(※) 「こども施策と女性支援施策との連携について」（令和5年9月1日社援女発0901第1号厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室長・こども家庭庁支援局虐待防止対策課長・家庭福祉課長通知）、「困難な問題を抱える女性への支援施策と生活困窮者自立支援制度との連携について」（令和6年6月24日社援女発0624第1号・社援地発0624第3号厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室長・地域福祉課長通知）、「女性支援施策と精神保健医療福祉施策の連携について」（令和6年7月4日社援女発0704第1号・障精発0704第1号厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室長・障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）

## (2) 民間団体との協働による支援の推進

女性支援新法に基づく「官民協働等による切れ目のない女性支援」の一層の推進を図るため、後述する「官民協働等女性支援事業」を令和8年度予算案に計上している。各自治体におかれでは、本事業を積極的に活用し、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、早期発見からアフターケアまで一貫した支援を行い、潜在化している多様な支援ニーズに積極的に対応する支援体制の構築に向けた取組を推進するようお願いする。

なお、支援を提供できる民間団体が少ない自治体においては、後述する「民間団体支援強化・推進事業」の活用等により、女性支援を行う意向のある既存の民間団体及び新規の民間団体の掘り起こしや育成に関する支援等を行うことについて検討いただくようお願いする。

## (3) 女性相談支援員の配置促進、処遇の確保等

ア 女性相談支援員は、支援対象者の発見に努め、その相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う職員として、女性支援新法では都道府県においては必置、市町村においても配置に努めるものとされている。都道府県においては、女性相談支援員未配置の市町村に対しその配置を働きかけるなど、管内の支援が円滑に進むよう広域的な観点から市町村を支援いただくようお願いする。

また、女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮するとともに、可能な限り専任とし、継続的な配置となるよう配慮いただくようお願いする。

加えて、会計年度任用職員として雇用する場合であっても、給与水準の決定等にあたっては、

- ① 地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の給与決定原則にのっとり、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎としつつ、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮すること。
- ② 財政上の制約を理由として、期末手当や勤勉手当の支給を抑制しないこと。について十分に留意し、適切に決定いただくようお願いする。なお、2（5）に記載の「女性相談支援員活動強化事業」の活用も積極的に検討されたい。

イ また、女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化している中で、精神疾患を抱える女性への支援や共同親権（民法改正）に関する相談対応など、女性相談支援員や女性相談支援センター及び女性自立支援施設の支援員は、専門的かつ新しい知識と相談技術を常に習得し、日々の支援に当たることが求められている。また、特に女性相談支援員が一人しか配置されていない自治体においては、女性相談支援員が職責の重さや相談支援の難しさなどを感じたときにバーンアウトしそうな気持ちになるといった調査結果が報告（※）されている。

（※）令和5年度厚生労働省調査研究事業費補助金「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」報告書

このため、令和8年度予算案において、女性相談支援員をはじめとする各女性支援機関においてスーパービジョン体制の整備を行い、有識者や職員OB等が知識や経験を生かし、支援員が抱える困難事例等に対する助言を行う等、女性支援機関の支援員の質の向上を図るとともに、業務における心理的負担を軽減し、その役割を果たすことができる職場環境の整備を推進することとしているので、各自治体においてはご了知のうえ、事業の実施について積極的に検討いただくようお願いする。

ウ 令和5年度に、女性相談支援員の専門性の向上を図ることを目的として、女性相談支援員養成研修シラバスを策定したところ、令和7年度には、本シラバスに基づく研修教材の例として、女性相談支援員養成研修教材及び動画教材を作成し、「あなたのミカタ」に掲載を行ったところである。各自治体におかれでは、本カリキュラムを活用いただきながら、女性相談支援員の専門性の向上等に取り組んでいただくようお願いする。

#### **(4) 権利擁護及び質の評価の仕組みの検討**

女性支援新法附則第2条に基づき、支援を受ける者の権利擁護の仕組みの構築及び支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築を目的として、令和6年度に策定した女性自立支援施設における第三者評価基準に続き、令和7年度に女性相談支援センター一時保護所に関する第三者評価基準等を策定することとしている。これについては2（11）に記載のとおり、令和8年度予算案において、女性保護事業費負担金として、女性相談支援センター一時保護所の第三者評価の受審に係る経費を計上しているので、各都道府県においては、当該基準に基づく第三者評価の受審を積極的に検討されたい。

また、令和8年度においては、女性相談支援センターを評価する仕組み等について、検討を進めることとしており、検討に当たっては、各自治体に対する調査等を行う場合があるため、予めご承知いただくようお願いする。

## **2 令和8年度当初予算案等について**

#### **(1) 官民協働等女性支援事業【拡充】**

「官民協働等女性支援事業」は、様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施するのに必要な費用を補助するものである。具体的には、下記のような支援を行うための費用について補助対象としている。

また、令和7年度補正予算から、下線部分の支援についても新たに補助対象としている。

### 【事業の概要・スキーム】

- ① 困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、SNSを活用した相談支援等を実施（アウトリーチ支援・SNS相談支援）
- ② 一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施（居場所の確保）
- ③ 繙続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業、教育に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施（自立支援）
- ④ 自立支援計画に基づき、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援や就労支援等を受けながら一定期間居住できる場所の提供（ステップハウス）
- ⑤ ステップハウスの利用者の自立のため、資格取得、就職活動・就職支度や、同伴児童の通塾等の支援を実施（資格取得費、就職活動支援費、就職支度費、補習費）
- ⑥ 電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援（アフターケア）
- ⑦ 関係機関連携会議  
行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。
- ⑧ 支援体制強化（ICT導入支援）  
①～⑥の実施に際し、ICTを活用した支援の導入や情報管理等を実施

#### ※ 留意事項

- ・ 支援対象者については、「若年女性」に限定するものではないこと
- ・ 必須事業である「関係機関連携会議」は、既存の会議（支援調整会議を含む）を活用することも可能であること
- ・ アウトリーチ支援、居場所の提供、自立支援、ステップハウス、アフターケアについては、取組毎に民間団体へ委託等することも可能であること

<実施主体>都道府県・市町村（特別区含む）

<補助率>国1／2（都道府県・市町村1／2）

### （2）一時保護所・女性自立支援施設受入促進モデル事業【R7補正予算】

「一時保護所・女性自立支援施設受入促進モデル事業」は、DV被害者等の様々な困難を抱える女性が個々の状況に応じた支援を受けられる体制を整備することにより、より多くの対象者に対して入所による地域移行支援・自立支援を促進することを目的として、DV加害者等からの追跡のおそれのない入所者向けに、生活制限（携帯電話の使用・外出・通勤通学の禁止等）を緩和したサテライト型の一時保

護所・女性自立支援施設を確保するために必要な費用の補助を行うものである。

生活制限を緩和したサテライト型の設置により、支援対象者一人ひとりの状況に応じた入所支援を受けられる対象者が増加するとともに、地域・一般社会により近い形で自立支援を実施することによって、退所後の生活再建や地域移行に向けた支援の円滑化が期待されることから、都道府県におかれでは、本事業を積極的に活用いただくとともに、管内の女性相談支援センター及び女性自立支援施設への周知について、ご協力を願いする。

＜実施主体＞都道府県及び女性相談支援センター設置指定都市

＜補助率＞国3／4

### **(3) 女性相談支援センター等地域連携推進モデル事業【R7補正予算】**

「女性相談支援センター等地域連携推進モデル事業」は、女性相談支援センター等において、他政策との連携や地域の関係者との関係構築等を進めることにより、困難な問題を抱える女性が地域生活に円滑に移行できる体制の整備を促進することを目的として、女性支援に関わる地域資源の開拓や、退所者の地域定着を念頭に置いた地域交流等のコーディネートを行う地域連携担当職員を配置するために必要な費用の補助を行うものである。

都道府県におかれでは、地域生活移行に向けた環境整備のため、本事業を積極的に活用いただこうと願いする。

＜実施主体＞都道府県

＜補助率＞国3／4

### **(4) 女性自立支援施設通所型支援モデル事業**

「女性自立支援施設通所型支援モデル事業」は、本来女性自立支援施設への入所が望ましい者であっても、特に若年女性や、同伴児のいる女性などについては、本人の同意が取れず、入所に繋がらないケースが少なくなつたため、こういった者に対し、施設の専門性を生かし、入所せずとも通所で支援できる体制を構築することを目的としたものであり、令和6年度から実施している。具体的には、

- ・ 施設における日中活動を通じた居場所の確保や生活習慣の定着支援の実施
- ・ 通所による心理療法の実施

- ・当事者同士の交流の場を提供するなどといったピアサポートの実施
- ・施設の生活体験
- ・通所型支援を実施するための場所を借りる場合の賃借料

等に必要な費用を補助するものである。

都道府県におかれでは、本事業を積極的に活用いただくとともに、管内の女性自立支援施設等への周知について、ご協力を願いする。

<実施主体>都道府県

<補助率>国3／4

#### (5) 女性相談支援員活動強化事業

「女性相談支援員活動強化事業」は、都道府県及び市町村が女性相談支援員を配置する場合に必要な費用の補助を行うものである。

女性相談支援員の待遇を確保し、専門性の向上を図るために、研修受講の有無や経験年数に応じた手当を支給できるような待遇改善を行うとともに、女性相談支援員の質の向上、業務における心理的負担の軽減や職場環境の整備のためのスーパービジョン整備事業を実施している。

<実施主体>都道府県・市町村（特別区含む）

<補助率>国1／2（都道府県・市町村1／2）

#### (6) 困難女性支援活動・DV対策機能強化事業

「困難女性支援活動・DV対策機能強化事業」は、困難な問題を抱える女性への支援及び暴力被害女性の保護を目的として、

- ・困難な問題を抱える女性への支援の推進を図るための広報啓発
- ・夜間休日の電話対応及びSNSを活用した相談支援
- ・女性相談支援センターにおける弁護士による法的相談
- ・女性相談支援センターの職員等を対象とした各種研修の開催
- ・女性自立支援施設入所者への地域生活移行支援（ステップハウス）
- ・女性自立支援施設退所者への相談支援（アフターケア）
- ・女性相談支援センター・女性自立支援施設職員へのスーパービジョン

等に必要な費用を補助するものである。

＜実施主体＞事業により異なる。

＜補助率＞国1／2（地方負担割合は、事業により異なる。）

#### (7) DV被害者等自立生活援助事業

「DV被害者等自立生活援助事業」は、一時保護所退所後のDV被害女性が、地域で自立した生活を継続して送られるよう、民間団体が運営するDVシェルター等を活用し、自立支援やアフターケアを行う場合に必要な費用を補助するものである。

それぞれの民間団体の特徴や強みを生かした柔軟な事業実施が可能なものであることから、積極的に活用いただくようお願いする。

＜実施主体＞都道府県・市（特別区含む）

＜補助率＞国1／2（都道府県・市1／2）

#### (8) 民間団体支援強化・推進事業

「民間団体支援強化・推進事業」は、民間団体との協働による支援の実施に向け、民間団体の掘り起こしや育成等を行う場合に必要な費用を補助するものである。

具体的には、

- ・ 女性支援を行っている民間団体の調査や外部有識者等を含めた会議体を設け、団体の掘り起こし策等の検討を行うこと
- ・ 民間団体の育成を目的とした、民間団体へのアドバイザー派遣や、他の民間団体での実地訓練などの取組
- ・ 相談支援や自立支援に関する立ち上げ支援

により、民間団体を発掘・育成を図るものである。

なお、新たな団体の立ち上げに限らず、他分野で活動している団体を活用する場合においても補助対象となるため、積極的な活用をお願いする。

＜実施主体＞都道府県・市町村（特別区含む）

＜補助率＞国1／2（都道府県・市町村1／2）

## (9) 困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業

「困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業」は、

- ・ 都道府県基本計画の見直しや、市町村計画の策定
- ・ 女性相談支援員等の専門職の採用活動
- ・ 自治体における I C T の利活用
- ・ 女性相談支援センター、一時保護所、女性自立支援施設における入所等の生活向上を図ることを目的とした軽微な改修
- ・ 身元保証人に係る損害保険契約の保険料
- ・ 施設間の交流研修

等に必要な費用を補助するものであるため、積極的に活用いただきたい。

＜実施主体＞都道府県・市町村（特別区含む）

＜補助率＞国 1／2（都道府県・市町村 1／2）

## (10) 困難な問題を抱える女性支援連携強化事業

「困難な問題を抱える女性支援連携強化事業」は、円滑に支援調整会議の設置・運営が行われるよう、必要な費用の補助を行うものである。

＜実施主体＞都道府県・市町村（特別区含む）

＜補助率＞国 1／2（都道府県・市町村 1／2）

## (11) 女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金【拡充】

「女性保護事業費負担金」は、女性相談支援センターが、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を対象に一時保護を実施する場合に必要となる費用を負担するものである。

「女性自立支援事業費補助金」は、女性自立支援施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用を補助するものである。

令和 8 年度予算案においては、

- ・ 女性相談支援センターの同伴児童の一時保護委託費の単価の見直し
- ・ 女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設の非常勤職員

の人事費単価の見直し

等に必要な予算を盛り込むとともに、

- ・ 女性相談支援センター一時保護所の第三者評価の受審にかかる経費を計上しており、積極的に活用いただくようお願いする。

#### (12) 女性相談支援センター運営費負担金

「女性相談支援センター運営費負担金」は、女性相談支援センターが行う困難な問題を抱える女性の移送に必要な費用や、外国籍を有するDV被害者や人身取引被害者等の保護に必要となる通訳の雇用費用等として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が負担するものである。

#### (13) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（令和7年11月21日閣議決定）においては、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の推奨事業メニューについて、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために同交付金を拡充する旨が盛り込まれた。

各自治体においては、「重点支援地方交付金を活用した救護施設及び女性自立支援施設等の支援について」（令和7年11月21日厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室・地域福祉課・地域福祉課女性支援室事務連絡）をご確認いただき、女性自立支援施設、女性相談支援センター、女性相談支援センター一時保護所等における光熱水費や食材料費の高騰に対する支援や施設整備における資材費及び施設の維持管理費の高騰分への支援について、他の自治体の事例も参考にしながら、積極的に同交付金の活用についてご検討いただきたい。

#### (14) 社会福祉施設等施設整備費補助金（女性自立支援施設等分）

「社会福祉施設等施設整備費補助金（女性自立支援施設等分）」は、女性支援新法に基づき、都道府県又は女性相談支援センターを設置する指定都市における女性相談支援センター一時保護所の整備に必要な費用、都道府県又は社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の整備に必要な費用を補助するものである。

令和3年度から令和7年度までの5か年は、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づいて取組が進められてきたが、令和8年度から令和12年度までの5か年は、「第1次国土強靭化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）に基づき、施設の耐震対策等の整備（耐震化対策、非常用自家発電設備、ブロック塀等対策及び水害対策）を推進することとしているため、当整備費補助金の活用等により、通常整備と併せて耐震化対策等の整備についてご検討いただきたい。

#### (15) 国の研修について

女性支援新法第18条に基づき、女性支援機関や民間団体、都道府県担当者など多様な関係者が集まる研修を実施するとともに、心理職員の専門性向上のための研修を実施し、支援力の強化を図ることとしている。

令和8年度も令和7年度に引き続き、女性支援関係機関の管理職等向けの研修及び支援職員等向けの研修（ブロック研修）を行うことを予定しているが、都道府県におかれでは、管内の参加対象者への周知及び参加者の決定等について、ご協力をお願いする。

#### (16) 補助金の適正な執行について

国庫補助金については、事業目的と異なる他の用途へ使用されることや、複数の国庫補助金で重複して同一対象経費に充てられることがないよう徹底することが必要である。

そのため、補助金の申請及び実績報告に当たっては、

- ・ 事業の実施者（委託先及び補助先を含む）において、当該国庫補助事業以外の他の事業（自主事業や他の補助事業等）が行われていないか確認すること
- ・ 他の事業が行われている場合は、国庫補助事業の対象経費が、他の事業との間で適切に区分又は按分されているかを確認すること
- ・ 複数の事業に共通して従事している職員等や、共通して使用されている物件等がある場合は、当該共通の職員等や物件等に関する経費について、区分又は業務量や支援対象者数等により適切に按分し、重複がないように整理すること等について徹底いただくようお願いする。

### 3 その他

#### (1) 外国籍を有する女性等への支援

困難な問題を抱える女性への支援に関しては、令和5年3月に公布した「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」において、女性支援新法の定義する状況に当たる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、支援の対象となる旨をお示している。

各自治体においては、国籍や在留資格の有無を問わず、必要な支援を提供いただくようお願いする。

#### (2) 人身取引被害者支援

人身取引被害者への支援については、人身取引対策行動計画に基づき、関係機関と連携・協力を図りながら対応いただいているところである。引き続き、人身取引被害者の保護に当たっては、安全の確保及び心身の健康状態に配慮した心理的ケア等の対応を行うきめ細かい支援を行っていただくようお願いする。

また、「婦人相談所及び児童相談所における人身取引被害者の一時保護の状況等について」（令和5年4月28日厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室・こども家庭庁支援局虐待防止対策課事務連絡）において、人身取引被害者の保護を行った場合は、その都度ご報告いただくよう依頼しているため、遅漏のないようお願いする。

#### (3) 「かにた婦人の村」

「かにた婦人の村」は、全国で唯一の長期入所型の女性自立支援施設である。本施設は、全国から入所者を受け入れ、長期にわたる心身の回復及び生活や就労等自立に向けた支援を行っているので、これまで入所実績のない自治体も含め、同施設の活用についてご検討いただきたい。

また、本施設については、令和6年11月末に改築整備が完了し、令和6年12月16日より供用を開始したところである。改築整備にかかる費用負担の考え方については、「長期入所施設「かにた婦人の村」の改築整備に係る各都道府県の費用負担額について」（令和6年6月26日事務連絡）を確認いただくとともに、今後当該施

設に入所措置を検討している場合は、費用負担の関係から、事前に東京都担当者にも連絡するようお願いする。

#### (4) 災害時の備蓄

各自治体においては、これまでも非常災害計画の策定や避難訓練の実施等、女性自立支援施設等の災害対策に万全を期するよう指導が行われているものと承知しているが、災害時における利用者への支援継続のため、飲料水や食料等の備蓄等についても必要な対策を講じるようお願いする。なお、「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」（平成30年10月19日事務連絡）において、災害に備えて点検すべき事項（例）をお示ししているので参考にされたい。

#### (5) 女性支援特設サイト「あなたのミカタ」

令和6年1月より、厚生労働省の補助金事業により、女性支援特設サイト「あなたのミカタ」を公開したところであるが、本サイトでは、各地域の支援窓口や支援内容に関する情報、女性が抱える悩みごとの相談窓口や支援内容、女性支援に関するコラム・インタビュー記事のほか、支援機関・支援者向けページにおいて、各種通知や調査研究の成果物、広報素材等を掲載している。都道府県においては、支援を必要とする方や支援機関、支援者に対する積極的な周知について、ご協力をお願いする。

#### (6) 全国フォーラム

令和8年1月に、女性支援新法に基づく女性支援を前に進めるために、女性支援の関係機関同士のネットワークを構築するとともに、社会における女性支援に関する機運を醸成することを目的とした「第3回女性支援新法全国フォーラム」を開催したところである。本フォーラムの動画や資料については、「あなたのミカタ」に掲載するため、ご確認いただくようお願いする。

## 第8 矯正施設退所者等への地域生活定着支援について（総務課）

### 1 地域生活定着支援の現状及び課題について

本事業は、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）が、司法や福祉の関係機関等と連携し、身体の拘束中から釈放後まで一貫して支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、地域共生社会の実現を図る事業である。

事業の実施に当たっては、センターが地域の中で孤立することなく、自治体の福祉部局をはじめとした福祉関係者及び司法関係者との間で官民協働の支援ネットワークを構築し、地域の総合力を生かして支援を実施していくことが重要である。

これを踏まえ、令和7年度から、「関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」の業務を全てのセンターにおいて実施できるよう、「官民協働の支援ネットワークの構築強化費」及び「協議体を活用した連携強化推進費」を追加したところであるが、その取組状況には地域差が生じていることが課題となっている。また、人口比や矯正施設の所在数等の様々な要因から、都道府県で支援件数（特に被疑者等支援業務の件数）に差が生じており、それによりセンター職員の経験値に差が生じていることも課題となっている。

### 2 令和8年度の取組について

#### （1）各都道府県における予算確保・執行について

令和8年度予算（案）においても、引き続き、官民協働の支援ネットワークを構築する取組を推進するため、「官民協働の支援ネットワークの構築強化費」及び「協議体を活用した連携強化推進費」を計上している。

各都道府県におかれでは、引き続き、センターが適切に事業運営を行えるよう必要な予算の確保・執行をお願いする。

## (2) 官民協働の支援ネットワークの構築強化に係る積極的な協力について

センターが地域の中で支援ネットワークを構築していくに当たり、特に市長村などの自治体から協力を得ることが難しいとの意見が散見されることから、都道府県の主管課におかれては、センターとの恒常的な意見交換等を通じて、地域の実情等を把握いただくとともに、都道府県単位の会議の開催や市長村単位の各種福祉関係機関の会議にセンターとともに参加するなど、センターと協働して官民協働の支援ネットワークの構築に取り組んでいただくようお願いする。

## (3) 多様で複合的な課題に対応するための支援の質の向上について

近年、センターが支援を行い、地域に定着した者のうち、精神障害を有する対象者が大幅に増加しており、福祉的な支援だけでなく、保健・医療領域との連携がより重要となるなど、より分野横断的なニーズへの対応が求められる機会が増加している。

一方で、前述のとおり、都道府県間でセンター職員の経験値に差が生じていることが課題となっていることから、国において、センター職員を対象とした「地域生活定着支援人材養成研修」を実施し、全国的な支援の質の向上・均一化を図っている。

都道府県におかれては、対象となるセンター職員の積極的な受講をお願いするとともに、同研修はオンデマンド配信も行う予定であることから、本事業の主管課をはじめとする福祉関係部局や保健・医療等の関係機関の職員にも積極的に聴講いただき、本事業の意義等をご理解いただくようお願いする。

## 3 その他

委託先の選定に当たっては、価格のみの評価ではなく、事業の内容を中心とした総合的な評価を行うなど、事業の質の確保等の観点についても考慮いただきたい。

## 第9 ひきこもり支援について（地域福祉課）

### 1 ひきこもり支援の現状と課題について

#### (1) これまでの取組

ひきこもり支援については、平成21年度から都道府県・指定都市において、「ひきこもり地域支援センター」の整備を開始し、専門資格等を有するひきこもり支援コーディネーターを配置するとともに、相談支援や訪問による支援、居場所の提供などに取り組みながら、地域における総合的な支援体制の構築を図ってきたところであり、平成30年度には、すべての都道府県・指定都市への設置が完了している。

さらに、令和4年度から、ひきこもり状態にある方やその家族が、より身近なところで相談ができる、支援が受けられる環境づくりのため、「ひきこもり地域支援センター」を一般の市区町村にも設置できるようにするとともに、市区町村の実情に応じた取組が可能となるよう「ひきこもり支援ステーション事業」を新たに創設するなど、身近な場所で相談や支援が受けられる環境づくりを進めるとともに、都道府県には市区町村の取組をバックアップする機能を設けているところである。

#### (2) ひきこもり支援の現状と課題

内閣府が令和5年3月に公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によれば、15～64歳の年齢層において50人に1人程度がひきこもり状態にあるとの調査結果となっている。ひきこもり状態の本人とその家族が孤立してしまうことがないよう、市区町村における更なる支援体制の充実に加え、ひきこもりへの偏見をなくし、誰もが生きやすい社会・地域づくりに向けて、ひきこもりの理解促進のための周知・広報を、国と自治体が連携して一体的に取り組むことが重要となっている。

また、8050世帯が抱える課題の顕在化など、複雑化・複合化した課題を抱える世帯への支援の重要性が増すなかで、ひきこもり支援に従事する支援者は、本人やその家族に対する支援が長期化している傾向があり、それらにより心身が疲弊し、バーンアウト（燃え尽き）してしまうことで、支援現場から去ってしまう状況もみ

られるため、支援者が安心して支援に向かうための取組が急務となっているところである。

さらに、ひきこもり支援において、「自立支援」を謳いながら適切な支援を実施しない、いわゆる「引き出し屋」と呼ばれる一部の悪質事業者の存在が大きな社会問題にもなったことから、こうした悪質事業者による被害防止を図りつつ、適切な実施を図っていく必要がある。

## 2 令和8年度の取組について

### (1) 令和7年度補正予算及び令和8年度予算案について

前述のような課題を踏まえ、令和7年度補正予算及び令和8年度予算案においては、本人やその家族が、より身近なところで相談ができる必要な支援が受けられる環境づくりを目指して、市区町村における相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築や、地域社会におけるひきこもりに関する理解促進、支援者ケアに資する取組、共同生活による支援の事業運営や活動内容を評価できるガイドラインの作成など、ひきこもり支援を推進していくために必要な予算を計上している。

主な内容は以下のとおりであるので、各自治体におかれましては、こうした施策を活用いただき、関係団体等とも協力しつつ、ひきこもり支援に積極的に取り組んでいただきたい。

#### (令和8年度予算案)

##### ① ひきこもり支援推進事業（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）

ひきこもり相談支援体制の更なる充実に向けた取組を推進するため、都道府県及び市区町村において、相談支援事業及び居場所づくり事業等の取組の全部又は一部を実施することにより、ひきこもり状態にある本人や家族からの電話、来所等による相談に応じて適切な助言を行うとともに、居場所づくりや地域における関係機関とのネットワークの構築等を実施するなど、ひきこもり支援体制の構築に係る費用を補助する。

さらに、町村など小規模自治体では、自治体内の公共交通機関などのインフラ不足により居場所等に当事者や家族が集まりづらい状況であり、また、NPO や民間団体などが乏しく、その地域で支援を担う人材の不足や地域資源が連携する仕組みが整備できないため、小規模自治体が単独で対応していくには限界があるなどの課題があることを踏まえ、市区町村が効率的かつ効果的にひきこもり相談支援等の充実を図れるよう、複数自治体における事業の広域連携を促進するための加算を創設する。

② ひきこもり地域支援センター職員等への人材養成研修・広報事業（国委託事業）

ひきこもり支援に携わる新任職員や中堅職員等に対して、養成研修を行い、支援者のスキルアップを図る。

③ ひきこもり支援における支援従事者ケア事業（ひきこもり支援コミュニティ）（国委託事業）

全国のひきこもり支援者同士が、気軽にひきこもり支援の有用な情報交換ができる、ノウハウ、経験談を蓄積、検索ができる、ひきこもり支援者のためのコミュニケーションの場を Slack（オンライン）上に設けることで、支援者をフォローアップする。

④ ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業（国委託事業）

ひきこもりに関する情報をまとめ、情報発信するポータルサイトの運用をはじめ、全国各地でのキャラバン活動の実施、イベントやパネルディスカッションの開催などを通じ、地域におけるひきこもりに関する理解を深め、ひきこもり当事者やその家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。

（令和7年度補正予算）

① 共同生活型自立支援による社会参加促進モデル事業（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）

都道府県において、共同生活による支援を効果的に取り組む民間事業者に委託し、支援事例及び成果等のデータ収集を実施する。また、収集したデータ等をガイドライン作成のために国へ報告する。

② 共同生活型自立支援における実践に関する研究事業（国委託事業）

効果的に共同生活による支援を実施する民間事業者の取組について、実践事例の効果や事業の課題等を収集・検証し、その活動を総合的に評価できる事項を示したガイドラインを整理する。

## (2) 「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」の活用促進について

令和7年1月に策定された「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」（以下「ハンドブック」という。）は、これまでひきこもり支援の指針とされてきた「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」で定義しているひきこもりの概念よりも支援対象者を広く捉え、さらに「社会モデル」の視点を基本とした、ひきこもり支援の目指す姿や、支援における価値・倫理、支援のポイントなど、全ての支援者の共通認識となる考え方を網羅的に記載している。

その考え方は、地域住民や、どの分野の対人支援の支援者にも共通する内容であり、地域全体でひきこもり支援に関する理解を深めることが可能になるとともに、対人支援を実施するあらゆる窓口での心構えや、支援スキルを向上させる拠り所になるものである。

また、ハンドブックはひきこもり状態の本人やその家族自身も対象として策定されている。支援を受ける本人や家族と支援者の両者で支援方法や内容、その意味等を共有、確認するとともに、対話をとおして、より良い支援について考えていくための材料として期待されるものである。

ハンドブックの活用については、令和7年1月31日付け事務連絡「ひきこもり支援ハンドブックの活用について（依頼）」において、ひきこもり支援に関わる職員や関係機関等の方々へのハンドブックの活用に関する周知を依頼しているところであるが、前記1（2）で述べたようなひきこもり支援の現状や、支援者へのサポートの重要性を踏まえ、各自治体におかれでは、支援者への周知の徹底や

研修の機会を活用するなどにより、ハンドブックの周知・活用についてあらためてご協力をお願いしたい。

さらに、支援の現場におけるハンドブックの利活用促進に向けて、厚生労働省としては、ハンドブックの目指す支援の実現のための人材養成が重要と考えております。令和7年度社会福祉推進事業「ひきこもり支援ハンドブックに基づく人材育成カリキュラムに関する調査研究」により、ひきこもり地域支援センター職員等への人材養成研修・広報事業の新カリキュラムを策定予定である。

各自治体においては、研修の対象となる支援員や職員が研修に参加できるよう、特段のご配慮をお願いする。

(参考：ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001471237.pdf>



### (3) 市区町村におけるひきこもり支援体制の構築について

ひきこもり支援体制の構築にあたっては、全ての市区町村において、①ひきこもり相談窓口の明確化・周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営に取り組んでいただくようお願いしているところであるが、令和6年度末現在の取組状況は以下のとおりとなっている。

これらの取組は、ひきこもり支援体制構築の出発点になるものであることを踏まえ、未実施の市区町村においては、早急な取組をお願いするとともに、都道府県においては、既に体制構築を進めた市区町村の取組を共有すること等、必要なバックアップをお願いしたい(令和2年10月27日付け当局地域福祉課長通知「ひきこもり支援施策の推進について」及び令和4年6月30日付け事務連絡「市町村プラットフォーム設置・運営状況等の周知と取組の促進について（依頼）」を参照)。

	実施自治体数	実施率
① - 1 ひきこもり相談窓口明確化(n=1,741)	1,560 自治体	89.6%
① - 2 うち、ひきこもり相談窓口周知(n=1,560)	1,438 自治体	92.2%
② 支援対象者の実態把握(n=1,788)	1,064 自治体	59.5%
③ 市町村プラットフォームの設置(n=1,741)	1,354 自治体	77.8%

※令和7年3月末時点実績

#### (4) ひきこもりに関する地域社会に向けた広報について

地域社会においてひきこもりに関する理解を深め、相談しやすい環境づくりを進めるため、今年度は、全国6都市で「ひきこもり VOICE STATION 全国キャラバン」を開催するとともに、メインイベントとなる「ひきこもり VOICE STATION フェス」の開催や、ひきこもり当事者・経験者及びその家族の実話を基にショートドラマ等を制作するなど、ひきこもりに関心が無い人たちにも関心を持って頂くための周知広報を通じて機運醸成を進めている。

次年度も引き続き、全国6箇所で全国キャラバンを開催し、ひきこもりに関する理解の促進や支援体制の整備などに取り組まれている経験者、家族、支援者などを迎えたパネルディスカッションやワークショップ等を行う予定である。

各自治体においては、これらのコンテンツ等も積極的に活用しながら、地域の実情に応じたひきこもりに関する理解促進を進めていただきたい。

(参考:厚生労働省ひきこもり支援ポータルサイト「ひきこもり VOICE STATION」)

<https://hikikomori-voice-station.mhlw.go.jp/>



### (5) ひきこもり支援における支援者へのケアに関する取組について

ひきこもり支援者が、複雑・複合化した課題や長期化する支援において抱える悩みの解消・抑制するための方策として、Slack（スラック）を活用したひきこもり支援者同士のコミュニケーションの場（以下「ひきこもり支援コミュニティ」という。）を設置し、オンライン上において有用な情報交換等を気軽に行えるようになるとともに、「ひきこもり支援を語る Café」（オンラインミーティング）として全国の支援者同士の交流会を定期的に開催しているが、次年度もこの取組を継続していく予定である。

また、ひきこもり支援コミュニティへの参加にあたっては、これまでひきこもり支援推進事業の事業経費へのアカウント費用の計上を可能にすることで支援してきたところであるが、今年度から、無料で利用できる「体験版のアカウント」を設け、積極的な参加を呼びかけたところである（令和7年5月20日付け事務連絡「ひきこもり支援コミュニティ（Slack）無料体験について（依頼）」を参照。）。

ひきこもり支援推進事業を活用していない自治体担当者も含めて幅広く対象となるため、引き続き各自治体におかれでは、広く参加を呼びかけていただくようお願いしたい。

### **3 就職氷河期世代等支援について**

就職氷河期世代等への支援については、令和7年6月の就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議においてとりまとめられた「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」に基づき、各市区町村における広域的な連携を図りつつ、ひきこもり相談支援体制の構築を進めていくこととしている。令和7年度内を目途に新たな氷河期世代等支援プログラムがとりまとめられることとなっているが、各市区町村においては、官民連携を通じた相談支援の充実や居場所づくりなど、引き続き一人ひとりの状況に応じた丁寧な支援をお願いする。

## 4 ひきこもり支援における共同生活型支援について

### (1) ひきこもり支援を行う民間事業者とのトラブルを未然防止するための支援体制の推進について

ひきこもり支援における共同生活による支援（以下「共同生活型支援」という。）については、ひきこもりも含む困難を抱えた方々に対して、共同生活を取り入れながら伴走型の支援を行うことにより社会への繋がりを促すなど効果的に取り組んでいる民間事業者がある一方で、過去の報道等において、ひきこもり支援を目的として謳っているいわゆる「引き出し屋」と呼ばれる一部の悪質事業者に以下のようないわゆる問題があるとされている。

- ・ひきこもり状態にある本人の意思に反して連れ出され、施設に監禁される
- ・施設において暴力等を受ける
- ・契約内容どおりの支援が行われず、契約の解除を求めても返金されない

こうした悪質事業者への対応については、これまで各自治体に対し、ひきこもり支援を必要とする本人やその家族へのトラブルを未然に防ぎ適切な支援を受けられるようにするために、令和6年5月30日付け事務連絡「ひきこもり支援を行う民間事業者とのトラブルを未然防止するためのひきこもり支援体制の推進について（依頼）」により、管内市区町村において、ひきこもり状態にある本人やその家族等が相談可能な窓口を早期に明確化するとともに、地域住民へ窓口の周知に一層努めるようお願いしている。

都道府県及び指定都市のひきこもり地域支援センターにおいては、そのような民間事業者に関する相談に対応いただくよう引き続きお願いするとともに、ひきこもり支援推進事業を活用したひきこもり地域支援センターへの法律の専門職の配置についての検討と具体化についてもお願いしたい。

併せて、ひきこもり状態にある本人やその家族に対して、民間事業者との契約内容と利用時の対応が異なる、途中で解約できない等、困ったことがある場合には、「消費者ホットライン」（局番なしの188）を活用し、消費生活センター等へ相談するよう、引き続き、注意喚起をお願いする（平成30年3月5日付け事務連絡「ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業の利用をめぐる消費者トラブルについて（注意喚起）」を参照）。

## (2) ひきこもり支援における共同生活型支援のあり方について

上記（1）のとおり、本人の同意なく強引に連れ出して満足な支援が行われず、法外な料金を取る、いわゆる「引き出し屋」と呼ばれる悪質事業者が散見されている等の課題がある。

これを受け、令和6年3月及び4月の「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」に対する衆議院及び参議院の両厚生労働委員会による附帯決議において「ひきこもりを対象としたいわゆる「引き出し屋」による被害防止のために必要な措置を講ずる」とされたところである。

また、ひきこもりも含む困難を抱えた方々に対して、共同生活を取り入れながら伴走型の支援を行い、ひきこもり状態の本人及び家族の意向に沿って効果的に実施する民間事業者もあり、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2025」においては、「ひきこもり支援について、共同生活による支援を含む自立支援の実態や有効性の検証を踏まえ、取組を推進すること」とされている。

こうした経緯を踏まえ、令和7年度から、ひきこもり状態にある若者などを対象に共同生活による支援を実施する民間事業者の支援内容や実態の把握を行うとともに、民間事業者が運営体制や活動内容等を自らチェックし、広く一般の方々への情報公開（見える化）を図ることで、共同生活型支援への参加を判断する際の適切な事業者選択の目安とすることができるチェックリストの作成に向け検討を進めている。これによりトラブルの未然防止や本人及びその家族の意向に沿った適切な事業運営を推進することが期待される。チェックリストについては、とりまとめ後に周知する予定であるので、内容を確認のうえ是非活用していただくようお願いする。

さらに、令和8年度以降は、こうした民間事業者から支援を受ける際に本人や家族が留意すべき点や、民間事業者の事業運営に対する自治体の関与、透明性の確保状況など、その活動を総合的に評価できるガイドラインを作成する予定としており、さらなる被害の未然防止と適正な事業運営を図っていく予定であるのでご承知置き願いたい。

## 第10 福祉・介護人材確保対策について（福祉人材確保対策室）

### 1 福祉・介護人材確保対策について

#### （1）福祉・介護人材確保対策の推進

① 介護人材確保の方向性（資料第10－1～11参照）

（介護人材を巡る状況）

介護関係職種の有効求人倍率は4.12倍（2025（令和7）年11月）と依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移している。介護職員の離職率は長期的に低下傾向にある一方、その中で離職率が低い事業所と高い事業所が二極化している。

※ 2024（令和6）年7月に公表した「第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数」によれば、2026（令和8）年度末には約240万人、2040（令和22）年末には約272万人の介護職員が必要とされている。なお、この数値は、市町村が推計した第9期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が必要となる介護職員数を推計したものを取りまとめたものである。

高齢化が進展し、生産年齢人口が減少する中で、介護職員数については、2023（令和5）年度には初めて減少に転じ、2024年度は横ばいで推移している。人材確保が一段と厳しくなる中で、これまで以上に取組を強化していく必要があり、介護福祉士を目指す学生を増やす取組とともに、多様な人材の参入促進や働きやすい環境の整備、人材育成の支援、外国人介護人材の受入の推進など総合的に取り組むことが必要である。

令和7年度補正予算や令和8年度予算案において、新たな施策や既存施策の充実など、福祉・介護人材の確保を推進していくために必要な予算を計上しているところである。各都道府県におかれては、こうした施策を積極的に活用するとともに、引き続き、地域医療介護総合確保基金などを活用することにより、総合的・計画的に取り組んでいただきたい。

### (山脈型キャリアモデルの普及促進)

介護人材確保の目指す姿については、「まんじゅう型」から「富士山型」への構造転換が示されたこと（平成27年2月福祉人材確保専門委員会報告書）を踏まえ、介護の担い手のすそ野を広げつつ、質の高い介護福祉士の養成・定着等に努めてきた。

昨今、介護職の働き方が多様化し、考え方や意識も変化する中で、令和5年度老人保健健康増進等事業において、介護職員の意欲、能力、ライフステージ等に応じたキャリアパスを構築し、定着促進や資質向上につなげる観点から、マネジメントだけではなく、看取りケア等の特定のスキルを極めることや、地域住民に対し介護の知識や技術の指導を行うことなど、多様なキャリアの選択肢、複数の到達点を持つ「山脈型キャリアモデル」が示されたところ。また、令和6年度補正予算事業により「山脈型キャリアモデル普及促進モデル事業」として、本キャリアモデルの普及・浸透を図るための取組を実施したところ。なお、令和8年2月17日（火）に普及・浸透に資するようなシンポジウム（オンライン開催・要事前申込）の開催を予定しており、先日お知らせしたところである。また、事例集等の作成も予定しており、追ってお知らせする。

都道府県においても本キャリアモデルの趣旨をご理解いただき、関係団体とも連携しながら、成果物等も活用の上、管内事業者への積極的な周知に協力いただきたい。

### ② 都道府県の役割（資料第10-12～21）

都道府県においては、雇用情勢を踏まえ、介護人材の需給状況や就業状況を把握するとともに介護人材に対する研修体制の整備、介護の仕事の魅力・社会的評価向上のための情報発信、人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度の実施、経営者や関係団体、関係機関等のネットワークの構築など、広域的な視点に立って、市区町村単位では行なうことが難しい人材確保の取組を進めていく役割がある。

(福祉人材確保のためのプラットフォーム機能の充実)

社会保障審議会福祉部会報告書において、「介護人材確保にあたっては、高齢化や人口減少の状況、地域における人材の供給量など、地域差や地域固有の問題が存在することから、国で全国共通で行うべき人材確保策を進めることに加え、地域の実情に応じた人材確保策に取り組んでいくことが必要である。こうした課題に対し、地域軸・時間軸も踏まえながら対応していくためには、関係機関間での情報共有や地域の関係者のネットワーク化を図ることなどにより、地域における連携・協働を強化していく必要がある。特に介護分野では、入職経路や採用活動の取組の状況から、公的機関の役割や地域内における人ととの繋がりが特に重要であることが見て取れ、こういった取組を推進していくことが必要である。

このための仕組みとして、地域の状況を分析するデータを保有し需給推計を行い、かつ、地域医療介護総合確保基金を用いて人材確保に係る事業を実施している都道府県が設置主体となって、介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、介護人材確保に関する地域の関係者（市町村・ハローワーク・福祉人材センター・介護労働安定センター・介護事業者・介護福祉士養成施設・職能団体等）が地域の実情等の情報を収集・共有・分析することで課題を認識するとともに、それぞれの役割・機能を果たしながら、ネットワークの中で協働して実践的に課題解決に取り組むための機能が必要である。」とされたところである。

特に、関係団体、関係機関等のネットワーク構築については、都道府県が主導して構築することが非常に重要であり、各組織と連携し、お互いの強みを發揮しあうことで更なる効果的な取組が行われるものと考えられる。これまでも、様々な連携体制の構築、取組が行われているが、具体的には、

- ・ 広島県（行政）や事業者団体、職能団体、教育委員会等で構成される「広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会」を設置し、「魅力発信」、「人材のマッチング・資質向上」、「職場改善・生産性向上」を3本柱として、様々な取組を実施。「魅力発信」では、若手の介護職員を中心としたワーキングチームを設置。地域の小中高大学への出前講座や、魅力発信のイベントを精力的に行い、若者の福祉・介護分野への参入促進を図る

- ・ 静岡県内の福祉施設や介護福祉士養成施設（大学、専門学校）等の教員、福祉人材センターが連携し、それぞれが主体的に参画するネットワーク組織（福祉人材確保・定着実践研究会）を立ち上げ、「人材確保・定着」についての情報交換と合わせ、県域で取り組めるアイデアなど、県全体の福祉人材確保・定着のために何ができるのかの協議、就職相談会の連携開催等実施されているところである。

また、これらの連携体制の構築にあたっては、令和7年度補正予算に計上された「福祉人材確保のプラットフォーム構築モデル支援事業」において、プラットフォームの構築と、民間事業者による課題分析と実行支援を通じた実証を行い、その評価や効果測定を行うとともに、事例を全国の自治体へ横展開することとしており、本事業の積極的な活用を検討いただきたい。

### ③ 介護福祉士修学資金等貸付事業について（資料第10-22、23参照）

介護福祉士修学資金等貸付事業は、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的としている。

更なる介護人材の確保・定着を図るため令和7年度補正予算において、介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保（42億円）に係る内容を盛り込み、本事業が安定的に継続できるよう対応を行った。

各都道府県におかれては、本補正予算のほか既存の貸付原資を積極的に活用し、介護福祉士養成施設に入学する学生や実務者研修の受講者、介護職に再就職する者等への支援に向け、都道府県社会福祉協議会などの関係団体や労働関係部局と緊密に連携を図り、適切かつ着実に実施されるよう引き続き取り組んでいただきたい。

また、国から所要額調査等の際には、養成施設への聞き取りを丁寧に行うなど必要な措置を講じ、必要な者が貸付を受けられるように対応を進めていただきたい。

#### ④ 介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）導入について

(資料第 10-24 参照)

少子高齢化が進展する中、介護を必要とする方々の急速な増加が見込まれ、また、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加等に伴い複雑化・多様化する介護ニーズへの対応が求められている。このため、高い専門性を有する介護人材の確保育成が喫緊の課題であるが、近年、介護福祉士国家試験受験者数は減少傾向にある。

介護福祉士国家試験については、実務経験 3 年等を経た実務経験ルートでの受験者が 8 割以上を占め、就労と国家試験受験に向けた学習の両立が課題との声があることから、質を低下させることなく、より受験しやすい仕組みとして、試験を 3 つのパートに分けて合否判定するパート合格の仕組みを令和 7 年度試験（令和 8 年 1 月 25 日実施）から導入し、令和 8 年度試験からは、合格パートの受験免除を開始するため、所管の養成施設等への周知についてご協力をお願いしたい。

#### ⑤ 国による福祉・介護人材の社会的評価向上のための取組（資料第 10-25、26 参照）

介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、理解の促進を図るため、国において介護の仕事の魅力発信のための取組を行っている。

これまでの全国的なイベントやマスメディア、ネット広告など、発信力がある事業者による企画・発信に加えて、今年度に引き続き、令和 8 年度においても、介護職自らが主体となり、自らの声で介護の仕事の魅力・やりがい・誇りを発信するコンテンツの企画・制作等を行う事業を実施し、発信力ある事業者と連携して広く発信することで、更なる介護の仕事の魅力・社会的評価の向上を図ることとしている。

都道府県においては、介護のしごと魅力発信等事業ニュースレター「なるほどカイゴ」（[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_59890.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59890.html)）も参照しつつ、これらのコンテンツも積極的に活用しながら、地域医療介護総合確保基金を用いて、地域の実情に応じた介護の仕事の魅力発信を進めていただきたい。（自治体の取組事例については前述の広島県の取組を参照（資料第 10-18 参照））

## 【介護の仕事魅力発信ポータル「知る。わかる。介護のしごと」】

(<https://kaigonoshigoto.jp/>)



現役の介護職や介護を志す学生へのインタビュー、介護現場の紹介などを掲載している。また、魅力発信・理解促進を目的とした人気漫画家とコラボレーションしたマンガの掲載や、雑誌記事の掲載も行っており、一部コンテンツはダウンロード、二次利用可能となっているので、地域における魅力発信・理解促進の取組でも広くご活用いただきたい。

### ⑥ 令和7年度補正予算を活用した取組の推進（資料第10-27～29参照）

#### ア 介護未経験者から介護の担い手となるまで的一般的支援事業の実施について

令和7年度補正予算において、「介護未経験者から介護の担い手となるまで的一般的支援事業」を実施することとしている。本事業では、介護人材の多様な人材層の参入促進を図るため、①介護事業所の業務の整理・切り出し、②担い手となる未経験者と介護現場のマッチング機能の強化（WEB・アプリ等の活用を含む）、③介護の入門的研修等を組み合わせて行うこと等により、事業所側・担い手側、双方を一般的に支援し、参入促進につなげる取組をモデル的に実施した上で、その効果等について、全国の自治体への横展開を図ることを目的としており、本事業の実施についても検討いただきたい。

#### イ 中核的介護人材の育成支援モデル事業の実施について

令和7年度補正予算において、「中核的介護人材の育成支援モデル事業」を実施することとしている。今後、介護人材の定着・確保に向けたキャリアアップを図る上で、法人と介護現場の間をとりもつことや、現場におけるチームリーダーや経験が浅い者への研修を行う等といった、中核的な役割を担う人材の育成が重要となるが、本事業では、多様なキャリアパスが示されている事業者を対象に、民間事業者の課題分析・実行支援を通じて、中核的介護人材として必要とされるスキルやそれに伴う研修などの育成支援のための環境整備をモデル的に実施し、普及促進を図ることを目的としている。

なお、本事業は、民間事業者が実施主体となり、モデル対象事業所への支援等を行うものとなるが、本モデル事業の支援・取組・成果等をとりまとめ、その取組を普及・啓発するため、取組事例の周知や研修等を実施する予定である。都道府県においても本モデル事業の趣旨をご理解いただき、関係団体とも連携しながら、管内事業者への積極的なご周知に協力いただきたい。

#### ウ 介護福祉士養成施設における教育の充実モデル支援事業について

令和7年度補正予算において、「介護福祉士養成施設における教育の充実モデル支援事業」を実施することとしている。本事業では、介護現場において、ICT技術の活用が推進されており、介護福祉士養成施設においても現場に即した教育を行う必要があると考えられることから、調査や効果測定等に協力する養成施設に対し、ICT機器やソフトウェアの導入に係る経費及びICT利用促進に係る経費等を補助し、ICTを活用した教育の促進により、教育の質の向上及び介護現場に即した技能を修得した介護人材の養成を行うとともに、その効果を評価し、ノウハウを他の養成施設を含めて地域に展開することを目的とする。

また、留学生の多い地域の介護福祉士養成施設を対象に、日本語学校等との連携強化の取組の導入支援を実施し、地域連携のモデルとして教育の質の向上及び外国人留学生の国家資格取得率の向上につなげるとともに、その成果の横展開を図ることを目的とする。

本モデル事業の支援・取組・成果等をとりまとめ、その取組を普及・啓発するため、取組事例の周知等を実施する予定である。都道府県においても本モデル事業の趣旨をご理解いただき、関係団体とも連携しながら、管内事業者への積極的なご周知に協力いただきたい。

## ⑦ 地域医療介護総合確保基金等を活用した都道府県等の取組の推進

(資料第 10-30~33 参照)

### ア 地域医療介護総合確保基金の令和 8 年度予算案について

2015（平成 27）年度から、消費税財源を活用し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・待遇の改善」を図るための多様な取組を支援しているところであり、令和 8 年度予算案においても、86 億円（国費）を確保し、引き続き都道府県の多様な取組を支援することとしている。

### イ PDCA サイクルの確立等について

福祉・介護人材の確保に向けて、介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数における各都道府県の需給状況等を踏まえながら、地域医療介護総合確保基金等限られた予算を効率的・効果的に活用しながら、取組を進めることが求められている。この中では、事業ごとに目標設定を行いつつ、実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善していく PDCA サイクルの確立により、中長期的な視野をもって介護人材等の確保に向けた取組を進めることが重要である。

目標設定に当たっての指標は、基本的な事項を全国統一的に設定しており、追って、各都道府県から令和 7 年度の目標の達成状況及び令和 8 年度の目標設定の報告を求める予定である。

この点、「介護施策に関する行政評価・監視－高齢者を介護する家族介護者の負担軽減対策を中心として－結果に基づく勧告」（平成 30 年 6 月総務省）において、介護人材を着実に確保する観点から、介護保険事業（支援）計画において定められた介護人材の確保に係る目標の達成状況を毎年度点検し、未達成の場合はその原因等の分析の徹底を図るよう都道府県に助言することとされている。

こうしたことから、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理について」（平成 30 年 7 月 30 日厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）において、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」内で人材の確保に係る P D C A サイクルの取組例が示されており、具体的には、「取組と目標に対する自己評価シート」を掲載し、介護人材の確保に係る定量的な目標設定や当該目標の達成状況の点検・評価の実施の具体例が示されているので、事業ごとに適切なアウトカム、アウトプット指標の設定ができているか見直しを行うなど、各都道府県におかれでは、同手引きを活用の上、進捗管理を適切に行っていただきたい。

#### ウ 介護に関する入門的研修について

介護に関する入門的研修については、教員の介護現場への理解の推進や介護に関する指導力の向上等に活用されることが期待されるため、「介護に関する入門的研修に係る協力依頼について」（平成 30 年 7 月 12 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡）により、文部科学省初等中等教育局教育課程課及び児童生徒課産業教育振興室に対して、同研修の周知について協力依頼を行ったところである。学校教育における介護に関する教育については、学習指導要領に基づき、中学校技術・家庭科家庭分野、高等学校家庭科及び福祉科等において指導が行われているところであるが、令和 3 年度から始まった新しい中学校学習指導要領及び令和 4 年度から始まった新しい高等学校学習指導要領においても、介護に関する内容がそれぞれ充実されていることを踏まえ、各都道府県において、教育委員会等と十分連携の上、本研修の受講を推進していただくようお願いする。

さらに、「介護に関する入門的研修についての協力依頼について」（平成 30 年 8 月 29 日厚生労働省社会・援護局長通知）により、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会に対して、退職前セミナーの実施の際に従業員に対して介護に関する入門的研修の参加を呼びかける等、協力依頼を行った。各都道府県におかれても、同通知の趣旨を踏まえ、地域の経済団体等に協力の働きかけを行うなど積極的に取り組んでいただきたい。

## エ 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業の推進について

人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度については、事業所自らが行っている人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図ることにより、働きやすい環境の整備を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進するとともに、介護職を志す者の参入や定着の促進に資するものと考えている。また、令和4年12月23日に公表した「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」においても当該事業の全都道府県での実施を目標として位置づけ、取組を促進していくこととしている。

地域医療介護総合確保基金では、事業所の認証評価制度の運営に要する経費として、評価基準の設計や評価事務、事業の周知などに係る費用を支援しているところであり、「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度の実施について」(平成31年4月1日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)を踏まえ、積極的に取り組んでいただくとともに、都道府県内全域で認証取得を目指す機運が高まるよう、管内市区町村、関係機関、関係団体等に周知していただきたい。

## オ 地域医療介護総合確保基金を活用したキャリアアップ支援について

「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」(平成29年10月4日社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書。以下「報告書」という。)の中では、介護職のチームによるケアを推進し、ケアの質や介護福祉士の社会的評価の向上に向け、一定のキャリアを積んだ介護福祉士をチームリーダーとして育成する必要性について指摘されている。

公益社団法人日本介護福祉士会においては、報告書を踏まえ、厚生労働省の補助事業として、

- ・ 「リーダー業務に従事し始めた介護福祉士を対象としたチームリーダー研修ガイドライン」、
- ・ 「介護人材の機能分化促進に向けたチームリーダーとなる介護福祉士の育成に係る研修ガイドライン」

(<https://www.jaccw.or.jp/projects/chousakenkyu/h30#item-2>)

を取りまとめている。これらのガイドラインに基づく研修については、地域の介護施設等でリーダーを担う介護福祉士を育成し、チームの課題等を認識し、その解決に取り組む課題解決力の向上に有用であることから、地域医療介護総合確保基金の「多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業」を活用し、職能団体等とも協力しつつ取り組んでいただきたい。

さらに、介護福祉士の更なるキャリアアップの取組として、認定介護福祉士の育成が始まっている。認定介護福祉士の仕組みについては、資格取得後の展望を持つようなステップアップの仕組みとして構想されたものである。このように、職能団体等が実施している様々な研修等の取組は、資格取得後のキャリアアップにつながることから、地域医療介護総合確保基金を積極的に活用し、職能団体等とも協力して取り組んでいただきたい。

#### カ 介護人材の確保・参入促進について

介護人材については、慢性的な人手不足である状況を踏まえ、より幅広く新たな介護人材を確保する必要があることから、令和3年度より、「介護分野就職支援金貸付事業」を開始し、他業種で働いていた方等が就職の際に必要な経費に係る就職支援金の貸付けを実施し、介護分野における介護職への参入促進を支援しているところである。

また、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援するため、福祉系高校に通う学生に対する返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金貸付事業」も令和3年度から開始したところである。なお、本事業は前述の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金における「福祉系高校修学資金等貸付事業」と一体的に実施することとしている。

両事業の実施にあたっては、都道府県社会福祉協議会及び関係部局等と十分に連携し適切かつ着実な事業実施に取り組んでいただきたい。

## ⑧ 咳痰吸引等研修の円滑な実施について

医療的ニーズに対応するため、喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護人材の養成を推進することは重要である。

そのため、都道府県が登録を行う喀痰吸引等研修を実施する登録研修機関について、地域医療介護総合確保基金の活用により、喀痰吸引等研修の実施のための経費に対する補助や、新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度経費に対する助成を可能としている。

また、喀痰吸引等研修の実施に当たっては、登録研修機関において実地研修を行っていない、実地研修先に医療機関を認めていないといった声があることから、喀痰吸引等研修の受講を希望する者に対する研修機会の確保や適切な運用のため、喀痰吸引等研修に係る関連法令等を確認し、都道府県及び登録研修機関における研修実施体制の整備・構築を図るよう、引き続き尽力願いたい。

## (2) 福祉人材センターにおける取組等について (資料第 10-34~39 参照)

### ① 介護福祉士等に係る届出制度等について

社会福祉法第 95 条の 3において、離職等した介護福祉士には、住所、氏名等を都道府県福祉人材センターに届け出るよう努力義務が課せられており、また、社会福祉事業等の経営者には、当該届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努力義務が課せられている。

(参考:「福祉のお仕事の届出サイト」[https://www.fukushi-work.jp/todokede/index\\_1.html](https://www.fukushi-work.jp/todokede/index_1.html))

当該届出制度は、離職等した介護福祉士の再就業を促進するため、その所在等を明らかにし、効果的な支援を行う観点から、離職等した介護福祉士について、都道府県福祉人材センターに対し、氏名・住所等を届け出ることを努力義務としたものであり、届出システムにより、円滑な届出の実施や離職した介護福祉士に対する情報提供を行っている。

当該届出システムは、法律で届出が努力義務とされている介護福祉士だけでなく、介護職員初任者研修や介護実務者研修等の研修修了者であっても届出を受け付けられるようになっている。当該届出制度は、いわゆる潜在介護福祉士等の復職に直結する仕組みであるが、取組につき各都道府県間で大きなばらつきがある。各都道府県においては、当該届出について、改めて管内の関係団体や社会福祉事業等を実施する事業者等への積極的な周知徹底をお願いしたい。

また、社会保障審議会福祉部会の報告書において、「地域の実情に応じた必要な人材確保策を講じていくためには、介護現場で中核的役割を担う介護福祉士が各地域にどの程度存在しており、どの程度従事しているのかを把握することは、貴重な人材の活用策を検討する上でも重要である。そのため、現行の届出制度について、離職等した潜在介護福祉士の復職支援の観点から実施するだけでなく、現任の介護福祉士についても届出の努力義務を課すことで、地域における介護人材の実態把握や山脈型キャリアモデルを見据えた必要なキャリア支援を行うための仕組みとして、発展させていくことが必要である。」とされたところであり、報告書の内容等を踏まえ、今後 必要な対応を行っていくのでご承知おきいただきたい。

## ② 福祉人材センターにおけるハローワーク等関係機関との連携強化について

福祉人材センターについては、その機能強化等のために、令和6年4月4日社援基発0404第1号「都道府県福祉人材センターにおける地域の実情を踏まえた効果的な事業の実施等の促進に向けた対応について」（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）を発出しているところ。

また、令和7年4月4日社援発0404第26号、防人育第8557号「退職自衛官の再就職先の拡充を図るための都道府県福祉人材センターと自衛隊地方協力本部等との連携について（依頼）」（厚生労働省社会・援護局長、防衛省人事教育局長通知）について、福祉人材センターと自衛隊地方協力本部等が連携して支援を行い、退職自衛官等の福祉・介護分野への再就職を促すため、防衛省との連名通知を発出したところである。

さらに、平成 30 年 3 月 30 日社援基発 0330 第 3 号「福祉人材センター・ハローワーク連携事業について」（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）について、ハローワークとのさらなる連携を図り、福祉・介護分野での就業を希望する者と福祉施設等とのマッチングを強化するため、今般通知を改正し、発出したところである。

都道府県におかれては、上記についてご承知いただき、福祉人材センターと効果的な事業実施に向けた協議等を進めていただきたい。

### (3) 被災地における福祉・介護人材の確保（資料第 10-40 参照）

福島県相双地域等（※）は、東日本大震災による甚大な被害や東京電力福島第一原子力発電所事故により、福祉・介護人材を含む多くの住民が避難を余儀なくされており、それを背景とした深刻な福祉・介護人材不足が続いている状況である。

※ 相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯舘村、葛尾村、川内村）並びにいわき市及び田村市

このため、広域的な人材確保を図るため「被災地における福祉・介護人材確保事業」を創設し、福島県外から相双地域等の福祉・介護に従事しようとする者に対する奨学金の貸与（一定期間従事した場合に返還免除）や住まいの確保を支援してきた。

しかしながら、相双地域等における介護分野の人材不足の状況が続いていることから、住民の帰還を進めていく上で、介護サービスの提供体制を整える必要がある。

特に、若者の参入促進や即戦力となる中堅職員の確保を図るため、令和 3 年度から、相双地域等から福島県内外の養成施設に入学する者への支援や相双地域の介護施設等において就労した中堅介護職員等に対する新たな支援を実施しているところであるが、引き続き、これらの取組を行って行くために必要な経費として、東日本大震災復興特別会計に 1.4 億円を計上している。

本事業をより多くの方にご活用いただくためには、福島県外の方に本事業を積極的に広報し、多くの方に知っていただくことが重要であることから、各都道府県におかれては、当該事業について管内市町村や関係団体等に幅広く周知いただきなど、取組へのご協力を引き続きお願いしたい。

#### (4) その他の福祉・介護人材確保の推進

##### ① 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者やその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、毎年 11 月 11 日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発を図るため、「介護の日」の前後 2 週間（11 月 4 日から 11 月 17 日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

各都道府県においては、来年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、政策効果の高いものとなるよう配慮しつつ、様々な啓発活動を行っていただこう、ご協力願いたい。

##### ② 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2 学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

###### ア 専門職大学院について

日本社会事業大学専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専門職大学院である。

同大学院では、複雑化・多様化する自治体の福祉行政の中核を担う人材を養成するため、「地方公共団体推薦入学試験」を設置しているので、各都道府県等においては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科

令和8年度入学試験は、以下のとおり実施することとしている。詳細については、日本社会事業大学にお問い合わせ願いたい。

(TEL 042-496-3000 URL <https://www.jcsw.ac.jp/>)

・有資格者／一般／指定法人推薦／地方公共団体推薦 入学試験

入学試験日	出願期間
①令和8年2月21日（土）	①令和8年2月2日（月）～13日（金）
②令和8年3月 7日（土）	②令和8年2月16日（月）～27日（金）

※ ①で募集人員に達した場合は②を実施しないことがある。

イ 社会福祉事業従事者に対するリカレント講座の開催

日本社会事業大学専門職大学院では、生涯学習の場として社会福祉事業従事者の実践力を高めることを目的とした「リカレント講座」を実施している。各都道府県等におかれましては、職員の派遣方についてお願いするとともに、管内の市町村及び関係団体等への呼びかけをお願いしたい。（令和8年度の実施講座及び日程等については、日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科ホームページ「リカレント講座」 [<https://www.jcsw.ac.jp/senmonshoku/recurrent/>] を参照いただきたい。）

③ 全国社会福祉協議会中央福祉学院（ロフォス湘南）における福祉介護人材の養成  
中央福祉学院で実施している社会福祉主事、施設長、児童福祉司の資格認定の通信課程及び社会福祉法人経営者等を対象とする令和8年度の研修会について、資料第10-41～42のとおり開催するため周知をお願いしたい。

特に、社会福祉主事資格認定通信課程（公務員課程）は、福祉事務所などに従事する現業員等に任用される際に必要となる資格を取得できるものであり、受講しやすくするため、令和6年度から集合研修（スクーリング）を4日間から3日間に短縮したところであり、多数の受講をお願いしたい。

④ 福利厚生センター（ソウェルクラブ）について（URL: <https://www.sowel.or.jp/>）  
社会福祉法第 102 条の規定に基づき、社会福祉事業経営者が単独では実施できない職員に対する福利厚生事業を全国規模で共同化して実施することにより、民間社会福祉事業者の福利厚生の向上を図るものであり、センターの活動について承知いただくとともに周知について協力願いたい。

⑤ 二地域居住の促進と介護人材の確保について（資料第 10-43～46 参照）

ア 二地域居住と介護人材確保

二地域居住とは、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）を設ける暮らし方であり、地方への人の流れを生み、地域の担い手の確保や関係人口の創出・拡大などの効果が期待されている。

この「地域の担い手」には介護人材も含まれており、二地域居住の促進は、今後の人口減少を課題とする介護人材の確保策としても非常に有効な手段であり、各都道府県におかれでは、管内市町村との役割分担を前提として、相互に連携・協力して取り組んでいただきたいと考えている。

イ 二地域居住促進の支援策の活用について

国土交通省では、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」（資料第 10-43 参照）の成立を踏まえ、地方公共団体や多様な民間事業者が参画し、優良事例の横展開、二地域居住者の特定・登録やその経済的な負担の軽減といった中長期的な課題（以下「中長期的な課題」という。）への具体的な対応方策の検討等を行う「全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム」（資料第 10-44 参照）の構築を進めるとともに、

- ・ 「特定居住支援法人」の育成確保に向けた先導的な取組への支援  
(資料第 10-45 参照)
- ・ 中長期的な課題の解決に向けた官民連携のモデル的な取組への支援  
(資料第 10-46 参照)

などを実施しているところ。

各都道府県におかれましては、管内市町村や関係団体へ、これらの事業を周知いた  
だくとともに、介護分野における事業活用の検討をお願いする。

(ア) 全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム入会 (HP より)

[https://www.mlit.go.jp/2chiiki\\_pf/](https://www.mlit.go.jp/2chiiki_pf/)

(イ) 特定居住支援法人による二地域居住等の促進に向けた実証調査

(応募先等は募集開始次第、下記 URL に掲載予定)

[https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku\\_chisei\\_tk\\_00073.html](https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_00073.html)

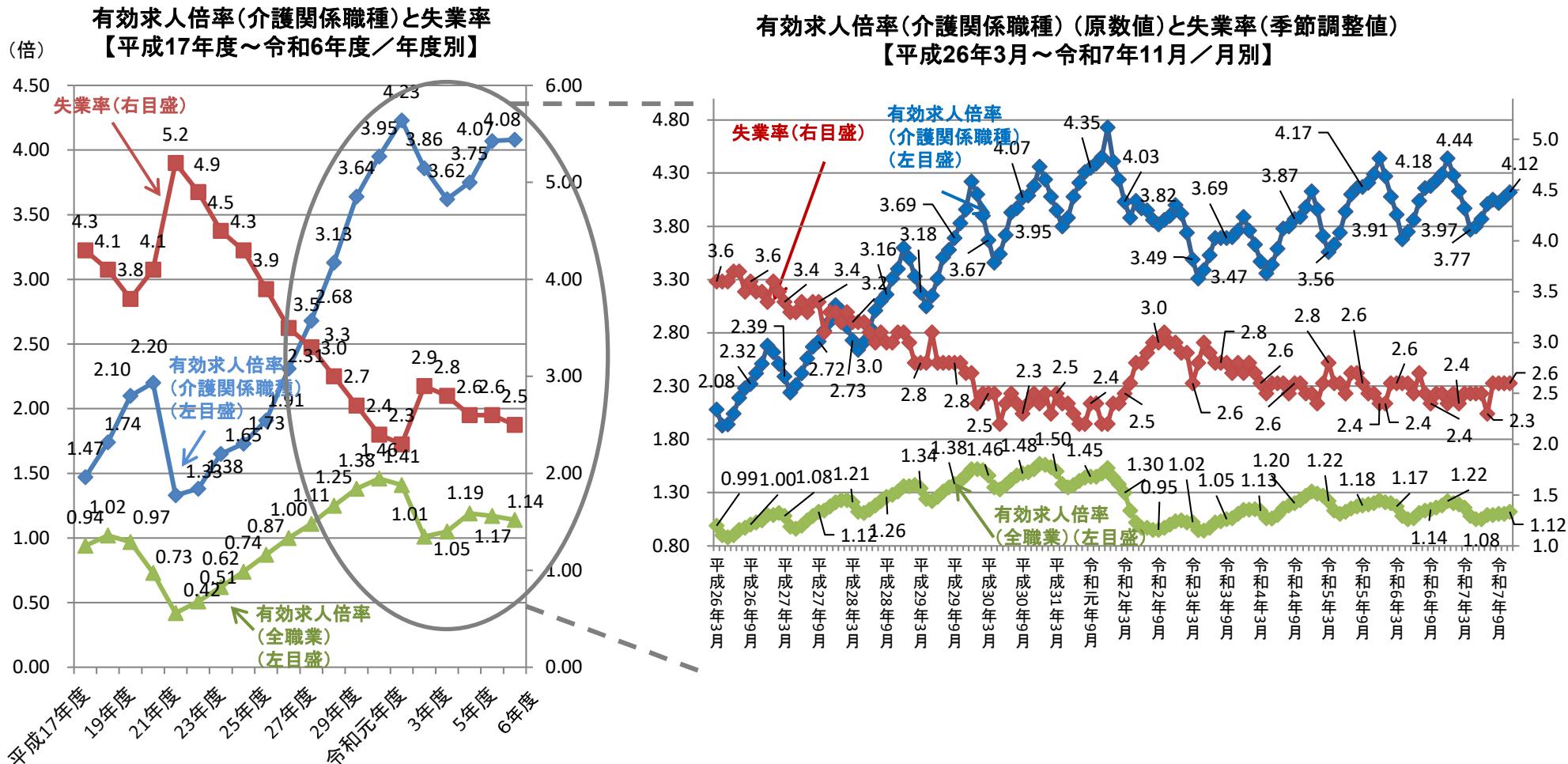
(ウ) 令和 7 年度補正予算 二地域居住先導的プロジェクト実装事業

(応募先等は募集開始次第、下記 URL に掲載予定)

[https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku\\_chisei\\_tk\\_00073.html](https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_00073.html)

## 介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向 ～有効求人倍率と失業率の動向～

○ 介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移している。



(注)平成22年度及び平成23年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、補完的に推計した値となっている。

【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

(※1)全職業及び介護関係職種の有効求人倍率はパートタイムを含む常用の原数値。

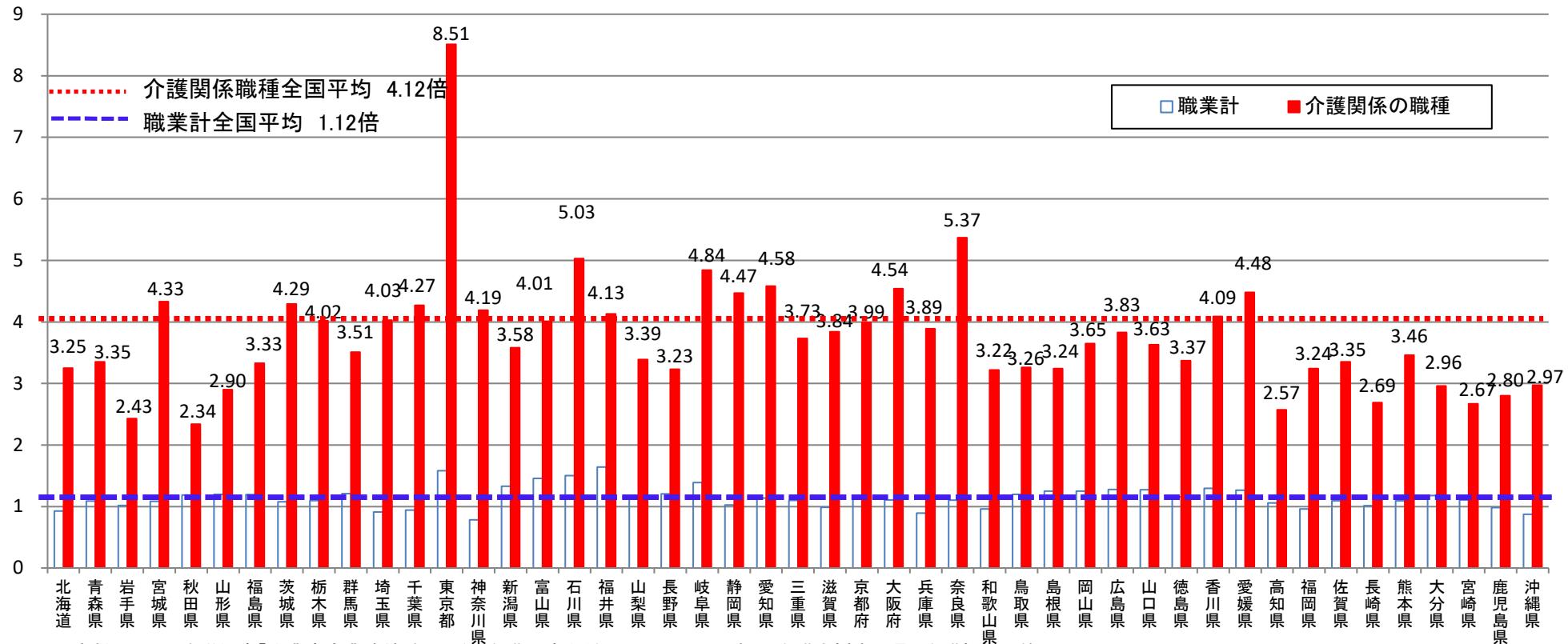
月別の失業率は季節調整値。

(※2)常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものという。

(※3)令和4年度までの数値は平成23年改訂「厚生労働省職業分類」に基づく「福祉施設指導専門員」、「その他の社会福祉の専門的職業」、「家政婦(夫)、家事手伝」、「介護サービスの職業」の合計であり、令和5年度以降の数値は平成21年12月改訂「日本標準職業分類」に基づく「福祉施設指導専門員」、「その他の社会福祉専門職業従事者」、「家政婦(夫)、家事手伝い」、「介護サービス職業従事者」の合計である。

## 都道府県別有効求人倍率(令和7年11月)と地域別の高齢化の状況

○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」(注) 介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

75歳以上人口は、人口構成が比較的若い県で今後増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

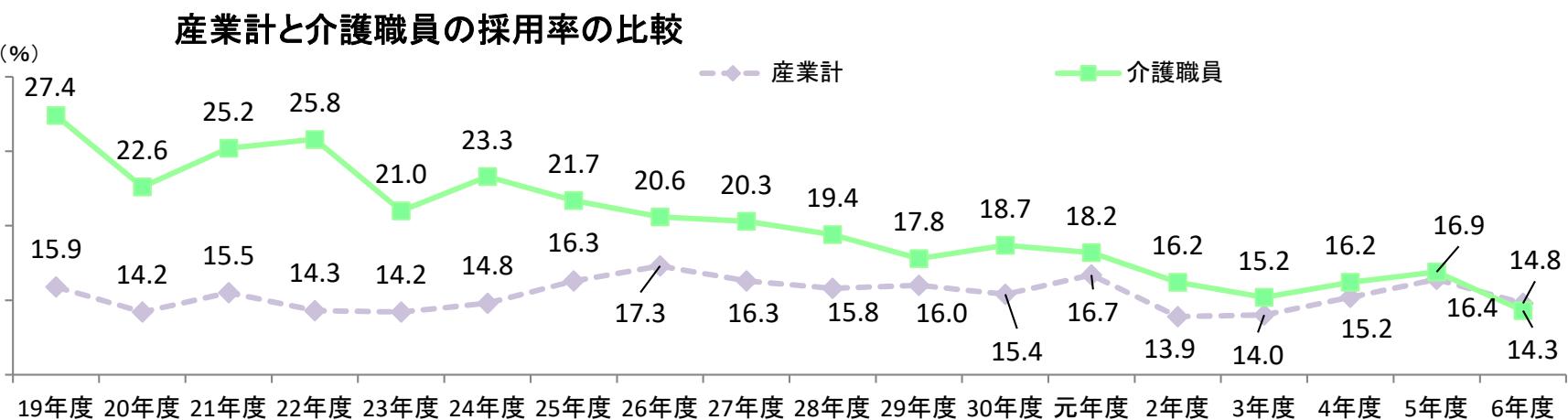
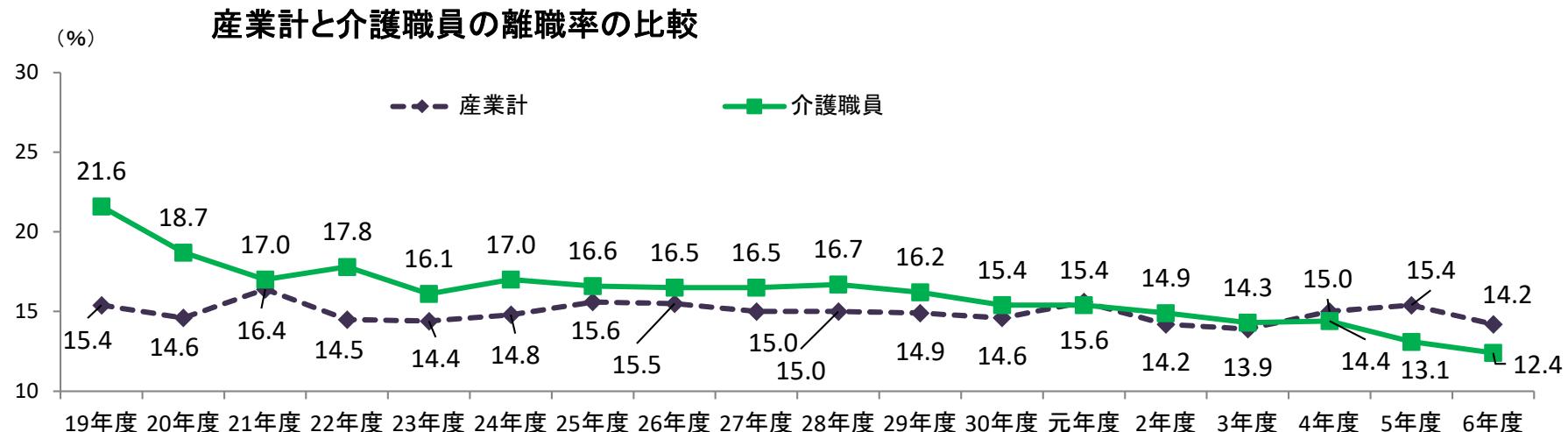
※都道府県名欄の( )内の数字は倍率の順位

	沖縄県(1)	滋賀県(2)	栃木県(3)	宮城県(4)	神奈川県(5)	~	東京都(21)	~	高知県(45)	島根県(46)	山口県(47)	全国
2020年	15.8万人 <10.8%>	18.6万人 <13.1%>	27.1万人 <14.0%>	32.3万人 <14.0%>	123.1万人 <13.3%>		169.4万人 <12.1%>		13.1万人 <19.0%>	12.3万人 <18.4%>	24.5万人 <18.3%>	1860.2万人 <14.7%>
2040年	25.3万人 <17.6%> (1.60倍)	24.9万人 <19.0%> (1.34倍)	35.5万人 <21.4%> (1.31倍)	41.8万人 <20.8%> (1.30倍)	156.8万人 <17.7%> (1.27倍)		202.7万人 <14.0%> (1.20倍)		13.9万人 <26.4%> (1.06倍)	12.9万人 <23.4%> (1.05倍)	25.5万人 <24.1%> (1.04倍)	2227.5万人 <19.7%> (1.20倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」より作成

## 離職率・採用率の状況

- 介護職員の離職率は低下傾向にある。

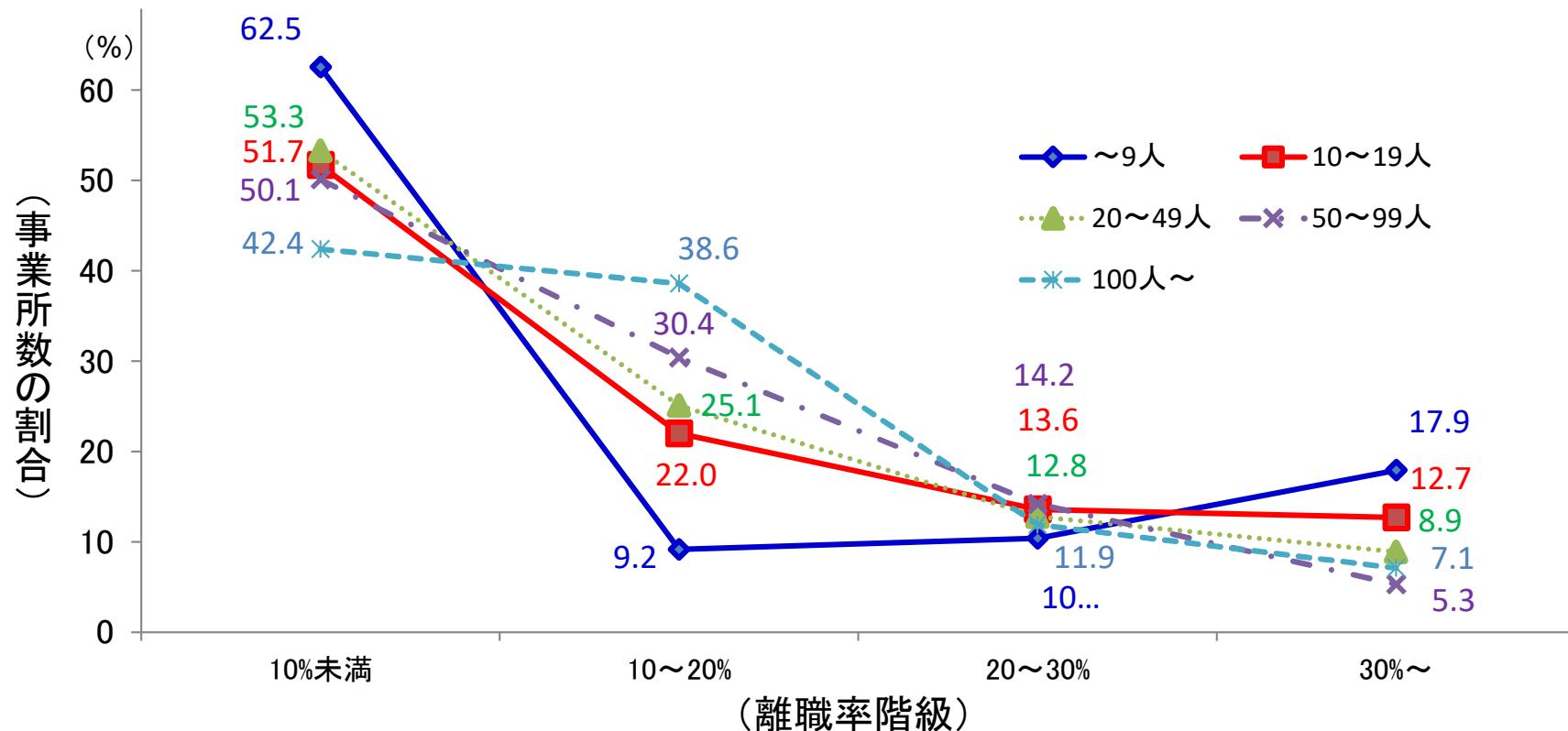


注)離職(採用)率=1年間の離職(入職)者数÷労働者数

【出典】産業計の離職(採用)率:厚生労働省「令和6年雇用動向調査」、介護職員の離職(入職)率:(財)介護労働安定センター「令和6年度介護労働実態調査」

## 離職率階級別にみた事業所規模別の状況

- 介護職員の離職率は、事業所別に見るとバラツキが見られ、10%未満の事業所が約5割である一方、離職率が30%以上と著しく高い事業所も約1割存在する。



全事業所の割合	53.6%	22.3%	12.8%	11.3%
---------	-------	-------	-------	-------

注) 離職率=(1年間の離職者数)÷労働者数

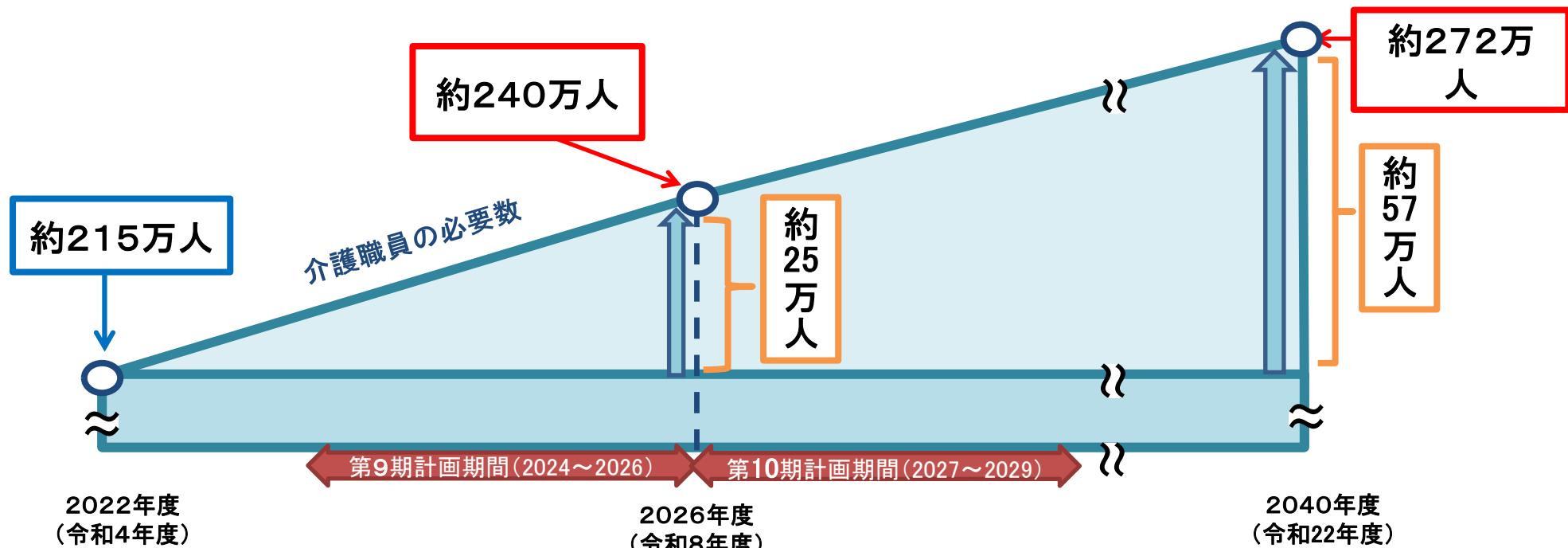
注2) 離職率の全産業平均14.2%(厚生労働省「令和6年雇用動向調査」より)

【出典】令和6年度介護労働実態調査(公益財団法人 介護労働安定センター)

## 第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第9期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
  - ・ 2026年度には約240万人 (+約25万人 (6.3万人/年))
  - ・ 2040年度には約272万人 (+約57万人 (3.2万人/年))
 となった。
 

※ () 内は2022年度（約215万人）比
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、  
 ④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。

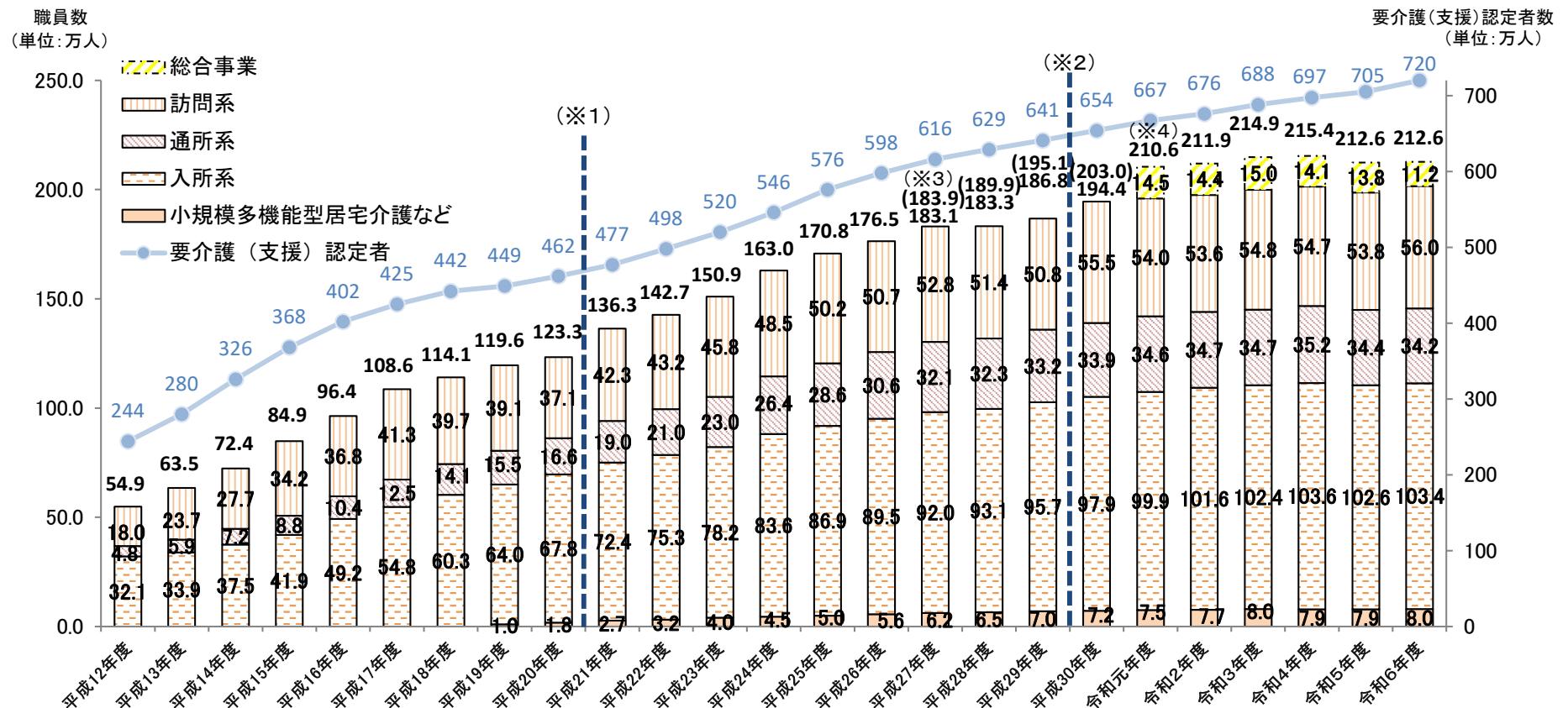


- 注1) 2022年度（令和4年度）の介護職員数約215万人は、「令和4年介護サービス施設・事業所調査」による。
- 注2) 介護職員の必要数（約240万人・272万人）については、足下の介護職員数を約215万人として、市町村により第9期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したものの。
- 注3) 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

資料第10-6

介護職員数の推移

○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。



注1) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数。(各年度の10月1日現在)

注2) 調査方法の変更に伴い、推計値の算出方法に以下のとおり変動が生じている。

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

平成12～20年度 「介護サービス施設・事業所調査」(介サ調査)は全数調査を実施しており、各年度は当該調査による数値を記載。

平成21～29年度 介サ調査は、全数の回収が困難となり、回収された調査票のみの集計となったことから、社会・援護局において全数を推計し、各年度は当該数値を記載。(※1)

平成30年度～ 介サ調査は、回収率に基づき全数を推計する方式に変更。(※2)

注3) 介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の取扱い

平成27～30年度 総合事業(従前の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス)に従事する介護職員は、介サ調査の対象ではなかったため、社会・援護局で推計し、これらを加えた数値を各年度の( )内に示している。(※3)

令和元年度～ 総合事業も介サ調査の調査対象となったため、総合事業(従前の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを本体と一体的に実施している事業所に限る)に従事する介護職員が含まれている。(※4)

## 総合的な介護人材確保対策（主な取組）

### ①介護職員の 処遇改善

- 介護人材の確保のため、これまでに累次の処遇改善を実施。介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の創設・拡充に加え、介護職員の収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を、2024年2月から5月まで実施。

- 令和6年度報酬改定では、以下の改正を実施。
  - ・ 介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、3種類の加算を一本化。
  - ・ 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、加算率を引き上げ。

### ②多様な人材の 確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、実務者研修受講資金貸付、介護・障害福祉分野就職支援金貸付、再就職準備金貸付による支援
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体的に支援

- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援
- 福祉系高校に通う学生に対する返済免除付きの修学資金の貸付を実施

### ③離職防止 定着促進 生産性向上

- 介護ロボット・ICT等テクノロジーの導入・活用の推進
- 令和6年度介護報酬改定による生産性向上に係る取組の推進（介護報酬上の評価の新設等）
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援

- 生産性向上ガイドラインの普及、生産性向上の取組に関する相談を総合的・横断的に取り扱うワンストップ相談窓口の設置
- 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進
- オンライン研修の導入支援、週休3日制、介護助手としての就労や副業・兼業等の多様な働き方を実践するモデル事業の実施

### ④介護職の 魅力向上

- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進

- 民間事業者によるイベント、テレビ、SNSを活かした取組等を通じて全国に向けた発信を行い、介護の仕事の社会的評価の向上を図るとともに、各地域の就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を実施

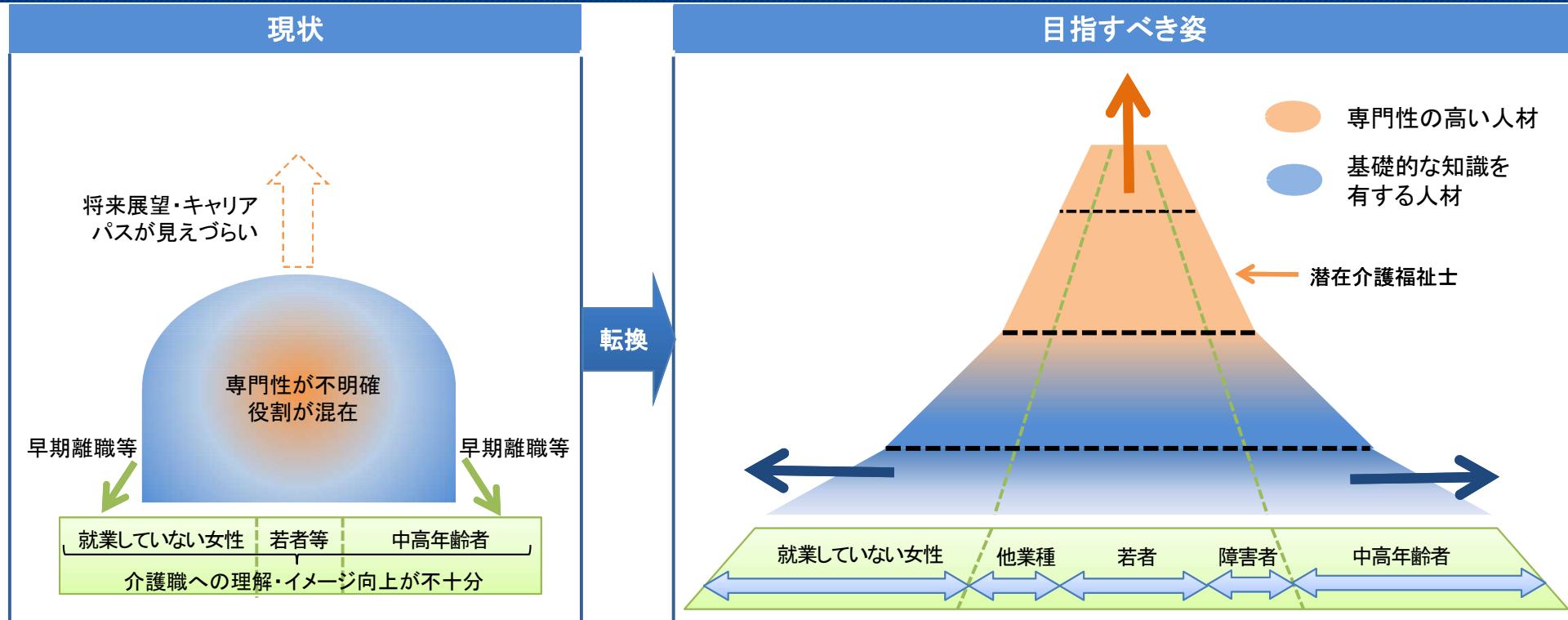
### ⑤外国人材の 受け入れ環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援（介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等）
- 介護福祉士国家試験に向けた学習支援（多言語の学習教材の周知、国家試験対策講座の開催）

- 海外13カ国、日本国内で特定技能「介護技能評価試験」等の実施
- 海外向けオンラインセミナー等を通じた日本の介護についてのPR
- 働きやすい職場環境の構築支援（国家資格の取得支援やメンタルヘルスのケアのための経費助成、eラーニングシステム等の支援ツールの導入費用の助成、介護の日本語学習支援、巡回訪問等）

# 介護人材確保の目指す姿 ~「まんじゅう型」から「富士山型」へ~

平成27年2月25日社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書

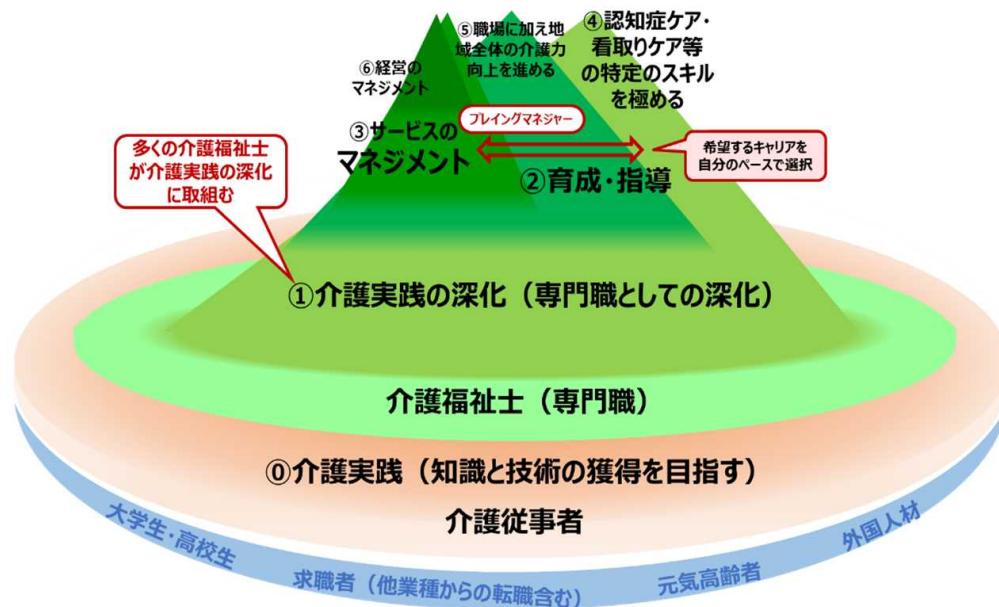


参入促進	1. すそ野を広げる	人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図る
労働環境・ 処遇の改善	2. 道を作る	本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する
	3. 長く歩み続ける	いったん介護の仕事についた者の定着促進を図る
資質の向上	4. 山を高くする	専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す
	5. 標高を定める	限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める

## 〈山脈型キャリアモデルについて〉

キャリアパスについては、全員がマネジメントを到達点としてキャリアアップしていくのではなく、認知症ケア・看取りケア等の特定のスキル向上、地域全体の介護力向上なども含め、自らの選択で目指していくことが必要。

本人の能力や意欲、またライフステージに応じて、行きつ戻りつしながらキャリアを辿ることが想定される中で、山脈型キャリアモデルのイメージについては、介護職にとってはそれぞれの意向やライフステージに応じたキャリアを選択できることが可視化されることにより、自身のキャリアをイメージしやすくなるとともに、早期から自身のキャリアを意識して職務にあたることに寄与すると考えられる。



介護職のキャリア①～⑥の詳細は右に記載のとおり。また報告書では、それぞれのキャリアの役割例と、そのキャリアにたどりつき、登っていくための研修例が整理されている。

出典：令和5年度老人保健健康増進等事業「介護福祉士のキャリアアップにおける職場環境等の影響に関する調査研究事業」報告書(令和6年3月:株式会社日本能率協会)より引用・一部編集

### ①介護実践（知識と技術の獲得を目指す）

利用者の尊厳の保持、自立支援、個別ケアといった介護実践の前提となる介護の基本的な考え方を理解し、必要な知識・技術の獲得を目指していく。

### ①介護実践の深化（専門職としての深化）

一定のキャリアを積んだのちには、介護職のグループの中でリーダーの役割が求められている。資格取得後も専門職としての倫理を基盤に、知識・技術の習得、判断力を磨き、介護実践を深化させる。

### ②育成・指導

自職場の介護職に対する能力開発やその能力を引き出す支援、実習生への指導など介護職チームメンバーや後進の育成を行う。

### ③サービスのマネジメント（介護職のまとめ役）

介護職のグループの中で、介護計画等に沿った介護サービスが提供されているかをその質とともに把握し、その向上・改善に向けた対応や、多職種・多機関の間で適切に情報をやりとりする。

### ④認知症ケア・看取りケア等の特定のスキルを極める

認知症の症状に応じた対応、医療やリハビリの必要性が高い方への対応、終末期の方に対する看取りを含めた対応、障害の特性に応じた対応、複合的な支援ニーズを抱える家族等への対応などに深い専門性を持ち実践している。

### ⑤現場に加え地域全体の介護力向上を進める

地域の介護講座や小中学校での職業体験授業など、自職場外の介護職員や地域住民に対して介護の知識や技術に関する育成・指導を行う。介護職自らが地域に向けて介護のしごとの魅力ややりがい、誇りを発信することが期待されている。

### ⑥経営のマネジメント

介護サービスに関する経営指標（ex.稼働率や人員配置の適正化）の改善に取り組んだり、施設・事業所全体の経営指標（ex.売上、利益、収支差額率、労働分配率）の改善に取り組む。

## ＜山脈型キャリアモデルに対応する役割・研修体系例＞

山脈型キャリアモデルに示した介護職のキャリア①～⑥について、それぞれに対応する役割と研修体系例を整理。この他、ICTの活用やノーリフトケアに関する研修等、記載されていない研修を含めて介護職としての知識や技術を身につけたり、アップデートするための研修を受講することが求められる。

### ①介護実践（知識と技術の獲得を目指す）

役割（例）	介護福祉士資格取得以前における制度に位置づけられた研修等
介護従事者	・介護福祉士実務者研修
・介護助手	・介護職員初任者研修
・介護職員	・生活援助従事者研修
・訪問介護員	・入門的研修

### ②介護実践の深化（専門職としての深化）

役割（例）	①にたどりつき、上っていくための研修（例）
・サブユニットリーダー ・場面ごとの取りまとめ役（日勤リーダー、夏祭り等のイベントのリーダー等）	・認知症介護実践者研修 ・介護福祉士基本研修 ・福祉職員キャリアパス対応型生涯研修課程（初任者コース）

### ③育成・指導

役割（例）	②にたどりつき、上していくための研修（例）
・新人職員の指導 ・実習指導者 ・アセッサー ・サービス提供責任者 ・事業所内研修責任者	・介護福祉士ファーストステップ研修 ・認知症介護実践リーダー研修 ・ユニットリーダー研修 ・認定介護福祉士養成研修 ・認知症介護指導者養成研修 ・福祉職員キャリアパス対応型生涯研修課程（中級職員コース） ・介護福祉士実習指導者講習会 ・アセッサー講習 ※その他、サービス提供責任者研修、エルダー、メンター研修等が各地で実施されている

### ④認知症ケア・看取りケア等の特定のスキルを極める

役割（例）	④にたどりつき、上っていくための研修（例）
認知症ケア委員会や感染症委員会等の委員会メンバー	・介護福祉士ファーストステップ研修 ・認知症介護実践リーダー研修 ・ユニットリーダー研修 ・認定介護福祉士養成研修 ・認知症介護指導者養成研修

### ⑤現場に加え地域全体の介護力向上を進める

役割（例）	⑤にたどりつき、上っていくための研修（例）
・地域の他の事業所での講師 ・地域の介護講座の講師、小中学校での職場体験授業の講師、福祉教育の講師 ・介護のしごとの魅力を伝える活動 ・介護福祉士養成校の講師	・認定介護福祉士養成研修 ・認知症介護指導者養成研修

### ⑥経営のマネジメント

役割（例）	⑥にたどりつき、上っていくための研修（例）
・施設長・所長 ・管理者 ・副施設長・副所長 ・介護課長	・福祉職員キャリアパス対応型生涯研修課程（管理職員コース） ・認知症対応型サービス事業管理者研修 ※その他、管理者向け研修等が各地で実施されている

### ⑦サービスのマネジメント（介護職のまとめ役）

役割（例）	⑦にたどりつき、上っていくための研修（例）
・ユニットリーダー ・フロアリーダー ・サービス提供責任者 ・主任・介護課長	・介護福祉士ファーストステップ研修 ・認知症介護実践リーダー研修 ・ユニットリーダー研修 ・認定介護福祉士養成研修 ・認知症介護指導者養成研修 ・福祉職員キャリアパス対応型生涯研修課程（チームリーダーコース） ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 ※その他、サービス提供責任者研修等が各地で実施されている

出典：令和5年度老人保健健康増進等事業「介護福祉士のキャリアアップにおける職場環境等の影響に関する調査研究事業」報告書（令和6年3月：株式会社日本能率協会）より引用・一部編集

## ① 施策の目的

- 介護職員の意欲、能力、ライフステージ等に応じたキャリアパスを構築し、定着促進や資質向上につなげる観点から、マネジメントだけではなく、看取りケア等の特定のスキルを極めることや、地域住民に対し介護の知識や技術の指導を行うことなど、多様なキャリアの選択肢を示し、自身のキャリアを選べるようにしていくことが重要。
- この複数の到達点を持つキャリアモデル(いわゆる「山脈型キャリアモデル」)の介護現場への普及・浸透を目指し、職員の意向、事業所の目指すべきビジョン等を踏まえた個々のキャリアパスを構築する取組をモデル的に実施し、その支援・取組の横展開を通じ、人材の離職防止・定着促進を図る。

## ③ 施策の概要

### 1. キャリアパス構築モデル実施(実施イメージ)

#### ○ モデル構築(職員の意向等を踏まえたプラン作成・事業所の目指すべき方向の見える化)

- ① 現状の洗い出し(職員配置・研修計画・受講状況、これまでの職員の意向)
- ② 現在の職員の意向把握
- ③ 事業所(法人)のビジョンの設定
- ④ 事業所(法人)のビジョン、職員意向を踏まえたキャリアパス構築検討
- ⑤ 職員個々の目的地に沿った必要な研修等のプランニング

#### ○ モデル構築支援、モニタリング、課題分析等

- ⑥ ①～⑤の状況に応じ、有識者の派遣・アドバイス、実践状況のモニタリング、効果・課題把握分析、普及方法の検討。

### 2. モデル実施状況を踏まえた研修等を通じた普及

- ・ 各モデル実施事業所における検討・実施過程を踏まえ、事業者がこうしたキャリアモデルを導入できるよう、効果、課題、取組手法等を整理した事例集を作成する。この事例集も活用し、関係団体や都道府県等自治体も巻き込んだ研修やシンポジウム等を行い、全国への横展開を目指す。



## ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業によって、複数の到達点を持つキャリアモデルの構築・横展開が進むことで、人材の離職防止・定着促進が図られるとともに、働きやすい職場環境の整備にもつながり、介護人材確保の推進が図られる。

## ② 対策の柱との関係

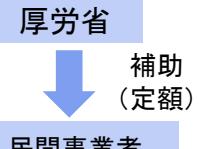
I	II	III
○		○

## ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

### 【事業実施主体】

民間事業者(シンクタンク等)

### 【資金の流れ】

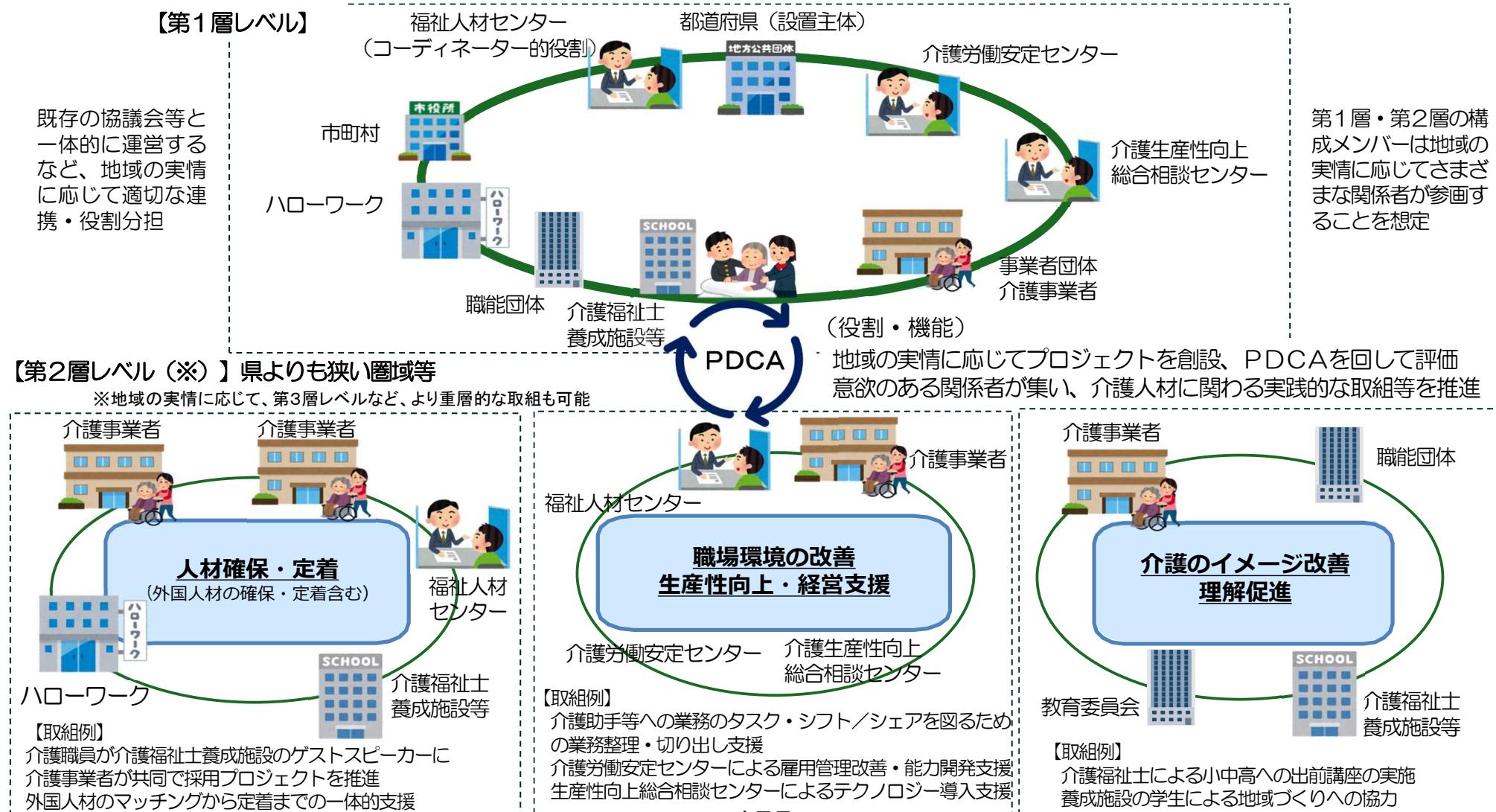


### 【補助率】

定額

# プラットフォームについて（介護人材確保の例）

- 地域の関係者のネットワークで「プラットフォーム」を構築し、関係者間で地域の現状の共有を図るとともに、各地域や事業所における課題を認識し、協働して課題解決に取り組む。※介護人材だけでなく、広く福祉人材の確保の観点から捉えることも必要



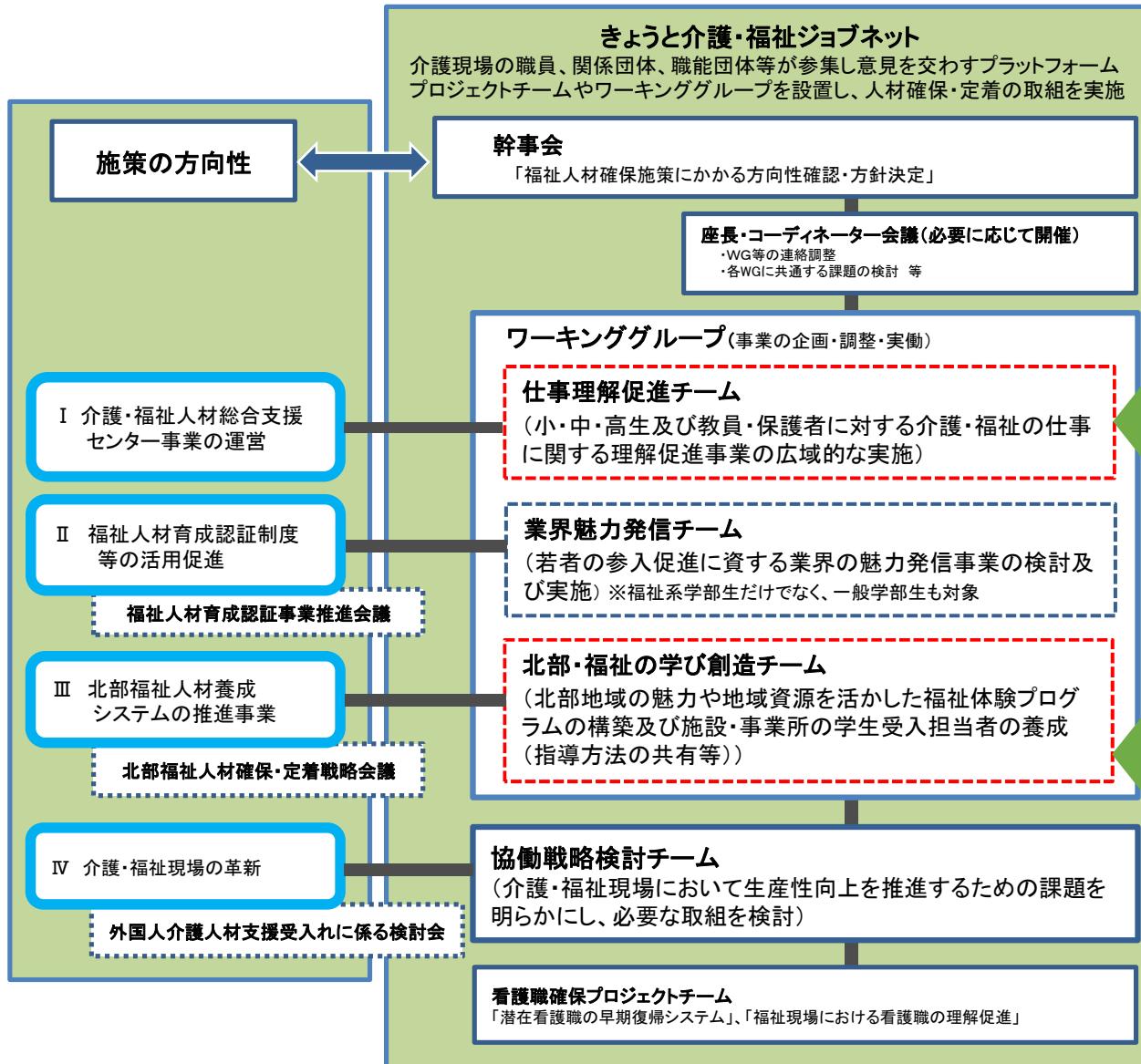
# 各地の協議会等の取組例

	地域の実情に応じた取組例		取組の実績等
京都府	きょうと 介護・福祉ジョブネット	<p><b>北部・福祉の学び創造チーム</b> 高齢化率が高く福祉ニーズが高い京都府北部地域において、福祉人材を養成・確保し、職場定着の支援、魅力発信等に取り組む。大学生を対象とした福祉体験・資格実習受入プログラム構築等を行う「①大学実習受入事業及び業界参入促進事業」等を実施。</p> <p><b>仕事理解促進チーム</b> 小・中学生を対象に、授業を通して福祉の仕事の魅力に触れ、福祉の仕事についての理解を深め、興味を持ってもらう事を目的とした「②次世代の担い手育成事業」等を実施。</p>	<p>①令和6年度：実際に北部地域へ行った実習生数51名、実習受入数25事業所 過去年度含め、これまでに少なくとも20名の学生が府北部事業所に就職</p> <p>②令和6年度：12校、923名の小・中学生が参加</p>
富山県	富山県 福祉人材確保 対策・介護 現場革新会議	<p><b>地域からの介護人材参入促進事業</b> 介護福祉士養成校学生、卒業生が地域住民等へ介護の魅力発信を行い、地域からの介護人材の掘り起こしや参入促進を図るもの。 二つの事業から成る。「①地域住民等への出前講座」「②介護に対する入門的研修の実施等からマッチングまでの一連の実施」</p> <p><b>介護特定技能外国人マッチングから定着までの一連の支援事業</b> ③特定技能外国人のマッチングから定着までの一連のサポート体制を構築。</p>	<p>①出前講座：46会場1008人参加 ②入門的研修 ・基礎講座94名参加 67名就労・ボランティア意向、うち7名就労等 ・入門講座23名修了。業務体験32名修了 ③マッチング数5法人12名 <small>※R6年度実績(R7.3未時点)</small></p>
広島県	広島県福祉・ 介護人材確保 等総合支援 協議会	<p><b>福祉・介護職のイメージ改善・理解促進事業</b> 長年県内の小・中・高・大学を訪問する学校訪問・出前講座を実施。介護のしごとの魅力発信を通じて、県内介護福祉士養成施設等へ進学する若者を輩出し続けている。</p>	<p>令和6年度訪問校数146校、参加者17,303人 令和7年度介護福祉士養成施設在学中の学生のうち、中学校で出前講座を受けた学生割合例：A校:54.8%、B校:66.6%、C校:68.6%、C校は令和6度卒業生は100%介護系へ就職</p>
静岡県	福祉人材確 保・定着実践 研究会	<p><b>福祉人材確保・定着実践研究会</b> 県内福祉施設採用担当者、介護福祉士養成施設教員、人材センターが連携し主体的に参画する有志ネットワーク。 それぞれのリソースや強みを活かし「大学出前講座」「大学×福祉施設等の意見交換会」「福祉の魅力発信」「就職相談会」等の様々な取組を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学出前講座：13回（7校）</li> <li>大学×福祉施設等意見交換会 3回実施、参加法人職員延数44法人、51人</li> <li>働き方セミナー＆ブース相談会 参加者数86名（関係者含む） <small>※いずれも令和6年度実績</small></li> </ul>
茨城県	「ちいすけ」 イバラキ	<p><b>茨城県介護助手等普及推進事業</b> 介護助手を普及することを目的に、地域のNPO法人と茨城県福祉人材センターが協働して実施。事業所向けに介護助手活用のための説明会を実施するとともに、介護助手養成講座を実施し、福祉の仕事に興味がある地域住民と事業所を結びつけています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催地域19市町村</li> <li>事業所説明会参加事業所54事業所</li> <li>養成講座参加者355名 <small>※いずれも令和6年度実績</small></li> <li>令和5、6年度で30名が事業所に採用</li> <li>令和7年度までに県内市町村網羅を予定</li> </ul>

# きょうと介護・福祉ジョブネットの取組

## R7京都府における介護・福祉人材確保・定着に向けた取組(検討体制)

令和6年度～令和8年度の3年間で新たに介護・福祉人材7,500人(府北部1,050人)の確保・定着を推進



第6回社会保障審議会福祉部会  
福祉人材確保専門委員会

令和7年11月10日

**趣旨**: 介護・福祉人材の確保・定着のために関係機関・団体等の連携を促進するとともに、介護・福祉の仕事に関する啓発、情報提供等の活動を支援することにより、京都の介護・福祉人材の確保に資する。(平成21年設立)

**呼びかけ:団体(幹事)**

京都府社会福祉法人経営者協議会、京都府社会福祉施設協議会、京都市社会福祉施設連絡協議会、一般社団法人京都府介護老人保健施設協会、一般社団法人京都私立病院協会、公益社団法人京都府介護支援専門員会、一般社団法人京都社会福祉士会、一般社団法人京都府介護福祉士会、京都精神保健福祉士協会、公益社団法人京都府看護協会、一般社団法人京都府医師会、公益財団法人介護労働安定センター京都支部、特定非営利活動法人きょうとNPOセンター、京都介護福祉士養成施設協議会、社会福祉法人京都府社会福祉協議会、社会福祉法人京都市社会福祉協議会、京都労働局、京都市、京都府

### 仕事理解促進チーム

小・中学校の児童・生徒を対象に、授業を通して福祉の職場を知り、仕事の魅力に触れることで、高齢者・障害者福祉の現状や福祉の仕事について理解を深め、興味を持つもらうことを目的に実施している。

〈取組事業例〉

- 次世代の担い手育成事業
- ・令和6年度実績: 12校923名の小中学生が参加

### 北部・福祉の学び創造チーム

府内でも高齢化率が高く、福祉サービスのニーズが高くなっている京都府北部地域において、福祉人材を養成・確保し、職場定着を支援するとともに、小・中・高校生向けに福祉の魅力発信、大学生を対象とした現場体験の受入、多様な働き方の普及等様々な事業を総合的に実施している。

〈取組事業例〉

- 大学実習受入事業及び業界参入促進事業
- ・令和6年度実績: 実際に北部地域へ行った実習生数51名 実習受入数25事業所
- ・令和4年度～令和6年度までに少なくとも20名の学生が府北部の事業所に就職

## 富山県福祉人材確保対策・介護現場革新会議

- 総合的な人材確保策を進めるとともに、介護現場の生産性向上に係る取組を推進するために設置。
- 会議として主に次の役割を期待
  1. 地域における課題やその解決策に対する検討
    - それぞれの立場における課題を提示し、課題の解決に向けた検討を行う。
  2. 施策への意見収集
    - 県で実施している(または実施予定の)施策について、介護現場に対してどのような効果があるのか、事業効果を高めるにはどうしたらよいか等について、意見を収集する。
    - 会議で得られた意見を踏まえ、より地域の最新の課題に沿った施策展開を図る。
  3. 富山県福祉人材確保対策・介護現場革新会議のメンバー間の連携強化
    - 会議のメンバー同士で情報交換を行うことで、それぞれが介護現場の課題認識を定期的にアップデートできる。

## 【構成団体】

県、介護福祉士会、ホームヘルパー協議会、介護支援専門員協会、老人福祉施設協議会、知的障害者福祉協会、社会福祉法人経営者協議会、介護福祉士養成校協会、介護労働安定センター、人材活躍推進センター、富山県新世紀産業機構、富山労働局、県社会福祉協議会、県教育委員会

会議には、検討項目についての具体的な対策案の作成等を行うワーキンググループを置く

※R6年度実績(R7.3末時点)



【構成】県、介護福祉士会、老人福祉施設協議会、社会福祉法人経営者協議会、介護福祉士養成校協会、介護労働安定センター、学識者、富山労働局、県下15市町村、社会福祉協議会

【構成】県、介護福祉士会、ホームヘルパー協会、介護支援専門員協会、老人福祉施設協議会、介護福祉士養成校協会、学識者、富山労働局、富山県新世紀産業機構、社会福祉協議会

## 福祉人材確保対策WG

- (1)介護の魅力発信事業
  - (2)地域からの介護人材参入促進事業
    - 介護福祉士養成校学生、卒業生が地域住民等へ介護の魅力発信を行い、地域からの介護人材の掘り起こしや参入促進を図る
- 「地域住民等への出前講座」  
・出前講座:46会場1008人参加。
- 「介護に対する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的実施」  
・入門的研修をステップアップ型で実施:基礎講座94名参加。67名が就労・ボランティア意向、うち7名就労等  
・入門講座23名修了。業務体験32名修了

## 外国人介護人材マッチング等支援WG

- (1)外国人介護人材受入の基本的考え方(理念)を共有→市町村、事業者、地域住民等への浸透
- (2)外国人支援策  
**「介護特定技能外国人マッチングから定着までの一体的支援事業」**  
→1号特定技能外国人のマッチングから定着までの一体的なサポート体制を構築。介護事業所向け事業説明会、採用活動支援、異文化理解研修等の実施  
マッチング数5法人12名

## 介護現場生産性向上WG

- (1)生産性向上等に関する相談窓口設置
  - (2)研修の実施
  - (3)人材確保、生産性向上の各種支援  
→高齢者の自立支援や雇用環境改善に取り組む介護事業所の表彰  
**「がんばる介護事業所表彰」**  
自立支援部門、雇用環境部門各5事業所(R6年度)
- 県内では2事業所(内1事業所は上記自立支援部門表彰)が令和6年度介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰・厚生労働大臣表彰 奨励賞

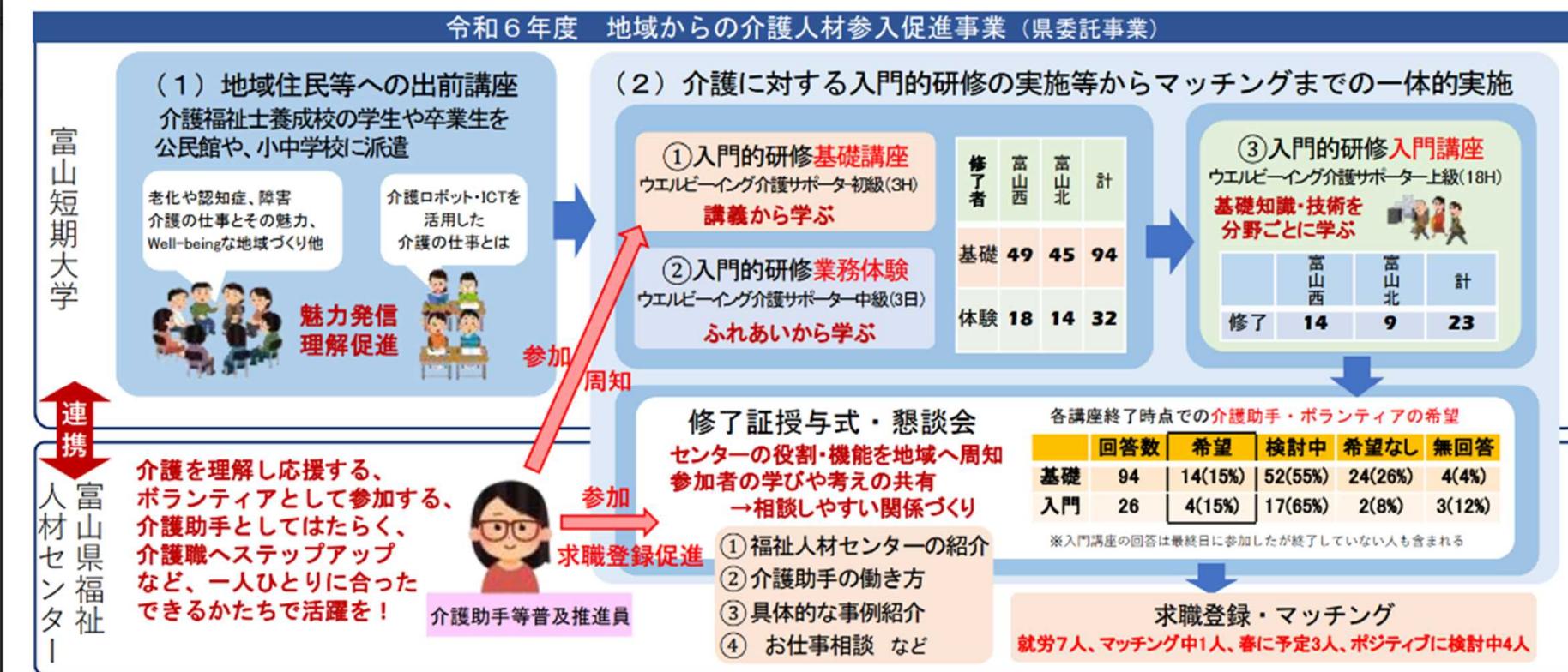
## 目的

介護助手の導入により介護サービスの質の向上や業務効率化・労働環境の改善を図り、介護職員の確保・定着につなげる。また、無理のない範囲で働く柔軟な勤務形態を取り入れ、多様な人材を雇用することで、地域住民の健康や生きがいづくり、社会参加を促し、誰もが支え手となって地域の力で介護を支える取組みを地域全体で推進する。

## 取組内容

富山短期大学（県介護福祉士養成校協会事務局）が実施する「地域からの介護人材参入促進事業」と連携し、入門的研修受講者への周知活動を行い、介護助手就労希望者の掘り起こしとマッチングを支援する。

併せて、学校と福祉人材センターそれぞれが持っている介護助手の採用可能性がある事業所情報を共有することにより、効率的なマッチングを図る。



## 広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会

- 質の高い福祉・介護人材の育成及び安定的な確保を目的として、関係者の役割分担と連携・協働により、計画的かつ一体的に事業を推進するため、平成24年2月に行政や関係団体で構成する推進組織 **広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会** を設置(全国初)
  - 平成24年度から、事業の3本柱(人材のマッチング、イメージ改善・理解促進、職場改善・資質向上)に沿って、3つの部会で事業を推進
  - 令和6年度から、福祉介護人材の確保・育成・定着及び**生産性向上**に取り組むため、協議会を**広島県介護現場革新会議**としても位置付け、**介護職場サポートセンターひろしま**(通称:介サポひろしま)を開設し、介護生産性向上総合相談センター事業を開始し、3つの柱と2つの部会について見直しを実施
- 3つの柱で取組を推進**

**魅力発信**

**人材のマッチング・資質向上**

**職場改善・生産性向上**

**【構成員】**

県、教育委員会、県市長会、県町村会、労働局、介護労働安定センター、県社協、福祉・介護・看護・障害の関係団体、職能団体等が幅広く参加

### マッチング・魅力発信・資質向上部会

**確保**    **育成**    **定着**

- 社会福祉人材育成センターによる無料職業紹介、就職フェア 等
- ホームページ(ふくしかいごネットひろしま)による情報発信 等
- 学校訪問出前講座、魅力発信イベント、再就職支援、人材育成研修 等
- 地域協議会※ による地域人材確保  
※市町ごとの地域人材確保等推進協議会

### 職場改善・生産性向上部会

**育成**    **定着**    **生産性向上**

- 生産性向上に係る取組支援 等  
**介護職場サポートセンターひろしま**  
(令和6年7月開設)
- 魅力ある福祉・介護の職場宣言  
ひろしまの認証 等
- 合同入職式、介護テクノロジー  
定着支援 等

## 介護の理解促進等に係る連携の例

### 1 概要

- 行政や職能団体、事業者団体で構成される「広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会」を設置。
- 人材のマッチング、職場改善・資質向上、イメージ改善・理解促進を3本柱としてさまざまな取組を実施。
- 平成24年度から令和元年度まで、介護の日イベントとして、**介護の日フェスタ**を8年連続開催（令和2・3年度はコロナで中止）。
- 令和4年度は、介護の日フェスタをリニューアルし、若者の福祉・介護分野への参入促進を目的に、若者が未来に向けて福祉・介護の魅力を発信していくイベント**「カイゴのガッコウ」**を実施。
- イベントワーキングを設置し、大学生を含めた若いメンバーで検討し、県内の高校を回って校長先生に話をしながら、高校生の参加者を集めた。
- 当日は、**福祉系高校の生徒による介護実習体験発表会**、現役の職員が介護という仕事について語る「**現役職員のカタリバ**」、介護職員・住職・棺屋が共に看取りについて語る「**異色のクロストーク**」、来場者がお棺に入れる、**納棺体験**など工夫した内容に。

### 2 カイゴのガッコウが生まれるまで





## 例：福祉人材確保・定着実践研究会（R5～6実績）

県内福祉施設採用担当者の有志のネットワークを令和元年度から立ち上げ、本音で語り合える関係を構築。Zoomや対面での意見交換会をベースとしているが、「大学への出前事業」など実働面においても、連絡一本で多数の協力申し出があるなど、**県域の人材確保のために動けるネットワーク組織**となっている。

- ✓ 県内の福祉施設採用担当者、介護福祉士養成施設（大学、専門学校等）教員、静岡県社会福祉人材センターが連携し、**それぞれが主体的に参画するネットワーク組織**。
- ✓ 登録法人は45法人、各回10～20法人が参加。人材確保という共通課題に対して、自法人だけでなく**福祉業界全体の問題として問題意識を持った法人が参加**している。
- ✓ 各法人の「人材確保・定着」についての情報交換と併せ、県域で取り組めるアイデアなど、**「静岡県全体の福祉人材確保・定着」のために何ができるのかを協議**している。

### ＜令和5年度に実施した会議＞

- 夜勤（啓発マンガの企画会議）
- 福祉系養成校（大学教員）と施設の意見交換会
- ダイレクトリクリーティング／学生へのWEBアプローチ  
(※ゲスト FACE to FUKUSHI)
- 求職者の動向・紹介会社の戦略編

### ＜令和6年度に実施した会議＞

- 福祉系養成校（大学教員）と施設の意見交換会
- 中核推進会議（次年度方針）



### 「事務局案に意見をもらう」ではなく 現場目線で一緒に考える場

県単位でのネットワークだけでなく、地域単位でのネットワークを柔軟に組み合わせ、市町社会福祉協議会との連携を強化させながら地域課題の議論や活動を具体化している点に注目。

# 茨城県福祉人材センター

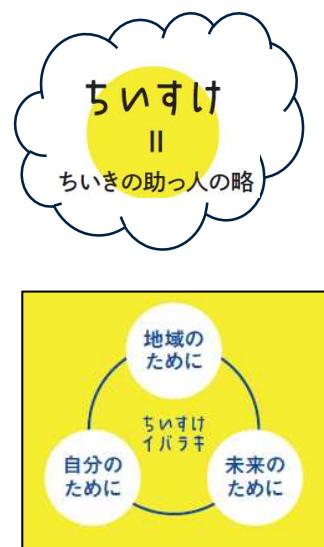
## 目的

介護職員が担う一連の業務のうち掃除や洗濯、配膳等の周辺業務を担う介護助手を普及することで、介護職員の負担軽減とそれに伴い期待できるサービスの質の向上、また、地域の多様な働き方を支援することにより、介護人材の確保を図ることを目的としています。

## 事業概要

**介護施設・事業所等における「助かる」**（「ちょっと人手がなくて困っている」、「誰かにやってもらえたらいいいな・・・」）事柄と、**「助けたい」**（「社会に少しでも貢献したい」、「施設のお手伝いをしたい」）気持ちを持った地域の多様な方々とマッチングします。

ちいすけイバラキの実施には、NPO法人と茨城県福祉人材センターが協働してすすめています。



## 事業の主な内容

## ◎事業所説明会（オンライン：1時間）

事業所が介護助手の役割を認識し、職場環境の改善や業務負担の軽減等を図る上で介護助手の活用を検討する機会として開催します。

実際に介護助手を導入している事業所から、導入の効果や留意点等についても説明をします。

## ◎介護助手養成講座（市町村ごとに開催：1日）

福祉の仕事に興味がある方等を対象に、介護の基礎的な知識を身に付ける講座を開催し、また、事業所と参加者との交流会も行い、採用・就労に向けた可能性を検討する機会とします。

~~~プログラム~~~

- 認知症の理解
- 納得！介護保険制度
- 知って安心介護予防
- オンライン事業所見学会＆先輩ちいすけインタビュー

## 事業の主な成果

| 年度    | 開催地数<br>※合同・複数開催地<br>合 | 事業所説明会<br>参加事業所 | 養成講座<br>参加者 |
|-------|------------------------|-----------------|-------------|
| 令和5年度 | 7市町                    | 48事業所           | 139名        |
| 令和6年度 | 19市町村                  | 54事業所           | 355名        |
| 令和7年度 | 16市町村                  | -事業所            | -名          |

令和6年度末までに、30名が事業所に採用され、活躍しています。

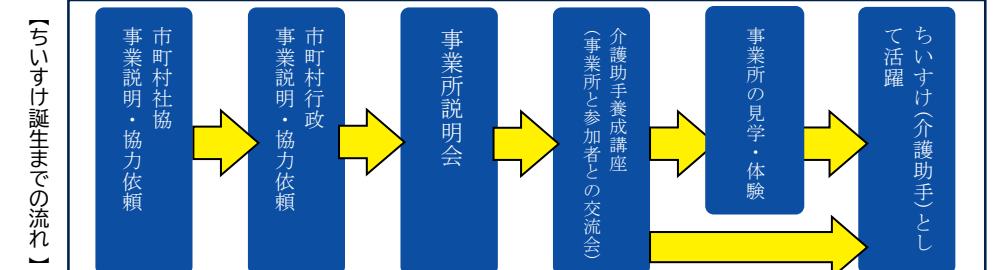
※本事業は市町村ごとに推進し、令和5年度から令和7年度の3年間で県内を網羅する予定としています。



先輩ちいすけ  
インタビュー動画

## ■取り組み内容のPDCA

- ・市町村ごとに推進し、令和5年度から令和7年度の3年間で県内を網羅する。
- ・「ちいすけ」登録者（求職者）のマッチング調整
- ・新規受入事業所開拓
- ・ちいすけ採用事業所・採用者フォローアップ
- ・ちいすけ普及に向けたプログラムの検証・パッケージ化



① 施策の目的

福祉分野の人材確保については、喫緊の課題であり、また、地域差や地域固有の課題も存在するため、都道府県が中心となり、地域の実情に応じたより実践的な取組を関係機関、事業所等と協働で推進する。

② 対策の柱との関係

| I |   |   | II |   |   |   |   | III |   |
|---|---|---|----|---|---|---|---|-----|---|
| 1 | 2 | 3 | 1  | 2 | 3 | 4 | 5 | 1   | 2 |
| ○ |   |   |    |   |   |   |   |     |   |

③ 施策の概要

都道府県が福祉全体で人材確保等を効果的に進めるためのプラットフォームをモデル的に構築するとともに、民間事業者による課題分析と実行支援を通じた実証を行い、その評価や効果測定及び全国の自治体への横展開を図る。

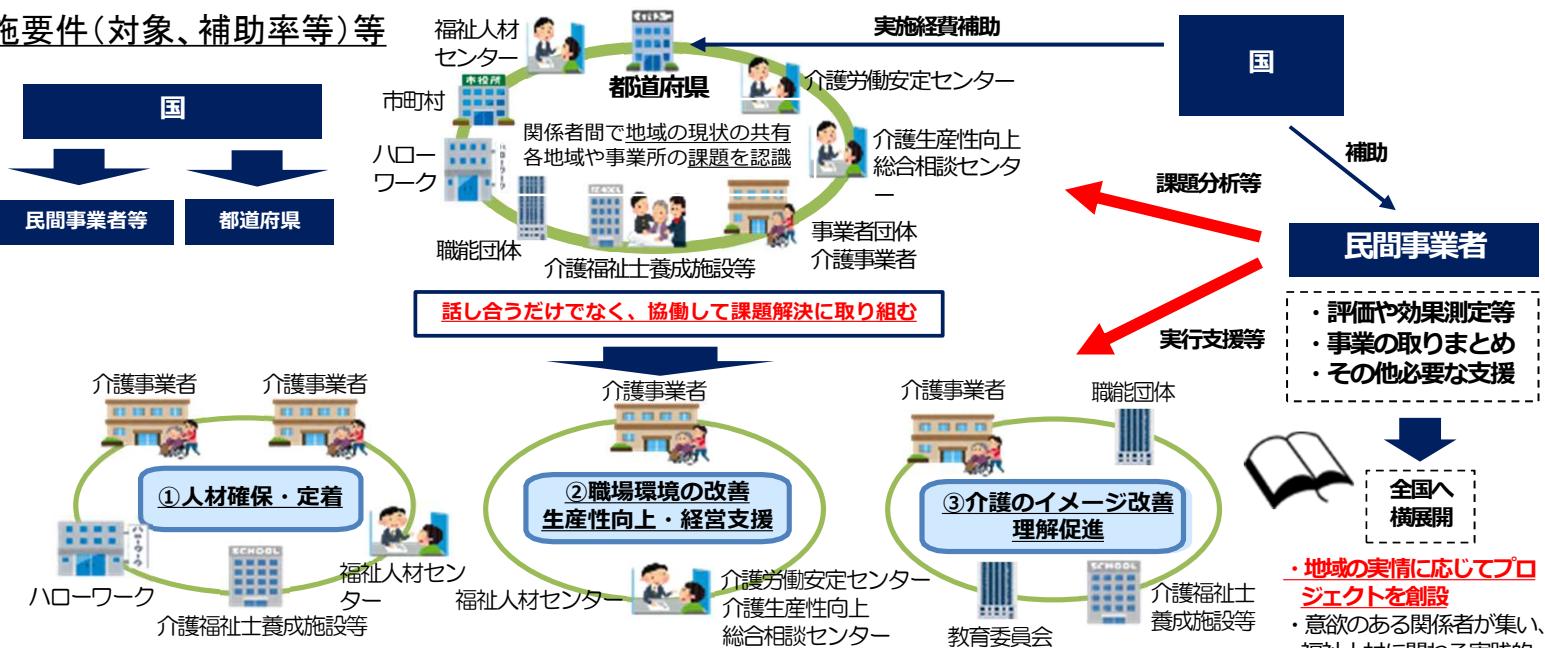
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

| 【実施主体】 | 【補助率】 |
|--------|-------|
| ・民間事業者 | 定額    |
| ・都道府県  |       |



## 【各プロジェクト①～③における取組例】

- ①・介護職員が介護福祉士養成施設のゲストスピーカーに  
・地域の複数の事業者と人材センター  
ーが連携して就職説明会を合同開催
- ②・福祉人材センターによる業務の切り  
出し支援  
・介護職員本人の希望に応じ、常勤職  
員となるための環境整備など
- ③・養成施設の学生による地域づくりへ  
の協力など

⑤成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業の実施により都道府県におけるプラットフォームの構築が進むことで、関係機関や事業所等との協働による人材の確保・定着や職場の環境改善等につながる取組の実施につながり、介護人材確保の推進が図られる。

## 資料第10-22

【○介護人材の確保・育成、定着に向けた取組支援】  
施策名:介護福祉士修学資金等貸付事業

令和7年度補正予算 42億円

社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室  
(内線2845)

### ① 施策の目的

介護人材については、要介護者等の急速な増加が見込まれる中、複雑化・多様化する介護ニーズに対応できる高い専門性を有する介護人材の確保育成することが重要。

貸付希望件数の増加等に伴い、介護福祉士修学資金等貸付金貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行うことで安定的な事業の継続を支援することで、介護人材の参入を更に促進する。

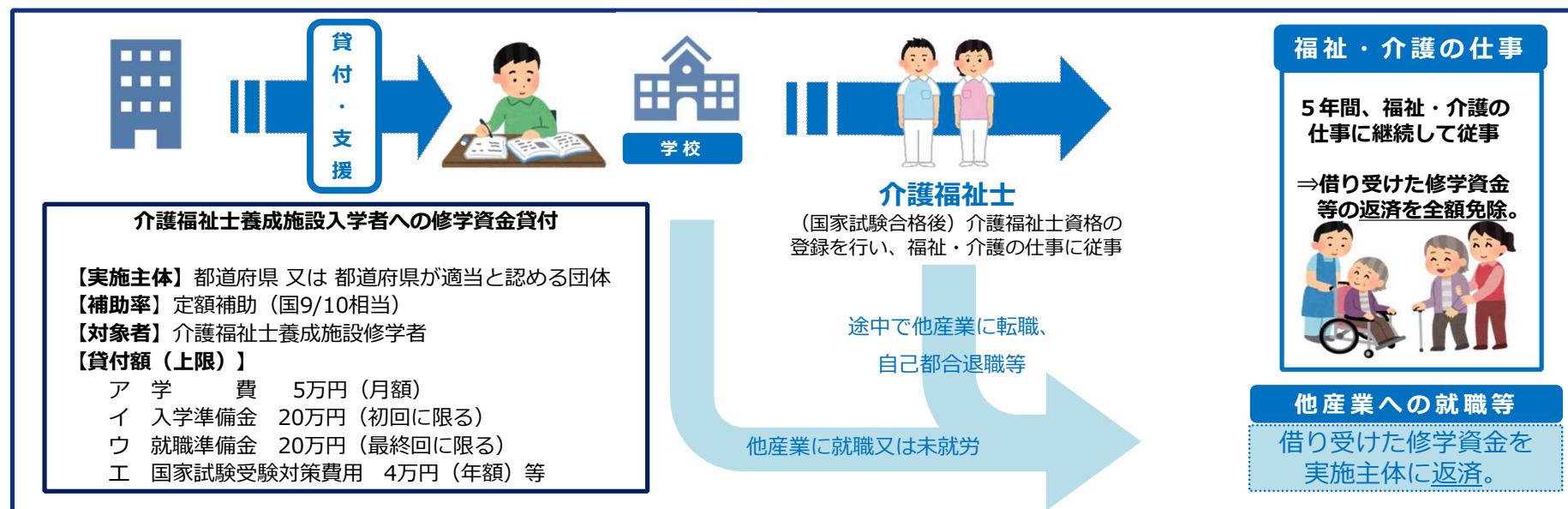
### ② 対策の柱との関係

| I |   |   | II |   |   |   |   | III |   |
|---|---|---|----|---|---|---|---|-----|---|
| 1 | 2 | 3 | 1  | 2 | 3 | 4 | 5 | 1   | 2 |
| ○ |   |   |    |   |   |   |   |     |   |

### ③ 施策の概要

介護人材を着実に確保していくため介護福祉士修学資金等貸付事業により介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援する。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和7年度内に見込まれる修学資金貸付として必要な貸付原資を積み増し、安定的な事業継続を支援することで、更なる介護人材の確保を推進。

## 介護福祉士修学資金等貸付事業の概要

### 事業の種類

「介護福祉士修学資金等貸付事業」の介護福祉士の資格取得に係るものうち、外国人が利用することが想定されるもの。

| 貸付事業の種類             | 概要                       | 貸付額                                                                          | 返済免除要件                 |
|---------------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 留<br>介護福祉士修学資金      | 介護福祉士養成施設の学生に授業料等の費用を貸付け | 学 費 5万円（月額）<br>入学準備金 20万円（初回に限る）<br>就職準備金 20万円（最終回に限る）<br>国家試験受験対策費用4万円（年額）等 | 介護福祉士の資格取得後、5年間介護業務に従事 |
| 技<br>特<br>実務者研修受講資金 | 実務者研修施設の学生に授業料等の費用を貸付け   | 20万円以内                                                                       | 介護福祉士の資格取得後、2年間介護業務に従事 |

### 実施主体

47都道府県の社会福祉協議会（一部、社会福祉事業団）

### 貸付原資

国から都道府県経由で各都道府県社会福祉協議会に対し、貸付原資と事務費を補助金により間接補助。

## パート合格（合格パートの受験免除）の導入について（イメージ）

### 基本的な考え方

- 介護福祉士国家試験が介護福祉士としての必要な知識及び技能を担保するものであることを踏まえ、その質を低下させることなく、より受験しやすい仕組みとして、複数の科目を1つのパートとして合否判定する**パート合格（合格パートの受験免除）を導入する。**（令和7年度（令和8年1月実施予定）の第38回国家試験から導入）
- 試験運営面の負担等を考慮しつつ、受験生の学習の取り組み易さを確保する観点から、3つのパートに分割。初年度に不合格パートがあった者は、次年度以降は不合格パートの学習に注力でき、一人ひとりの状況に応じた学習の選択肢が拡大される。

### 見直しのイメージ

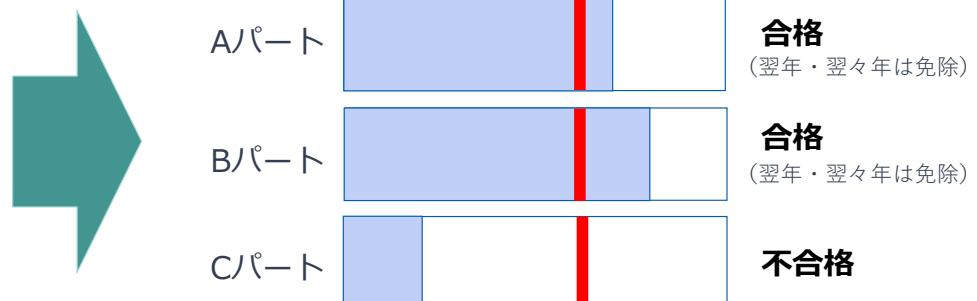
#### 第37回(令和6年度)まで

- ・全科目の総得点が合格基準点（6割が目安）を超えると合格



#### 第38回(令和7年度)から

- ・総得点で不合格となった場合、各パート毎に判定
- ・分割したパートごとに合格基準点を超えると合格
- ・翌年・翌々年までは、合格したパートの受験は免除



令和8年度当初予算案

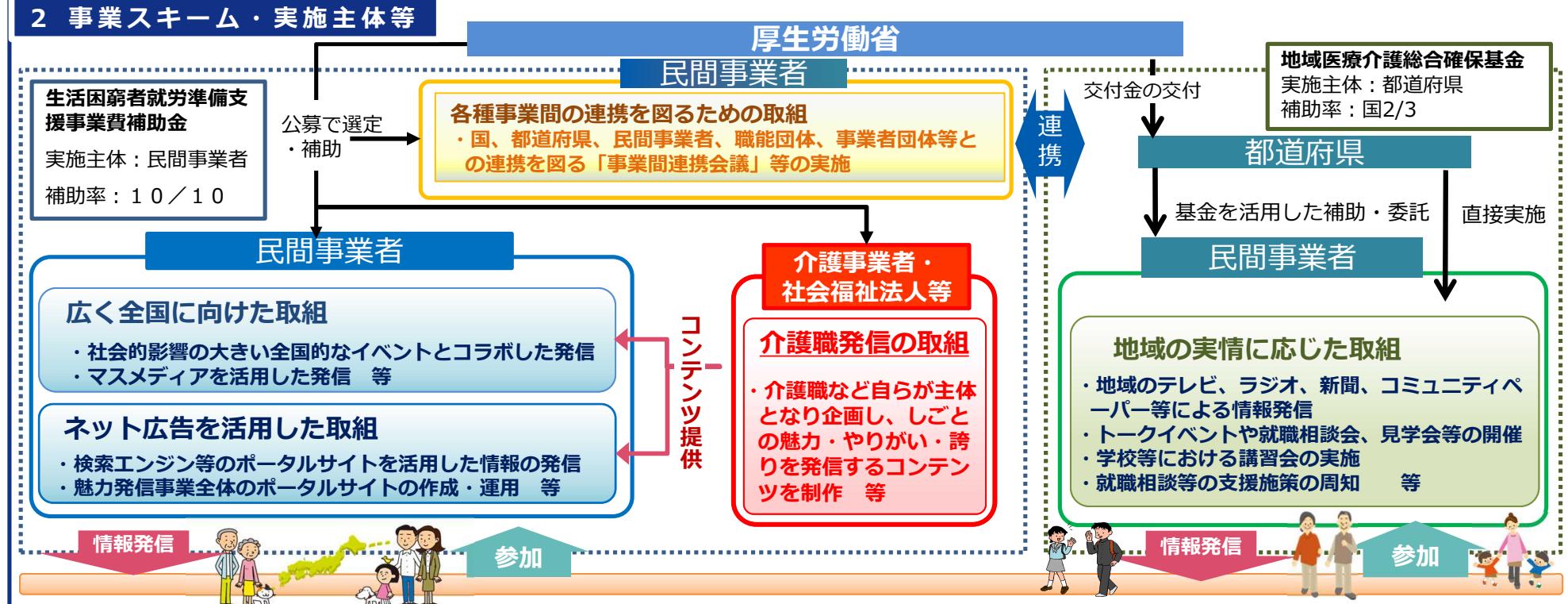
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 3.9億円 (4.0億円)

都道府県実施分：地域医療介護総合確保基金97億円の内数 (97億円の内数)

※( )内は前年度当初予算額

**1 事業の目的**

- 介護人材の確保にあたっては、人材の裾野の拡大を進めて多様な人材の参入促進を図ることが必要であることから、平成30年度以降、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、理解の促進を図るため、介護の仕事の魅力発信に関する取組を実施してきた。
- 厚労省においては、発信力がある事業者による全国的なイベントやマスメディア、ネット広告などの企画・発信を行いつつ、最前線である現場の視点から、介護職など自らが主体となり、自らの声で仕事の魅力・やりがい・誇りを発信するコンテンツの企画・制作等を行い、発信力のある事業者と連携して広く発信することで、事業効果の最大化を図り、
- 都道府県においては、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信や、求職者に対する支援施策等の周知を行うことにより、多様な人材の参入促進・定着を図る。
- また、「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」に関するとりまとめにおいて、若い世代が希望ややりがいを持てる業界となるために、「社会課題 (SDGs、災害対応等) に対応する介護という観点をアピールすること」などが盛り込まれたところ。
- こうした内容も踏まえながら令和8年度においても、引き続き、介護の仕事の魅力発信を行っていく。

**2 事業スキーム・実施主体等**

# 介護のしごと魅力発信ポータルサイト（介護のしごと魅力発信等事業）

介護の仕事 魅力発信ポータル

知る。わかる。  
介護のしごと

01  
スペシャル  
コンテンツ

02  
「介護のしごと」  
とは？

03  
実際どうなの？  
介護のしごと

04  
さまざまな介護の  
しごとのカタチ

文字サイズの変更  
標準 大 特:  
05 現役介護職員による  
魅力発信  
06 「介護のしごと」を  
もっと知る

## 介護の仕事 魅力発信ポータル 「知る。わかる。介護のしごと」とは？

介護の仕事は、食事や入浴などの介助だけでなく、利用者とその家族が心身ともに満たされ、生きる希望を持ち続けられることを目的とした仕事です。本ポータルサイトでは、そんな介護の仕事の魅力ややりがいを広く発信していきます。



## 介護のしごと魅力発信ポータルサイト

「知る。わかる。介護のしごと」  
<https://kaigonoshigoto.jp/>



描き下ろしマンガ  
公開中！

左ききのエレン  
特別編  
「ケアワーカーの対話」

## NEWS

介護のしごとの最新情報と魅力をお届けします。

ケアするしごとパー 開催！ (12/13  
Fri)  
#メディアによる発信 2024.12.6



OPEN FUKUSHI / 公開中  
#介護職による発信 2024.12.3

## O4

### INTERVIEW

VOICE & INTERVIEW  
さまざまな介護のしごとのカタチ

## FROM CARE WORKER 現役介護職員による魅力発信

## O5

### KAIGO PRIDE

「KAIGO PRIDE」は、厚生労働省主導のプロジェクトから誕生し、「KAIGO X Creative」をコンセプトに、現役介護職の真実の声を核にしたコンテンツで介護の魅力を全国に発信。ポートレート撮影や展示会、TV-CMなど多様な魅力発信活動を通じ、介護のブランドイメージを強化しています。



アンバサダーによる連携発信活動

全国で養成された150名以上の介護職アンバサダーが、自治体や介護関連団体からの依頼に基づき出前講座やイベントに参加します。ぜひ依頼をご検討ください。



The VOICE of KAIGO in LIVE vol.1

KAI GOxICT? 介護は○○を探す仕事!?

アンバサダートークシリーズ

アンバサダーが主役となり、様々なテーマについて話し合いう動画やライブ配信を行っています。毎月ライブ配信を行い、リアルな声を通じて業界の課題や魅力、誇りあふれるエピソードを伝えます。

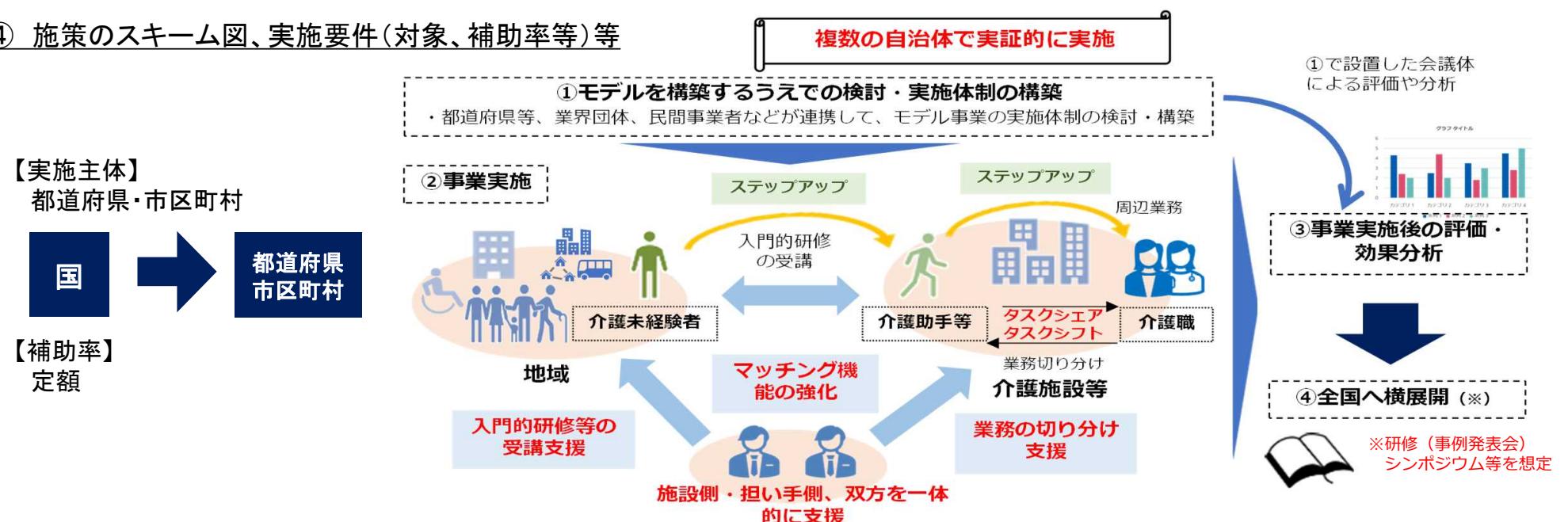
## ① 施策の目的

介護人材の多様な人材層の参入促進を図るため、介護未経験者の介護現場への接点を増加し、また、介護事業所の業務の整理・切り出し、介護の入門的研修を組み合わせて行うこと等により、介護の担い手へつなげるための取組を実施する。

## ③ 施策の概要

事業者側における業務切り分けや担い手となる未経験者と介護現場のマッチング機能の強化（WEB・アプリ等の活用を含む）、周辺業務に携わる未経験者に対する入門的研修等の受講支援等により、事業所側・担い手側、双方を一体的に支援し、参入促進につなげるモデル事業を実施し、その効果測定及び全国の自治体への横展開を図る。

## ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



## ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業によるモデル構築、横展開によって、多様な介護未経験者の介護現場への接点が増加し介護人材のすそ野が拡大されるとともに、介護職へつなげる手法が普及されることにより、介護人材確保の推進が図られる。

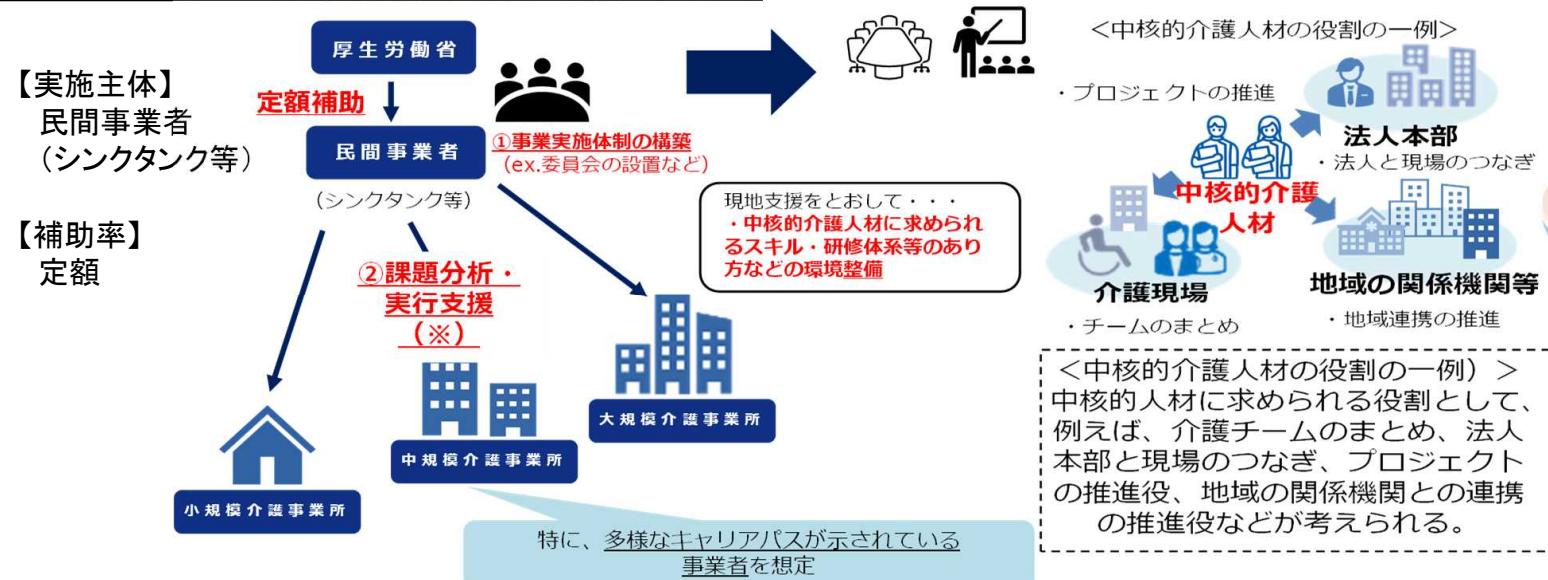
## ① 施策の目的

多様なキャリアの選択肢を示し、自身のキャリアを選べるようにしていく「山脈型キャリアモデル」の普及を進めているが、介護人材の定着・確保に向けたキャリアアップを図る上で、法人と介護現場の間をとりもつことや、現場におけるチームリーダーや経験が浅い者への研修を行う等といった、中核的な役割を担う人材の育成についても検討し、介護人材の離職防止・定着促進を図る。

## ③ 施策の概要

多様なキャリアパスが示されている事業者を対象に、民間事業者の課題分析・実行支援を通じて、中核的介護人材として必要とされるスキルやそれに伴う研修などの育成支援のための環境整備をモデル的に実施し、普及促進を図る。

## ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



## ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業によるモデル構築、横展開によって、中核的介護人材の育成が促進されることにより、介護人材の離職防止・定着促進が図られる。

## 資料第10-29

### 【○介護人材の確保・育成、定着に向けた取組支援】

施策名: 介護福祉士養成施設における教育の充実モデル支援事業

令和7年度補正予算 2.1億円

社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室  
(内線2845)

#### ① 施策の目的

複雑化・多様化する介護ニーズに対応するため、介護福祉士養成施設におけるICTを活用した教育の促進により、教育の質の向上及び介護現場に即した技能を取得した介護人材の養成を行えるようICT導入の支援を行う。

また、介護福祉士養成施設において近年増加している外国人留学生に対する日本語教育の体制強化を行う取組に対し支援を行い、教育の質の向上及び外国人留学生の国家資格取得率の向上につなげるための支援を行う。

#### ② 対策の柱との関係

| I |   |   | II |   |   | III |   |   |   |
|---|---|---|----|---|---|-----|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 1  | 2 | 3 | 4   | 5 | 1 | 2 |
| ○ |   |   |    |   |   |     |   |   |   |

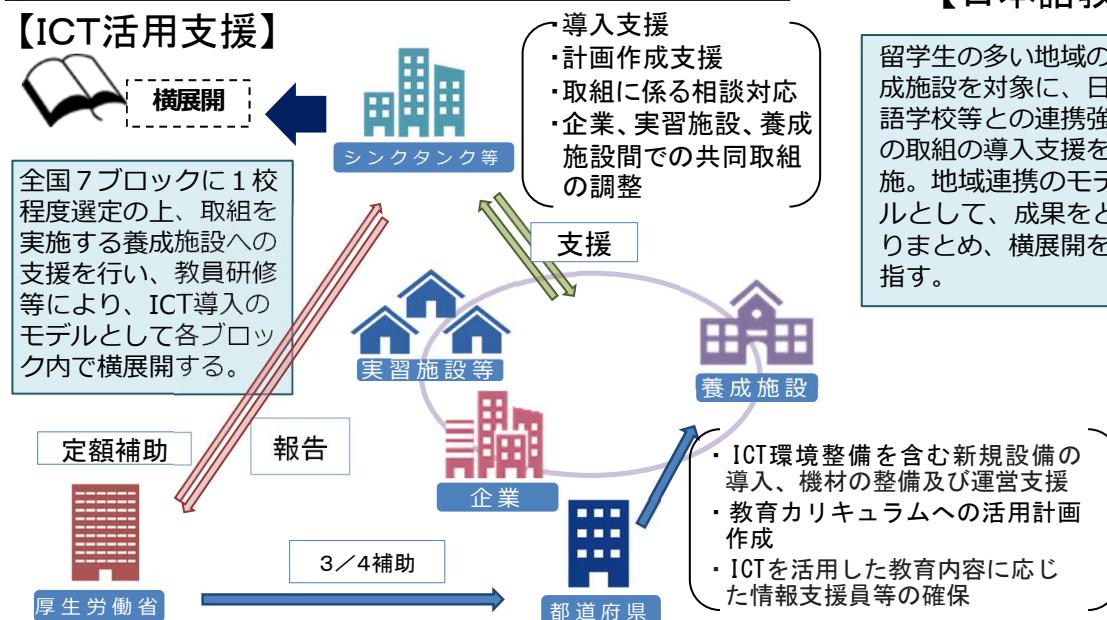
#### ③ 施策の概要

介護現場において、ICT技術の活用が推進されており、介護福祉士養成施設においても現場に即した教育を行う必要があると考えられることから、調査や効果測定等に協力する養成施設に対し、ICT機器やソフトウェアの導入に係る経費及びICT利用促進に係る経費等を補助し、その効果を評価し、ノウハウを他の養成施設を含めて地域に展開する。

また、留学生の多い地域の介護福祉士養成施設を対象に、日本語学校等との連携強化の取組の導入支援を実施し、地域連携のモデルとして、成果をとりまとめ、横展開を図る。

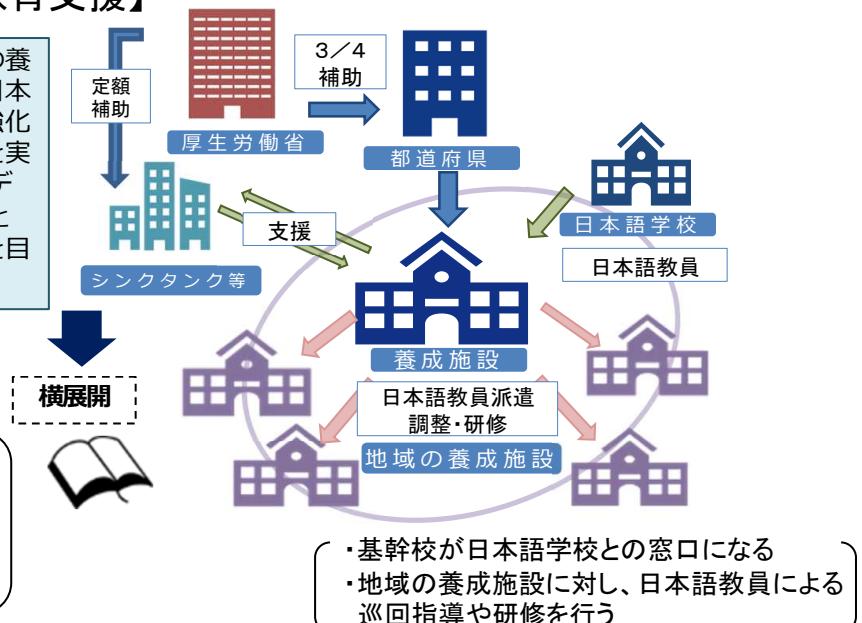
#### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

##### 【ICT活用支援】



##### 【日本語教育支援】

留学生の多い地域の養成施設を対象に、日本語学校等との連携強化の取組の導入支援を実施。地域連携のモデルとして、成果をとりまとめ、横展開を目指す。



#### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

質の高い介護サービスを提供するための専門性の高い人材や外国人留学生の国家資格取得を通じた更なる介護人材の確保を推進。

令和8年度当初予算案 86億円（97億円）※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

## 2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和6年度交付実績：44都道府県）※下線(令和8年度拡充分)

| 参入促進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 資質の向上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 労働環境・処遇の改善                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域における介護のしごとの魅力発信</li> <li>○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験</li> <li>○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援</li> <li>○ 介護未経験者に対する研修支援</li> <li>○ 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援</li> <li>○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンターやシルバーパートナーセンター等との連携強化</li> <li>○ 人材確保のためのボランティアポイント活用支援</li> <li>○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進</li> <li>○ 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備</li> <li>○ 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方や<u>常勤職員として働きやすくなるための環境整備</u>のための支援</li> <li>○ 介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化</li> <li>○ <u>訪問介護における人材確保のためのタスクシェア・タスクシフトの推進支援</u></li> <li>○ 中山間・人口減少地域等に存在する通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の推進支援</li> <li>○ <u>訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の推進の支援</u></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護人材キャリアアップ研修支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講</li> <li>・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修</li> <li>・介護支援専門員法定研修講師養成及び資質向上</li> </ul> </li> <li>○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施</li> <li>○ 潜在介護福祉士の再就業促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・知識や技術を再確認するための研修の実施</li> <li>・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握</li> </ul> </li> <li>○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修</li> <li>○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援</li> <li>○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援コーディネーターの養成のための研修</li> </ul> </li> <li>○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成</li> <li>○ 介護施設等防災リーダーの養成</li> <li>○ 外国人介護人材の研修支援</li> <li>○ 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援 等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター（新人指導担当者）養成研修</li> <li>○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、両立支援等環境整備</li> <li>・介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー（介護ロボット・ICT）の導入支援（<u>拡充・変更</u>）</li> <li>・総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進</li> <li>・<u>小規模事業者等による協働化等推進事業</u></li> </ul> </li> <li>○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援</li> <li>○ 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援</li> <li>○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置</li> <li>○ ハラスマント対策の推進</li> <li>○ 若手介護職員の交流の推進</li> <li>○ 外国人介護人材受入施設等環境整備</li> <li>○ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業</li> <li>○ <u>地域のケアマネジメント提供体制確保支援</u> 等</li> </ul> |

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
- 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援
- 離島、中山間地域等への人材確保支援

## 目的

介護に関心を持つ介護未経験者に対して、介護の業務に携わるまでの不安を払拭するため、基本的な知識を研修することにより、介護分野への参入を促進する。

## 実施主体

入門的研修の実施主体は、都道府県及び市町村。（民間団体への委託も可）

実施主体は、研修修了者に対して、修了証明書を発行する。

## 実施例①：1日で実施する場合

- ✓ 介護に関する基礎講座として、介護に関する基礎知識（1.5時間）と介護の基本（1.5時間）のみを実施

## 実施例②：3日程度で実施する場合

- ✓ 1日7時間で研修を実施

| 日数  | 項目          | 時間    |
|-----|-------------|-------|
| 1日目 | ・介護に関する基礎知識 | 1.5時間 |
|     | ・介護の基本      | 1.5時間 |
|     | ・認知症の理解     | 4時間   |
| 2日目 | ・基本的な介護の方法  | 7時間   |
| 3日目 | ・基本的な介護の方法  | 3時間   |
|     | ・障害の理解      | 2時間   |
|     | ・介護における安全確保 | 2時間   |
|     | 合計          | 21時間  |

## 実施例③：6日程度で実施する場合

- ✓ 1日3～4時間で研修を実施

| 日数  | 項目                    | 時間         |
|-----|-----------------------|------------|
| 1日目 | ・介護に関する基礎知識           | 1.5時間      |
|     | ・介護の基本                | 1.5時間      |
| 2日目 | ・基本的な介護の方法            | 3時間        |
| 3日目 | ・基本的な介護の方法            | 3時間        |
| 4日目 | ・基本的な介護の方法            | 4時間        |
| 5日目 | ・認知症の理解               | 4時間        |
| 6日目 | ・障害の理解<br>・介護における安全確保 | 2時間<br>2時間 |
|     | 合計                    | 21時間       |

# 人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度について

## 概要

(平成31年4月1日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)

- 「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度」は、職員の人材育成や就労環境等の改善につながる介護事業者の取組について、都道府県が基準に基づく評価を行い、一定の水準を満たした事業者に対して認証を付与する制度。（※介護事業者による参加表明、宣言による仕組みを導入する例もある。）
- 本制度は、地域医療介護総合確保基金における介護従事者の確保に関する事業に位置づけられており、認証評価制度の運営に要する経費を支援。

## 期待される効果

- 介護事業者の人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図ることにより、
  - ① 働きやすい環境の整備を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進
  - ② 介護職を志す方の参入や、介護職員の離職防止、定着を促進
- これにより、介護業界のイメージアップに繋がることを期待。

## 評価項目、認証基準の例

|             | 評価項目例（一部抜粋）                                                                                                 | 認証基準例（一部抜粋）                                                                                                                                                 |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 労働環境・待遇の改善  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・明確な給与体系の導入</li> <li>・休暇取得、育児介護との両立支援</li> <li>・業務省力化への取組</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与支給基準、昇級基準等の策定、周知</li> <li>・有給計画的付与、産休育休中の代替職員確保、ハラスマント対策</li> <li>・ICT活用、介護ロボットやリフト等による腰痛対策</li> </ul>            |
| 新規採用者の育成体制  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用者育成計画の策定、研修の実施</li> <li>・OJT指導者、エルダー等へ研修実施</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用者への育成手法、内容、目標が明確な計画策定</li> <li>・OJT指導者等の設置、職員への公表、研修の実施</li> </ul>                                              |
| キャリアパスと人材育成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアパス制度の導入</li> <li>・資格取得に対する支援</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアパスの策定、非正規から正規職員への登用ルール</li> <li>・職員の能力評価、小規模事業者の共同採用・共同研修の実施</li> <li>・介護福祉士等資格取得のため、シフト調整、休暇付与、費用援助</li> </ul> |

## 実施自治体数

36都道府県（令和7年4月1日現在）

「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ（令和4年12月23日厚生労働省）」において、職員の待遇改善・人材育成・生産性の向上などに取り組む事業者を都道府県が認証する取組について、全都道府県での実施を目指すこととされている。

## 介護職員等が行う医行為及び法定研修・制度の内容について

### 実施可能な行為

- たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- 経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）

### 介護職員等の範囲

- 介護福祉士
- 介護福祉士以外の介護職員等  
※一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定

### 登録研修機関

- たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録
- 登録の要件
  - ☆喀痰吸引等研修を行うこと（※）
  - ☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事
  - ☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合等

#### （※）喀痰吸引等研修の内容

- ・講義+演習+実地研修で構成
- ・対象者を特定せずたんの吸引等を行う場合と、特定する場合、実施する行為を限定する場合によって研修内容が異なる
- ・研修受講後、都道府県より「認定証」を交付

### 登録事業者

- 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録
- 登録の要件
  - ☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
  - ☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置等

#### ＜対象となる施設・事業所等の例＞

- ・介護関係施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等）
- ・障害者支援施設等（通所施設及びケアホーム等）
- ・在宅（訪問介護、重度訪問介護（移動中や外出先を含む）等）
- ・特別支援学校

### 実施時期

- 平成24年4月1日施行  
(介護福祉士については平成28年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受けければ実施可能。)

## 福祉人材センターについて

社会福祉法に基づき、中央福祉人材センター及び都道府県福祉人材センターを設置し、福祉分野への就労を希望する者への職業紹介や就職説明会等を実施することにより、社会福祉事業従事者の確保を推進するもの。

### 中央福祉人材センター

社会福祉法第99条の規定により全国に1個に限り指定

【実施主体】全国社会福祉協議会

【予算】52,980千円（令和7年度予算額）

【主な業務】（社会福祉法第100条）

- ・都道府県福祉人材センター業務に関する啓発活動（第1号）
- ・二以上の都道府県域における社会福祉事業等従事者確保に関する調査研究（第2号）
- ・都道府県福祉人材センター職員等に対する研修（第3号）
- ・社会福祉事業等従事者に対する研修（第4号）
- ・都道府県福祉人材センターの業務に関する連絡調整、指導（第5号）
- ・人材需給情報の収集、提供（第6号） 等

### 【パンフレット】



### 都道府県福祉人材センター

社会福祉法第93条の規定により都道府県ごとに1個に限り指定

【実施主体】都道府県（都道府県社会福祉協議会を指定）

- ・都道府県福祉人材センター（全国47ヶ所）
- ・福祉人材バンク（都道府県福祉人材センターの支所（全国27ヶ所））

【予算】生活困窮者就労準備支援事業等補助金の内数

【主な業務】（社会福祉法第94条）

- ・社会福祉事業等に関する啓発活動（第1号）
- ・社会福祉事業等従事者の確保に関する調査研究（第2号）
- ・社会福祉事業等経営者に対する人材確保相談（第3号）
- ・社会福祉事業等従事者に対する研修（第4号）
- ・社会福祉事業等従事者の確保に関する連絡（第5号）
- ・社会福祉事業等に従事しようとする者への無料職業紹介（第6号）  
（※「福祉のお仕事」HP参照）
- ・社会福祉事業等に従事しようとする者への就業促進に関する情報提供、相談その他の援助（第7号） 等

### 【「福祉のお仕事」HP】



# 介護人材の届出システムの概要（平成29年4月1日稼働）

## 1 届出の概要

社会福祉法第95条の3により、社会福祉事業等に従事している介護福祉士等が離職した場合などにおいて、住所、氏名などの情報を都道府県福祉人材センターへ届け出ることが努力義務となっている。

※ 介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、(旧)介護職員基礎研修、(旧)ホームヘルパー養成研修1級・2級課程の修了者も届け出ることが可能。

## 2 届出のタイミング

【社会福祉法第95条の3 第1項、第2項　社会福祉法施行規則第29条の2】

①社会福祉事業等を実施する事業所を離職するなど以下の場合

- ◆介護福祉士等が離職した場合
- ◆社会福祉事業等に従事しなくなった場合
- ◆介護福祉士の登録を受けた後など、社会福祉事業等に直ちに従事する見込みがない場合

②既に届け出た事項に変更が生じた場合

## 3 届出事項

【社会福祉法施行規則第29条の3】

- ◆氏名、生年月日及び住所
- ◆電話番号、メールアドレスその他の連絡先に係る情報
- ◆介護福祉士登録簿の登録番号及び登録年月日
- ◆就業に関する状況（現在、就業しているか否かなど）

※上記の他、任意事項として、離職理由（転職、進学、家族の介護等）、復職意向（「すぐ」、「いずれ」等）や希望条件（自由記載）など

## 4 届出の方法

【社会福祉法施行規則第29条の4】

◆届出は、パソコンやスマートフォンから届け出る方法を原則とする。※人材センターへの来所による届出も可。

<http://www.fukushi-work.jp/todokede/>（介護福祉士等の届出サイト「福祉のお仕事」）



## 5 届出の支援

【社会福祉法第95条の3 第3項】

①以下の者は、上記の届出が適切に行われるよう必要な支援を行うよう努めなければならない。

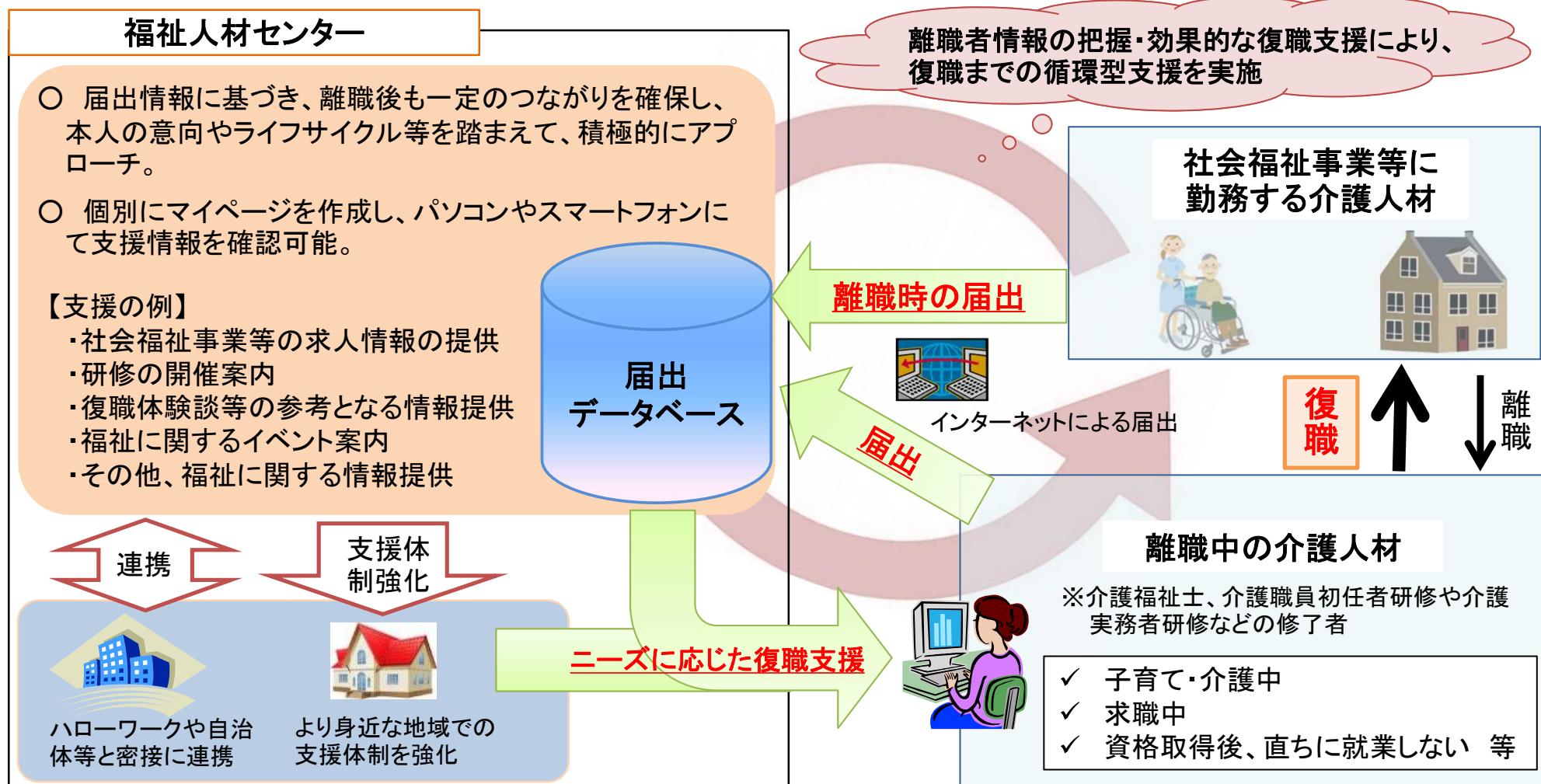
- ◆社会福祉事業等を経営する者
- ◆介護福祉士の養成に係る学校及び養成施設の設置者
- ②「支援」とは、介護福祉士等に対して届出を出すように促すなどの支援。

（参考）

離職した介護福祉士等の届出状況  
全国計 56,329人（令和7年11月末現在）

## 福祉人材センターによる介護人材の復職支援の強化

- 都道府県福祉人材センターによる介護人材の復職支援を強化するため、離職者情報の把握や効果的な復職支援を行うための届出システムを構築。
- 復職に関する情報提供など「求職者」になる前の段階から総合的な支援、就職あっせんと復職研修など、ニーズに応じたきめ細かな対応を実施。
- 地方公共団体やハローワーク等との連携強化による復職支援体制を強化。



# 都道府県福祉人材センターにおける地域の実情を踏まえた 効果的な事業の実施等の促進に向けた対応について(概要)

(令和6年4月4日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)

## 趣旨等

- 都道府県福祉人材センターは、平成4年以来、社会福祉法第94条に基づき、福祉の仕事に関する啓発活動、職員の確保に関する事業所への相談支援、無料職業紹介等、福祉人材確保に関する取組を幅広く行ってきた。
- 福祉人材を巡る情勢も大きく変化し、職業紹介事業においては民間職業紹介事業者の参入が進み、地方公共団体など公的機関においても様々な事業が実施されている中、各センターは、民間職業紹介事業者等が担いにくい事業の実績・事業手法を有している。
- 他方、各センターが効果的な事業を実施するためには、都道府県の対策の中で、各センターが果たすべき役割を明確にしつつ、地域の各施策・関係諸機関と連携して取組を進めていくことが不可欠。
- このため、各センターが行う多様な事業・取組事例、その実情や強み、事業の的確な把握に資する指標等を示すとともに、地域の実情に応じた対策の中で、各センターがその事業実績や強みを發揮できるよう、各センターと連携した対策を推進するよう都道府県に依頼。

## 主な内容

### 1. 福祉人材センターの事業と都道府県の福祉人材確保対策との連携・調整

都道府県福祉人材センターが果たすべき役割と機能については、中央福祉人材センターが策定した「福祉人材センター機能の充実・強化のための活動指針」において、

- ・3つの方向性（1. 社協らしさとセンターの強みの発揮、2. 関係者の連携・協働による取組の強化、3. 市町村域等での取組の強化）と、
- ・5つの主要課題（①すそ野拡大に向けた多様なアプローチ、②福祉施設・事業所に対する支援、③きめ細かなマッチングの強化と定着促進、④魅力発信と将来的な福祉人材の確保、⑤関係者の連携促進と取組の推進）

が示されている。今後、地域の対策の中で、どの課題に重点的にアプローチをし、その中で各センターが担う役割について明確にしていく必要があるため、各センターと都道府県で連携・調整を進める。

### 2. 5つの主要課題に積極的に取り組めるよう取組事例を提示

### 3. 事業運営に当たり国の補助金等の活用及びハローワークとの連携の促進

### 4. 各センターの取組状況の定期的な確認等（※確認をする際には、数字だけでなく時間を割いて対応している状況等を丁寧に確認）

### 5. 中央福祉人材センターによる各センターに関する連絡及び支援等を行うための積極的な連携

# 退職自衛官の再就職先の拡充を図るための都道府県福祉人材センターと 自衛隊地方協力本部等との連携について（概要）

（令和7年4月4日付け厚生労働省社会・援護局長、防衛省人事教育局長通知）

## 趣旨・概要等

- 都道府県福祉人材センターは、平成4年以来、社会福祉法第94条に基づき、福祉の仕事に関する啓発活動、職員の確保に関する事業所への相談支援、無料職業紹介等、福祉人材確保に関する取組を幅広く行ってきた。
- また、自衛隊においては、若年定年制（50歳半ば以降で退職）及び任期制（20～30歳半ばで退職）を探っており、**退職自衛官の再就職先の一つとして福祉・介護分野を選んでいる者や福祉・介護分野において有用な資格を保有している者が一定数いる**ところ。
- 昨年末に策定された、「自衛官の待遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」において、**退職自衛官が持ってきた知識・技能・経験を活かすことができる環境を整え、より円滑な再就職に取り組むこと**とされた。
- 福祉人材センターと自衛隊地方協力本部等が連携して支援を行うことにより、福祉・介護分野への再就職を促し**、その支援が効果的なものとなるよう、都道府県に対して福祉人材センターへの支援を依頼

## 再就職支援の流れ



## 具体的な連携事例

- 地域の福祉事業者と連携した人材確保の取組や求職者等への情報提供及び相談援助等を行う**福祉人材センターと自衛官の再就職援護業務等を行う自衛隊地方協力本部等の双方の強みをいかした取組を共有する連絡会議等の設定**
- 地域の福祉事業者、福祉人材センター及び自衛隊地方協力本部等の連携による**予備自衛官等制度の周知等**
- 福祉人材センターが主催する**就職フェア、職場見学会、各種研修会等**に退職予定自衛官が参加できるよう案内
- 再就職に際して活用できる**支援メニュー（介護分野就職支援金貸付等）の案内**
- 自衛隊地方協力本部等が主催する**退職予定自衛官等向けのセミナー**に福祉人材センターが参加することや**合同企業説明会等のイベント**の情報提供等



職業訓練の様子（介護職員初任者研修）

# 福祉人材センター・ハローワーク連携事業について

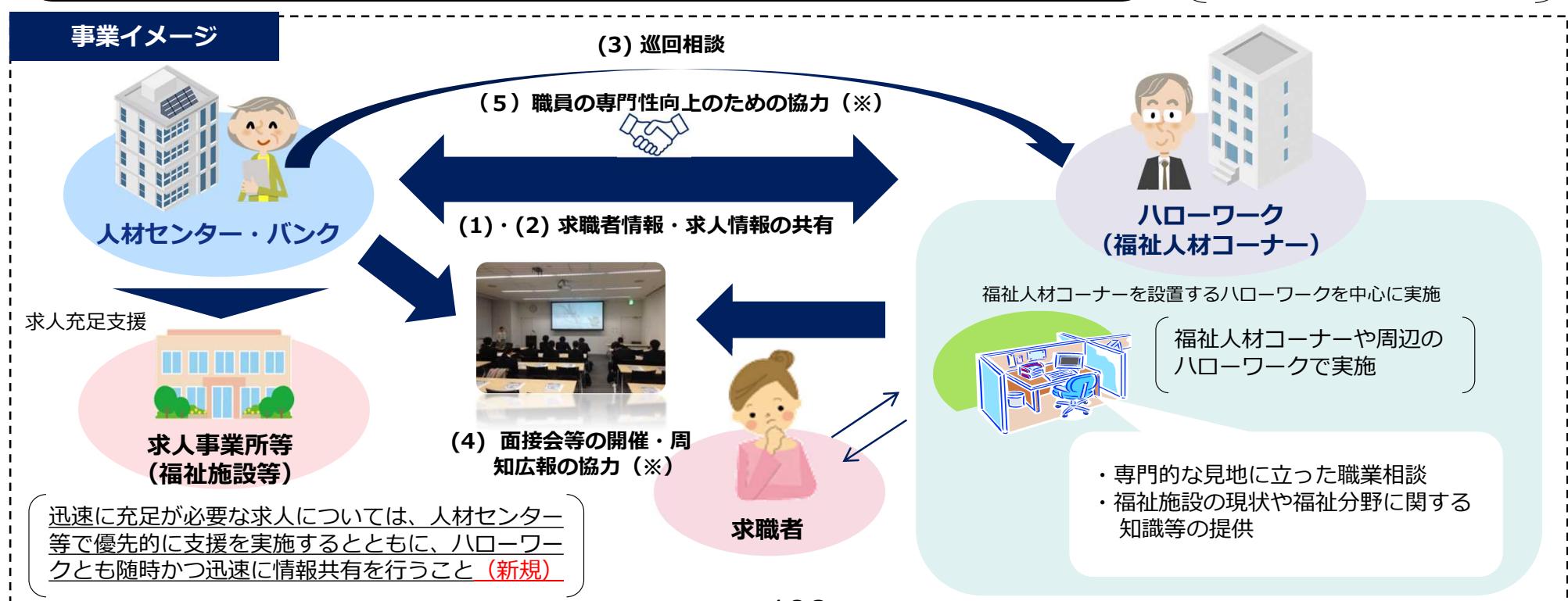
(令和7年12月18日一部改正 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)

福祉人材センターとハローワークの両者の強みを活かした更なる連携を図ることにより、介護関係職種での就業を希望する者と福祉施設等とのマッチングを強化

## 【主な事業内容】

- (1) 求職者情報の共有による求職者の適性やニーズに応じた就職支援
- (2) 求人情報の共有による幅広い情報提供の実施
- (3) ハローワークのスペースを活用した福祉人材センターによる巡回相談
- (4) 面接会やセミナー等の開催及び周知広報の相互協力
- (5) 福祉人材センター及びハローワーク職員の専門性向上のための協力 **(新規)**

※そのほか介護の仕事の魅力発信に資するツールの共有、求職者向けセミナー等の合同開催や福祉分野に係るセミナー等への講師派遣、離職等の届出をした介護福祉士等に対して、ハローワークの周知等、センターとハローワークの合同研修など **(新規)**



令和8年度当初予算案

1.4億円（1.4億円）※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金（赴任するための交通費や引っ越し費用等）の貸与等の支援を実施。

## 2 事業スキーム・実施主体等

実施主体:福島県が適当と認める団体 補助率:10/10

### 研修受講費等の貸与

#### 【貸付等対象者】

- (1)相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
- (2)避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者
- (3)相双地域から福島県内外の養成施設に入学する者
- (4)相双地域の介護施設等において6か月以上就労した中堅介護職員

#### 【内容】

- (1)学費(研修受講費) 15万円を上限(実費の範囲内)  
※2年間従事した場合は全額返済免除
- (2)就職準備金  $\cdot 30\text{万円} + ① + ②$  (1年間従事した場合全額返済免除)  
 $\cdot 50\text{万円} + ① + ②$  (2年間従事した場合全額返済免除)
  - ①世帯赴任加算
    - ・家族と赴任する場合 …  $12.5\text{万円} + (\text{世帯員数}-1) \times 5\text{万円}$
    - ・単身赴任の場合 … 20万円
  - ②自動車輸送費用等加算(新規購入の場合は登録手続代行費用)
    - ・20万円を上限(実費の範囲内)
- (3)教材費・住居費(通学費) 12万円を上限(実費の範囲内)・3.6万円(月額上限)  
※介護福祉士等養成校卒業後1年以内に相双地域の介護施設等に就労し、以後一定期間継続して介護業務に従事した場合は全額返還免除
- (4)支援金 20万円を上限

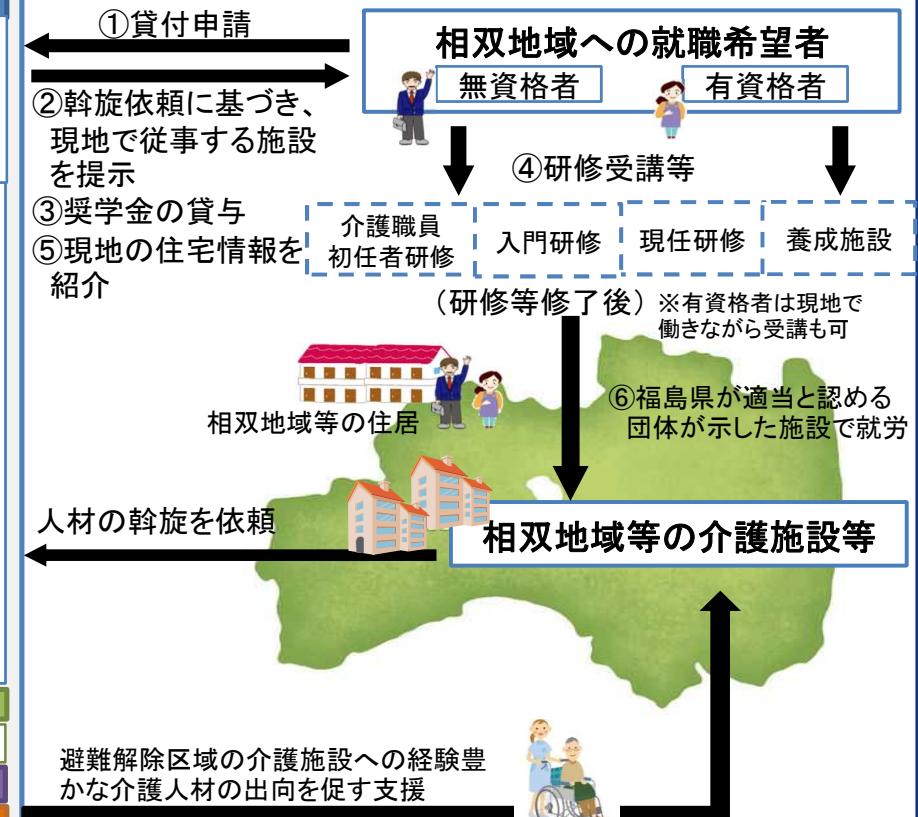
### 住まいの確保支援

### 現地の住宅情報の提供 等

### 事業の広報

### 出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援



## 資料第10-41

### 令和8年度 社会福祉研修実施計画（委託・補助事業）

2025.12.24

| 課 程 名           |                                     | 目 的                                                                                               | 対 象 者                                                                                                                           | 実施回数       | 受講定員           | 開催日数                                       | 開 催 期 間                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 申込締切日及び<br>申込書提出先              |
|-----------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 国 の<br>委託<br>事業 | 1<br>社会福祉主事資格認定<br>通信課程<br>(公務員)    | 社会福祉主事として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。                               | 都道府県又は市区町村の職員で、社会福祉行政および社会福祉事業に従事している者                                                                                          | 1 回        | 2,000 人        | 1 年<br>【集合研修3日/<br>講義動画配信1日分】              | 【集合研修開催日程】<br>①R8. 7. 14(火)～7. 16(木) ⑥R8. 10. 13(火)～10. 15(木)<br>②R8. 7. 27(月)～7. 29(水) ⑦R8. 10. 28(水)～10. 30(金)<br>③R8. 9. 1(火)～9. 3(木) ⑧R8. 11. 4(水)～11. 6(金)<br>④R8. 9. 15(火)～9. 17(木) ⑨R8. 11. 18(水)～11. 20(金)<br>⑤R8. 9. 28(月)～9. 30(水) ⑩R8. 12. 16(水)～12. 18(金)<br>※上記、①～⑩のうち指定された1回を受講 | R8. 4. 6(月)<br>社会福祉研修<br>主管部まで |
|                 | 2<br>社会福祉施設長資格認定<br>講習課程<br>(公立施設長) | 社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。                       | 公立施設の施設長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者                                                                         | 1 回        | 300 人          | 1 年<br>【集合研修5日】                            | 【集合研修開催日程】<br>①R8. 10. 1(木)～10. 5(月) ④R8. 12. 11(金)～12. 15(火)<br>②R8. 11. 27(金)～12. 1(火) ⑤R9. 1. 14(木)～1. 18(月)<br>③R8. 12. 3(木)～12. 7(月) ⑥R9. 1. 29(金)～2. 2(火)<br><br>※民間施設長の集合研修と同時に実施<br>※上記、①～⑥のうち指定された1回を受講                                                                              | R8. 4. 6(月)<br>社会福祉研修<br>主管部まで |
|                 | 3<br>社会福祉法人経営者<br>研修課程              | 社会福祉法人の経営者として必要な法人・施設運営に関する専門的知識及び技術を修得させる。                                                       | 社会福祉法人の役員及び法人の経営に携わる者<br><br>(1) 人事管理コース<br>(2) 経営管理コース                                                                         | 1 回<br>1 回 | 200 人<br>200 人 | 3 日<br>3 日                                 | (1) 人事管理コース R8. 12. 8(火)～12. 10(木)<br>(2) 経営管理コース R9. 2. 24(水)～2. 26(金)                                                                                                                                                                                                                       | 中央福祉学院<br>ホームページを<br>ご確認ください   |
| 国 の<br>補助<br>事業 | 4<br>児童福祉司資格認定<br>通信課程              | 児童福祉司として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司の任用資格を取得させる。                                 | 都道府県、政令指定都市、政令で定める特別区、児童相談所を設置している中核市で児童福祉に関する業務に携わる職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市区町村の職員で、学校教育法第87条による4年制大学を卒業した者又は2026年3月卒業見込みの者 | 1 回        | 200 人          | 1 年<br>【集合研修5日】<br>R8. 10. 23(金)～10. 27(火) | 【集合研修開催日程】<br>R8. 10. 23(金)～10. 27(火)                                                                                                                                                                                                                                                         | R8. 4. 6(月)<br>社会福祉研修<br>主管部まで |
|                 | 5<br>「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」指導者養成研修会   | 「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程 標準研修プログラム」の趣旨と目的を理解する。<br>テキスト類および「指導の手引き（指導マニュアル）」の活用方法を学ぶ。各科目の展開・指導方法を修得する。 | 各福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の研修実施団体が推薦する「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の研修指導予定者                                                                     | 1 回        | 80 人           | 3 日                                        | R8. 7. 5(日)～7. 7(火)                                                                                                                                                                                                                                                                           | 中央福祉学院<br>ホームページを<br>ご確認ください   |

※都合により変更する場合があります。

## 資料第10-42

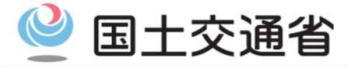
### 令和8年度 社会福祉研修実施計画 (全社協独自事業)

2025.12.24

| 課程名                                                       | 目的                                                                          | 対象者                                                                                                                                                                                                                             | 実施回数           | 受講定員              | 開催日数                                    | 開催期間等                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 社会福祉主事資格認定<br>通信課程<br>(民間社会福祉事業職員)                      | 社会福祉主事として必要な知識及び技術を通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。                | 社会福祉事業(社会福祉法に基づく第1種・第2種社会福祉事業)の施設・事業所、あるいは介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受けた施設・事業所等に従事していること                                                                                                                                               | 2回             | 3,900人            | 1年<br>〔集合研修3日/講義動画配信2日分〕                | 別途「開催要綱」等にて通知する。                                                                                                                                                                                    |
| 2 社会福祉施設長資格認定<br>講習課程<br>(民間社会福祉施設長)                      | 社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。 | 社会福祉法人立等の社会福祉施設の長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者                                                                                                                                                                | 1回             | 700人              | 1年<br>〔集合研修5日〕                          | 【集合研修開催日程】<br>①R8.10.1(木)～10.5(月)<br>②R8.11.27(金)～12.1(火)<br>③R8.12.3(木)～12.7(月)<br>④R8.12.11(金)～12.15(火)<br>⑤R9.1.14(木)～1.18(月)<br>⑥R9.1.29(金)～2.2(火)<br>※公立施設長の集合研修と同時に実施<br>※上記、①～⑥のうち指定された1回を受講 |
| 3 社会福祉士通信課程<br>(社会福祉士短期養成施設)                              | 社会福祉士として必要な専門の学術の理論及び応用について、通信教育の方法により教授し、社会福祉士国家試験の受験資格を与える。               | 「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」第3条第一号イのいずれかに該当する者                                                                                                                                                                                          | 1回             | 〔第13期〕<br>560人    | 9ヵ月<br>〔集合研修5日間または6日間〕<br>〔要実習者は加えて5日間〕 | 【集合研修日程・会場】<br>※いずれか一つのコース・日程を選択受講<br>葉山(ロフォス湘南)：5日×1回コース<br>東京(新霞が関ビル)：2日×3回コース<br>神戸(三宮研修センター)：3日×2回コース<br>福岡(TKP博多駅筑紫口)：3日×2回コース                                                                 |
| 4 福祉施設長専門講座<br>〔通信課程〕                                     | 社会福祉施設長として、施設経営管理に必要な専門的知識及び技術を修得させ、より高度な実践的能力を養成する。                        | 社会福祉施設長(管理者)または理事長、理事等または施設長相当の業務を担当している者であって、社会福祉事業経験が1年以上あり、かつ次のいずれかに該当する者。<br>①中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者<br>②社会福祉主事、保育士、社会福祉士、介護福祉士、医師、理学療法士、作業療法士、看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員のいずれかの資格を有する者<br>③上記①②の資格以外であって、2年以上施設長の職にある者 | 1回             | 〔第50期〕<br>200人    | 1年<br>〔集合研修2回、計5日間〕                     | ①R8.9.12(土)～9.14(月)<br>②R9.2.11(木・祝)～2.12(金)                                                                                                                                                        |
| 5 社会福祉法人会計実務講座<br>〔通信課程〕                                  | 社会福祉法人の会計実務担当者等に必要とされる、「社会福祉法人会計基準」に関する知識及び会計実務能力の向上を図る。                    | 社会福祉法人立の社会福祉施設ならびに社会福祉協議会の会計実務担当者等                                                                                                                                                                                              | 1回             | 〔4コース計〕<br>920人   | 6ヵ月<br>〔集合研修3日〕                         | R8.8.2(日)～8.4(火)：入門コース<br>R8.9.6(日)～9.8(火)：初級コースA<br>R8.9.18(金)～9.20(日)：初級コースB<br>R8.10.18(日)～10.20(火)：中級コース(社会協会計)<br>R8.11.23(月・祝)～11.25(水)：中級コース(施設会計)<br>R8.12.20(日)～12.22(火)：上級コース             |
| 6 社会福祉協議会管理職員研修会                                          | 都道府県・指定都市及び市区町村社会福祉協議会の管理職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。                     | 都道府県・指定都市・市区町村社会福祉協議会の部・課長等                                                                                                                                                                                                     | 1回             | 90人               | 3日                                      | R8.11.15(日)～11.17(火)                                                                                                                                                                                |
| 7 都道府県・指定都市社会福祉協議会<br>中堅職員研修会                             | 都道府県・指定都市社会福祉協議会の中堅職員に必要とされる業務実施に関する知識及び技能の向上を図る。                           | 都道府県・指定都市社会福祉協議会の中堅職員等                                                                                                                                                                                                          | 1回             | 80人               | 3日                                      | R8.8.20(木)～8.22(土)                                                                                                                                                                                  |
| 8 都道府県・指定都市<br>社会福祉研修実施機関職員研修会<br>※職場研修担当者研修会(第2回)と一部同時開催 | 福祉研修担当職員として、必要な企画実施能力の修得を図る。                                                | 都道府県・指定都市の社会福祉研修実施機関の職員で研修企画・運営に携わる者                                                                                                                                                                                            | 1回             | 10人               | 3日                                      | R8.11.9(月)～11.11(水)                                                                                                                                                                                 |
| 9 職場研修担当者研修会                                              | 福祉の職場研修(人材育成)を進めるために必要な知識及び技術を修得させる。                                        | (1)職場研修担当者研修会(第1回)(第2回)<br>社会福祉法人、施設・協議会「職場研修」(人材育成)を推進する者<br>(2)「職場研修担当者研修会」インストラクター養成研修会<br>『福祉の「職場研修」担当者養成コース』インストラクター(講師)として、各都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関が推薦する者                                                                     | (1)2回<br>(2)1回 | (1)各50人<br>(2)10人 | (1)3日<br>(2)4日                          | (1)①R8.5.19(火)～5.21(木)<br>②R8.11.9(月)～11.11(水)<br>(2)R8.5.19(火)～5.22(金)<br>※職場研修担当者研修会(第1回)と一部同時開催                                                                                                  |
| 10 スーパービジョン研修会                                            | 福祉職場の職員等への指導・助言(スーパービジョン)に組織として取り組む意義や方法について、知識の習得を図る。                      | 社会福祉法人等が經營する施設等の管理職員(施設長・部・課長等)、指導的立場の職員(主任・係長等)                                                                                                                                                                                | 1回             | 120人              | 3日                                      | R8.6.9(火)～6.11(木)                                                                                                                                                                                   |
| 11 ファミリーソーシャルワーク研修会                                       | ファミリーソーシャルワークに携わる職員等の専門性の向上を図る。                                             | 家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、母子支援員、少年指導員、家族(保護者)支援に携わる児童福祉施設職員や関係職員、里親、ファミリーホーム養育者等                                                                                                                                                      | 3回             | 各180人             | 各2日                                     | (1)R8.10.21(水)～10.22(木) (2)R8.11.12(木)～11.13(金)<br>(3)R9.1.21(木)～1.22(金)                                                                                                                            |
| 12 「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」<br>上級管理者研修会                       | トップマネジメントとしての基本的役割やキャリアデザインの方法、各法人・事業所におけるキャリアパス構築のための方法論等を習得させる。           | 近い将来、施設長等の運営統括責任者の役割を担うことが想定される職員 または、現に施設長等の運営統括責任者に就いている職員(理事を含む)                                                                                                                                                             | 1回             | 30人               | 2日                                      | R9.2.22(月)～2.23(火)                                                                                                                                                                                  |
| 13 ふくし未来塾                                                 | 社会福祉の制度の枠にとどまることのない令和時代の共生社会を創造し、その活動実践を行な引するトップリーダーを育成する。                  | ○ 社会福祉法人の次世代の経営者をめざす社会人<br>○ 新たな事業経営と福祉実践の創造を通じて、主体的に地域生活課題に向き合う社会人<br>○ リーダーシップを備え、社会福祉の総合性と専門性の学びを常に追求し、福祉の価値(人間の在厳さ)を体現する高度な経営者をめざす社会人                                                                                       | 1回             | 30人               | ゼミ合宿<br>その他、動画視聴                        | ①R8.6.5(金)～6.7(日)<br>②R8.8.9(日)～8.11(火・祝)                                                                                                                                                           |
| 14 ソーシャルワーク力を鍛え、磨き上げる実践研修                                 | 組織・チームのソーシャルワーク力を向上させる。                                                     | (1)鍛えるコース<br>重層的支援体制整備事業や包括的支援体制などに携わる社会福祉法人、社会福祉協議会、行政等のソーシャルワーカー等<br>(2)磨くコース<br>福祉サービス等の支援従事者への指導、スーパービジョンを行う方                                                                                                               | (1)2回<br>(2)1回 | (1)各80人<br>(2)60人 | (1)各3日<br>(2)3日                         | (1)①R8.10.10(土)～10.12(月)<br>②R9.2.13(土)～2.15(月)<br>(2)R9.2.6(土)～2.8(月)                                                                                                                              |

※都合により変更する場合があります。

# 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律

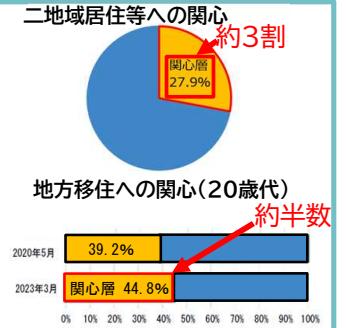


資料第10-43

※令和6年5月15日成立。同年11月1日施行

## 背景・必要性

- コロナ禍を経て、UIJターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、地方への人の流れの創出・拡大の手段として、二地域居住の促進が重要。しかし、その促進に当たっては、「住まい」「なりわい(仕事)」「コミュニティ」に関するハードルが存在。
- このため、二地域居住者向けの住宅、コワーキングスペース、交流施設等の整備や、市町村による地域の実情を踏まえた居住環境の整備の取組に対する制度的な支援が必要。
- そこで、二地域居住の促進を通じた広域的地域活性化のための基盤整備を一層推進し、地方への人の流れの創出・拡大を図ることが必要。



## 法律の概要

### 1 【都道府県・市町村の連携】二地域居住<sup>\*1</sup>促進のための市町村計画制度の創設

- 都道府県が二地域居住に係る事項を内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画(特定居住促進計画)を作成可能
- 特定居住促進計画には、地域における二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項等を記載するものとし、当該計画に定められた事業の実施等について法律上の特例を措置(住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくする等)  
⇒ 空き家改修・コワーキングスペース整備について支援<予算>
- 市町村は、都道府県に対し、二地域居住に係る拠点施設と重点地区をその内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画の作成について提案が可能

<sup>\*1</sup>法律上は「特定居住」

#### 都道府県（広域的地域活性化基盤整備計画）

- ✓ 広域からの来訪者(観光客等)を増加させるインフラ(アクセス道路等)の整備事業等【現行】
- ✓ 二地域居住に係る拠点施設【新設】
- ✓ その整備を特に促進すべき重点地区【新設】  
⇒ インフラ整備(都道府県事業)について社会資本整備総合交付金(広域連携事業)により支援<予算>

#### 市町村（特定居住促進計画）【新設】

- ✓ 特定居住促進計画の区域
- ✓ 二地域居住に関する基本的な方針  
(地域の方針、求める二地域居住者像等)  
\* 住民の意見を取り入れた上で公表し、地域と二地域居住者とを適切にマッチング
- ✓ 二地域居住に係る拠点施設の整備
- ✓ 二地域居住者の利便性向上、就業機会創出に資する施設の整備  
\* 事業の実施等について法律上の特例を措置



### 2 【官民の連携】二地域居住者に「住まい」「なりわい」「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人(二地域居住等支援法人<sup>\*2</sup>)の指定制度の創設

<sup>\*2</sup>法律上は「特定居住支援法人」

- 市町村長は二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人、民間企業(例:不動産会社)等を二地域居住等支援法人として指定可能
- 市町村長は空き家等の情報、仕事情報、イベント情報などの関連情報を情報提供(空き家等の不動産情報は本人同意が必要)
- 支援法人は、市町村長に対し、特定居住促進計画の作成・変更の提案が可能  
⇒ 支援法人の活動について支援<予算>

### 3 【関係者の連携】二地域居住促進のための協議会制度の創設

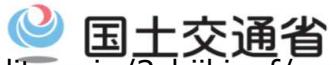
- 市町村は、特定居住促進計画の作成等に関し必要な協議を行うため、当該市町村、都道府県、二地域居住等支援法人、地域住民、不動産会社、交通事業者、商工会議所、農協等を構成員とする二地域居住等促進協議会<sup>\*3</sup>を組織可能

<sup>\*3</sup>法律上は「特定居住促進協議会」

**【目標・効果】**二地域居住の促進により、地方への人の流れの創出・拡大を図る(KPI)  
①特定居住促進計画の作成数:施行後5年間で累計600件  
②二地域居住等支援法人の指定数:施行後5年間で累計600法人

# 全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームについて

資料第10-44



[https://www.mlit.go.jp/2chiiki\\_pf/](https://www.mlit.go.jp/2chiiki_pf/)

- ・官民で連携して二地域居住等を促進していくためのプラットフォームを令和6年10月に設立  
(地方公共団体中心の「全国二地域居住等促進協議会」を発展的に改組)
- ・5者（官3、民2）が共同代表（任期1年）となり、全国1,194の団体が「会員」として参画

<会員構成>（令和7年1月30日時点）

## ○地方公共団体（778） ○関係団体、民間事業者等（416）

- ・都道府県
- ・市区町村
- ・会費は当面の間、無料
- ・申込み隨時受付中
- ・二地域居住関連事業者
- ・移住等支援機関
- ・不動産関係団体
- ・交通関係団体
- ・報道機関 等

### 共同代表（5者）

- ・長野県
- ・和歌山県田辺市
- ・栃木県那須町（運営事務局兼務）
- ・ANAホールディングス
- ・シェアリングエコノミー協会

### 専門部会

- ・検討テーマ別に開催
- ・会員ニーズを踏まえた  
中長期課題についての検討 等
- ・共同代表が必要と認めるとき  
には、官民P.Fに専門部会を  
置くことができる。
- ・専門部会を置く場合には、部  
長は、会員の中から共同代  
表が指名する。



### 官民の接点

- ・名刺交換会
- ・シンポジウム
- ・セミナー 等



### 協力

国土交通省、内閣官房・内閣府、金融庁、こども家庭庁、  
総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省

### 〔主な活動内容〕

- ・二地域居住等の促進に関する施策、事例等の情報の交換と共有、発信
- ・二地域居住等の促進に共通する具体的課題等について、対応方策の協議・検討
- ・二地域居住等の促進に係るノウハウ等の周知・普及、機運醸成
- ・二地域居住等の促進のための実践的な政策検討・提言等
- ・官民のマッチング促進、出会いの場の提供 等

キックオフイベントの模様（令和6年10月）



二地域居住推進フォーラム2025（主催イベント）の模様



- 令和6年、二地域居住を促進するための活動や調査を行う法人（特定居住支援法人）の市町村による指定制度が創設。
- この法人には、特に、二地域居住希望者と地域の人材ニーズのマッチングや、空き家など生活環境の提供を調整する役割が期待されている。
- 特定居住支援法人の取組について、モデルとなるものの構築を支援し、指定拡大や取組内容の充実を後押しするもの。
- 都道府県をまたぐもの、全国的な法人によるもの等の広域にわたるものから、地域密着の取組まで幅広い態様に応じた支援を行う。



人と地域をつなぐ仕組みを構築

特定居住支援法人



- 特定居住支援法人の指定及び全国二地域居住等促進官民プラットフォームへの参画が要件

## 取組例

### 【目的】

#### 広域型

都市部の二地域居住希望者と受入地域のニーズをマッチングし、Webプラットフォームや交流イベント等を通じて、潜在的な希望者を掘り起こし、情報発信・相談支援等を行うことで、広域的なネットワークにより多様な選択肢を提供する。

### 【取組例】

- ・Webマッチングプラットフォーム構築
- ・都市部での説明会・交流イベント開催
- ・オンライン相談窓口設置
- ・二地域居住モデル事例の発信

- ・都市部企業との連携促進
- ・空き家情報等のデータ整備・提供
- ・地域体験プログラムのパッケージ化
- ・マッチングイベント開催、潜在層発掘

#### 地域密着型

### 【目的】

地域における二地域居住者へのニーズを丁寧に整理・分析し、空き家活用等の住環境整備、二地域居住者向けのなりわい提供、コミュニティ形成を通じて二地域居住者の定着を支援し、地域の活性化と持続可能な暮らしの基盤を構築する。

### 【取組例】

- ・地域ニーズの収集・整理
- ・二地域居住希望者と地域住民との交流
- ・地域案内・生活サポート等の人材育成
- ・空き家改修支援の体制整備

- ・地域内求人情報の集約・発信
- ・受入体制のガイドライン策定
- ・地域の農業・文化の体験イベントの実施
- ・相談・交流の場の設置によるコミュニティ形成

二地域居住先において安心して生活できる受け入れ体制を構築することで、二地域居住を通じた新たな人の流れを創出・拡大

- 二地域居住等の促進にあたる様々な課題解決に向けて、官民連携による持続的な取組モデルの構築を図っていく必要がある。
- 特に、二地域居住の負担軽減を持続的に図っていく仕組みづくりや、ふるさと住民登録制度とも連携した取組、事前防災等の災害対策にも資する取組等の先導的なプロジェクトを実証・実装し、その課題や効果・影響等を検証することにより、課題の解決に資する対策や取組等の実装を支援する。

## 中長期的な課題の解決に向けたパッケージプロジェクトへの支援

- ・中長期的に検討すべき課題の解決のため、交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体が実施する実証的なモデル事業をハード・ソフト両面からパッケージで支援する。
- ・二地域居住の様々な課題について、先導的なモデルとなる官民連携のプロジェクトを支援するもの。特に、下記テーマについては重点的な対象として評価。

**【特定テーマ】**   ・二地域居住者の負担軽減のための持続可能な取組   ・ふるさと住民登録制度との連携に向けた取組   ・事前防災等の災害対策に資する取組

### 【支援の前提となる要件】

- ・核となる自治体に特定居住促進計画があり、かつ核となる民間法人が特定居住支援法人に指定されていること（案段階でも事業実施までの策定・指定でも可。）
- ・官民双方の核となる主体が全国二地域居住等官民連携プラットフォームに参画していること

#### 【支援対象経費】

##### ・調査検討に要する経費

中長期的な課題の解決に向けた実施計画策定・コンソーシアム運営、広報・広告、関係者の意見交換・合意形成、実施体制・仕組みの構築等の検討経費

**※交通運賃、宿泊費等、利用者への直接的な補助は除く**

##### ・実証実施に要する経費

中長期的な課題の解決に向けた交通定額化や二地域居住証明等に必要なシステム等の整備・改修、区域外教育・保育の円滑運用の実証、二次交通の確保、お試し居住施設の整備、コワーキングスペースの整備等に要する経費

#### 【補助率】

##### ・調査検討に要する経費

定額

##### ・実証実施に要する経費

1／2

#### 【事業主体】

##### ・地方公共団体と民間事業者等とのコンソーシアム

**※実施地方公共団体による特定居住促進計画の策定及び特定居住支援法人の指定は必須**

二地域居住者の負担の軽減や二地域居住先の居住環境の整備等への一体的な支援を通じて、対策の効果が相乗的に発揮されることにより、二地域居住者が増加し、新たな人の流れの創出・拡大が図られ、地域の活性化につながる。

## 2 外国人介護人材の受入れについて

### (1) これまでの外国人介護人材の受入環境整備の取組などについて

(資料第 10-47~51 参照)

高齢者の増加と生産年齢人口の減少が進む中で、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは重要な課題である。

そのため、累次の処遇改善、介護職のイメージアップや多様な人材の参入促進、ICT等のテクノロジーを活用した職場環境の改善による離職の防止、介護福祉士修学資金の貸付等による人材育成への支援など、総合的に介護人材の確保に取り組んでいる。その中で、確保策の一つとして、外国人介護人材の受入環境整備も重要である。

介護職として働く外国人の在留者数は着実に増加しており、特に、特定技能外国人の在留者数は、令和7年8月末の時点において約5万9千人であり、受入れを開始した平成31年以降継続して増加しており、最近の伸びは大きくなっている。

世界的な人材獲得競争の中、外国人介護人材を確保していくためには、「海外への戦略的な働きかけ」と、「定着支援」の両方が重要であり、そのような観点から、令和7年度補正予算等も確保しているところである。

その上で、外国人介護人材を量と質の両面から確保する際、都道府県による管内市町村、事業者、関係団体等への積極的な関与が重要であると考えている。都道府県によつては、県内の外国人介護人材の確保を推進するため、県と事業者団体又は社会福祉協議会の共同事業として、県内の外国人介護人材の受入れを総合的に支援するセンターを創設し、当該センターが、

- ・ 技能実習制度における監理団体や特定技能制度における登録支援機関としての役割を担い、技能実習・特定技能・留学等の複数の在留資格の外国人介護人材に係るマッチング支援
- ・ 送り出し国の現状把握、送り出し機関との調整、現地教育施設の現地調査を実施する専門人員の設置
- ・ 現地教育機関が行う日本語講習及び介護導入講習に必要な講師の派遣

などを実施している例もあることから、各都道府県においても、後述の令和7年度補正予算や令和8年度予算案などを活用いただき、関係団体等とも協力しつつ、海外現地への働きかけや定着支援に積極的に取り組んでいただきたい。

## (2) 令和7年度補正予算及び令和8年度予算案について（資料第10-52～60参照）

前述のとおり、世界的な人材獲得競争の中、外国人介護人材を確保していくためには、新たに日本の介護現場に来てもらうための対策や既に国内に在留する外国人に日本の介護現場で長く働いてもらうための対策など、外国人介護人材の受入環境の整備により一層取り組む必要がある。

このため、令和7年度補正予算や令和8年度予算案において、外国人介護人材の受入環境の整備を推進していくために必要な予算を計上しており、主な内容は以下のとおりである。

各都道府県におかれては、こうした施策を活用いただき、外国人介護人材の受入環境の整備に積極的に取り組んでいただきたい。

### （令和7年度補正予算）

#### ① 外国人介護人材獲得強化事業（資料第10-53参照）

海外現地での働きかけを強化し、外国人介護人材を確保する観点から、都道府県と連携し海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う介護事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して支援を行う。なお、海外現地に赴き、各国政府機関や海外現地の学校・送り出し機関と関係構築することや、管内事業者等を海外現地に集めて合同説明会を開催するなどの取組についても補助対象となる。

上記に加えて、都道府県における外国人介護人材に係るセンターを活用する等して、初めて外国人介護人材を受け入れる事業所への支援や、受け入れのきっかけをつかめない小規模事業所等への支援を重点的に行う都道府県に対して支援を行う。

前述したとおり、外国人介護人材の受入れには都道府県の役割が非常に重要であり、本事業において介護事業所等に対して支援を行う場合も、都道府県が積極的に関与することが重要であると考えている。令和6年度調査研究事業において、自治体の海外現地等へのアプローチを後押しし、より積極的な外国人介護人材の確保・定着を目的として、日本の自治体が海外現地で人材獲得のための働きかけを行う際に、日本の介護を説明する対外発信資料を日本語と英語で作成し、当該資料の活用方法等に関する自治体職員向けの補足資料も作成しているので、本事業を実施する上で、ご活用いただきたい。

【参考】海外現地と自治体等の連携による外国人介護人材確保策に係る調査研究事業  
(報告書 URL)

[https://www.nttdata-strategy.com/services/lifevalue/docs/r06\\_add3\\_01jigyohokokusho.pdf](https://www.nttdata-strategy.com/services/lifevalue/docs/r06_add3_01jigyohokokusho.pdf)

(対外発信資料：日本での新たなキャリアと可能性)

[https://www.nttdata-strategy.com/services/lifevalue/docs/r06\\_add3\\_02jigyohokokusho.pptx](https://www.nttdata-strategy.com/services/lifevalue/docs/r06_add3_02jigyohokokusho.pptx)

(対外発信資料：日本での新たなキャリアと可能性（ダイジェスト版）)

[https://www.nttdata-strategy.com/services/lifevalue/docs/r06\\_add3\\_03jigyohokokusho.pptx](https://www.nttdata-strategy.com/services/lifevalue/docs/r06_add3_03jigyohokokusho.pptx)

(対外発信資料：日本での新たなキャリアと可能性（英訳版）)

[https://www.nttdata-strategy.com/services/lifevalue/docs/r06\\_add3\\_04jigyohokokusho.pptx](https://www.nttdata-strategy.com/services/lifevalue/docs/r06_add3_04jigyohokokusho.pptx)

(対外発信資料：日本での新たなキャリアと可能性（ダイジェスト版の英訳版）)

[https://www.nttdata-strategy.com/services/lifevalue/docs/r06\\_add3\\_05jigyohokokusho.pptx](https://www.nttdata-strategy.com/services/lifevalue/docs/r06_add3_05jigyohokokusho.pptx)

(自治体向け補足資料)

[https://www.nttdata-strategy.com/services/lifevalue/docs/r06\\_add3\\_06jigyohokokusho.pdf](https://www.nttdata-strategy.com/services/lifevalue/docs/r06_add3_06jigyohokokusho.pdf)

## ② 外国人介護人材定着促進事業（資料第10-54参照）

外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減し、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する観点から、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入、導入されたツール等が有効活用されるための環境整備に係る経費を助成する。

(令和8年度予算案)

③ 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（資料第10-55参照）

受入施設が行う就労中のEPA介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門的知識の学習、学習環境の整備、また、喀痰吸引等研修の受講費用、研修を担当する者の活動に要する費用を補助する。

※ 障害者施設等は「障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」で実施

④ 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業（資料第10-56参照）

介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の確保を図るため、留学生に対して、就労予定先の介護施設等が介護福祉士養成施設等に係る奨学金の給付等を行う場合に、その費用を補助する。なお、令和6年度より、居住費などの生活費の支援に関して積極的に取り組む場合に、補助基準額への加算を設けている。

⑤ 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業（資料第10-57参照）

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うため、送出国における特定技能就労希望者等に関する情報収集、海外での合同説明会の開催等のマッチング支援等に係る費用を補助する。

⑤ 外国人介護人材受入施設等環境整備事業（資料第10-58参照）

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするために、日本人職員・外国人介護職員・利用者等の相互間のコミュニケーション支援、外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化、介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組等に対する費用を補助する。なお、外国人介護人材の定着支援の観点から重要な「住まい支援」についても、居住費などの生活費を対象とすることが可能であるため、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

⑥ 外国人介護人材研修支援事業（資料第10-59～60参照）

介護施設等で就労する外国人介護人材の介護技能を向上するため、都道府県が行う集合研修や研修講師の養成、外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施するための費用を補助する。

なお、技能実習生や1号特定技能外国人は、介護福祉士資格取得を目指した制度ではないため、就労しながら資格取得するまでの具体的な道筋や、学習支援の手法が明確ではなく、受入施設の方針次第で学習方法等が大きく異なっている状況にある。このため、どの施設で勤務していても、適切な学習支援等が行われるよう、受入施設の外国人教育担当職員等を対象に、外国人介護人材の学習支援方法に関する知識や技能に関する研修を実施することは重要であることから、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

また、令和5年度の調査研究事業において、受入施設の外国人教育担当職員等を対象とした外国人介護人材の学習支援方法に関する知識や技能に関する研修に係るモデル的な取組の実施や、研修のカリキュラムの例などを作成しているため、本事業を実施する上で、ご活用をいただきたい。

【参考】外国人介護人材の介護福祉士国家資格取得に向けた指導者養成の在り方

に関する調査研究事業

(報告書 URL)

[https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2024/04/koukai\\_240425\\_17.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2024/04/koukai_240425_17.pdf)

(報告書（指導者養成研修 運営の手引き）)

[https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2024/04/koukai\\_240425\\_18.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2024/04/koukai_240425_18.pdf)

[https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2024/04/koukai\\_240425\\_19.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2024/04/koukai_240425_19.pdf)

[https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2024/04/koukai\\_240425\\_20.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2024/04/koukai_240425_20.pdf)

### (3) 外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について（資料第 10-61 参照）

介護福祉士の国家資格を有さない外国人介護人材の訪問介護の従事について、1対1で介護サービスを提供するという業務内容の特性を踏まえ認めていなかったところだが、「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」や「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」等での議論を重ねた結果、介護職員初任者研修課程等を修了し、介護事業所等での実務経験等を有する技能実習生及び特定技能外国人について、一定の条件の下で訪問系サービスへの従事を認め、令和7年4月より施行を開始した。受入事業者に対しては、研修の実施、同行訪問等を通じたOJTの実施などの遵守事項を求め、これらを適切に履行できる体制・計画等を有することを条件としている。訪問系サービスを含む多様な業務に従事いただくことは、外国人介護人材のキャリアアップにも繋がるため、引き続き本制度を積極的にご活用いただけよう、各自治体におかれでは、貴管内市町村のほか、事業者、関係団体等に  
対し、改めて周知をお願いする。

【参考】外国人介護人材の訪問系サービスの従事について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_56271.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56271.html)

### (4) 育成就労制度について（資料第 10-62～72 参照）

技能実習制度を発展的に解消し、新たに人材育成と人材確保を目的とした「育成就労制度」を創設すること等を盛り込んだ、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号）が令和6年6月21日に公布され、令和9年4月1日に施行予定となっている。令和7年3月に「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」等において有識者から意見を聴取の上、基本方針が閣議決定されたところだが、引き続き同会議での議論を行い、分野別運用方針などの策定を進めていくこととなっている。

なお、育成労制度の施行に向けて、分野に特有の事情に鑑み、制度全体の基準に上乗せして分野独自の基準を告示等で定めることとなっており、介護分野においては、基本的に技能実習制度で設けた上乗せ基準等を踏襲する形で検討を進めている。

今後、分野別運用方針の策定や上乗せ基準の設定などについて決定次第、情報提供を行うので、その内容についてご了知願いたい。

【参考】令和6年入管法等改正法について

[https://www.moj.go.jp/isa/01\\_00461.html](https://www.moj.go.jp/isa/01_00461.html)

【参考】特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成労の適正な実施及び育成労外国人の保護に関する基本方針について（令和7年3月11日閣議決定）

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001434808.pdf>

【参考】特定技能制度及び育成労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議

[https://www.moj.go.jp/isa/03\\_00116.html](https://www.moj.go.jp/isa/03_00116.html)

## (5) 外国人介護人材に関する相談窓口について（資料第10-73、74参照）

EPA介護福祉士候補者及びその受入施設を対象とした相談窓口（EPA相談窓口）や、EPA介護福祉士候補者以外の在留資格の外国人及びその受入施設を対象とした相談窓口（外国人介護人材無料サポート）を設置し、外国人ご本人の生活、日本語学習、労務管理、在留資格などに関する相談に対応しているところである。当該相談窓口を積極的にご活用いただけよう、各自治体におかれでは、管内の事業所等に対して、当該相談窓口に関する周知をお願いする。

【参考】EPA相談窓口について

<https://jicwels.or.jp/?p=14070>

【参考】外国人介護人材無料サポートについて

[https://jicwels.or.jp/fcw/?page\\_id=85](https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=85)

# 外国人介護人材受入れの仕組み

## EPA（経済連携協定） (インドネシア・フィリピン・ベトナム)

在留者数  
2,590人（うち資格取得者474人）  
(令和7年12月1日時点)

制度趣旨  
二国間の経済連携の強化

〈就学コース〉 〈就労コース〉

介護福祉士候補者として入国

介護福祉士養成施設（2年以上）  
(フィリピン、ベトナム)  
→ 介護福祉士国家試験

介護福祉士資格取得（登録）  
→ 介護福祉士として業務従事

## 在留資格「介護」 (H29. 9/1～)

13,949人  
(令和7年6月末時点)

専門的・技術的分野の  
外国人の受入れ

〈養成施設ルート〉 〈実務経験ルート〉

外国人留学生として入国  
技能実習生等として入国

介護福祉士養成施設（2年以上）  
介護施設等で就労・研修（3年以上）  
→ 介護福祉士国家試験

介護福祉士資格取得（登録）  
→ 介護福祉士として業務従事

## 技能実習 (H29. 11/1～)

20,065人  
(令和6年12月末時点)

本国への技能移転<sup>(注3)</sup>

実習実施者（介護施設等）の下で  
実習（最大5年間）  
※実習の各段階で技能評価試験を受検

受検（入国1年後）  
受検（入国3年後）  
→ 受検（入国5年後）  
（3年以上）  
→ 帰国

## 特定技能1号 (H31. 4/1～)

58,992人  
(令和7年8月末時点・速報値)

人手不足対応のための一定の専門性・  
技能を有する外国人の受入れ

技能水準・日本語能力水準を試験等で確認し入国

受入れの流れ  
〔特定活動（EPA）〕

〔留学〕

〔介護〕

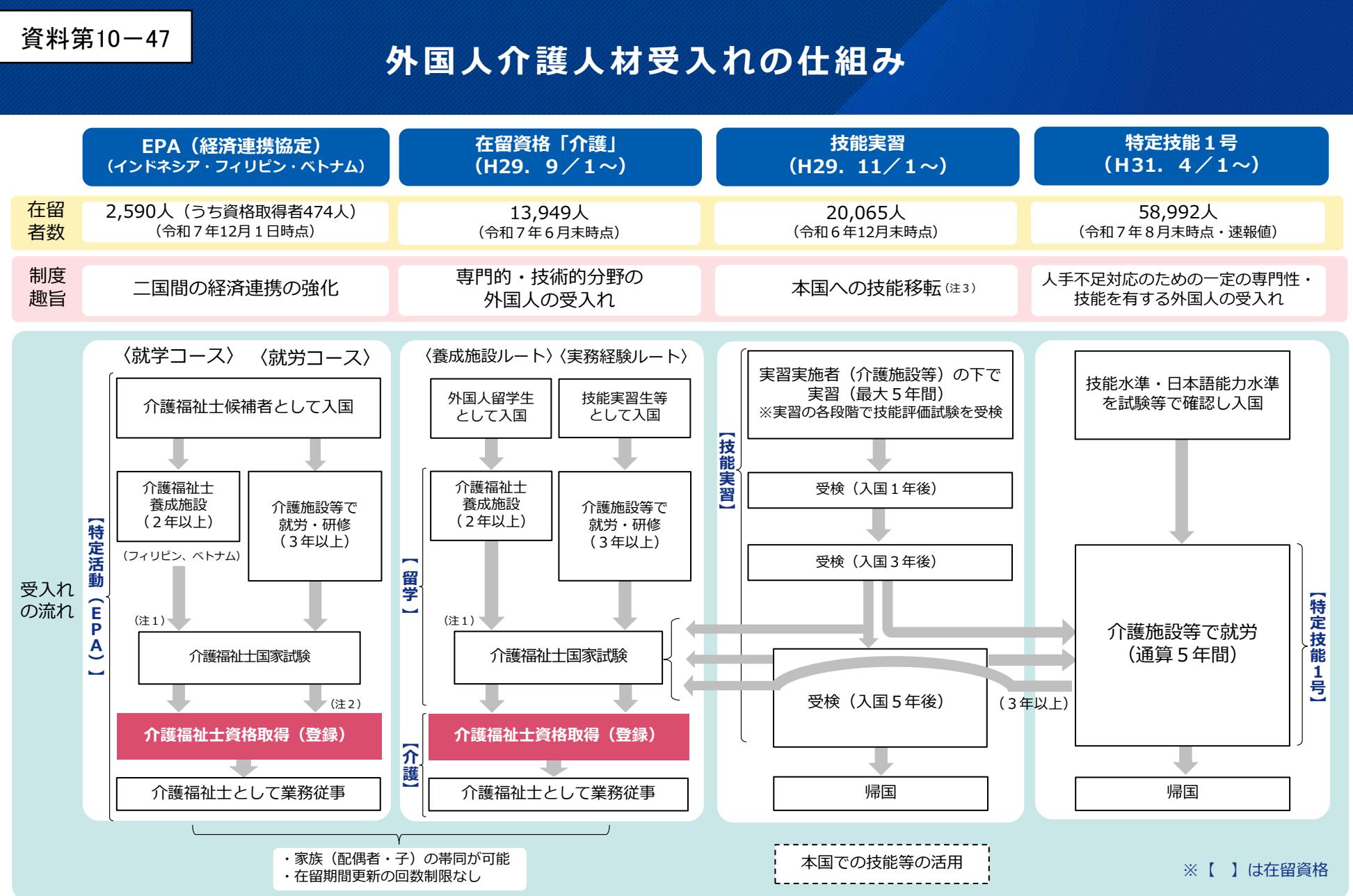
〔技能実習〕

〔特定技能1号〕

- ・家族（配偶者・子）の帯同が可能
- ・在留期間更新の回数制限なし

本国での技能等の活用

\*【】は在留資格



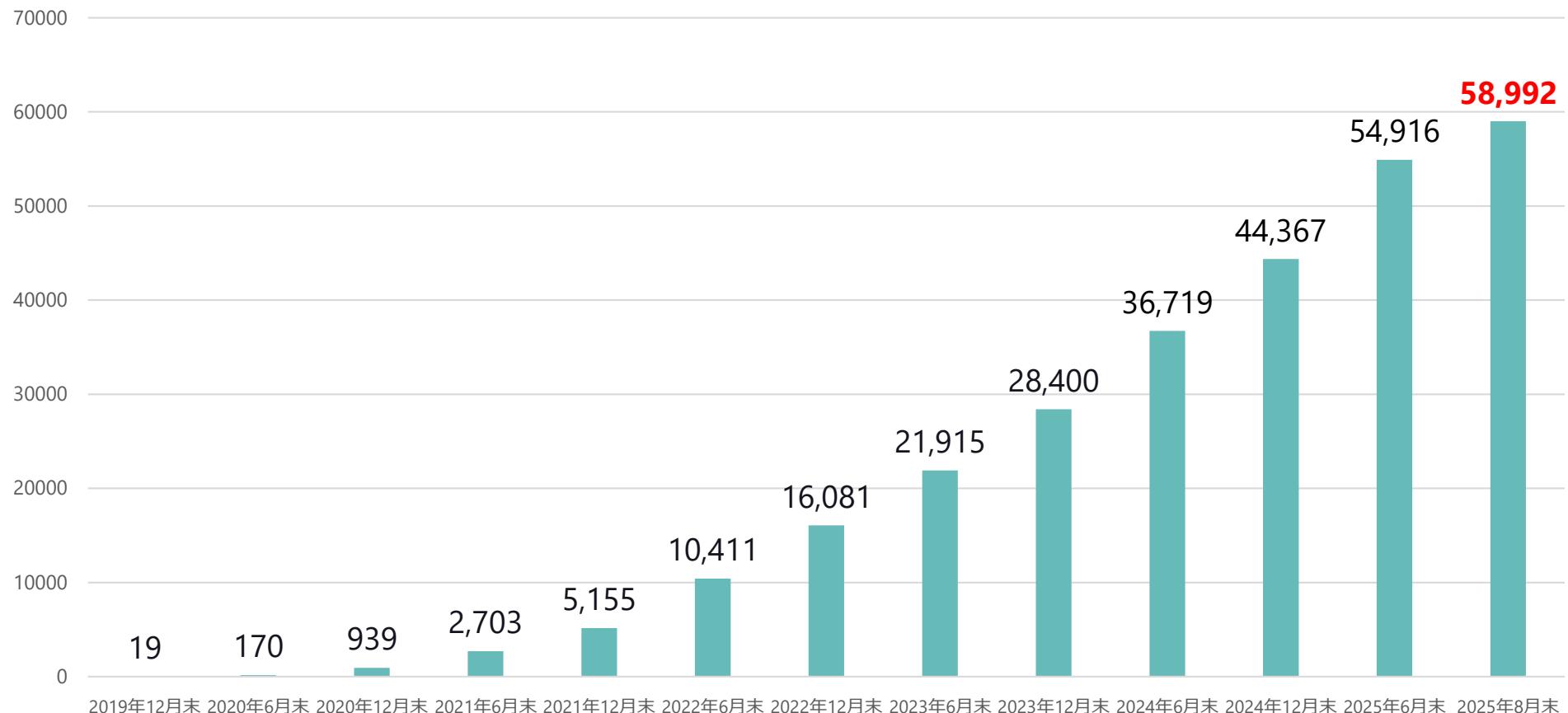
(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2) 4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

(注3) 技能実習制度については、育成就労制度に見直す法案が令和6年6月14日に成立し、原則3年以内の施行となっている。

## 介護分野の特定技能外国人在留者数の推移

- 介護分野の特定技能外国人在留者数は、受入を開始した2019年以降、継続して増加。
- 直近の2025年8月末の在留者数は約5万9千人であり、過去最多となっている。



## 地域医療介護総合確保基金を活用した自治体の取組（1）

（滋賀県～事業者団体と県の共同による外国人介護人材のマッチングから定着等の一貫支援の実施～）

- 滋賀県では、外国人介護人材の確保～定着支援を行うため、関係機関と連携して「滋賀県国際介護・福祉人材センター」を設置し、基金を活用してマッチング支援や人材育成・定着支援等に取り組んでいる。

### 事業概要

- 高齢化とともに生産年齢人口が減少していくことを踏まえ、人材確保対策の一つとして外国人介護人材の受入施策を検討するため、関係団体等からなる「滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会」の部会として、令和元年度に「外国人介護人材参入促進検討部会」を設置。
- 「どこの監理団体が良いのか分からぬ」「費用面が課題」等の事業者の声を受け、様々な検討の結果、県内事業者団体・職能団体等の合意のもと、事業者団体と県の共同事業として、令和2年4月に「滋賀県国際介護・福祉人材センター」を創設。
- 事業者団体が技能実習制度の監理団体を創設し、特定技能・留学を通じたマッチング支援については、県事業として同団体に委託することで、3つの在留資格を通じた外国人介護人材の受入れを総合的に支援するもの。
- 令和4年度からは、介護技術・日本語能力の向上に係る研修や外国人介護職員同士の交流事業など、センターに育成・定着支援機能を付加することで、外国人介護人材の円滑かつ適正な受入れから育成・定着までの一貫した支援体制の構築を目指す。

### 事業内容



### 実績・効果

- 令和7年12月時点で、センターを通じて165名（技能実習生含む）の外国人介護人材が県内事業所で就労中。
- 令和6年度の研修事業実績については、
  - ・受入対応研修 参加者 36名
  - ・指導担当者研修 参加者 累計77名
  - ・外国人介護職員フォローアップ研修『エントリー研修』参加者 49名
  - 『ベーシック研修』参加者 累計82名
  - 『アドバンス研修』参加者 累計48名
  - ・介護の理解研修 参加者 62名

滋賀県国際介護・福祉人材センターホームページ  
(<https://shiga-kokusaijinzai.jp/>)

## 地域医療介護総合確保基金を活用した自治体の取組（1）

（滋賀県国際介護・福祉人材センターにおける「海外現地への働きかけ」について）

- 外国人介護人材の確保の観点から、海外現地への働きかけを令和4年度から実施している。
- 滋賀県の介護事業所で働く魅力を海外現地に効果的に伝え、マッチング支援を充実させることを目的に実施。また、情報を正確に伝えることで、入職後のミスマッチを防ぐことも重視している。

### （1）海外現地日本語学校等における説明会および介護にかかる講義の実施

- 現地日本語学校の学生等を対象に、以下の内容を扱う説明会を実施。
  - 特定技能制度等を含む受入れ制度の概要説明
  - 滋賀県国際介護・福祉人材センターにおける支援体制の説明
  - （日本語学校等の希望に応じて）介護にかかる講義
- なお、現地の日本語学校や送り出し機関の掘り起こしとしては、
  - 他業種で外国人材を採用されている法人から送り出し機関を紹介いただく
  - 送り出し機関の情報をもとに、海外現地へ直接出向いて視察を行う 等
 様々であり、実際に受入れを始めた後も、定期的に海外現地へ出張することで、関係性を構築している。



【主な対象国】※オンライン対応含む

- 令和4年度：タイ、フィリピン、ネパール等
- 令和5年度以降：タイ、フィリピン、ネパール、ミャンマー等

### （2）滋賀県国際介護・福祉人材センターが独自に作成したPR動画の放映

- 現地日本語学校や送り出し機関等を対象に、滋賀県内の介護事業所で働くイメージを持っていただきやすくするため、PR動画を作成し、YouTubeで公開するとともに、海外現地における説明会等で放映。
- 国際介護・福祉人材センターが行う研修や交流会の様子を映像にすることで、滋賀県での受入支援体制をイメージしていただき、入国後も安心して日本で就労いただけるよう作成している。
- PR動画の主なコンテンツは、以下のとおり。
  - 介護職の代表的なキャリアパス等の紹介
  - 滋賀県内の介護事業所で働く外国人介護職員へのインタビュー
  - 知事からの歓迎メッセージ 等



## 地域医療介護総合確保基金を活用した自治体の取組（2）

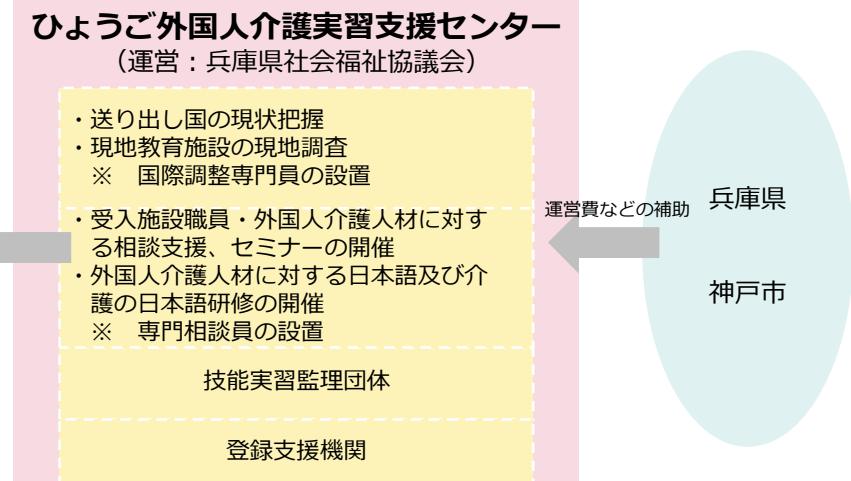
（兵庫県～社会福祉協議会と県・市の共同による外国人介護人材の受入促進・定着支援の実施～）

- 兵庫県では、外国人介護人材の確保～定着支援を行うため、関係機関と連携して「ひょうご外国人介護実習支援センター」を設置し、基金を活用して人材確保や定着支援等に取り組んでいる。

### 事業概要

- 平成31年2月、兵庫県内の福祉施設で介護職種の技能実習生の円滑な受入れが行われるよう、兵庫県・神戸市の支援により、兵庫県社会福祉協議会に技能実習生の受入れ業務を行う監理団体「ひょうご外国人介護実習支援センター」を設置。  
※ 介護職種の技能実習開始時、県内の事業者から「民間の監理団体は様々あり、支援の質に差がある。どの監理団体に依頼すべきか分からぬ」という不安な声があり、行政として適切に事業者をサポートしていくといふ考えから、県の施策の中に監理団体の設立を位置付け、社会福祉法に位置づけられた公共性・公益性の高い法人であることや福祉団体とのつながり、施設従事者に対する研修、人材確保等にも取り組んでいること等を踏まえ、社会福祉協議会に監理団体の設立を依頼。
- 技能実習後、特定技能への円滑な移行を図るために、令和3年度に登録支援機関として認可を受け、センターが受け入れた技能実習生修了者のほか、県内福祉施設等への就労を希望する特定技能外国人の支援を実施。
- 監理団体及び登録支援機関の通常業務のほか、
  - ・送り出し国の現状把握、送り出し機関との調整、現地教育施設の現地調査を実施する「国際調整専門員」の設置、
  - ・受入施設及び技能実習生に対する相談支援や研修を行う「専門相談員」の設置
 を行うなど、外国人介護人材の受入促進、定着支援を実施。
- ベトナム・ミャンマー・インドネシア・ネパールの送り出し機関とセンターが協定を結ぶなど、受入れ対象国の拡大を進めている。

### 事業内容



### 実績・効果

- (令和6年度実績)
- 送り出し国の現状把握、現地教育施設の現地調査
    - ・2カ国（ミャンマー、ネパール）・6機関
  - 受入施設職員・外国人介護人材に対するセミナーの開催
    - ・受入施設職員向けセミナー 計3回開催、計90名参加
    - ・日本文化理解講習会・情報交流会 計2回開催、計119名参加
  - 日本語能力向上に向けた研修・セミナーの開催
    - ・日本語能力評価研修 計4回開催、計78名参加
    - ・介護の日本語研修 計52名参加
    - ・介護技術研修 計27名参加
  - 外国人介護人材受入促進セミナー（※）の開催
    - 計4回、計80名参加
- ※外国人介護人材の受け入れに係る制度・手続についての説明のほか、公民連携協定法人や兵庫県社会福祉協議会の監理団体としての取り組みを紹介し、外国人介護人材のより一層の受け入れを促進するために実施

ひょうご外国人介護実習支援センターホームページ  
(<https://hyogo-ktsc.org/>)

資料第10-52

# 外国人介護人材確保の関連予算事業

## 海外への働きかけ強化 (情報発信・マッチング・経済的支援等)

| 事業名                                             | 実施主体 | 対象       | 事業内容                                                    |
|-------------------------------------------------|------|----------|---------------------------------------------------------|
| ① 介護技能評価試験等実施事業                                 | 民間団体 | 特定技能     | 日本国内外での <u>特定技能評価試験</u> の実施。                            |
| ② 外国人介護人材受入・定着支援等事業                             | 民間団体 | すべての在留資格 | 海外での現地説明会、WEB・SNS等での日本の介護等の <u>情報発信</u> 。               |
| ③ 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業<br>(地域医療介護総合確保基金) | 都道府県 | 留学・特定技能  | 海外現地での特定技能就労希望者等に関する情報収集・合同説明会の実施等の <u>マッチング支援</u> の実施。 |
| ④ 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業<br>(地域医療介護総合確保基金)      | 都道府県 | 留学       | 介護施設等に対して、留学生への <u>奨学金等の支援</u> に係る経費を助成。                |
| ⑤ 外国人介護人材獲得強化事業                                 | 都道府県 | すべての在留資格 | 介護施設等に対して、直接海外現地での採用経費に係る経費等を助成。                        |

## 定着支援 (資格取得支援・生活支援等)

| 事業名                                       | 実施主体 | 対象       | 事業内容                                                                                    |
|-------------------------------------------|------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| ④ 外国人介護福祉士候補者学習支援事業                       | 民間団体 | EPA      | 就労に必要な専門知識等を学ぶ集合研修、通信添削指導、資格を取得できず帰国した者への母国での再チャレンジ支援等の実施による <u>介護福祉資格取得支援</u> を実施。     |
| ⑤ 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業<br>(地域医療介護総合確保基金) | 都道府県 | EPA      | EPA受入施設が行う、介護福祉士候補者への日本語・専門知識の学習支援、 <u>喀痰吸引等研修の受講費用の負担</u> 、研修担当者の活動にかかる費用の助成。          |
| ⑥ 障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業            | 都道府県 | EPA      | ※「障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」はEPA介護福祉士候補者を受け入れた障害者施設等に限る。                             |
| ⑦ 介護福祉士修学資金等貸付事業                          | 都道府県 | すべての在留資格 | 介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付を実施。5年間、福祉・介護の仕事に継続して従事した者は修学資金等の返済を全額免除。                      |
| ⑧ 外国人介護人材受入施設等環境整備事業<br>(地域医療介護総合確保基金)    | 都道府県 | すべての在留資格 | 介護施設等に対して、外国人介護職員との <u>コミュニケーション支援</u> 、外国人介護人材への <u>学習支援</u> や <u>生活支援</u> 等に対する経費を助成。 |
| ⑨ 外国人介護人材研修支援事業<br>(地域医療介護総合確保基金)         | 都道府県 | すべての在留資格 | 外国人職員向けの集合研修や外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施。                                                |
| ⑩ 外国人介護人材定着促進事業                           | 都道府県 | すべての在留資格 | 介護施設等に対して、外国人職員との意思疎通の円滑化、外国人介護人材の学習支援等のため、 <u>ICTツール等の導入・活用</u> に係る経費を助成。              |

① 施策の目的

外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、都道府県と連携して、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して支援を行う。

② 対策の柱との関係

| I                     |   |   | II |   |   |   |   | III |   |
|-----------------------|---|---|----|---|---|---|---|-----|---|
| 1                     | 2 | 3 | 1  | 2 | 3 | 4 | 5 | 1   | 2 |
| <input type="radio"/> |   |   |    |   |   |   |   |     |   |

③ 施策の概要

- 国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保するため、都道府県と連携して以下の外国人介護人材の確保の取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して、その費用を補助する。
  - ア 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集
    - 外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送出国の学校、送出機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。
  - イ 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化
    - 外国人介護人材を円滑に確保する目的で、海外現地の学校・送出機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等の実施、活動に必要な宣材ツールの作成等を行う。
  - ウ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動
    - 更なる外国人介護人材の確保を促進するため、海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集、日本の介護に関するPR、介護施設・介護福祉士養成施設・日本語学校等の情報提供などの広報活動、これらの取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。
  - エ その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組
- 外国人介護人材の受入れを促進し、地域への定着を図るため、地域の実情に応じた受け入れ体制を整備し、外国人介護人材に係るセンターを活用する等して、初めて外国人介護人材を受け入れる事業所への支援や、受入れのきっかけをつかめない小規模事業所等への支援等を重点的に行う都道府県に対して、その費用を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】都道府県



【補 助 率】国2/3、都道府県1/3

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

海外現地の送り出し機関等との関係構築・連携強化や、現地説明会による採用・広報活動など、介護事業者の支援や外国人介護人材に係るセンターの活用により、国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手となる外国人介護人材を確保する。

施策名：外国人介護人材定着促進事業

令和7年度補正予算額 1.2億円

社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室  
(内線2894)

**① 施策の目的**

令和7年4月より在留資格「特定技能」及び「技能実習」の外国人介護人材の訪問系サービスの従事が可能となったが、訪問先の利用者の居宅において緊急時、不測の事態が起こった際に適切に対応できるようにする観点で「ICT等の活用等による環境整備」を遵守すべき事項として定めている。

外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援や記録作業の負担軽減、不測の事態への対応として、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入や環境整備に係る経費を補助し、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する。

**② 対策の柱との関係**

| I |   |   | II |   |   | III |   |   |   |
|---|---|---|----|---|---|-----|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 1  | 2 | 3 | 4   | 5 | 1 | 2 |
| ○ |   |   |    |   |   |     |   |   |   |

**③ 施策の概要**

○ 外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する目的で、都道府県と連携して以下のア・イのいずれかの取組を行う外国人介護人材受入事業所等に対して、その費用を補助する。

## ア 外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入支援及び活用促進

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材の活躍に資するツール等(携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、e-ラーニングシステムなど)を導入するとともに、導入されたツール等が有効活用されるための研修、勉強会、関連規程の整備などの環境整備を行う。

## イ その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための必要な取組

**④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等****【実施主体】** 都道府県**【補 助 率】** 国1/2、都道府県1/4、受入事業所等1/4**⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)**

外国人介護人材受入事業所におけるツール等の導入等を推進することで、外国人職員と日本人職員の円滑なコミュニケーションや、外国人介護人材の業務負担の軽減等を行い、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を実現する。

# 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数

## 1 事業の目的

本事業は、経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者（以下「外国人介護福祉士候補者」という。）が介護福祉士国家試験に合格できるよう、日本語及び介護分野の専門知識に係る学習支援を目的とする。

## 2 事業の概要

(1)就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語学習(日本語講師の派遣、日本語学校への通学等)、介護分野の専門知識の学習(民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等)及び学習環境の整備に要する経費

- 日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣に要する経費
- 日本語学校の授業料や通学等に要する経費
- 民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会等への参加に要する経費

補助率 2/3  
実施主体 都道府県

(2)就労中の外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費

- 喀痰吸引等研修の受講に要する経費  
※ EPA介護福祉士候補者以外の実務経験ルートで国家試験を受験する者については、平成28年度から実務者研修の受講が義務付けられており、当該研修の中で医療的ケアを学習することとなっている。

(3)外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費

- 受入施設の研修担当者の活動に要する経費

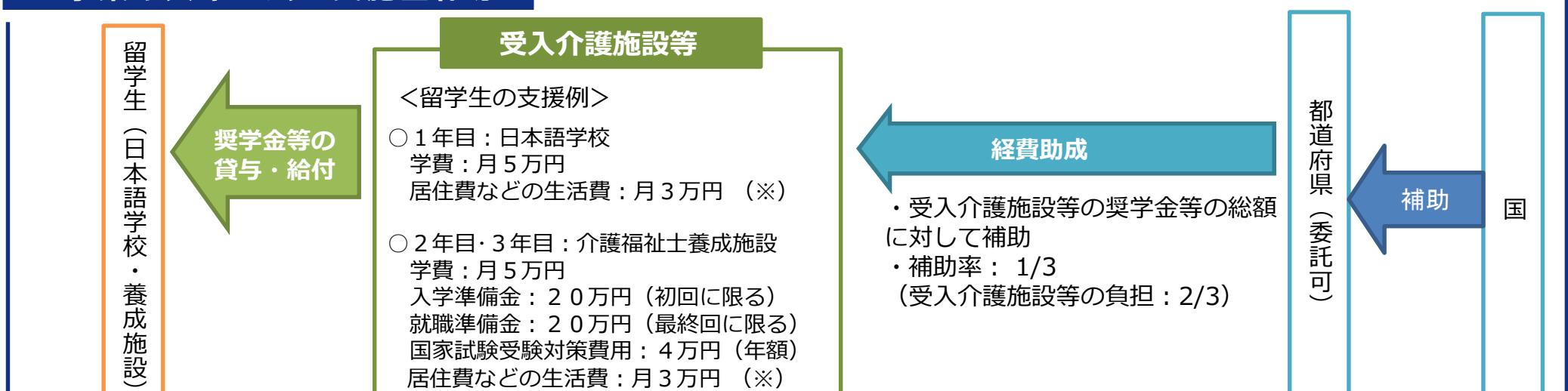
※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー（外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業）

令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数

## 1 事業の目的・概要

- 介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の確保を図るため、留学生に対して、就労予定先の介護施設等（受入介護施設等）が介護福祉士養成施設等に係る奨学金の給付等を行う場合に、その費用の一部を助成する事業を実施。
- なお、居住費などの生活費について、受入介護施設等が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、補助基準額に加算できる。

## 2 事業のスキーム・実施主体等



※ 居住費などの生活費について、受入介護施設等が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り

- 1 月 2 万円まで加算。
- 2 入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月 5 万円まで加算。

# 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー（外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業）

令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数

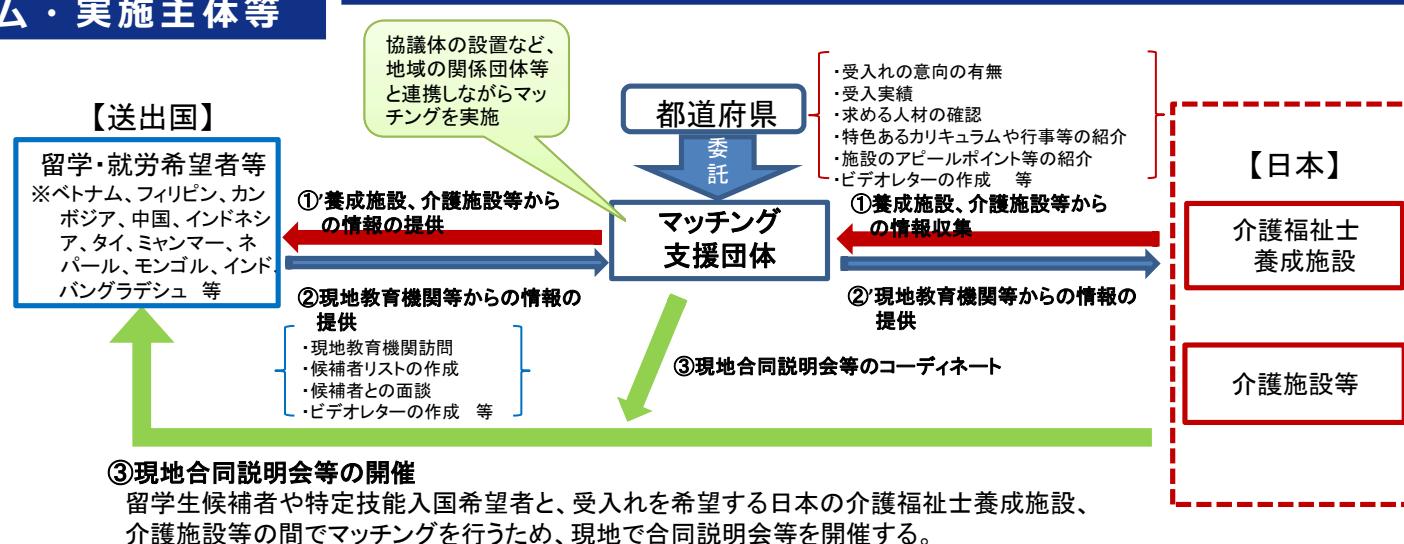
## 1 事業の目的・概要

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成することにより、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

（事業内容）

- ① マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能による就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する
- ② 現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を行う など

## 2 事業のスキーム・実施主体等



## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：2／3

# 外国人介護人材受入施設等環境整備事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー

令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数

補助率：2/3  
実施主体：都道府県

## 【事業目的】

- 外国人介護人材の受け入れを検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

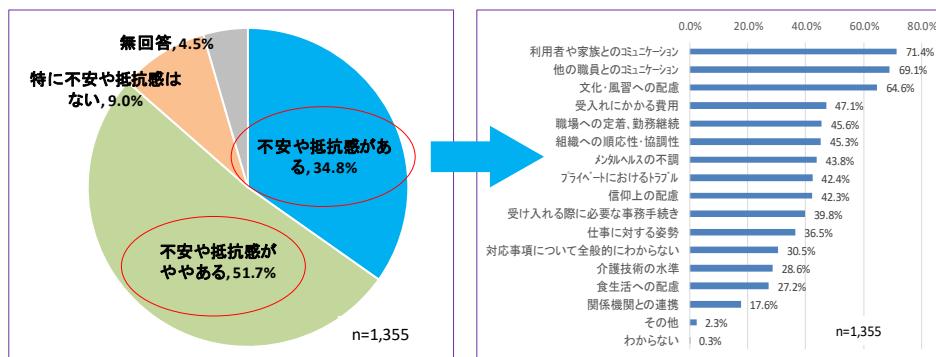
## コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

- 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- 多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感<外国人介護職員を受け入れたことがない施設>



(出典) 三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受け入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)  
(平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

## 資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

- 介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費
- 外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



## 教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

- 留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など



# 外国人介護人材研修支援事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー

令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数

補助率：2/3  
実施主体：都道府県

## 1 事業の目的

本事業は、介護職種における技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施することにより、当該外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

### （1）介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等の実施

- 技能実習生や1号特定技能外国人を対象に介護技能を向上することを目的とした集合研修の実施。
  - ・ 受入状況や就労場所の地理的要因など各地域の実情に応じて、集合研修以外（派遣講師による巡回訪問、オンライン等）の方法で、研修を実施することも可能。
  - ・ 他の在留資格で就労する者も含めて集合研修を実施することも可能。（その場合は合理的な方法により費用按分を行い、重複が無いように整理することが条件。）
  - ・ 研修内容は、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考える内容であり、実施主体のそれぞれの実情に応じて検討可能。また、研修は座学のみならず演習を取り入れることしている。
- 介護や日本語等の専門家の意見を踏まえた、研修教材の作成。
  - ※ 別に国の補助事業として作成した「介護の日本語テキスト」や、介護の日本語学習に関するWEBコンテンツ「にほんごをまなぼう」を、研修中や研修実施前後に積極的に活用するなど既存の学習ツール等も有効に活用することを推奨。

### （2）外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修の実施

- 外国人介護人材を雇用する介護施設等で技術指導等を行う職員を対象にした研修の実施。
  - ・ 受入れに係る必要な準備、外国人介護人材が安心して就労することができるサポートのあり方、円滑にコミュニケーションを図る方法、文化・風習への配慮事項、介護技術の指導方法、外国人介護人材受入事例の紹介などの内容について、地域の実情に応じて必要な研修内容を実施。
  - ・ 在留資格にかかわらず外国人の介護職員を雇用する施設等を対象とすることが可能。

### （3）研修講師等の指導者養成研修の実施

- 上記（1）（2）に基づき実施する研修の質の向上を図ることを目的として、当該研修講師（講師予定の者を含む）を養成するため、研修を適切に実施するための知識・技術の習得など、地域の実情に応じて必要な指導者養成研修を実施。

## 研修講師等の指導者養成研修の横展開

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）外国人介護人材研修支援事業のメニュー

- 外国人介護人材については、介護保険部会の意見書において「日本語学習や生活相談の支援とともに介護福祉士の資格取得支援等を推進することが必要である」とされており、介護福祉士の資格取得に向けた支援が重要。
- しかしながら、技能実習生や1号特定技能外国人は、介護福祉士資格取得を目指した制度ではないため、就労しながら資格取得するまでの具体的な道筋や、学習支援の手法が明確ではなく、受入施設の方針次第で学習方法等が大きく異なっている状況にある。
- そのため、どの施設で勤務していても、適切な学習支援等が行われるよう、外国人介護人材研修支援事業等を活用し、都道府県内の関係機関が連携して、適切な指導法に関する知識・技能を有する指導者の養成を行う事業を推進する。
- なお、地域の特性に応じ、例えば、養成した指導者を各受入施設に派遣し、施設の教育担当職員や外国人介護人材本人に向けた学習支援体制・指導方法・学習方法などについて助言を行うなど、柔軟な形態による事業実施も可能である。

### 指導者養成の実施

都道府県内の受入施設の外国人教育担当職員等を対象に、外国人介護人材の学習支援方法に関する知識や技能に関する研修等を実施。

- ・研修カリキュラム等の作成
- ・モデル事業の実施による事例収集
- ・研修に係る経費等の助成  
(厚生労働省)

研修開催支援

指導者養成研修の開催  
(都道府県)

参加

適切な指導法に関する  
知識・技能を有する  
指導者を養成



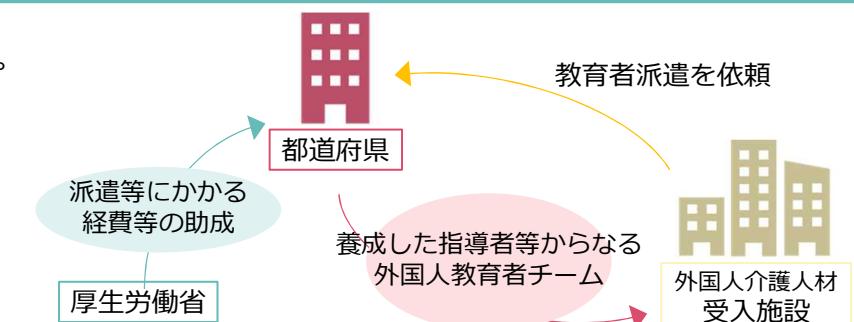
県下の  
日本語学校講師

県下の  
養成施設の教員

県下の受入施設の  
指導的役割にある者

### (参考：事業実施例) 外国人教育者チームの派遣

- 上記により養成した指導者等からなる「外国人教育者チーム」を構成。
- 外国人受入施設に対して、外国人教育者チームを派遣して、介護福祉士資格取得等に向けた以下の支援を実施。
  - ア 受入施設の教育担当者に向けた学習支援体制・指導方法等に関する助言
  - イ 外国人介護人材について、本人の日本語能力等を総合的に判断し、その状況に応じた学習方法等に関する助言



## 外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について

### 検討経過

- 訪問介護員等の人材不足の状況などを踏まえ、「**外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会**」を立ち上げ、関係団体等に参画いただき議論を行ったところ、令和6年6月に公表した**同検討会の中間まとめ**では、**一定の条件の下で訪問系サービスへの従事を認めるべきとの結論がなされた。**
- 令和7年2月には「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」等(※)でも、**一定の条件の下で訪問系サービスへの従事を認めるべきとされた。**

※「技能実習評価試験の整備に関する専門家会議」、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」

### 改正の概要等

- **介護職員初任者研修課程等を修了し、介護事業所等での実務経験等(※)を有する技能実習生及び特定技能外国人について、訪問介護等訪問系サービスの業務に従事を認める。その場合、受入事業所は、利用者・家族へ事前に説明を行うとともに、以下の事項を遵守することとする。**

※ 介護事業所等での実務経験が1年以上あることを原則とする

- ① 外国人介護人材に対し、訪問介護等の業務の基本事項等に関する研修を行うこと
- ② 外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する際、一定期間、責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと
- ③ 外国人介護人材に対し、訪問介護等における業務の内容等について丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成すること
- ④ ハラスメント防止のために相談窓口の設置等の必要な措置を講ずること
- ⑤ 外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な環境整備を行うこと

- **令和7年4月施行。** ※ 施行日について、技能実習は令和7年4月1日、特定技能は令和7年4月21日

※訪問系サービスへの従事に係る確認書の発行件数：209法人・661名分、申請件数（※発行件数を含む）：443法人・1,284名分（令和7年12月5日時点）

## 改正法の概要（育成労制度の創設等）

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成労の在留資格を創設し、育成労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則3年以内に施行（注1））

（注1）準備行為に係る規定は公布即施行

### 入管法

#### 1. 新たな在留資格創設

- 技能実習の在留資格を廃止。「育成労産業分野」（特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることができるもの）に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「育成労」の在留資格を創設（注2）。

#### 2. 特定技能の適正化

- 特定技能所属機関（受入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。

#### 3. 不法就労助長罪の厳罰化

- 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を引上げ。（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可）

#### 4. 永住許可制度の適正化

- 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。

（注2）さらに、一定基準に適合する企業の外国事業所の職員が技能等を修得するための「企業内転勤2号」の在留資格を創設。

#### 4. その他

- 季節性のある分野において、派遣形態による育成労の実施を認める。
- 制度所管省庁が地域協議会を組織することができるものとし、地域の実情を踏まえた取組について協議を行うものとする。
- 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認めること。

### 育成労法（技能実習法の抜本改正）

#### 1. 育成労制度の目的・基本方針

- 法律名を「外国人の育成労の適正な実施及び育成労外国人の保護に関する法律」（育成労法）に改める。
- 育成労制度は、育成労産業分野において、特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することを目的とする。
- 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。

#### 2. 育成労計画の認定制度

- 育成労計画の認定に当たって、育成労の期間が3年以内（注3）であること、業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注4）に適合していることといった要件を設ける。
- 転籍の際には、転籍先において新たな育成労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①やむを得ない事情がある場合や、②同一業務区分内であること、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件（注5）を満たす場合（本人意向の転籍）に行う。

#### 3. 関係機関の在り方

- 監理団体に代わる「監理支援機関」については、外部監査人の設置を許可要件とする。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする。
- 外国人技能実習機構に代わる「外国人育成労機構」を設立。育成労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。

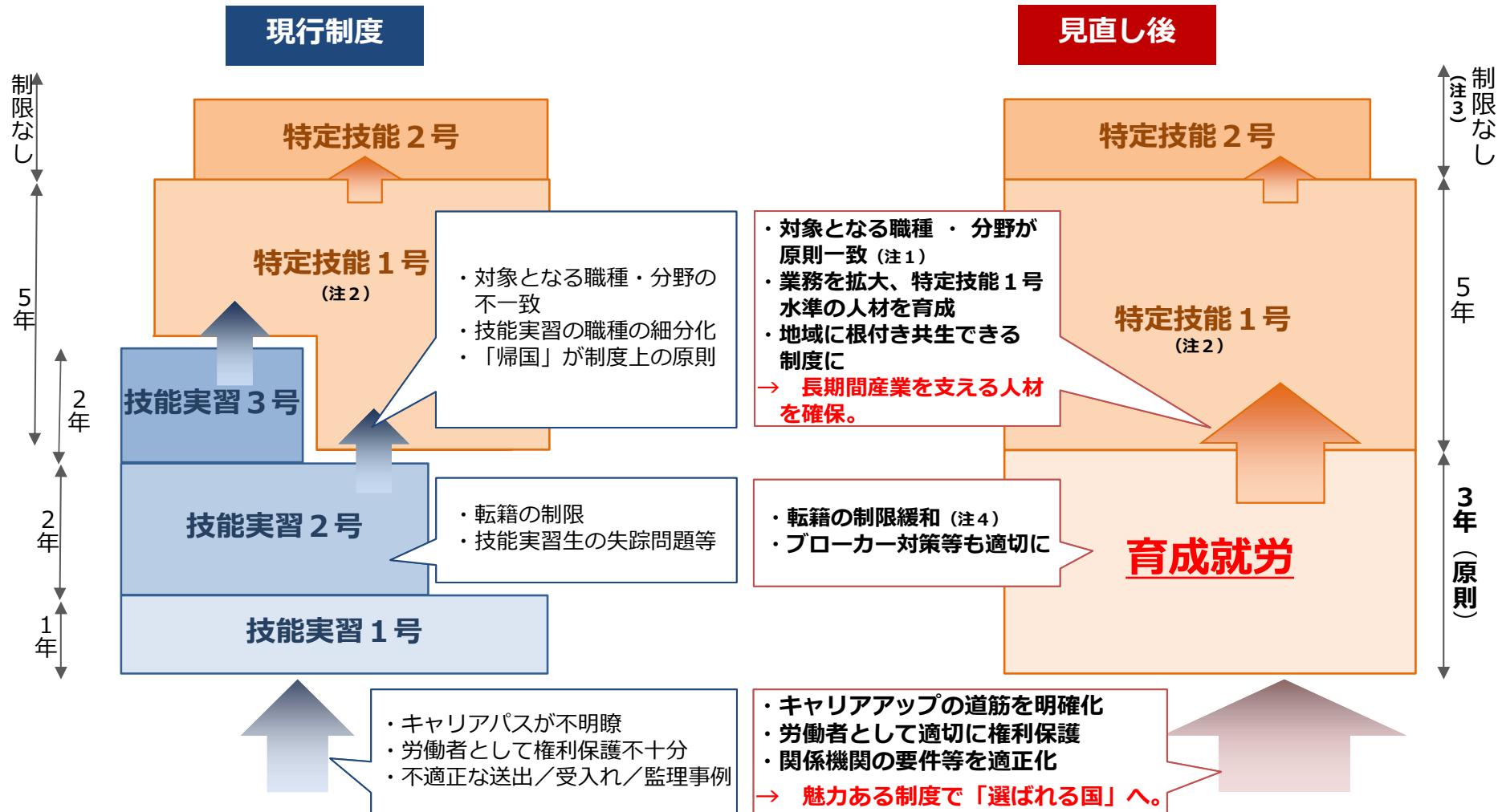
（注3）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で1年の延長可。

（注4）詳細な要件は、主務省令で定める。

（注5）詳細な要件は、主務省令で定める。具体的には、

- ・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること
- ・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格
- ・ 転籍先が、育成労を適正に実施する基準を満たしていることを要件とすることを予定している。

## 制度見直しのイメージ図



**(注1)** 育成労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、  
国内での育成になじまない分野は育成労の対象外。

**(注2)** 特定技能 1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

**(注3)** 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、  
当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

**(注4)** 転籍の制限緩和の内容

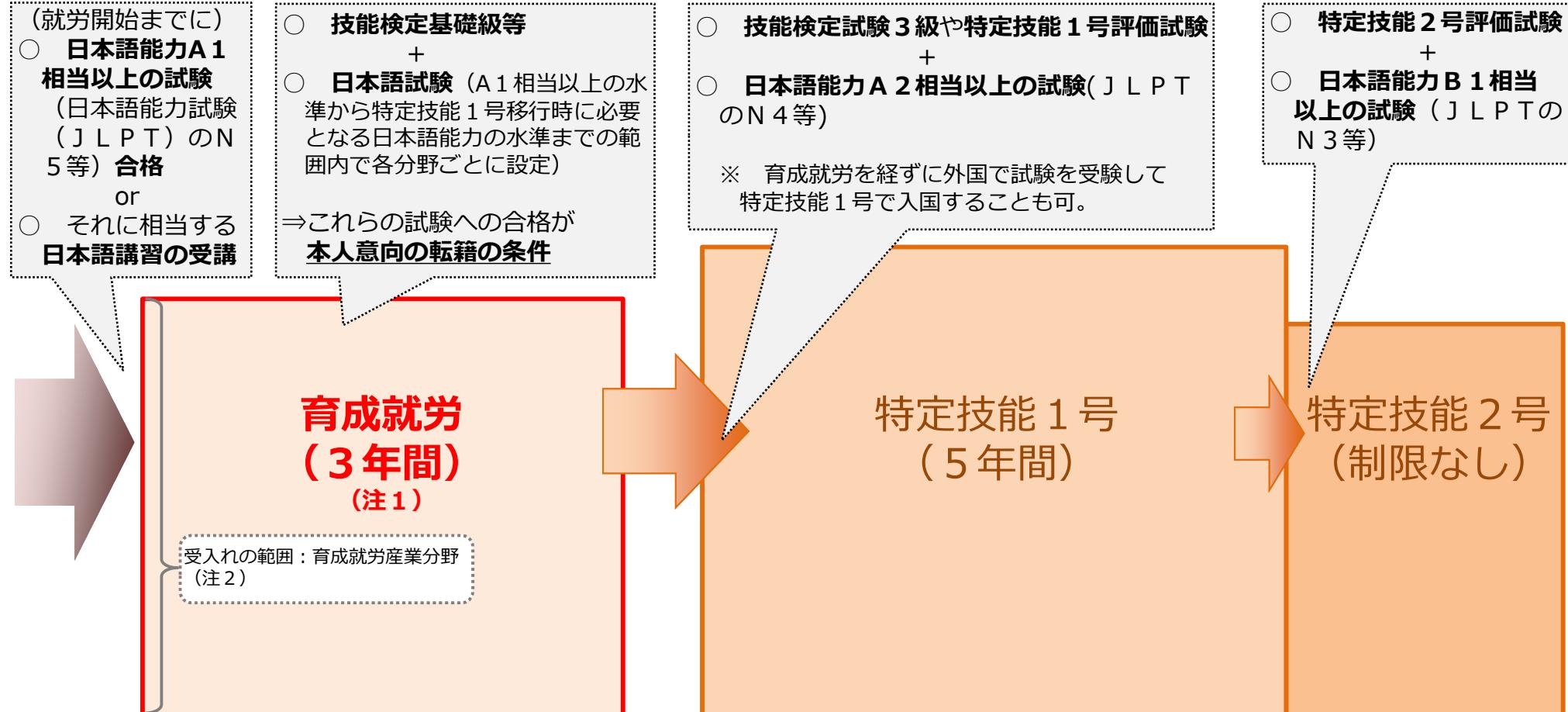
- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化とともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
  - ・ 同一機関での就労が1～2年（分野ごとに設定）を超えてる
  - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
  - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

# 育成労制度及び特定技能制度のイメージ

資料第10-64

## 技能レベル

高



(注1) 特定技能 1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成労制度の受け入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受け入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成労の対象外。

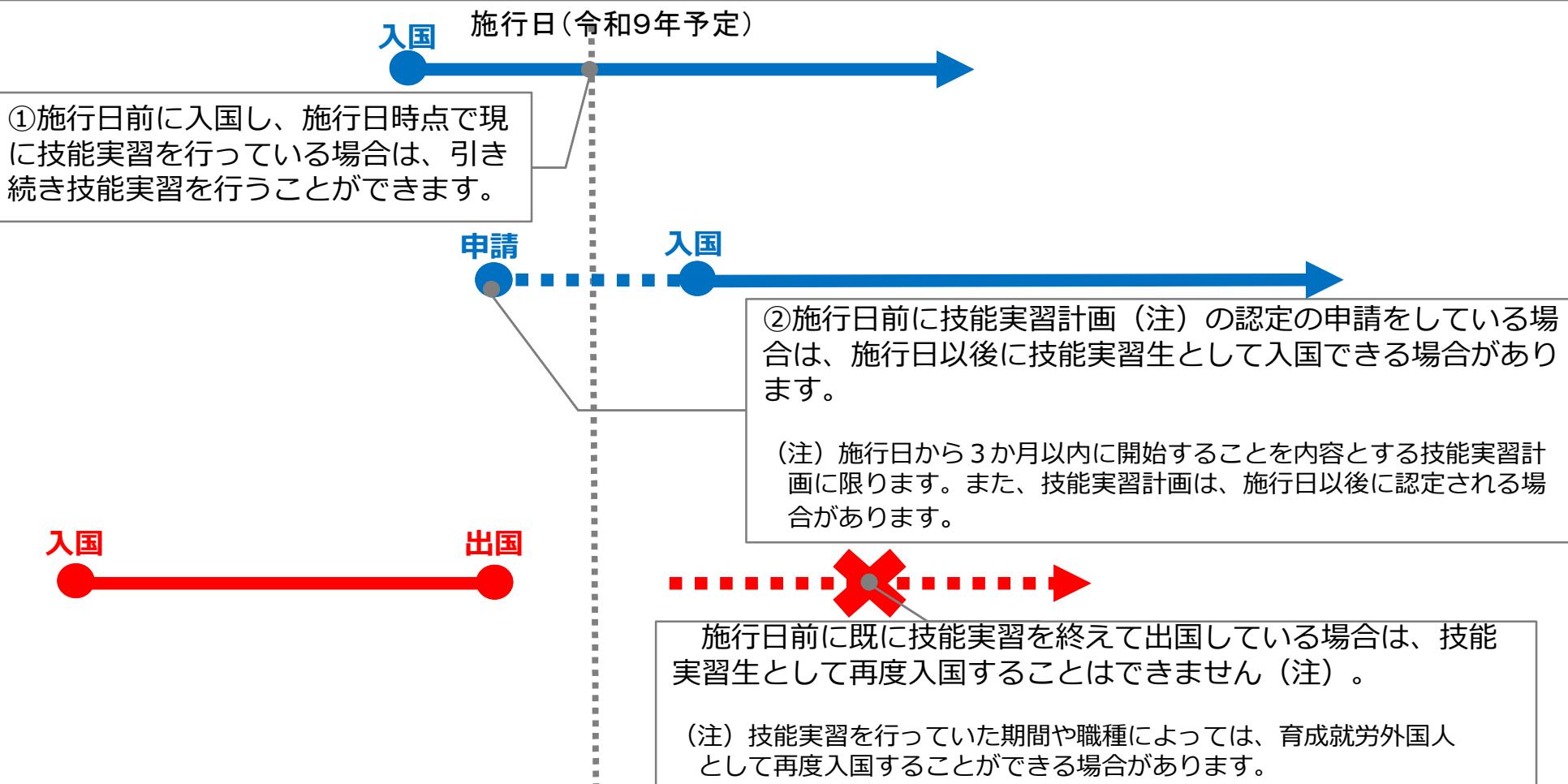
# 技能実習に関する経過措置のイメージ

資料第10-65

下記①又は②に該当する場合、**施行日後にも技能実習を行うことが可能**であり、要件を満たせば、**次の段階の技能実習までは引き続き行うことができます**（注）。

施行日後に技能実習を行う場合には、**技能実習制度のルールが適用され、技能実習から育成労に移行することはできません**。

（注）施行日時点で技能実習1号で在留する方は技能実習計画の認定を受けた上で技能実習2号への移行ができますが、施行日時点で技能実習2号で在留する方の技能実習3号への移行については、一定の範囲のものに限られます。



## 基本方針、分野別運用方針及び関係省令

### 1 基本方針

入管法及び育成労法に基づき、特定技能制度及び育成労制度の運用の基本的事項について定めるもの

### 2 分野別運用方針

入管法及び育成労法に基づき、かつ、基本方針にのっとり、各分野ごとに特定技能制度及び育成労制度の運用に関する事項について定めるもの

### 3 関係法令

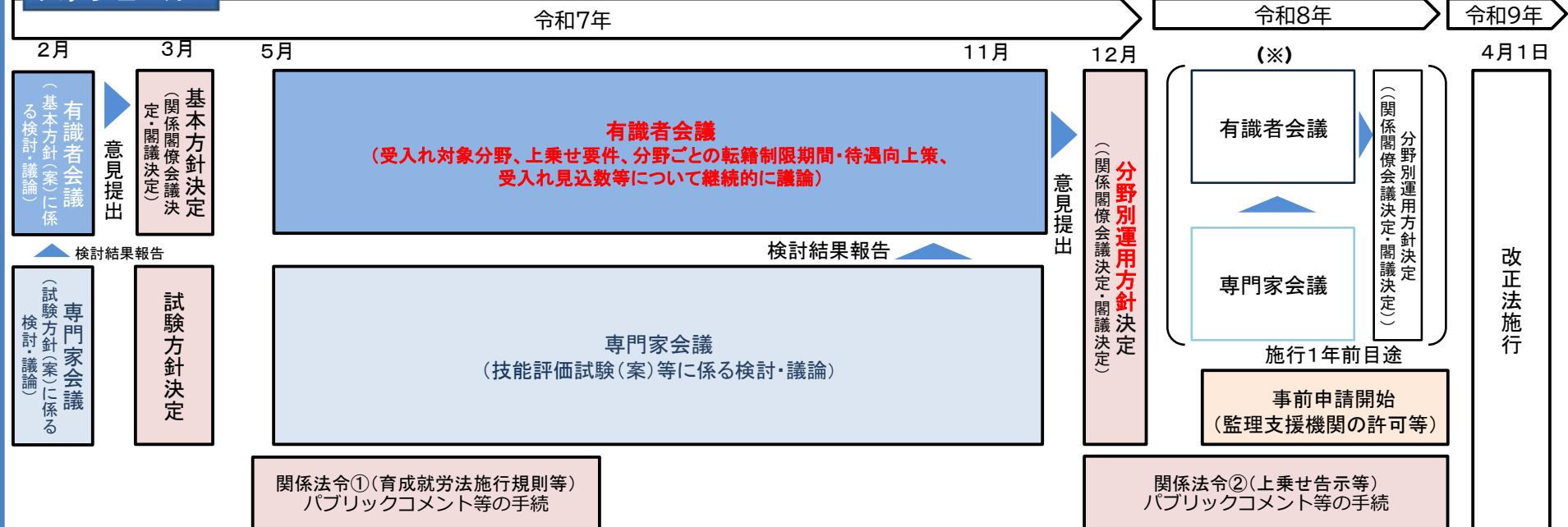
#### ①育成労法施行規則等

入管法及び育成労法からの委任により同法の詳細な内容（育成労計画の認定基準、監理支援機関の許可基準等）について定めるもの

#### ②上乗せ告示等

分野の特性に応じて上乗せ要件等を定めようとする特定の分野及び当該上乗せ要件等を定めるもの（分野別運用方針を踏まえて令和7年12月頃から必要な告示等を整備していく予定）

### スケジュール



※ 各分野において、分野別運用方針の変更を要する場合や、更なる受入れ対象分野の追加希望があれば、検討する(令和9年度以降も同様に運用予定)。

## 1 両制度の意義・受入れ分野に関する事項

### 【特定技能制度について】

- 特定技能制度の意義は、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することである。
- 特定技能制度の特定産業分野は生産性向上や国内人材確保のための取組を行った上でなお人材を確保することが困難な分野とする。

### 【育成労制度について】

- 育成労制度の意義は、特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成労産業分野）に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、育成労産業分野における人材を確保する仕組みを構築することである。
- 育成労外国人の受入れは、特定産業分野のうち、特定技能1号水準の技能を3年間の就労を通じて修得させることが相当である分野（育成労産業分野）に限って行う。
- 育成労において派遣形態での受入れができるのは、季節的業務に従事させる必要がある分野に限られる。

### 【両制度の共通事項について】

- 分野別運用方針で、人手不足の状況を踏まえて受入れ対象分野を定める。
- 分野別運用方針において、原則として5年ごとの受入れ見込数を示し、受入れ見込数は外国人受入れの上限数として運用する。

## 2 受け入れる外国人材に関する基本的事項

- 1号特定技能外国人、2号特定技能外国人、育成労外国人について、求められる技能及び日本語の水準、在留期間、家族帯同の可否等についてそれぞれ定める（整理すると以下の表のとおりとなる。）。

|               | 育成労                              | 特定技能1号                                     | 特定技能2号                        |
|---------------|----------------------------------|--------------------------------------------|-------------------------------|
| 技能水準<br>※1    | 終了時点で特定技能1号水準に達することが必要           | 相当程度の知識又は経験を必要とする技能（特定技能1号評価試験、技能検定3級等を想定） | 熟練した技能（特定技能2号評価試験、技能検定1級等を想定） |
| 日本語能力水準<br>※1 | 就労開始前:A1相当（相当講習でも可）<br>終了時点:A2相当 | A2相当                                       | B1相当                          |
| 期間            | 3年<br>(試験に不合格だった場合、最長1年延長)       | 通算で5年を上限<br>一部例外を規定<br>※2                  | 在留期間の更新回数に上限はない               |
| 家族帯同          | 基本的に不可                           | 基本的に不可                                     | 可能                            |

※1 技能・日本語能力に関する水準は試験により確認する。試験は分野別運用方針において定める（分野の実情に応じて上乗せ可能）。

※2 妊娠・出産等に係る期間は、通算期間に含めない。また、特定技能2号評価試験等に不合格になった場合、一定の要件の下で最長1年の在留継続を認める。

## 3 受入れ機関に係る施策等に関する基本的事項

- 特定技能外国人の受入れ機関は、特定技能外国人に職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施する義務がある。
- 育成労外国人の受入れ機関は、育成労計画に基づいて育成労を行わせ、目標とする技能及び日本語能力の試験を受験させる義務がある。
- 育成労制度における転籍制限期間（1年～2年）は各受入れ分野において定める。

## 4 制度運用に関する関係行政機関の調整に関する基本的事項

- 法務省は、特定技能外国人等の実態に係る情報を収集し、関係機関と共有し、適切な連携をする。
- 厚生労働省は、都道府県労働局等を通じて受入れ機関等を適切に監督する。
- 法務省及び厚生労働省は、育成労計画の認定制や監理支援機関の許可制を適正に運用する。
- 外国人育成労機構は、主務大臣等の委託を受けて育成労に関する権限を包括的に行使する。
- 分野所管省庁は、特定技能制度及び育成労制度に係る分野別運用方針において、受入れ機関等に課す上乗せ要件を設定する。
- 法務省、厚生労働省等は、悪質ブローカー等の排除を徹底する。
- 送出国との間で二国間取決め（MOC）を作成し、送出しの適正化等に関する取組を推進する。
- 各分野における人手不足の状況の継続的な把握に努め、その状況等を踏まえて、必要な時は外国人の受入れを停止又は再開する。
- 外国人の受入れ状況を継続的に把握し、問題が生じた場合においては関係機関が連携して適切な対応を取る。
- 受入れにより行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう関係機関は、情報の連携及び把握に努める。

## 5 その他の重要事項

- 大都市圏に人材が過度に集中しないよう配慮に努める。
- 外国人及び受入れ機関は、公租公課を支払う責務があり、制度所管省庁は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、関係行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。
- 被送還者の自国民引取義務を適切に履行していない国からの受入れは行わない。
- 改正法の施行後一定の期間が経過した際には基本方針の見直しを行う。

## 上乗せ基準とは

特定技能・育成労制度では、制度の適正性を確保するため、受入れ機関等に関し、省令により全分野共通の基準を設けているが、分野に特有の事情に鑑み、これに上乗せして当該分野独自の基準を告示により定めるもの。

|                                    | 介護    | クリーニング | ビル  | サプライ | リネン   | 工業製品 | 製造業 | 建設※1 | 舶用工業 | 造船・造船 | 自動車整備 | (特定技能のみ) | 航空 | 宿泊  | (特定技能のみ) | 運送業    | 自動車 | 鉄道 | 物流倉庫 | 農業  | 漁業  | 製造業 | 飲食料品 | 外食業 | 林業  | 木材産業 | 資源循環 |
|------------------------------------|-------|--------|-----|------|-------|------|-----|------|------|-------|-------|----------|----|-----|----------|--------|-----|----|------|-----|-----|-----|------|-----|-----|------|------|
| 事業者の範囲の限定(許認可等)<br>※外国人受入れに特に求めるもの | 育     | 特・育    | 特・育 |      |       | 特・育  |     | 特・育  |      | 特     | 特・育   | 特        | 特  |     |          | 特・育    | 特・育 |    | 育    | 特・育 | 特・育 | 特・育 | 特・育  | 特・育 | 特・育 |      |      |
| 受入事業実施法人への加入等                      |       |        |     |      | 特・育※2 |      | 特   |      |      |       |       |          |    |     |          |        |     |    |      |     |     |     |      |     |     |      |      |
| 受入れ人数の上限                           | 特・育   |        |     |      |       | 特・育  |     |      |      |       |       |          |    |     |          |        |     |    | 特・育  |     |     | 育   |      |     |     |      |      |
| 労働条件                               |       |        |     |      | 特・育※3 |      | 特・育 |      |      |       |       |          |    |     |          |        |     |    | 育    | 育   |     |     |      |     |     |      |      |
| 労働安全衛生対策                           | 特・育※4 |        |     |      | 育※5   |      |     |      |      | 育     |       |          |    |     |          |        |     | 育  | 特    |     |     | 特・育 | 特・育  | 特・育 |     |      |      |
| 人材育成等<br>(研修、キャリアアップ、体制等)          | 特・育※4 |        |     |      | 育※6   |      | 特・育 | 特    | 育    |       |       |          |    | 特※7 |          |        |     |    | 特・育  | 特   | 育   |     |      |     |     |      |      |
| 通常より高い日本語能力水準                      | 特・育※8 |        |     |      |       |      |     |      |      |       |       |          |    |     | 特※9      | 特・育※10 |     |    |      |     |     |     |      |     |     |      |      |
| 監理支援機関等の範囲                         | 育     |        |     |      |       |      |     |      |      |       | 特・育   |          |    |     |          |        |     |    | 育    |     |     |     |      |     |     |      |      |

凡例: 特: 特定技能制度の上乗せ基準  
育: 育成労制度の上乗せ基準

※1 國土交通省における検討会で議論中  
※2 育成労については現在調整中

※3 繊維工業のみ

※4 特定技能は訪問介護のみ

※5 RPF製造業、ゴム製品製造業(混練り圧延加工)のみ

※6 金属熱処理業のみ

※7 タクシー運送業・バス運送業(新任運転者研修)のみ

※8 育成労: 入国時A2

特定技能: A2+介護日本語試験

※9 日本語能力要件の見直しを検討中(タクシー運送業・バス運送業)

※10 育成労: 運輸係員のみ入国時A1、就労開始までにA2相当

特定技能: 運輸係員のみB1

## 既存分野

| 省庁    | 分野 | 特定技能制度                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 育成効制度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 厚生労働省 | 介護 | <p><b>【受入れ人数の上限】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所ごとに、日本人等の常勤介護職員の総数を上限とする。</li> </ul> <p>■趣旨：ケアの質の担保や適切な指導体制の確保。</p> <p><b>【通常より高い日本語能力水準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ A 2 及び介護日本語評価試験</li> </ul> <p>■趣旨：対人サービスである介護業務に従事する上で支障ない程度の日本語能力を求める。</p> | <p><b>【受入れ人数の上限】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所ごとに、事業所の常勤介護職員（育成効外国人を除く。）の人数に応じた受入れ人数の上限を設ける。なお、事業所の育成効外国人の総数は当該事業所の常勤介護職員の総数を超えない。</li> </ul> <p>■趣旨：特定技能制度に同じ</p> <p><b>【通常より高い日本語要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入国時にA 2、2年目以降はA 2 及び日本語学習プラン（ただし、B 1 を取得している場合、日本語学習プランは不要）、育成効終了時にA 2 及び介護日本語評価試験</li> </ul> <p>■趣旨：特定技能制度に同じ</p> <p><b>【事業者の範囲の限定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の（1）から（3）に掲げる要件のうちいずれかを満たす事業所であること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 開設後三年以上経過しているものであること。</li> <li>(2) 当該事業所を経営する法人において、介護等の業務を行う他の事業所の開設後三年以上経過しているものであること。</li> <li>(3) 当該事業所を経営する法人について、次の(i)～(iv)に掲げる全ての要件を満たすこと。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 当該事業所の利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう、育成効外国人に対する研修体制及びその実施が確保されていること。</li> <li>(ii) 育成効外国人並びに当該事業所の職員及び利用者等からの相談体制が確保されていること。</li> <li>(iii) 育成効外国人の受け入れについて、受け入れ開始前に当該事業所に所属する職員並びに当該事業所を利用する者及びその家族等に対して、説明会等が行われていること。</li> <li>(iv) 育成効外国人の受け入れに関して、当該事業所を経営する法人内における協議体制が確保されていること。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>■趣旨：受け入れ事業者の経営安定性や、研修・相談等のサポート体制を求める。</p> <p><b>【労働安全衛生】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 育成効外国人に夜勤や緊急対応業務を行わせる場合は、指導に必要な体制確保等、利用者の安全確保及び外国人保護のために必要な措置を講じる。</li> </ul> <p>■趣旨：夜勤等の場合には利用者の安全及び外国人の心身への配慮が特に必要となる。</p> |

| 省庁    | 分野         | 特定技能制度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 育成就労制度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 厚生労働省 | 介護<br>(続き) | <p><b>【訪問介護】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問介護等に従事させる場合には、介護職員初任者研修課程等の修了、実務経験等のほか、以下の事項の遵守を求める。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 訪問介護等の基本事項等に関する研修</li> <li>② 一定期間の責任者等の同行等による必要な訓練</li> <li>③ 訪問介護の業務内容等の説明、意向の確認、キャリアアップ計画の作成</li> <li>④ ハラスメント防止のための相談窓口設置等の必要な措置</li> <li>⑤ 不測の事態発生時に適切な対応ができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な措置</li> </ul> </li> <li>■ <b>趣旨</b>：1対1のサービスである訪問介護の質の担保、労働安全衛生対策、外国人のキャリアアップ。</li> </ul> | <p><b>【訪問介護】</b> 特定技能制度と同じ</p> <p><b>【人材育成等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1名以上の育成就労指導員が介護福祉士等の専門的知識・技術を有する者である。</li> <li>○ 育成就労外国人5名につき1名以上の育成就労指導員を選任。</li> <li>○ 計画作成指導者が5年以上介護等の実務経験を有する者であって、介護福祉士の資格を有する者等である。</li> </ul> <p>■ <b>趣旨</b>：ケアの質、適正な育成体制の担保。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下の要件を満たす入国後講習を行うこと。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 日本語科目的講義の総時間数が240時間以上であること。（B1取得済の場合は80時間）</li> <li>② 日本語科目的講義が、日本語教育に関する課程を修めて大学等を卒業した者等によって行われること。</li> <li>③ 技能等の修得に資する知識の科目的総時間数が42時間以上であること。</li> <li>④ 技能等の修得に資する知識の科目が、介護福祉士養成施設の教員等として介護の領域に区分されることについて講義した経験を有する者等によって行われること。</li> </ul> </li> <li>■ <b>趣旨</b>：（日本語）対人サービスである介護業務では、利用者との日本語でのコミュニケーションが重要である。<br/>           （技能）就労開始後に身体介護等の介護業務を実施できるようにする。</li> </ul> <p><b>【監理支援機関の範囲】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人類型として社会福祉連携推進法人及び介護又は医療の事業者団体を追加する（農協・漁協は除く）。</li> <li>■ <b>趣旨</b>：介護分野に関係する団体に監理支援を行わせるため。</li> </ul> |
|       | ビルクリーニング   | <p><b>【事業者の範囲の限定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県知事より、建築物衛生法に規定する建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所において受け入れること。</li> <li>■ <b>趣旨</b>：本来は任意である事業登録を課すことで、適切な企業において雇用されるようにする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                             | <p><b>【事業者の範囲の限定】</b> 特定技能制度と同じ</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

## 転籍とは

計画的な人材育成の観点からは、育成労は3年間を通じて同一の育成労実施者の下で行われることが効果的であり望ましいものの、暴行、ハラスメント、重大悪質な法令違反行為又は重大悪質な契約違反行為があった場合などやむを得ない事情がある場合のほか、同一の育成労実施者の下で育成労を行った期間が一定の期間を超えている等の一定の要件を満たす場合には、育成労外国人本人の意向により育成労実施者の変更（転籍）を行うことができる。（基本方針（令和7年3月11日付け閣議決定）第四2（1）工）

転籍制限と待遇向上策

- ・転籍制限期間については、1年とすることを目指しつつも、当分の間、育成就労産業分野ごとに、その業務内容等を踏まえて1年から2年までの範囲内で育成就労分野別運用方針において設定するものとする。（基本方針（令和7年3月11日付け閣議決定）第四2（1）工）
  - ・1年を超える転籍制限期間を定めた育成就労産業分野において、当該期間を選択した育成就労実施者においては、就労開始から1年を経過した後には転籍の制限を理由とした昇給その他育成就労産業分野ごとに定める基準を満たす待遇の向上等を図らなければならない。（同上）
  - ・また、転籍に当たっては、技能検定基礎級又は相当する育成就労評価試験及び各育成就労産業分野において日本語教育の参考枠A1相当の水準から「特定技能1号」への在留資格の変更に必要となる水準までの範囲内で育成就労分野別運用方針において設定する日本語能力の試験に合格していることが求められる。（同上）
  - ・1年を超える転籍制限期間を定めた育成就労産業分野において、育成就労実施者の判断で自動的に転籍制限期間を1年とすることを選択した場合には、育成就労産業分野ごとに定める基準を満たす待遇の向上等の義務はかかるない。

#### 各分野ごとの転籍制限・待遇向上策一覧

※この一覧表は、様々な御意見を踏まえた暫定的なものである。

|                | 介護 | クリーニング | ビル | サブライ        | リネン         | 製造業 | 建設 | 造船・<br>造船・<br>船用工業 | 自動車整備 | 宿泊 | 鉄道 | 物流倉庫 | 農業 | 漁業 | 飲食料品 | 製造業 | 外食業 | 林業 | 木材産業 | 資源循環 |
|----------------|----|--------|----|-------------|-------------|-----|----|--------------------|-------|----|----|------|----|----|------|-----|-----|----|------|------|
| 1年を超える<br>転籍制限 | 2年 | —      | —  | 2年<br>(調整中) | 2年          | 2年  | 2年 | —                  | —     | —  | —  | —    | —  | —  | 2年   | 2年  | —   | —  | 2年   |      |
| 日本語能力<br>要件    | A2 | ※1     | ※1 | ※1          | ※1          | ※1  | ※1 | ※1                 | ※1    | ※1 | ※1 | ※1   | ※1 | ※1 | ※1   | ※1  | ※1  | ※1 | ※1   |      |
| 待遇向上策          | ※2 | —      | —  | ※2<br>(調整中) | ※2<br>(調整中) | ※2  | ※2 | —                  | —     | —  | —  | —    | —  | —  | ※2   | ※2  | —   | —  | ※2   |      |

※1 日本語能力のA1相当と、A2相当の間の一定のレベル

※2 転籍制限期間が2年の分野は、当該分野における直近の昇給率を基準に、昇給率を毎年設定・公表し、1年目から2年目にかけて当該昇給率で昇給する（介護分野においては、育成就労外国人の就労可能な施設は公定価格である介護報酬等により運営されているため、介護職員等処遇改善加算の取得等を要件とする）。

## 受け入れ見込数の設定

- 特定技能及び育成労に関する基本方針（閣議決定）において、分野別運用方針で、**特定産業分野及び育成労産業分野における5年ごと（※）の受け入れ見込数**について示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない旨定めている  
 ⇒ 令和8年1月を目途に閣議決定予定の分野別運用方針において、受け入れ見込数を記載  
 ※現在、特定産業分野において令和6年4月から5年間（令和10年度末まで）の受け入れ見込数を設定。

## 受け入れ見込数の算出方法

- 受入れ分野は、生産性向上や国内人材確保の取組を行った上でなお、人手不足が深刻であり、分野の存続・発展のために外国人の受け入れが必要な分野であるため、令和10年度末の産業需要等を踏まえ、以下の計算で算出。

**受け入れ見込数 = 令和10年度末の人手不足数 - (生産性向上による人材確保相当数 + 国内人材確保数)**

※更なる生産性向上・国内人材確保の取組を行う見直し

## 令和11年3月までの受け入れ見込数

: 既存分野    : 既存分野のうち新たな業務等を追加する分野    : 新たに追加する分野

(人)

| 分野              | 介護      | ビルクリーニング | 建設      | 造船・船用工業 | 自動車整備  | 宿泊     | 自動車運送業 | 農業     | 漁業     | 外食業    | 林業    | 木材産業  | 工業製品製造業 | 航空    | 鉄道    | 飲食料品製造業 | リネンサプライ | 物流倉庫   | 資源循環  | 合計        |
|-----------------|---------|----------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|---------|-------|-------|---------|---------|--------|-------|-----------|
| 参考：特定技能（R6.3設定） | 135,000 | 37,000   | 80,000  | 36,000  | 10,000 | 23,000 | 24,500 | 78,000 | 17,000 | 53,000 | 1,000 | 5,000 | 173,300 | 4,400 | 3,800 | 139,000 | 斜線      | 斜線     | 斜線    | 820,000   |
| 特定技能            | 126,900 | 32,200   | 76,000  | 23,400  | 9,400  | 14,800 | 22,100 | 73,300 | 14,800 | 50,000 | 900   | 4,500 | 199,500 | 4,900 | 2,900 | 133,500 | 4,300   | 11,400 | 900   | 805,700   |
| 育成労             | 33,800  | 7,300    | 123,500 | 13,500  | 9,900  | 5,200  | 斜線     | 26,300 | 2,600  | 5,300  | 500   | 2,200 | 119,700 | 斜線    | 1,100 | 61,400  | 3,400   | 6,900  | 3,600 | 426,200   |
| 分野全体            | 160,700 | 39,500   | 199,500 | 36,900  | 19,300 | 20,000 | 22,100 | 99,600 | 17,400 | 55,300 | 1,400 | 6,700 | 319,200 | 4,900 | 4,000 | 194,900 | 7,700   | 18,300 | 4,500 | 1,231,900 |

※1号特定技能外国人及び育成労外国人の受け入れ見込数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、それぞれ分野ごとに在留する外国人の上限として運用するもの。

※育成労については、令和9年4月（制度開始）からの受け入れ。

※1号特定技能外国人 333,123人、技能実習生 449,432人（いずれも令和7年6月末の在留者数）

## 外国人介護人材に関する相談窓口について

### ①EPA相談窓口

- EPAに基づくインドネシア・フィリピン・ベトナム3ヶ国の候補者及び受入施設を対象とした相談窓口を（公社）国際厚生事業団において、開設。
- EPA介護福祉士候補者及び受入施設からの施設内研修・雇用管理・在留管理などに関する相談などを電話等で受け付け、助言を行う等の支援を行っている。  
※ 顧問社会保険労務士による雇用管理相談や顧問精神科医によるメンタルヘルス相談の希望も受け付けている。

電話番号：03-6206-1772 / (フリーダイヤル) 0120-115-311 ※英語・インドネシア語・ベトナム語音声案内あり

メールアドレス：[sodan@jicwels.jp](mailto:sodan@jicwels.jp) (インドネシア：[sodan\\_id@jicwels.jp](mailto:sodan_id@jicwels.jp)、フィリピン：[sodan\\_ph@jicwels.jp](mailto:sodan_ph@jicwels.jp)、ベトナム：[sodan\\_vn@jicwels.jp](mailto:sodan_vn@jicwels.jp))

受付日時及び対応言語：毎週月曜日～金曜日※（祝・祭日を除く）9:15～13:00 14:00～17:30

※月、木：日本語、インドネシア語・英語・ベトナム語対応

※火、水、金：日本語（必要に応じ各国母国語での対応も可能）

### ②外国人介護人材無料サポート

- EPA介護福祉士候補者以外の在留資格の外国人及びその受入施設を対象とした相談窓口を（公社）国際厚生事業団において、開設。
- 外国人及び受入施設・登録支援機関からの外国人ご本人の生活・日本語学習・労務管理・在留資格などに関する相談などを電話等で受け付け、助言を行う等の支援を行っている。  
※ 顧問社会保険労務士による雇用管理相談や顧問精神科医によるメンタルヘルス相談の希望も受け付けている。

▼Instagram



電話番号：0120-118-370 (フリーダイヤル)

※ 英語、中国語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、  
クメール語、モンゴル語、ヒンディー語対応

※この他、右記のWEB、LINE、Facebookにおいても、相談受付および相談窓口の案内を行っている。

受付日時：9時15分～17時30分（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）

▼ホームページ



▼LINE



▼Facebook



▼YouTube



## 妊娠等を理由とした外国人介護人材への不利益取扱いの禁止について

- 妊娠・出産等を理由として外国人介護人材を解雇し不利益な取扱いをすること、私生活の自由を不当に制限することなどは関係法令に基づき禁止されている。
- これまでも外国人介護人材に対して、妊娠等した場合、外国人介護人材に関する相談窓口を活用いただくよう周知しているところ。
- 外国人介護人材受入事業所等におかれても、外国人が妊娠等した場合、当該外国人に対し、外国人介護人材に関する相談窓口を活用いただくようご案内をお願いする。



外国人介護人材相談サポート Jicwels  
Free consultation services for foreign  
care workers

2024/02/23

日本（にほん）で介護（かいご）の仕事（しごと）をする外国人（がいこくじん）のみなさんへ

日本では、妊娠（にんしん）したこと、仕事をやめさせることは、法律（ほうりつ）で禁止（きんし）されています。  
会社（かいしゃ）、送出機関（おくりだしきかん）、監理団体（かんりだんたい）などは、あなたが仕事を続（つづ）けたいのに、妊娠（にんしん）を理由（りゆう）に、あなたをむりやり帰国（きこく）させることはできません。

子どもを産（う）んだあとも、日本で介護の仕事ができます。

妊娠（にんしん）したら、ひとりでなやまないでください。かならず相談（そうだん）しましょう。  
相談する人がいなければ、JICWELSの相談窓口（そうだんまどぐち）に電話（でんわ）をしてくださいね。

あなたの「いのち」、これから生（う）まれてくる子どもの「いのち」が、一番（いちばん）大切（たいせつ）です🌟✨

こ  
う  
子どもを産んだあとも  
にほん しごと  
日本で仕事が  
つづ  
続けられます



17人

17

Q 2

A 2